

刑事裁判の充実・迅速化についての意見募集の結果概要

当事務局において実施した標記の意見募集（平成15年8月1日から同年9月1日まで実施）に対しては、154件の意見が寄せられた。

本資料は、寄せられた意見を、個人・団体の別に従い整理したものである。なお、意見を引用するに当たっては、裁判員制度・刑事検討会における検討事項に関連する部分のみを引用し、誤字と思われる字を修正している。また、意見を整理するに当たっては、その内容が同一であるものを、「(同文 通)」などと示している。

目次

第1部 個人から寄せられた意見	1
第2部 団体から寄せられた意見	39

第1部 個人から寄せられた意見

刑事裁判の迅速化には反対です。結果を急ぐあまり、冤罪を増やすことになるのではと危惧します。

明らかに悪の行為をした人に対しては迅速化も必要でしょうが、どちらとも言えない、又は明らかに被告が正しいときには、弁護士、人権擁護委員、裁判審査委員等、別の組織にて擁護されるべきであります。迅速化に名を借りて善者を早く葬るべきではないと思います。

オウム真理教のような凶悪犯罪団体の裁判が、ダラダラと何年も続いていることには疑問を感じます。被害者や関係者は、もっとジリジリ、そしてイライラしているはずで、被告人の人権にも十分配慮しつつ、裁判のスピードアップが望ましいことは言うまでもありません。

国際人権自由権規約委員会の勧告や諸外国の経験、法制度に学び、「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」については、「たたき台」のA案をもとに、検察官手持ち証拠の標目と要旨を記載したリストをまず弁護側に明らかにし、原則開示する義務を明記したルールを作るべきです。

税金で集めた資料はすべて開示すべきです。プライバシー云々をいうのなら弁護士は守秘義務をもっているので弁護士にすべてを開示すべきであるとあると思います。今の制度はあまりにも被告人とされている人に不利です。検察・弁護側同じカードを持って裁判を行うのが当然だと思います。

司法修習の充実。

裁判官、検察官の増員。

判決文の工夫（用語の短文化）。

死刑以外は3～7回で結審をルールとする。

裁判官、検察官の研修の実施。

開示された証拠の目的外使用の禁止についての規定に反対です。

以前担当した外国人の要通訳事件の経験ですが、日本の刑事事件の通訳制度の不十分さへの警告もあり、不適切な通訳の事例の紹介としてマスコミに被告人の供述調書を見せて記事にしてもらったことがあります。もちろん、被告人同意の上です。

こんなことも、躊躇してしまいそうです。

刑事事件は、その性質上からも、とにかく早い判決が至上命題だと思います。被害、物損、精神的苦痛など、具体的にダメージを負いつつ日常生活を送っている被害者等の心情も考えると、結審の時期はもっと早からんことを強く切望します。

裁判の長期化は、一面で、政治不信、政治家不信、政党不信ともだぶり、国民に結局、裁判所も含めて我が国の行政、立法、司法は頼りにならないといった悪しき風評を増幅させているのは残念の思いです。

裁判の中身の充実と言うまでもないことです。

最高裁が思い出の事件を裁かないように、刑事裁判を迅速化することには賛成です。

裁判員制度が迅速化や充実には適当とは必ずしも言えないと思います。

素人が裁くこと、とりわけマスコミ報道が激烈な我が国で、仕事を休みづらい我が国で、きちっとした役割を果たせるのか、現時点では不安の方が多いです。

新司法試験によって司法に精通した人が増えますね。社会生活上の医師としても絶対数が足りないことが、いろいろな弊害を生んでいます。

訴訟社会はもっと拡大するでしょう。法律のプロを増やすことがプラットホームとなるのではないのでしょうか。

今の裁判官は、自分が「神の化身」と思い込んでいるバカもいる。判決を書くのを面倒がって、和解を強要したり、敗訴になると脅したりもします。自分の良心で考えるより、周囲の評価を気にして、判例ばかりに頼るアホも多い。結果として犯罪を保護し、裁判官自身が「間接的加害者」となっていることに気が付かないのが、始末に終えないことです。世間知らずで、遵法意識と正義感の無い裁判官が多いので、良識ある民間の一般人からなる裁判員制度に大賛成です。最初の司法試験の成績が良かったことで、一生法的に保護され、安穩に保護される職業も珍しいと思う。司法試験の成績が良いことと、良識ある裁判官であることとは別だと、そろそろ日本も気が付いて良い時期でしょう。

私は裁判所書記官です。刑事裁判の立ち会いを6年ほど経験した立場から意見を申し上げます。現在検討されている「裁判員制度」では連続開廷など迅速な裁判の実現が求められることとなりますが、そのためには「裁判所速記官制度」が絶対に不可欠であると考えます。さらに、現在速記官制度に代わって導入されつつある録音テープ反訳では、とても調書作成は間に合いません。多くの速記官が実際現場で使用し、和歌山での「毒物カレー混入事件」などで迅速な訴訟運営に多大な実績を上げ、聴覚障害者への情報サービスにも貢献しているコンピューター速記システムこそ、これからの刑事裁判に不可欠であると確信しています。どうか裁判員制度とこの速記官制度を併せて導入検討されるよう、強く望みます。

刑事裁判の充実、迅速化は、ケースバイケースで考えるほかないと思います。なぜなら、迅速化をしたいがために検察の方が無理に証拠をでっち上げたり、偽の証人を用意したり、嘘の写真を撮ったり、そのようなことが現実的にあり得るからであり、そのような話を私は拘置所内でよく耳にしたことがあります。

事実を明確に把握できるならば、その事件は迅速に解決すべきであり、疑問点が残されるならば、それは徹底的に議論や喚問を通じて時間を掛けてでも真実を解き明かすべきでしょう。ただし、裁判官が夏休みのために、八月は裁判を執り行わないなどというのは論外と言うほかありません。国選弁護人などもそうですが、彼らが「怠け者」であるということは、拘置されている未決の人々にも周知の事実であるのです。

私は、狭山事件の再審を支援する一市民です。狭山事件について仲間と学習し、えん罪をなくし、市民の権利を守るために運動をしています。

えん罪をなくし、誤判をすみやかに救済する観点から、公正・公平な証拠開示のルール化が必要です。

「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」については、「たたき台」のA案をもとに、「公正な証拠開示を求める会」の出した「証拠開示法制要綱案」をとりいれたルールをつくるべきです。国連・自由権規約委員会の勧告、過去の誤判事例やえん罪事件の弁護団の要望もふまえて、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することを義務化すべきです。また、新証拠発見を要件とする再審請求でも、証拠リストを開示し、弁護側が検察官手持ちの未提出証拠にアクセスできるよう保障すべきです。(同文2通)

近年、悪質な犯罪が多発し、かつ低年齢化していることを憂慮している。刑務所が足

りなくなっているとか。それにしても裁判の遅さを嘆きます。オウム真理教の松本智津夫などは自白がとれないだけで延々と7年以上も裁判が続いています。一般の市民は興味もなくなってきました。明らかに彼が殺人を指示したのは、部下の信者の告白で誰でも分かっています。それなのに法律どおりによれば裁けないのです。この長い裁判の費用は誰がもつのでしょうか。税金ということもあります。迅速に裁判をするには検事や裁判官、弁護士等の専門家のほかに一般の知識人も加えたらどうかと思うのです。法律だけに頼らない、通常の常識も裁判に持ち込むのです。迅速化でどんな犯罪を犯すとどれだけ罪が重いのが一般の人も分かれば、悪質な犯罪の多発もある程度防げるのではないかと思います。余談ですが、殺人犯の刑が軽すぎないでしょうか。

刑事裁判に限らず、民事裁判においても、充実・迅速化することは基本的に賛成です。しかしながら日本の裁判は、一般的に申し上げて「長い、遅い、悪い」というのが国民の評判です。特に労働事件は、地方労働委員会・中央労働委員会の審問があり、結果的に五審制となって、長期化が避けられなくなっています。労働事件の制度改善が必要です。

裁判を充実・迅速化するためには、裁判官はもちろんのこと、裁判所の職員を大幅に増員することが必要だと思います。そうでないと、現状のままで迅速化をすれば、裁判官や職員の労働強化は避けられず、結果的に判決が「粗製濫造」となり、国民に背を向けた判決が多く出される危険性が多くなります。

したがって、裁判所全体を充実させ、迅速化を図ることが必要であると思います。

たたき台の第1については次の案が相当。

- 1(4)はA案。
- 3(3)はB案。
- 4(1)アはA案。
- 4(1)イはB案。
- 7(4)イはA案。
- 8(2)はA案。
- 8(3)はB案。

第4については異なる考慮をすべき事項はない。

第5の4についてはB案が相当。

なお、以上のほか、各事項はいずれも相当。

冤罪防止のためには、検察官手持証拠の全面開示が不可欠であることは、松川事件の「諏訪メモ」の例をみるまでもなく、当然のことであり、刑事裁判の充実(特に「無罪の発見」の見地から)のためには必要不可欠であり、これを否定する試案は根本から誤っていると言わざるを得ない。

また、被告人の争点明示義務にも反対である。なぜなら、被告人の黙秘権を侵害することになる上、審理途中に新たに無罪証拠が発見される例も珍しくないが、そのような義務を認めれば、無罪証拠を法廷に提出できなくなるおそれがある。

総じて、今回の案には、何ゆえに刑事裁判の現状が「絶望的」と言われて久しいのか、に対する洞察が乏しいと言わざるを得ない。刑事裁判の充実を言うなら、否認すれば長期間身柄拘束を行って被疑者や被告人を自白に追い込もうとするような「人質司法」の現状からまず手をつけるべきである。

刑事裁判の迅速化については、被告人がいくつも罪を犯していると、その全部を起訴しなくては気が済まない実態について、迅速な裁判との関連で工夫ができそうなことが多いのではないかと。

昔、栃木県において起きた赤軍派の内ゲバ殺人事件などは、殺人だけで起訴すれば少ない訴因で済むものを、その他の農協襲撃事件まで起訴して主犯格の女性などは60を超える訴因があったという。それを全部証人で立証するなど、一般国民から見ると完全主義の排りを免れないであろう。ナンセンスに近いと思うがいかがでしょうか。

現在進行中のオウム事件の主犯の裁判は、地下鉄、松本両事件に絞った方法が採れなかったのか。あまりの完全主義で裁判が長期化し、被害者や親族の心情及び国民一般の

期待と大きく離れた裁判になっていると思う。国民は、省略の怠慢を非難するよりも、はるかに迅速な裁判の方を歓迎するに違いない。

「予算がない」「人が足りない」「事件が複雑になった。」これは、司法界にあっても通用しない。あの日産自動車が、ゴーン社長を迎えて五年も経たずして、また世界に誇る会社に立ち直りました。ゴーン社長のリーダーシップもさることながら、日本人の従業員の皆さんのたゆまざるねばり強さ、勤勉さは、戦後復興のすばらしさとともに、世界中の注目を集めています。

オウム事件のようにはっきりした重罪人達にすら長い裁判がなぜ必要なのか、老齢化された司法のリーダーの責任は大であると思います。

三権分立の最先端をリードすべき司法界にあって、日産自動車、京都の島津製作所の田中さんのような、立派な人材に豊富に恵まれているのに、その力を引き出す努力を少し方向を変えて見直してほしい。我々素人があれこれ模索するより、何百倍も速く充実した司法制度の改革がなし得ることを国民は期待しています。

裁判内容を第三者が見ても全面的に被疑者は100%やっているとは判明しているのに、弁護士はくだらないことで、根ほり葉ほりと時間稼ぎをしている。

弁護士の裁判に対する態度は、「早く裁判を終わらせると軽く見られる。費用収入が少ない。」と、ありありと時間稼ぎをしている。

弁護士の中で、このような態度を取ったら、「活動停止処分」をしなければ、今の裁判は長いという風潮は直らない。

弁護士は、被疑者に対して、「罪を認めて縛につけ」を基本にして、その罪に対する裁判をすることを徹底する。

被疑者がやっているのに「やっていない」と弁護した弁護士は、「活動停止処分」とする。

このようにすれば、裁判の明確化、充実・迅速化を図れることになると思う。

1 弁護人が全面証拠開示を請求した場合に検察官は、これに応ずる義務があると刑事訴訟法に明記する改正が必要です。

2 私の担当した刑事事件において、被告人が無罪であることが決定的に明らかになるビデオ・テープあるいは員面調書が開示されなかった。判決は有罪。

検察官は被害者の供述を決め手としていたが、被害者の分については検面調書のみで起訴した。弁護人の員面調書の全面開示請求に対し、一部を開示したのみであった。

3 検察官は被疑者、被告人を追及する立場であるとともに、検察庁法により、実体的真実に忠実であるべき公益の代表者でもある。弁護人の請求がある場合、検察官は全面的に証拠開示すべき義務があり、刑事訴訟法上明記すべきである。このことにより冤罪事件を少なくすることができる。

4 裁判官の資質の問題も重要ですが、捜査段階で、司法警察員による自白の強制がしばしば見られるので、これをなくすこと、検察官が公益の代表者でもあることの自覚をもつことがもっと重要である。

たたき台案1によると、被告人・弁護人は、準備手続において主張を明示しなければならず、準備手続を終了すれば主張が制限されるとの考え方がA案として示されている。この考え方は、被告人・弁護人側は、主張をしなければならないとの考え方が基本となっている。

しかし、被告人には黙秘権が保障されており、被告人は、終始黙っていることができるのである。被告人・弁護人側に主張義務を課するとの考え方は、黙秘権を否定するものである。

また、刑事訴訟では、検察官が主張・立証責任を負う。検察官が合理的疑いを越える程度にまで有罪を立証できない限り、被告人は無罪なのである。被告人・弁護人側の活動は、検察官の有罪立証に対する弾劾活動である。したがって、被告人・弁護人側の主張は、検察官がどのようにまたどの程度有罪を立証できているのかによって異なってくる。被告人・弁護人の主張は、検察官の立証状況と無関係になし得るものではない。し

たがって、公判での検察官の立証状況に対応して、被告人・弁護人が主張する機会を保障しなければならない。準備手続終了後の主張制限は、検察官が主張・立証責任を負うという刑事訴訟の大原則を忘れた議論である。よって、再考を求める。

たたき台案1は、証拠開示について下記の点に留意すべきである。

証拠開示の意義・絶対的必要性について、冤罪を防止し、裁判員制度を有効・適切に機能させるためには、刑事訴訟手続自体を根底的に見直す必要があるが、全面的な証拠開示の制度の創設は、その見直すべき制度の優先順位のなかでももっとも優先性が高く、絶対に欠くことができないものである。なぜなら、たたき台案の述べる「充実した争点整理」のためには、そして、それを経たうえでなされる、連日的開廷による集中審理を充実させるためには、全面的な証拠開示は絶対の前提と言うべきだからである。審理過程で、開示されていなかった新たな証拠の提出や開示の問題などが生起するようでは、到底充実した集中審理などは望むべくもない。拙速に陥ってはならないことは言うまでもない。

そこで、証拠の有無を争うことで時間が費やされるのは全くの無駄であるから、全証拠の一覧は開示すべきである。その上で、検察官が証拠の開示の弊害を主張・立証し、裁判所の裁定を求めるべきである。そうしてその一覧に虚偽の証拠を掲載したり、記入を怠ったりしたときは、公訴棄却事由となるというぐらいの制裁を加えるべきである。証拠隠しは不誠実な訴訟態度であるばかりか冤罪の原因になるものであって、絶対に許してはならないからである。

昭和63年10月、「裁判所の休日に関する法律」が公布施行されています。その中身についてはごく当たり前のことなのですが、「8月は裁判所は休み」であるといった印象で、何のための法制定か疑問に思うところであります。裁判所になぜ盆休みが必要なのでしょう。裁判官が仕事をするのは月に10日がせいぜいだとも聞きます。三権分立によって司法自体が甘くガードされ、その上にあぐらをかいて特権意識を持っているのではないのでしょうか。

8月の11日から15日にかけて、上級審はともかく、地方における下級審の休日実態を先に調べた方がいいと思う。弁護士が休むから裁判所も休む、こんなことが許されるのですか。どちらが主でどちらが従ですか。検察庁は、勾留請求等、調べは待ってくれませんか。検察官は忙しそうですが。

世間は盆休みでも、公務員に盆休みの定義は通用しないはず。少なくとも、週休二日制が完全実施され休みが多いのに、夏休みもあると聞きます。

もう一度書きます。全国の下級審がどれだけあるか知りませんが、8月11日から15日の間にどれだけ審理、公判、判決を出したところがあるか調べることが裁判迅速化における原点だと思います。足元をしっかりと見てください。裁判所を閉めていては迅速化もくそもない。遅滞しか浮かばない。

審理の迅速化及び冤罪防止のためには捜査（取調べ）の可視化が不可欠である。かねてから指摘されているとおり、現在、密室での取調べによって得られた調書の信用性・任意性を争うには、担当捜査官や被告人らの尋問を要し、相当長期の勾留を覚悟しなければならず、それだけで否認の主張をあきらめてしまうケースが少なくない。

これは私自身の弁護士実務の経験からも言えることである。密室の取調べと調書偏重裁判は、重大な日本の刑事司法制度の欠陥である。

そこで、これを是正し、被告人が自分の主張を十分に述べる権利を全うし、かつ審理の迅速化を実現するために、以下の法改正を行なう必要があると考える。

捜査（取調べ）のテープ録音を義務付けた上、被告人が同意しない調書を証拠採用するには、当該テープを添付することを証拠能力の要件とすべきである。取調べにおける状況や問答の内容、前後の文脈などを被告人、弁護人、裁判官、裁判員が事後に検証できるものでなければ、一律に信用性がないものと見なすのである。捜査機関側は、取調べのテープ記録化に反対し、その理由として「記録されていると自白をためらう」などと主張しているが、そのような主張に根拠はない。テープ録音を既に導入している国もあると聞き及んでおり、技術的な問題はないはずである。

取調べの可視化（テープ記録化）を抜きにした刑事司法改革など、およそナンセンスであることを強調したい。

刑事裁判は、原告と被告との対立を前提に、この両者の攻撃、防御に基づいて第三者の立場にある裁判所が裁判を下す手続構造をとっているが、確かに地裁、高裁、最高裁への審級の結果、余りに長い年月を要していると感じられる。しかし、刑事事件においては、人の生命、身体、自由を奪うものであるから、事案の真相を明らかにしなければならないことは言うまでもなく、訴訟手続が不当に遅延し、忘れたころに判決が下されるのでは、裁判の意義が失われることになる。そして、その遅延により、事案の正確な認定自体が不可能になってしまわないだろうか。憲法37条1項が被告人の権利として、迅速な刑事裁判を受ける権利を条文で明記している。訴訟が不当に遅延し、迅速な裁判を受ける権利が侵害された場合に、被告人がどのような救済を受けることができるかについては、刑事訴訟法上に規定もない。このことは、昭和47年の高田事件での異常事態が生ずるに至っている。しかし、その後においても、裁判遅延に対する救済の門は、まだまだ狭いという実情である。刑事裁判の充実・迅速化については、これらの過去の事件などからも必要不可欠と思われるが、しかし、余りに時間を急ぐことで、乱暴な裁判が行われてしまうのでは、刑事訴訟法の目的である、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障に反してしまうものである。過去に我が国の歴史が刑事訴訟法上で引き起こしてきた反省を基に設立された刑事訴訟法の目的を達するためにも、適正かつ迅速な裁判の実現を求めるものである。

裁判員制度を取り入れ、集中的な審理、迅速な審理を実現するためには、尋問の結果を直ちに記録化する速記官によるリアルタイム技術が必要だと思います。

裁判所速記官の養成は現在停止されていますが、現速記官は逆風の中、私費を投じて独自にコンピュータを利用したリアルタイムの研究・開発を進め、実用に耐えるシステム（CAT=コンピュータ支援反訳ソフトウェア「はやとくん」）を作り上げました。これによって、録音反訳では到底間に合わない、調書の即日仕上げのリクエストにも事実上応えている現状です。将来は、聴覚に障害を持つ法曹・裁判員への情報保障の有力な手段になることは、アメリカの例を引くまでもありません。

最高裁は音声認識などの方法を当てにしているようですが、現場で日ごろのナマ身の証言を取っている人間からすれば、アナウンサーの言葉ならともかく、様々な年齢、状況の証人や被告人の話し言葉を、方言・なまり、俗語・隠語も含めて機械が判読できるようになるとは、全く思えません。百歩譲っても、アメリカの一部で使われている、マウスマイクを使ったプロによる再発話による認識がせいぜいだと思います。

特に刑事裁判においては、スピードとともに絶対の公正・正確性が求められます。裁判員が参加することによって、裁判はより実質的に口頭主義、直接主義となり、公判廷での証言や供述が今以上に大切になることが予想されます。速記官によるリアルタイム記録をぜひ御検討いただきたいと思います。

開廷期日を、次回期日のみでなく次々回期日も決定する。そして、三回目の期日も予定期日として設ける。このことにより、代理人（弁護士）が準備書面の作成や準備不足のため次回期日のみ決めて閉廷する無駄が防げる。また、裁判の充実化に向けて関係者の準備を促すこともできる。

弁護士の開廷期日出頭を容易にするため、弁護士代理人には副担代理人（弁護士）制度を新設する。副担代理人の出頭で、代理人が期日出頭が難しい時や急用の時に副担代理人で裁判に臨めるようにしておく。

関係者の準備不足のため裁判が行われなかったときは、ペナルティを当事者にかける。ペナルティは、制裁金として、その額は関係者が損失を受けた金額（日当、交通費、遅滞損失金）相当とする。

開廷期日の調整で、原告、被告代理人の日程が合わず、期日が半月ないし一ヶ月延伸する事態には、担当裁判官の開廷曜日の変更まで考慮し、柔軟、迅速に期日指定ができるように努める。

裁判官、書記官、事務官や弁護士の増員、法廷室の増室を図ることはもちろん、職員

の夏季休廷日の短縮を図る。

刑事裁判においても、代理人（弁護士）をつけなくても裁判を受けることができるように、裁判が分かりやすく、代理人（弁護士）による裁判の形骸化を防ぎ、原告、被告当事者の陳述を促して、当事者中心の法廷となるように改革を図る。

私は裁判所に勤務する裁判所速記官です。

今回の司法制度改革における目玉の一つに、裁判員制度の導入がありますが、市民が裁判に参加するという一方で、連続開廷、公判での直接口頭主義重視といった課題があると伺っています。

立証（含人証）は、ビデオ、パネル、写真など、その場で理解しやすい手段が工夫されることと思いますが、裁判員が事件に対する理解を深め、正確にその内容を把握するためには、迅速に作成された速記録が必要不可欠だと考えます。

現在、裁判所速記官は、「はやとくん」というシステムを開発し、ステンチュラ（アメリカ製のパソコン内蔵型速記用タイプライター）に組み込み、証言をリアルタイムでパソコン画面に表示できる（字幕化できる）ようになっています。

字幕に表示されたデータを打ち出して、即座に評議の場で活用していただくことも可能です。このシステムを使い、迅速で分かりやすい裁判に貢献したいと考えています。

裁判所速記官は、実際の生の法廷に立ち会いますから、ビデオ等を示しての証人尋問にも、情景描写を行うなどのきめ細かい対応を行い、より正確な証言記録を作成することができます。また、証言の字幕化により、聴覚障害者の方の裁判への参加にも寄与することができると思います。

現在、裁判所速記官は養成を停止されており、このままでは、せっかく持っている技術をいかすことはできません。是非、養成を再開し、私たち裁判所速記官が新たな裁判制度に貢献できる場を与えていただきたいと思います。

刑事裁判の「充実」と「迅速」とは、ある面では矛盾するものがあるようにも思われますが、あえて両者を両立させるためには、取り扱う事件を「重大事件、軽微事件であっても否認事件」と「軽微事件でしかも自白事件」とに分けて、前者には裁判員制度等のような慎重な手続を、後者には即決裁判、略式裁判等のような簡単な手続をとういように分けて、裁判のやり方を工夫することで、この点は、現在、政府の方で、着々と準備を進めておられるところのようにお見受けし、敬意を表しております。

しかし、それにも増して必要なのは、何と云っても、裁判前の警察での取調べ、検察庁での取調べの改善で、最初から容疑者を犯人だと決め込んでそれに向かって無理に自白を半ば強制するというようなことがあり、自白が二転、三転したりするとか、一旦自白した被告人が法廷で否認に転じたりするとか、よく聞きます。そうしたことが無くなれば、裁判もよほど「充実・迅速」の方向へ向かうことができると思います。取調べの際の弁護人の立ち会いとかテープの採用とか、国際的水準での取調べ方法も大いに採用して、この点については、弁護士会の人たちの意見を十分採用して具体的方法をお考えいただければと存じます（手持証拠の開示等も含めて）。

それにしても、裁判の充実・迅速化を本気で実現しようと思えば、裁判官、検察官、弁護士等の増員や、裁判員制度実現のためにも大幅な施設の充実・新設等、莫大な予算が必要となります。国家として真に必要なものには、やはり思い切った支出が必要で、そのための増税であれば、私は賛成いたします。

国選弁護人を逮捕された被疑者の段階でも付けられるよう、是非制度の改正をお願い申し上げます。

たたき台のうち、以下の案が相当。

第1の1(4)のA案。

第1の2(1)のA及びイ。

第1の2(2)のA。

第1の2(3)のA、イ、ウ、エ、オ、カ、ケ及びコ。

第1の3(1)のA及びイ。

第1の3(2)のA及びイ。

- 第1の3(3)のA案。
- 第1の4(1)アのA案。
- 第1の4(1)イのA案。
- 第1の7(1)のア及びイ。
- 第1の7(2)のア及びイ。
- 第1の7(4)イのA案。
- 第1の8(2)のA案。
- 第1の8(3)のA案。
- 第1の9(1)のイ。
- 第1の9(2)。
- 第3の2(1)のイ。
- 第5の1(1)、(2)及び(3)。
- 第5の3(1)、(2)及び(3)。
- 第5の4のB案。

刑事裁判の充実については弁護士と検事の力関係によることが大きい。弁護士及び検事の提出した証拠並びに証言により、首席裁判官と陪席裁判官は協議して、書記官の尽力によりまとめる労苦は大変です。判例と立証事例、原告、被告の法律知識にいかような違い、生い立ちの違い、親の監護責任、親の親に対する孝養の存在模範の不在は、「我が身をツネって人の痛さを知れ」を知らない親、「自分の物は自分の物、人の物は自分の物、何でもお上依存」とした植民地教育を受けた世代の子供の時代の到来を危惧していたことが到来したことは、時代が違くと社会教育をしてきた国及び自治体の責任は大きい。法律は不変の物が、特別法、特措法を乱造して白を黒、黒を白として真っ当の法律として公布する国の施策が法律等信用できないと守られない法律となってきたことです。したがって判例で判決することが困難となっている実情の收拾をいかにして法律に合わせるかにより、類似の判決にもかかわらず異なる判決の発生となることの解消とした特例法、特措法の乱造の改革と国民が親しめる法律とするために準用法文の解釈の統一と濫用の禁止です。このような事柄が改革されることにより必然的に迅速化が定義され改革されることです。法律が不変でなければ国民は守りません。それが植民地政策です。本来昭和27年11月18日を限度とした戦後公布の法律がすべて独立後も継承された原因はここにあることです。我々は小麦の糟を食ひ、米糠に小麦の糟を入れた電気パンを食べて飢えをしのいで生きてきた。有名な山口判事の「国民と同じ物を食べ法律に遵う生活をする」として栄養失調で亡くなった心掛けは、今の日本人には欠かせない模範です。心は司法が育ての親です。その為には司法の独立です。検事の心と仕事のアンバランス、弁護士と行政職員の心の歪曲が、裁判官の公正な判断を狂わせる現行の裁判のあり方は改革することです。

1 第1回公判期日前の準備手続について

検察官による事件に関する主張と証拠の開示には賛成する。

被告人側による主張の明示・証拠の開示については、検察官側からの開示後、その検討のための十分な時間が与えられるのでなければ反対である。

準備手続終了後の失権扱いについては、検察官についてののみ認め、被告人側には適用しない片面的失権制度が相当である。

(理由) 検察官は、起訴前に十分の準備期間があるのに、弁護側は、起訴されて初めて防御活動に入るのであるから、これを検察官と同列に早期の主張・証拠の事前開示を義務づけるべきではなく、提出の失権効もこれに応じた片面的な制度が実質的に公平である。

2 連日開廷の確保について

防御活動に支障をきたさない保障があれば賛成する。

3 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁について

反対である。

(理由) 裁判官に対する訴訟関係人の信頼が法曹一元制などにより制度的に確保され

ていない現状では、この制裁権の発動により、かえって訴訟の円滑な運営が阻害される。

4 即決裁判手続について 反対である。

(理由)即決裁判は、裁判の権威性を損なう。そこまで急ぐ必要があるのか疑わしい。例外のケースには、現行制度の運用でまかなえる。

たたき台案1によれば、準備手続は訴訟関係人が集まるだけで、一般には公開されないことが前提とされている。しかし、非公開の準備手続には、以下のように重大な問題がある。

たたき台案1によれば、準備手続で行われるのは、訴因・罰条の明確化、争点の整理、証拠開示に関する裁定、立証趣旨を明らかにさせること、証拠能力の判断のための事実の取調べ、証拠決定、証拠調べの順序・方法の決定等である。これらの手続は、現在は公開の公判期日に行われている。検討会では、その点の認識が十分ではないようであるが、これらの手続は、刑事裁判を進行する上で、非常に重要な手続である。不明確な訴因が不明確なままでは、被告人・弁護人が弾劾活動を行う対象が定まらず、充実した適正・迅速な裁判は実現できない。弁護側が求める証拠開示が実現するか否かは、訴訟の帰趨において決定的に重要である。証拠能力の判断のための証拠調べは、現在の刑事裁判では、審理の中心を占めている。どのような証拠が採用されるかは、これも裁判の帰趨を決する極めて重要な手続である。

これらの手続はいずれも、市民が監視する公開法廷で行われることによって、その適正さの保障が確保され、刑事裁判に対する市民の信頼の重大な基礎となっているのである。これら重要な手続を非公開手続で行うとの発想は、市民が監視する公開裁判の意義が、検討会の委員に十分理解されていないことを如実に示すものと言わなければならない。

したがって、準備手続の中の重要な手続は、公開法廷で行われなければならない。公開で裁判を受ける権利は憲法上の権利であって、公開裁判は刑事手続の基本である。このような基本を忘れた議論は本末転倒であって、再考を求める。

裁判所の訴訟指揮権の強化の一環として、法廷侮辱罪類似の制度を設けるのは疑問である。裁判官が絶対的に正しいという前提に立っているようだが、素人が傍聴していても、ちょっとこれは訴訟指揮に問題があるのではないかと疑問に感じる裁判官も存在する(大半の方はそうでないと信じますが)。「とにかくメンドウはなるべく回避して、事件をかたづけよう」というような態度の法曹関係者が増えては困る。制裁が必要だというなら、まだ弁護士会などに懲戒請求するなどの自治的制裁にゆだねるほうがよくはないか。ただし、弁護士会の懲戒も透明化する必要がある。懲戒手続に一般市民を「参審員」として参与させるのも一案であろう。

即決裁判手続について、事件の対象をどの程度のものにするのか疑問。余り広範囲に認めるべきではない。「正式手続を選んだ場合に有罪となると訴訟費用を負担させられる。自分は無実だけど正式裁判を選択すると会社も休まねばならないし、莫大な訴訟費用を負担させられるのでは、まだ即決で罰金や執行猶予になったほうがよい」と泣き寝入りをする無実の人が出てはいけない。即決手続を設けるにせよ、上訴は絶対に必要。量刑(少額の罰金であったにせよ)についても上訴審で裁判を受ける権利はあるのですから。

訴訟の迅速化というのなら、裁判官の増員と共に、軽い事件については夜間や休日だけ開廷する裁判体を作ることも必要ではないか。少なくとも簡裁の刑事略式事件や民事少額訴訟事件では夜間・休日裁判部が可能では? 刑事被告人とはいえ、軽い罰金の事件で仕事を休んでまで出頭すれば家族にまで影響が出、刑罰の一身専属性に反するのではないか。民事ならなおさら利用しやすい裁判所という観点が重要である。コンビニは二十四時間営業、市役所や郵便局、保健所ですら夜間受付があるこの21世紀に裁判所だけ例外である必要はないのではないか。

すべての分野における裁判に共通して感じることは、「裁判の長期化に対する不満・

不信」である。特に社会問題化していて国民の関心度の高い事犯にこの傾向が顕著なことは、裁判制度に対する私達の信頼性を損ない、「自分達のためにある制度」であることを忘れさせ、裁判官・検察官・弁護士が「ダラ、ダラ」とまだ裁判をしていたのかと、まるで他人事として多くの国民から司法制度そのものが見放され、結果的に我々は「天に唾する」こととなると危惧するものです。

検察・警察に

- 1) 取調べ内容は初めからすべて録音テープに取り、証拠資料として裁判に提出する（自白の信憑性の是非を巡っての裁判の遅れ防止）したがって取調べ時の弁護士の立会い不要。
- 2) 起訴項目の絞り込み（迅速化）
- 3) 同じ人物に対して複数の事案の起訴が必要な時の分割・時差提訴が可能なように法律の改正を行なうべく働きかける（迅速化）

裁判官・弁護士に

- 1) 公判期日の指定に際しては、過去の習慣を破棄して、例えば、一週間、十日、二十日後など、互いに次回の早期開廷に努力すべく組織間で約束し、実行を担保するために大枠で事案ごとに目標間隔を設定し、不可能な時には互いに理由を公表する。単に「仕事を多く抱えているので」とか「準備時間が必要」などと抽象的な表現で両者が簡単に先送りの日時設定を続けている現実を眼の当たりにすると、職業意識さえ疑いたくなる。それらを避け、正しく各担当分野の実態を国民に示す努力をすべきだ。
- 2) 裁判の迅速化の問題は以前からの懸案事項なるも、遅ればせで関係者の増員の具体策が動いているが、私の眼には批判されながらも関係者には現状の方が良いのだなと疑いたくもなる。
- 3) 「仕事の量」の多さの実態を国民の前にさらして、組織の改善・人員の増加（国民に負担増を求める）を提案すべきです。

結び

政治改革を政治家に任せては全く進まないのと同じように、司法改革も司法関係者に任せてはこれも全く進展しないことは明らかです。

民間人の常識的な思考回路からの知恵を借りることを提案します。

1 「第1回公判期日前の新たな準備手続」についての意見

民事、刑事ともに訴訟開始前の準備手続の充実が検討されるのは、裁判迅速化との関係での制度として考えられているからだと思います。

しかし、刑事事件においては、提案されているような準備手続は予断排除原則に違反するものです。民事の司法改革では、提訴予告制度による提訴前の証拠収集手続は、裁判所はできるだけ関与しないような手続が検討されていますが、刑事では、裁判所の関与がむしろ求められていたり、それが受訴裁判所であったりするなど、むしろ逆ではないのかと強い違和感を覚えます。そのような準備手続には反対です。

刑事裁判が、長期化するのには、訴訟準備が不十分だからではありません。自白の任意性や参考人の供述の信用性が争われるなど、現在の調書裁判の弊害によるものです。また、証拠開示がなされていないから、模索的な弁護活動をせざるを得ないことも長期化の一因だろうと思います。

したがって、刑事裁判の長期化を回避するためには、準備手続の充実ではなく、調書裁判の是正、取調べの可視化、証拠開示を実現することこそが不可避です。

2 刑事記録の目的外使用について

公開の法廷で取り調べられた証拠について目的外使用の禁止は論外である。公開法廷で取り調べられたものが、どのように使用されたとしてもやむを得ないのではないのでしょうか。

また、取り調べられていない開示記録でも、刑事裁判以外の目的に使用されるべき場合があるのであり、目的外使用を禁止することは、許されません。例えば、信楽列車事故では、滋賀県警が述べ200人余の捜査本部体制を敷いて1年8ヶ月に

わたって捜査を行い、膨大な捜査記録を作成しました。これらのデータには、正面衝突によって折れ曲がった列車車両の衝突直前の列車スピードの鑑定であったり、事故列車の乗客の乗車位置から列車の中央部分に多数の死者が存在したなど、安全のための貴重な知見が得られました。これらの捜査記録は、「刑事捜査優先」ということで他の機関の調査に優先して警察が行った結果であり、国家や自治体が公的な予算を使って得た結果でもあります。そのようにして得られたデータは、いわば国民の財産ともいえるべきものです。これが陽の目をみないまま検察庁の倉庫や弁護人の事務所で眠り、いずれ廃棄されるなどということは耐えられないことです。したがって、目的外使用の禁止には反対です。単に濫用的な使用を禁止すれば足りると思われず。

国家は国民の安全を保障する義務と責任がある、との判断から現在の刑事裁判について、特にその迅速化は勿論、充実については意識改革も含め制度の改革を再検討、見直しの必要があると思います。

結論から言って、これまで多くの人々が指摘し、不快に感じているのは、裁判によって、あるいは法によって加害者が保護されているのではなかろうかと錯覚するほど、加害者に甘い、加害者に利益となる法、行政等を改める必要があるのではないかと思います。これは、誰もが改革の必要を感じていることです。

これまで、必要以上にマスコミにおいても加害者の人権、人権が叫ばれ、片方の被害者の人権、精神的又は肉体的苦痛等、被害者保護について余りにもなおざりになっている面があるのではないかと思います。

また、裁判によって加害者が保護されているような錯覚について指摘すれば、余りにも長い刑事裁判（例えばオウム事件）によって加害者は安全かつ長期間延命する事実に対し、被害者の立場を考えたとき、「法」によって凶悪な加害者が結果保護されていると言っても過言ではないと思います。人権論として、人間として集団的社会生活になじまず、反社会性が強く犯罪を繰り返している人間に、果たして人権が認められるのであろうか、と素朴な疑問を感じる昨今ですが、感情論はそんな人間に人権なぞないと否定する人々も多いこともまた確かであります。

特に、このところ我が国は犯罪が凶悪化し多発しています。加害者、被害者ともに年齢も多様で、これまでの刑事裁判に対する取組み、対応では、犯罪が増加することは間違いありません。「法」の原点である「目には目を」を再確認し、犯罪に対し、また加害者に対しては、凜とした対応が絶対に必要な社会に入ったことを国民はもとより法曹界も認識する必要があると思います。

我が国において、国家が成立して以来、またそれ以前を含めても、これほど多くの人々が殺されている時代はなかったと思います。明治維新前後には、天誅、切腹、切り捨て御免等によって、一時期将来ある若者が多く犠牲になった時代もありましたが、今日ほど曖昧な理由によって人が殺されている現実を見据えたとき、残念ながら「法」によって対応するしか方策がないのではないかと思います。

最近私は、個人的に中学生のグループとか二十歳前後の人たちと接触し雑談をしていますが、そうした人たちの声として、一部の声ではありますが、法を犯し犯罪者になっても法が自分たちを確実に守ってくれるといった発言を耳にし、深く考えさせられる思いであります。刑事犯罪の動機は、怨恨、誤解、嫉妬等によって誘発されるものであるが、最近はその以外の因由によるものも多く、これらすべての点において「法」を見直し、刑事裁判の迅速化と同時に、加害者に対しより厳しい対応で望まれることを渴望するものであります。

第1回公判期日前の準備手続について

第1に裁判所が被告人に出席を求めるとある点は絶対的に反対である。

現行法では認められていない第一回公判期日前の準備手続（規194 但書）に、初対面の被告人を出席させ、当然のこととして裁判官から公訴事実についての認否その他事件についての発問をし、被告人の発言を求めるということは極めて重大な手続である。

第一印象をどのような場所、雰囲気の中でもつかは通常の間関係でも決定的なことであるが、ましてや被告人と裁判官が直接対面する瞬間は、裁判官の心証にとって、より以上に決定的な要因となることは容易に理解されるはずである。

その場面を法廷以外の場で（人定尋問、黙秘権の告知をどうするのかは別として）直接対話のような形式で行なうことは実質的には被告人質問を冒頭に行なうのに近く、あるいは予審的な内容となるのであって、準備手続の性格を大きく逸脱している。予断排除、黙秘権の侵害となることも明らかである。

第2に弁護人が提出する書面に被告人の連署を求めるとか弁護人の主張・意見について被告人に直接確認を求めるという点も反対である。国・私選を問わずこの時期では被告人と弁護人の信頼関係はお互いに模索・形成中のところである。

それをいきなり「弁護人はあのように言っているが、あなたはそれでよいのか」式で裁判官が質せば、被告人への信頼は揺らぎ、ある場合には迎合的な被告人はことさらに裁判官には弁護人の意見とはちがう意見を述べるかも知れない。

他方では、裁判官・検察官には弁護側の内輪の事情が手にとってわかるはずである。

被告人と被告人間の人間関係の親疎の程度を面前で知り得ることは、裁判所には得難いことかも知れないが、それは真面目な弁護活動を目指す弁護人のそれ以後の活動を困難にし、また被告人の本来の防禦権を侵害することである。

被告人全般にたいする不信を基調とした「訴訟指導権の実効確保」などの制度は根本から誤っている。

期日に不出頭のおそれがある被告人の代替として国選弁護人を選任する制度（第3の1）とか、尋問制限の命令に違反した場合の過料の制裁（第3の2の(1)）とかの提案を一読しただけで、この提案者たちは、この度の司法改革をこれ程までの弁護士不信の上で展開しようとしているのかと暗然たるおもいがする。

もちろん過去現在の刑事裁判でも種々のトラブルは発生している。しかし、それは例えば大阪における不適切弁護についての裁判所、弁護士会間の協議を基とした自主的措置のように大半は克服されてきた。

このような制裁を振りかざしての職権的訴訟指揮が復現するのならば、それは改革ではなく、刑事司法の改悪であって認められない。

第1 第1回期日前の新たな準備手続について

1 準備手続自体の妥当性について

第1回期日前に、裁判所を交えた形で、争点の整理等事件の実質的な内容に触れる事項についての準備をすることは、やはり予断排除の観点から妥当でない。また、憲法37条1項で、刑事被告人は「公開裁判を受ける権利」を有しており、かかる被告人の権利からみても、事件の実質的な内容について、非公開になると思われる準備手続において検討されることは妥当でない。やはり、争点の整理等の手続についても公開の法廷で行われるべきである。但し、被告人側が望む場合（公開裁判を受ける権利を放棄した場合）には準備手続を利用することができる旨の規定を設けることは構わないと思う。

私は、争点の整理等については、民事訴訟における「準備的口頭弁論」と同様の制度を設けることが望ましいと考える。被告人が公開裁判を受ける権利を有する以上、争点整理等も公判においてなされるべきである。しかし、裁判員の関与には時間的制約が大きいので、準備的な公判手続が終わり争点が絞られた段階以後から裁判員は関与することとすれば問題は無いと思われる。

2 証拠開示について

検察官は、全面的に証拠開示することを原則とすべきである。

捜査においては、被疑者にとって有罪方向のみならず、無罪方向での証拠収集がなされるのが原則であるはずである。そして、各方面から収集された証拠を、検察官が多角的に分析して起訴・不起訴を決定することになる。しかし、仮に検察官が、被告人に有利な決定的な証拠を見落としていたらどうなるであろう。かかる証拠が公判に顕出されないままに被告人が有罪になったとすればどうであろう。捜査

機関の集めた証拠について、被告人側からの再検討の機会を与えることは必要であるし、それが不当なものとも思われない。また、被告人は、捜査機関が収集した証拠により刑罰を課されようとしているのであるから、自らがどのような証拠により処罰されようとしているのかを知ることは当然の権利であるといえ、その証拠にアクセスする権利を有している。

以上から検察官の証拠開示は、原則として全面的なものとすべきである。

3 被告人側による主張の明示

被告人に対して、争点を整理する義務を課すことは、それが「できる限り」という努力義務であるとしても許されるものではない。被告人には黙秘権が保障されている。裁判において終始沈黙することすら認められており、それにより何らの不利益を受けるものではない。しかし、仮に被告人に対して争点整理義務という形での「供述義務」を課してしまうと、その義務の不履行の場合には、制裁規定が無いとしても、事実上被告人に対して不利な影響があることは明白である。黙秘権の行使により、実質的に被告人に不利な影響が及ぶことは決して許されるべきものではなく、かかる影響を及ぼす可能性のある争点整理義務などは絶対に認められるべきではない。

現在、我が国の刑事裁判制度は、十分充実していると言えるのではないのでしょうか。改善すべき点は徐々に改められており、そんなに問題が残っているとは思えません。もし、これが現在考えられている裁判員制度のことを指しているのであれば、私は反対です。私が被告人になったとしたら、正規の資格を有する熟練した裁判官の裁判を受けたいと思います。そういう裁判であれば、きっと信頼できるであろうし心服できるだろうと考えるからです。刑事裁判といえば、一生の一大事です。それに、わけも分からぬ素人に関与されてたまりますか。私なら断固拒否します。憲法37条第1項にいう「公平な裁判所」とは、「憲法の下に成立した法律制度によって、一定の資格を与えられた裁判官により構成される裁判所」を意味するのであって、素人を加えることは許されないと思います。

次に、裁判の迅速化の問題ですが、一般的な刑事事件の審理は、そんなに長期化しているわけではないと思います。ただ、事案複雑困難な重大事件の審理が長期化していることは事実でしょう。しかし、単に審理期間だけとらえて問題にするのは間違いだと思います。問題にするのなら、その内容と手続も併せて考えなければ、正しい答えは出ないと思うわけで、それらが、どの程度理解されて議論されているのか、疑問に思っているわけです。

現在の刑事裁判は、証人尋問中心の手続です。そして、証人尋問に手間がかかり、長時間を費やしてしまうのです。だから、証人がないか少ない一般事件はそんなに遅延しないのです。しかし、複雑困難な重大事件では、多数の証人を尋問しなければなりません。それにどれ程の時間と労力を要するか、中々分かってもらえないことだろうと思います。

もし、この証人尋問をやめて、調書の取調べだけで済ませるように手続が変えられたら、長期化問題など、すぐ解決つくでしょう。しかし、証人尋問は憲法の定める手続です。変えることは、とてもできないと思います。

では、手続を変えないで、審理の迅速化を図る途はあるか。裁判官や検察官は国の機関ですから、国が費用を注ぎ込んで対応できる組織化を図れば、あるいは、できるかも知れません。しかし、問題は弁護人です。弁護人は、個々の弁護士が個人の責任で引き受けている制度ですから、組織化することはできないでしょうし、かりに担当部門を分担したとしても、それによって解決が図られる程度は知れたもので、あまり期待はもてないのではないかと思います。もちろん、個々の弁護士は審理促進に向って努力はされるでしょう。しかし、証人を尋問するだけではないのです。事前の準備と事後の検討も含めて考えれば、膨大な労力を要する仕事で、個人の努力で解決するには、自ずから限界があることだと思うべきです。

以上述べた如く、審理の長期化が避けられないものについては、今のところ対策もな

いということになってしまいますが、そうするしか方法がないのであれば、その実態を国民によく知ってもらうための努力が肝要だと思います。

長期化するのには当たり前、仕方ないだけで、放っておいたのでは、刑事裁判に対する信頼は失われてしまうでしょうから、今後はもっとPRに力を注ぐべきだろうと私は思うのです。

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

基本的に賛成である。以下、選択案があるところ、特に意見があるところについて、記述する。

1(4) 準備手続の主催者

A案に賛成。裁判員制度対象事件においても、受訴裁判所が主体性をもって争点を整理し、把握すべきであり、これが充実審理・迅速審理につながると考えられる。予断排除の点からの憂慮に対しては、すでに通常事件でもたたき台の内容の準備を行うこととされるので、クリアーされているのではない。

3(3) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示

A案に賛成。事前準備において真の争点を把握し、これがその後の公判審理に十分に機能するために、特に後記のように被告人側に主張の明示義務を課し、異なる主張を制限することまでするのであれば、弁護側が準備段階で事実関係を十分に把握して、その主張内容を明確化できることが必要であろう。そのためには、開示手続がより簡明なA案が妥当である。

4(1) 主張の明示等

ア・A案に賛成。実務の実際においては、裁判所がいくら説得しても、戦術上、争点を明確にしようとししない被告人、弁護人が存在する。そのような場合にも対処できるA案が妥当である。

イ・A案に賛成。被告人と弁護人は一体となって防御しているのであって、被告人を除外する理由はない。

7(4) 証拠の標目の提出命令

イ・B案に賛成。すでに上記3(3)についてA案相当の立場であり、原則的に弁護人らに一覧表を開示すべきであろう。

8(2) 準備手続終了後の主張

A案に賛成。確認された争点と異なる主張はできるだけ認めず、準備手続の実効性をできるだけ確保するほうがよい。

8(3) 準備手続終了後の証拠調べ請求

A案に賛成。準備手続における証拠整理(証拠決定)をより充実したものにするためには、その後の取調べ請求はできるだけ制限するほうがよい。それほど徹底して、審理の充実、迅速化を考慮するということであろう。

刑事裁判の充実・迅速化について(その2)の意見

基本的に賛成である。特に意見のあるところを記す。

第3 2(1)アについて

「出頭命令を受けた訴訟関係人」には、弁護人も入ると思われるが、出頭命令の根拠については根拠規定を設けるのであろうか。

第5 3(1)について

書記官作成の公判調書中、被告人質問・証人の供述調書の作成を省略できる規定(規則でも可)を設けるべきである。

第5 4上訴

A案に賛成。控訴審で事実関係が争われるのは、控訴審の負担が大きすぎよう。

刑事裁判は充実したものでかつ迅速化することが望ましく、特に裁判員裁判においては一定期間内の集中審理が要請される。そのためには、現行実務を踏襲するのではなく、直接主義・口頭主義の徹底、準備手続の充実、実効性ある証拠開示、訴訟の効率的運営等が必要である。

たたき台1・2については、これまでの実務を踏み越えて相当前進させている面があ

ることは評価するが、被告人の黙秘権などの権利との関係で問題があると思われる点多く、また不必要に訴訟指揮権を強化しようとしている点もあると思われる。

そこで、それらに絞って意見を述べる。

1 黙秘権保障と無罪推定原則との関係

たたき台案1によると、2(1)イで被告人に対し裁判所より確認を求めることができることになっており、4(1)や8(2)で被告人・弁護人は、準備手続において主張を明示しなければならず、準備手続を終了すれば主張が制限されるとの考え方がA案として示されている。この考え方は、被告人・弁護人側は主張をしなければならないとの考え方が基本となっている。

しかし、被告人には黙秘権が保障されており、被告人は、終始黙っていることができるのである。被告人・弁護人側に主張義務を課するとの考え方は、黙秘権を否定する方向を示すものである。一般的事件で弁護人ができる限り主張を明らかにすることは望ましいが、黙秘権を否定することは問題である。

また、刑事訴訟では、検察官が主張・立証責任を負う。検察官が合理的疑いを越える程度にまで有罪を立証できない限り、被告人は無罪なのである。被告人・弁護人側の活動は、検察官の有罪立証に対する弾劾活動である。したがって、被告人・弁護人側の主張は、検察官がどのようにまたどの程度有罪を立証できているのかによって異なってくる。被告人・弁護人の主張は、検察官の立証状況と無関係になし得るものではない。したがって、被告人・弁護人が主張する機会を最終的には保障しなければならない。準備手続終了後の一律の主張制限は、その機会を不当に奪うことになる。

さらには、準備手続の結果の顕出は必要であるが、経過の顕出まですることは、準備手続が実質化することを阻害する方向になるので、とるべきではない。

2 不必要な訴訟指揮権の強化

訴訟指揮を適切に行っていく必要があることは当然だが、被告人や弁護人の権利を害するものであってはならない。

たたき台案2の第3の1で「若しくは出頭しないおそれがあるとき」にまで裁判長に国選弁護人を附すことを認めているが、そのような不明確な時まで選任権を認めるべきでない。

2(1)の命令不遵守に対する制裁では不服申立手続が抜け落ちている(質問に対して補充したようであるが、抜けていること自体不服申立手続保障の重要性が忘れ去られているのではなからうか)。また、現行刑訴規則303条では、まず「検察官又は弁護人に対し理由の説明を求めることができる」となっているが、その点についても明らかでない。(2)の裁判所による処置請求についても、当事者へ事前の説明を求めたり、特に必要があると認めるときというような限定がなく、現行規則より、かなり訴訟指揮権を強化することになる。手続的保障が制限されているように読めるので、それを排除した一方的強化であってはならない。

3、その他両案が示されている事項について

個々的には指摘しないが、直接主義・口頭主義の徹底、証拠開示の拡充、被告人や弁護人の権利の保障をはかる方向での案に賛成する。

第一 公判準備手続

1 準備手続で一番重要な点は、アメリカで行われている如く、公判とは異なる裁判体によって(罪状認否による簡易公判への振り分けや、証拠の採否を含め)、公判準備が主宰されるべきであるという点である。罪状認否や証拠採否に争いがある事案について、裁判員裁判体の裁判官がその判断を行うとすれば、その段階で裁判官の心証が事実上明らかとなり、被告人に不利な決定である場合、裁判官に対する信頼を失ったり、その結果関係者と余計な摩擦を引き起こし、裁判員裁判が始まった後でも弁護側の異議申立てなど、その後の審理の遅延を招く恐れが強いからである。認否や証拠採否に深刻な争いがあるときは、準備手続の中で証拠採否への異議申立・抗告等が行われるシステムにし、裁判員法廷とは切り離し、その後の忌避を含め、感情的な争いが長引き、裁判員に迷惑がかからないようにすべきであろう。

もちろん、裁判員裁判をスムーズに行うため、証拠の採否等が決着した段階で公判体の裁判官が準備手続に参加し、公判手続への円滑な移行を図るシステムは可能と思われるが、準備手続には公判体の裁判官が当初から関与すべきではない。なお、プリ・トライアルシステムをとる以上は、被告人がどのような認否・弁解をしていたかを、裁判員を含む公判体に引き継ぐべきではないことは言うまでもない。でないと、準備手続における被告人の黙秘権の保護の問題や罪状に対する認否をフランクに行えないおそれが生じるからである。

- 2 主宰者の次に重要なのは、取調べ請求以外の全証拠の開示である。開示の方法は原則として、DVDなどのメディアによる電子データの交付（暗号化技術により紛失等のリスクを避けるべきは言うまでもない）によるとし、謄写の手間等を省く合理的なものとすべきである。主張の明示は準備手続で行うことは構わないが、充分の準備期間を設けるべきである。準備手続後の弁護人・被告人の主張立証の制限を厳しく行うことは、身柄の状況、開示された証拠の内容等により弁護人が不利益な状況に置かれやすいことは言うまでもない。検察官はともかく、弁護人、被告人に対する主張制限は、仮に設けるにしても釈放後の被告人の認否に限る等例外規定を多く設けるなど緩やかな規定に留めるべきである。
- 3 開示された証拠の目的外使用であるが、現在、世間の耳目を引くような事件については捜査当局に有利な情報（被疑者に不利な情報と言うべきか）が垂れ流しされ、新聞記事によって裁判の前に有罪がほぼ断定されるような状況にある。このような捜査機関（検察庁の政治家に対する捜査では特によく見られる）による開示前証拠・情報の垂れ流しとしか思えないような状況下で裁判員裁判にさらされる被告・弁護人のみに証拠利用制限を厳格に行うことは、被告人・弁護人を極めて不利な立場に置くものと言うほかはない。国家公務員法の規定があるにもかかわらず、捜査機関が流したとしか思えない捜査情報が溢れている現状を踏まえ、対抗上世論に広く訴える弁護人・被告人の権利は当然保護されるべきである。かような観点から、被告・弁護人に対する制裁を仮に設けるとしても、最小限のものにすべきであるし、刑訴法上、捜査機関に対しても、捜査情報を漏らして、被告人・弁護人の訴訟活動に支障を来さないような禁止規定を置き、捜査機関の証拠・情報の垂れ流しについても裁判所が調査可能な制度とすべきである。

第二 即決裁判手続

簡易な裁判手続導入に賛成する。しかし、一定以上の事件については、罪状認否など、答弁にあたっては必ず弁護人が必要とされるべきであるし、申立権が検察官に限られているが、被告人弁護人の積極的な申立ても可能とすべきである（余罪捜査名目の長期的勾留・別件逮捕を認めるべきでない）。

即日言渡しが重要なのではなく、トータルで短期日の処理であり、即日言渡しにこだわるべきでない。記録は改変できない電子記録で良しとすべきであるし、録音、ビデオの記録も当然認め、これが警察をはじめ全関係者の負担軽減に繋がる制度とすべきである。

これまでの私の裁判実務の経験に基づく、「刑事裁判の充実・迅速化について」に関しての個人的な意見は、次のとおりです。

1 新たな準備手続全般について

公判の審理を迅速かつ充実したものとするためには、証拠調べに入る前の争点整理が極めて重要である。特に、裁判員制度対象事件については、公判開始前に争点及び証拠の徹底的な整理をした上で、公判では、争点に集中したコンパクトな証拠調べを行って、短期間で審理を遂げられるようにしなければ、迅速かつ充実した審理を望めないばかりか、制度自体破綻してしまうであろう。以上のような観点から、たたき台が、第1回公判期日前に受訴裁判所が主宰する新たな準備手続を設けるとしていること、裁判員制度対象事件についてはこのような準備手続を必要的に行わなければならないものとしていることを支持する。

2 証拠開示について

争点及び証拠の整理は、検察官による適切な証拠開示が不可欠の前提となる。たたき台が、取調べ請求証拠のほか、取調べ請求証拠以外の証拠の事前開示に踏み込んでいることを評価する。

たたき台第1の3(3)については、基本的な発想はB案でよい(B案で列挙されている以外の証拠については、被告人側による主張の明示をまって、それに関連する限度で開示されれば足り、検察官が保管する証拠の標目の一覧表まで開示しなければならないものとするA案は行き過ぎ)と考えるが、要件の書きぶり(事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合において、開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならないとする部分)は疑問。B案で列挙されているのは、典型的に開示の必要性が高く、(オ、力を除き)開示による弊害のおそれも少ないと考えられる証拠である。

このような証拠について開示の請求があった場合には、明らかに開示の必要性がないと認められる場合や、弊害の現実的なおそれを疎明することができる場合を除いて、当然に開示しなければならないものとするべきである。

3 主張明示義務及び準備手続終了後の主張・立証制限について

実効的な争点整理・証拠整理を行うためには、公判で提出する予定の主張・証拠が準備手続で出さるような仕組みが望ましい。そのためには、被告人に主張明示義務を課し(たたき台第1の4(1)A案)、準備手続段階で明示しなかった主張については、これを制限する(同第1の8(2)A案)とともに、準備手続の終了後の新たな証拠調べ請求についても、これを制限する(同第1の8(3)A案)のがもっとも徹底している。

しかし、まず、被告人に主張明示義務を課すことは、憲法38条1項等との関係で重大な疑問がある。論者は、自己に不利益な供述を強要するわけではないから、憲法38条1項との関係では何ら問題がないと主張するのであるが、たたき台第1の4(1)のA案は、「検察官主張事実の全部又は一部を否認する主張」も準備手続において明らかにしなければならないとしているのである。裏返せば、認める部分を明らかにしろと言っているに等しいのであり、準備手続後の主張に制限を課す案(たたき台第1の8(2)A案)と合わされば、結局は、自己に不利益な供述を強要することになるのではない(憲法38条1項のほか、37条1項との関係でも問題があるように思われる。)

また、厳格な主張制限・立証制限を課すと、およそ考えられる主張・証拠はすべて提出しておこうということになり、かえって、実効的な争点整理・証拠整理の妨げになるおそれがある。加えて、実体的真実主義を基調とする我が国の刑事手続の下では、いかに主張制限、立証制限を設けても、理由のありそうな主張・証拠であれば、取り上げざるを得ないのであり、あまり大仰な制度を設けても意味がないのではないか。

いろいろ考えると、準備手続終了後、準備手続においてしなかった証拠調べ請求をしようとする場合には、準備手続において当該証拠調べ請求をしなかった理由を説明しなければならないこととするとともに、準備手続において請求しなかった理由を説明できないような証拠調べ請求については、必要性に乏しいものとして果敢な決定を行っていくことにより、間接的に、準備手続における証拠調べ請求を促すのがもっとも合理的なように思われ、結論としては、たたき台第1の4(1)、同第1の8(2)、同第1の8(3)のいずれについてもB案が相当と考える。

4 直接主義、口頭主義の実質化について

裁判員制度に関するたたき台に記載されていることに尽きていると思われる。

5 即決裁判手続について

たたき台のような手続を新設することについて特に異論はない。現在あまり使われていない簡易公判手続を使いやすくすることによって公判を省力化する効果が期待で

きる。また、早い段階でこのような手続に乗せると割り切ることが、結果的に捜査の省力化にもなる。

6 その他

連日的開廷の確保、訴訟指揮の実効性確保については特に意見はない。

1 たたき台の掲げる目的について

第1回公判期日前の新たな準備手続の目的を、「裁判所は、公判の審理を迅速かつ継続的に行うことができるよう、準備手続において、事件の争点及び証拠を整理するものとする。」とし、具体的な内容を呈示しています。

その内容は証拠開示にすることが中心で、裁判所の訴訟指揮に関わる問題でもあると思います。これらは、間接的には訴訟の充実・迅速化に役立つかもしれませんが、直接的な解決策にはなり得ないのではないかと思います。

2 争点整理について

(1) 準備手続において特に行うものとして、「争点の整理」が挙げられています。

現行の刑事訴訟規則194条の3にも同様に規定されています。しかし、たたき台は準備手続の目的を達するため、「訴訟関係人は」、「進んで協力しなければならぬものとする」とあります。当事者の協力を求めて争点を明確化するのであれば、当事者対等の原則を実質的に保障する必要があります。つまり、起訴前における被告人の防御権、例えば接見交通権の確保等について配慮すべきだと思います。そういう点が看過されて、被告・弁護側に対しても検察側に対すると同様の協力を求めるのは、憲法が保障する被告人の権利としての迅速性よりも、裁判所にとっての訴訟経済性といった効率面が重視されているからではないでしょうか。

(2) 準備手続段階での訴因の変更について

争点の整理に関しては、それを進める段階で検察側が訴因の変更を申し出た場合、それを許可することは許されるのでしょうか。刑事訴訟法312条1項は、「裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において」訴因の変更を許さなければならないと規定しています。この規定については、公訴事実の同一性があれば許さなければならないのか、例えば時期的な限界はないのかということ、被告人の防御権との兼ね合いから、著しく時機に遅れてなされた場合は許されないのではないかとという形で問題になってきました。では、公判準備段階では、被告人の防御権の侵害はないので許されるということになるのでしょうか。もし変更が許されたとした場合、変更された訴因について後日あらためて準備手続をするということになれば、それはまさに被告人の迅速な裁判を受ける権利の侵害にあたると考えられます。

さらに、刑事訴訟法312条2項は裁判所による訴因の変更命令を規定していますが、準備手続段階でこの変更命令がなされるとするならば、予断排除原則との関係で問題だと思われます。

以上のように、準備手続を導入するのであれば、そこでの訴因変更の可否についても考慮する必要があると思います。

3 準備手続と上級審の関係

取調べ請求証拠以外の証拠の開示について、たたき台は、検察官に裁量権を認めています。この点に関して、もし一審で無罪判決が出た後、検察側が控訴した場合、控訴審において、この開示しなかった証拠を資料に加えて審査することができるのでしょうか。できるとすれば、一審で立証に失敗した検察側に再度立証の機会を与えることになり、これも被告人の迅速な裁判を受ける権利の侵害になるのではないかと考えます。準備手続における証拠開示の問題は、一審のみならず、上級審との関係も考慮する必要があると思います。

4 刑事裁判の充実・迅速化において考慮すべき点

(1) 被告人の権利

憲法37条は、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な

公開裁判を受ける権利を有する」と規定しています。

刑事裁判の迅速化という場合、憲法が規定しているように被告人の権利であるという視点、及び迅速性は当然公正さを伴うという観点から、起訴後だけでなく、起訴前の手続の在り方を含めて検討する必要があると思います。

(2) 刑事裁判の充実

刑事裁判の充実化という点については、本来のあるべき姿に立ち返る必要があると思います。つまり、現行刑事訴訟法は伝聞証拠については例外的な場合しか認めないとした公判中心主義を採用しています。裁判官の面前で立証・防御が行われるように努めるべきです。このことは連日開廷にも結びつき、訴訟の迅速化に貢献すると思われま

(3) 正式裁判以外の取扱いについて

また、正式裁判に付されるケースが少数であるという日本の刑事裁判の実体を考えると、正式裁判になったもののみについて充実化・迅速化を図れば事が足りるというものではないように思います。

例えば、無実の人間が逮捕勾留後に不起訴処分になった場合、その是正措置は取られるのでしょうか。裁判の充実化・迅速化が実現されるのであれば、無罪の人間には裁判所が無罪判決を宣言することで解決すべきだと思います。

(4) 結論として

公判中心主義を実現することが真実の発見にも資するし、被告人の迅速かつ公正な裁判を受ける権利の保障にもつながるものと考えます。

1 第1の1(2)ア(準備手続の目的)について

「刑事裁判の充実・迅速化」が立法目的なのに、アは「迅速かつ継続的に行うこと」のみを準備手続の目的にしています。つまり、「充実」目的が脱落しています。目的規定は関係法規全体の解釈・運用に関わるものであり、是非改められなければならないと思います。第1の2(5)(準備手続の充実)の表現(「円滑で充実した審理が行われるよう」とも合致しません。

2 第1の1(4)(準備手続の主宰者)について

B案に賛成します。

理由：A案は、事実認定における裁判官と裁判員との対等性を損なうと思われま

す。両者が同じ条件でも、1人の裁判官は3人の裁判員に匹敵するとの指摘があるくらいです。しかも、A案によれば、裁判官はすべて「準備手続に関する権限を有する」ので、裁判体を構成する裁判官が複数である場合には、「裁判員による主体的・実質的関与を確保する」(司法制度改革審意見書)という要請に添わない結果にならないかという問題があります。起訴状一本主義との関連でもB案を採るべきであることは言うまでもありません。

3 第1の3(3)(取調べ証拠以外の証拠の開示)

A案に賛成します。しかし、それ以前の問題として、検察官が被告人に有利になる可能性のある証拠を開示する義務があることを明定する必要があります

理由：現行法では、検察官の、被告人に有利な証拠の開示義務が明確ではありません。適正手続の要請(憲法31条)や検察官の公益の代表者としての位置付け(検察庁法4条)からみても、上記のような開示義務が検察官にあることは妥当な解釈と思われま

す。しかし、実際には反対の解釈が支配的になっているのではないのでしょうか。そのような解釈・運用の下で悲惨な冤罪が生じていることは、死刑を含む重刑再審無罪事件にその一端が示されています。証拠開示をルール化するに際しては、上記の不合理な現状を改めなければならないと思われま

今回のルール化は、冤罪防止のためではなく、争点整理のためであるという解説に接したことがあります。しかし、刑事裁判においては、「有罪か否か」こそ最も重要な争点ではないのでしょうか。そして、その際、「冤罪を防ぐ」ということが最も重要な課題ではないのでしょうか。それを避けてのルール化であれば、第1の1(2)アについて懸念したように、実際には「迅速化」に偏った立法化であると思われま

す。

不当に有罪にされないという利益は、プライバシー保護の利益よりは、一般的にはより重要なものと思われます。

ちなみに、ここ25年ほどの間に、17人の死刑冤罪が明らかになったイリノイ州では、死刑に関する知事委員会が、もともとある「検察官の被告人に有利な証拠の開示」義務を更に強化すべしとの勧告を行っています (Report of Governor's Commission on Capital Punishment, 2002)。イリノイ州最高裁規則3.8、検察官の特別責任の(c)項についての勧告です。それによりますと、上記の開示義務を有罪判決後にも及ぼしています。また、その勧告の解説の中では、開示義務の対象につき、「(被告人に有利になる)可能性を有するかもしれない」証拠を含むことを明らかにしています(勧告文自体は、先に裁判員制度に関する私の意見に引用したので、ここでは引用しません。詳しくは、拙稿「イリノイ州死刑冤罪の原因と対策」阿部淳二先生古希記念論集(近刊)参照)。

ところで、A案は、この「検察官の、被告人に有利な証拠の開示義務」を保証する意味を持つ。そういう意味で必要な規定である。

B案については、様々な疑問がある。なぜ証拠物、鑑定書、検証調書といった、公権力によって収集され、プライバシーに余りかかわらない証拠までが、開示に様々な条件を付せられるのか。被告人の供述調書などは、もともと被告人がその写しを持ってよいものではなからうか。また、検察官保管証拠の標目が明らかでなければ、「範囲の特定」も困難である。重刑再審無罪事件の中には、重要有罪証拠とされた鑑定の矛盾が再審請求段階でようやく開示された鑑定書によって明らかになった事例が散見される。このような事態を防ぐ必要がある。また、これでは、「争点整理」もできない。

4 第1の4(1)ア(「被告人による」主張の明示等)

どちらかという、B案。しかし、この、実質的に「罪状認否」に当たる手続は、公開の法廷で行うべきものではないでしょうか。

理由：罪状認否は現行法上公判で行うことになっており(この点では「たたき台」も同様でしょうが)、公判で行う手続の中でも重要な手続の一つである。したがって、実質的に罪状認否に当たる手続を行うときには、公開の法廷で行うべきではないでしょうか。そうでないと、公開主義(憲法37条1項、82条1項)に抵触する疑いがあると思われます。また、そのようにするのであれば、A案でもよいかと考えられます。

5 第1の8(2)(準備手続終了後の主張)

被告人又は弁護人については、準備手続終了後の主張を制限すべきでないと思われます。後に再審無罪となった被告人が第一審公判の途中まで有罪を認めていた例があります(重刑事件においても)。このように、被告人によっては、起訴後直ちに捜査の圧力が断たれるわけではないことを考慮する必要があると思われます。

6 第1の8(3)(準備手続終了後の証拠調べの請求)

B案に賛成します。さらに、職権証拠調の余地も残した方がよい。

理由：上記5と同じく、検察官と被告・弁護人は、形式的に対等に扱われるとしても、実質的には対等ではないことに配慮しなければならないと思われます。そういう意味で、裁判官(員)による職権証拠調の余地も残した方がよいと考えます。

1 「たたき台」に欠落しているもの

まず言わなければならないのは、「たたき台」及び検討会での議論においては、刑事裁判の充実・迅速化を妨げている原因についての調査がまったくなされず、分析が恣意的で不十分であるということである。手続を整備すれば足りるというものではない。

刑事裁判の審理の充実を妨げ、長期化している原因は、(1)自白偏重とこれに起因する不毛な任意性に関する立証活動、(2)否認事件で容易に保釈を許可せず弁護人と被告人との十分な意思疎通を困難にしていること、(3)検察官手持ち証拠を全

面的に開示せず全容が明らかにならないまま審理を進めさせられる上、弁護側立証が成功すれば突如として証拠を追加するなど不当な訴訟活動をしていること、である。

(1)については、原則としてすべての事件につき、取調べ過程を録音又は録画しておき、自白の任意性に疑いがあるとして争点となった場合は、当該記録を検証するということで解決する問題である。現行の自白の任意性に関する立証活動は、利益原則に反して、被告人に概括的な主張をさせ、被告人質問を先行させるため、自白の任意性と信用性が重複することは避けられない。その後、自白の任意性を疑わせる立証に成功すると、取調担当警察官（あるいは検察官）の証人尋問を実施する。しかし、取調官は、取調べが密室でなされたことをよいことに、平然と知らぬ存ぜぬを言い張り、被告人にすべての責任をなすりつける。このような不毛な活動と捜査機関の偽証が真相の究明、審理の充実・迅速化を妨げているのである。取調べ過程の透明化については、「取調べは人間と人間のぶつかり合いであり公開になじまない。」という訳の分からぬ情緒的な理由で法務省・検察庁サイドが反対しているようであるが、国民一人に対し刑罰権を行使するかどうかを決定する刑事手続において、最終的に公開できない取調べ手法とはいかなるものであろうか。拷問や暴行、虐待、利益誘導などを自認したに等しいものであり、法務省・検察庁サイドが反対しているからこそ、取調べ過程の透明化は、いっそう必要性を増していると理解すべきであろう。

(2)については、勾留実務全般とも関わる問題であるが、「罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由」につき、「罪証」の範囲を不当に拡大した上、「疑うに足りる相当な理由」を不当に緩めた解釈によって、被告人の身体を過剰に拘束している実態を早急に改善するべきである。痴漢冤罪や安田弁護士に対する異常な保釈不許可に見られるように、身体拘束そのものが否認する被告人に対する制裁となっていることは顕著な事実である。さらに、被告人の身体拘束は、被告人自身の弾劾活動を制限するのみならず、弁護人との十分なコミュニケーションを妨げ、弁護士による弁護を受ける権利を実質的に侵害している。時宜に応じて事実確認をするだけでも、身体拘束がなければ電話一本で済む話が、拘置所への往復を余儀なくされる。拘置所でも、アクリル板越しに聞き取りにくい会話の末、書類のやりとりも十分にできない。一方、検察官は、必要と認めるときは、起訴後であっても被告人を呼び出し、取調べをすることができるなど、いかにも不平等である。迅速化を声高に主張するのであれば、このような異常な勾留実務をまず改めるべきであろう。

(3)については、検察官が証拠を小出しにしたり、被告人に有利な証拠を握りつぶすなど、公益の代表者としての立場を忘れ、ただ被告人を有罪にすればよいとの訴訟活動が散見される。この点に関連しては、「たたき台」において、検察官が請求しない証拠の開示につき、両案とも、一定の範囲に限定しているが、弁護人からの請求があったすべての書証を開示すべきである。リストの開示のみで、証拠の重要性が弁護人に判断できる場合は多くないと思料されるし、A案に至っては、証拠開示による弊害を論じており、意味不明である。

2 刑事裁判は誰のものか

次に、「たたき台」は、迅速で公平な刑事裁判を受ける権利が被告人に保障されていることを無視し、刑事裁判は裁判所のものであるかと誤解しているかのような提案が見受けられる。

この点で特に以下の二点について、反対意見を表明しておきたい。

第一は、開示証拠の目的外利用の禁止である。現行でも、証人威迫罪や証拠隠滅罪などによって、開示された証拠を不当に利用することは規制されており、被害者等関係者の利益は保護されている。にもかかわらず、証拠は「審理の準備の目的」のみで開示されると制約を加える必要性、立法事実は存しない。これは、開示された証拠をもとに裁判所の審理状況を監視し、不当な訴訟指揮や証拠についての決定があれば批判をするなどの刑事裁判批判を封じることが目的であるとしか考えられ

ない。開示証拠の目的外利用の禁止の制度は不要である。

第二は、尋問・陳述の制限命令に対する違反に過料の制裁を科す制度である。裁判官（裁判長）の訴訟指揮権に対する弁護人からの抗議は、当該訴訟指揮権がよほど不当・違法ではない限り、当該裁判官（裁判長）に対しては一回のみである。しかし、残念ながら、弁護人からの指摘にもかかわらず、不公平な審理を強行する強権的な裁判官（裁判長）は少なからず存在する。そのような裁判官（裁判長）に対しては、被告人の利益を擁護する立場から、断固として抗議するのは、弁護人の職責として当然のことである。過料の制裁は、このような当然の弁護人の活動を不当にも規制するものであり、しかも過料の制裁を受けた弁護人については、弁護士会に必要的に報告した上で、しかるべき措置を求めるというものである、公権力による異常な弁護活動の規制である。

これらの背景にあるのは、裁判所絶対主義ともいべき悪しき権力志向であり、刑事裁判が国民のものであることを無視した暴論である。これは、非公開で大半の審理を実施しようとする「たたき台」の準備手続の制度設計にも連なる思想である。

3 まとめ

今般の司法改革は、これまで絶望的な刑事裁判と評されてきた刑事裁判の問題点、すなわち自白偏重、人質司法、調書裁判について、メスを入れることはなかった。国際的に恥ずべき「代用監獄」に至っては、話題にすらならなかった。挙げ句に、裁判員制度というぬえのような存在で国民を欺き、「迅速化」の錦の御旗で、被告人が適正な手続を受ける権利を侵害しようとしているものである。

このような異常な議論に国民の血税が使われていることに強い抗議の意思を表明して、当職の意見を終える。

一 開示された証拠の目的外使用の禁止等

【意見】

ア、イ、ウの規定は、全て削除する。

【理由】

1 開示証拠の目的外使用禁止は、憲法 21 条の表現の自由の侵害である。

公表価値の高い情報である。

開示証拠は、被告人に対し国家が刑罰を科す根拠となる情報であり、国家の刑罰権行使の国民による監視、適正化にとって不可欠な情報であって、強い公表価値を有する。このような考え方は、名誉毀損罪について刑法 230 条の 2 第 2 項が公訴提起前の犯罪行為に関する事実を公共の利害に関する事実とみなすと規定していることにも、現れている。

公表による弊害はない。

刑事裁判は、公開が原則であり、開示証拠は、その公開裁判で取り調べられることを予定して開示されるものであるから、公開法廷で取り調べられることを予定して作成、取得された情報であって、公開することが前提となっている。したがって、開示証拠が公表されても、不都合や弊害は存在しないのが原則である。開示証拠は公表により弊害があるものはそれに配慮して作成され、選択されているし、それが不可能な場合には対審の非公開決定（憲法 82 条 2 項）で対応すればよいことである。

刑事訴訟法 47 条は、「訴訟に関する書類は、公判開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定しているが、但書で「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない。」としており、公表できる場合を広く認めているし、公表禁止の時期も公判開廷前に限られ、違反についてもなんらの制裁、処罰規定は存在しない。

開示証拠を公表しての被告人支援活動が困難となる。

刑事裁判は、しばしば政治活動の弾圧と結びつき政治的色彩をもつことが多いが、このような場合に、開示証拠を公開して公権力の不正を告発し、一般市民の

支援を仰ぐという活動が困難となる。政治的色彩のない刑事裁判においても、被告人が無罪を主張し、一般市民に支援を要請する際に、開示証拠を公表できないことになると、その活動は重大な制約を受ける。

- 2 開示証拠の目的外使用禁止は、憲法13条に基づくプライバシー権（自己情報管理権）の侵害である。

開示証拠は、個人の人格的生存にとって不可欠の情報である。

刑罰は、国家が個人の犯罪を認定して重大な不利益処分を科すものであり、開示証拠はその根拠となる重要な情報であるから、当該個人がその情報を十分検討できなければならないし、それが認められなければ当該個人を個人として尊重する（憲法13条）ものとはいえない。したがって、開示証拠は、被告人にとって個人の人格的生存にとって不可欠な情報であり、その情報コントロール権はプライバシー権として被告人に存する。

よって、開示証拠が刑事裁判の審理以外の目的では一切使用できないとするのは、この被告人のプライバシー権を侵害するものである。

開示証拠について被告人のプライバシー権の保障を認めることには何らの弊害も存しない。

被告人が開示証拠の保持し、裁判中、あるいは裁判後においても、検討し、研究することはなんら弊害はないし、プライバシー権として保障されるべきである。とくに、裁判確定後であっても、えん罪であると考えた被告人が開示証拠を手許において検討することは侵すことのできない権利である。

- 3 開示証拠の目的外使用を禁止する立法事実は存在しない。

開示証拠を審理以外の目的に使用することを例外なく禁止し、しかも、過料、刑罰の制裁をもって、これを法的に強制しなければならない合理的な必要性を根拠づける立法事実は存在しない。開示証拠が審理以外の目的に使用されたために、刑事裁判の審理が困難となったとか、被告人が不当に処罰を免れたとか等の具体的な弊害は生じていない。

起訴状一本主義や予断排除の原則からすれば、第1回公判前に開示証拠を公開することは望ましくないと言える。しかし、既に捜査段階において、捜査機関が開示証拠の内容を報道機関に提供し、公表されており、報道の自由の尊重からこれらを規制できない状況では、開示証拠のみを規制しても、それは実際には被告人側に対する一方的な規制として機能するだけであって、公平でないだけでなく、弁護活動への制限となるおそれがある。たとえば、捜査段階で捜査機関が報道機関に提供した証拠内容が開示証拠と異なる場合には、対抗上、開示証拠にもとづいてその点を公表し指摘しておく必要がある場合もある。

- 4 弁護士会等では、開示証拠を教材として実務研修、研究等を行っているが、このような使用も、目的外使用として禁止されることになれば、学問、研究、教育の活動にも支障を生ずる。

- 5 開示証拠を民事訴訟で使用することも禁止されることになり、不都合である。とくに、被告人が弁護人の弁護過誤を立証するために開示証拠が必要不可欠な場合があるが、そのために民事訴訟に使用することもできなくなるのは不合理である。

二 開示された証拠の管理

【意見】

かかる規定は削除すべきである。「みだりに他人にその管理をゆだねてはならない」という「他人」に被告人が含まれるのであれば、強く削除を求める。

【理由】

- 1 開示された証拠の写しを弁護人が管理とする実質的根拠は存在しない。

開示された証拠は、上記のとおり被告人のプライバシー権として被告人の管理権が認められるべきであり、弁護人はかかる被告人から依頼を受けて開示証拠を管理しているものである。弁護人には、被告人のプライバシー権すなわち自己情報管理権から独立して、開示証拠を管理する責任はないし、それを根拠づける実質的根拠

は見いだせない。

2 「弁護人は、みだりに他人にその管理をゆだねてはならないものとする。」という規定の「他人」に被告人も含まれるとすれば、開示証拠に対する被告人のプライバシー権を否定するものであって、憲法13条に違反する。

3 開示証拠さらには裁判終了後の刑事記録についての最終の管理責任は、被告人にあるのであって、弁護人にあるのではない。弁護人は、被告人から開示記録・刑事記録の管理を委託されている限りにおいて、「みだりに他人にその管理をゆだねない」よう慎重に対応する責務があるにすぎない。

4 被告人が、裁判途中や一審または控訴審終了後に他の弁護人に依頼するために当該弁護人に対し開示証拠の写しの引渡しを求めるのは、正当な要求であり、これを弁護人が拒む理由はない。

裁判終了後においても、被告人には再審を請求する権利があるし、えん罪を主張する被告人が裁判終了後も、開示証拠の写しを手許においてえん罪を晴らすために検討、研究したいとすることは正当な要求であり、弁護人の開示記録管理責任は被告人のこのような正当な要求、活動を制限する結果となるものであって、認められない。

5 被告人が弁護人の弁護過誤の責任を追及するために、開示された証拠の写しが必要不可欠な場合があるが、弁護人が管理責任を口実として被告人に開示証拠の写しの引渡しを拒否したり、それを廃棄することが可能となり、被告人にとって極めて不利な結果となる。

第1 開示された証拠の目的外使用の禁止に関する弁護人及び被告人に対する過料、刑事罰について強く反対する。

(理由)

1 冤罪事件についての無罪獲得活動に対する重大な制約になる

冤罪事件等において、被告人及びその支援者あるいは救援会や弁護人により、被告人の無実を明らかにし、無罪判決を獲得するために、ビラ・パンフレットの印刷物や著作物等で、検察側の証拠の問題を明らかにして、世論に訴えたり、また、検察側証拠に対する反対証拠の発見、収集への協力を世論に訴えたりする等の救援活動が広く行われている。これらの救援活動においては、証拠に基づく、捜査批判や裁判批判も行われている。

戦後まもなく発生した松川事件においても、作家の広津和郎氏の、著作による証拠に基づく裁判批判が無罪獲得の大きな力になったと言われている。また、松川事件では、被告人に対する支援運動が盛上がるなかで、いわゆる諏訪メモ(被告人のアリバイを証明する証拠)を検察官が秘匿していたことが明らかになり、この取調べが無罪の一つの理由になった。

このような被告人及びその支援者あるいは救援会の活動は、被告人の無実を明らかにし、被告人を救援するためのものであって、被告人の正当な防御活動の一つである。また、弁護人についても、正当な弁護活動の一つである。これまでも、死刑再審事件を含め、多くの冤罪事件が、これらの救援活動に支援され、冤罪を晴らしている。これらの無罪獲得活動あるいは救援活動は、正当なものであり、名誉毀損等の現行法に反しない限り、制限されるべきものではない。

これらの活動において、法廷で取り調べられた証拠に限らず、開示されただけで、取調べ未了の証拠も、正当な理由があれば、批判の対象となってもおかしくない。これらの活動は、被告人の無実を明らかにする目的で行われるものであるが、「当該被告事件の審理の準備」という狭く限定された目的のなかに入らない可能性がある。そして、その目的を逸脱するものとして、過料や刑事罰の対象にされてしまうおそれが大きい。

今回のたたき台の案は、被告人及びその支援者あるいは救援会や弁護人の無罪獲得活動や救援活動に対する重大な制約になる。

2 弁護活動あるいはそれに関連する活動を刑事罰の対象にする立法例は前例がない

弁護人が、開示された証拠を含め、あらゆる証拠の問題を、法廷内に限らず、法廷外において、著作物等で明らかにし、被告人の無罪獲得のために活動することは、正当な弁護活動として、最大限に保障されなければならない。弁護人のこのような法廷外における、開示証拠を含めた証拠批判の活動は、「被告事件の審理の準備」以外の目的で、開示証拠を使用したとして、規制される可能性がある。「審理の準備」以外の目的で使用したか否かの認定は、きわめて微妙な問題である。これについては、捜査当局と弁護人との間で見解が食い違うことが起こり得る。そのような場合でも、捜査当局の一方的な判断で、弁護活動が捜査の対象とされるおそれがある。このようなことになれば、被告人の無罪を獲得するための弁護活動が萎縮してしまう。たたき台の案は、弁護活動あるいはそれに関連する活動そのものを、過料及び刑事罰の対象にするものである。このような立法例は、前例のないものであり、これは弁護活動に対する重大な制約である。

- 3 証拠開示は国際人権規約等の国際的な人権基準からしても制約なしに認められるべきものである

国連の国際人権(自由権)規約委員会は、1998年11月、日本政府に対し、国際人権規約に基づき、刑事裁判における証拠の全面開示の実現を勧告している。国際人権基準からすれば、現行法の下においても、証拠の事前全面開示は、何らの制約なく、認められなければならない。

したがって、新たに、証拠開示の範囲を広げることになっても、本来、それは無条件になされるべきであり、それと引換えに、被告人・弁護人の防御権・弁護権の制約規定を新設する理由はない。

- 4 証拠の使用目的を審理の準備に限定することには問題がある

被告人や弁護人が、開示された証拠の問題を広く社会的に明らかにし、無実を訴えていく場合、その証拠の問題を印刷物や著作物で指摘したり、批判する等の活動が必要な場合がある。証拠の使用目的を審理の準備に狭く限定すると、このような防御活動や弁護活動ができなくなるおそれがある。

- 5 証拠開示による弊害に対しては、証人威迫、証拠隠滅、名誉毀損罪等の通常の刑事処分に対応すれば良い

開示証拠の目的外使用による弊害として考えられるのは、証人威迫、証拠隠滅、関係者の名誉・プライバシー侵害等である。これらの問題が生じた場合、それぞれ、刑法に処罰規定が存在するのであり、その刑法規定で対応すれば十分である。

- 6 弁護人については、弁護士倫理で規制し、綱紀・懲戒処分に対応すれば良い

開示証拠の目的外使用による弊害が生じた場合、弁護人については、弁護士倫理で規制することができる。その違反については、綱紀・懲戒の問題として対応すれば良い。

- 7 刑事訴訟法に訴訟書類公開禁止規定が存在する

刑事訴訟法47条は、訴訟に関する書類の正当な理由のない公開禁止を定めている。開示証拠についても、この規定が適用されるのであり、新たな規制を設ける必要性はない。

- 8 司法制度改革審議会の意見書でも過料や刑事罰までは求めていない

司法制度改革審議会の意見書において、「証拠開示のルールの明確化に当たっては、証拠開示に伴う弊害の防止が可能となるものとする必要がある。」とはされているが、過料はもとより、刑事罰まで規定することを求めていない。

第2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する過料の制裁について強く反対する。(理由)

- 1 弁護活動を萎縮させ、裁判の充実と矛盾し、証人尋問中心主義、直接主義・口頭主義と矛盾する

裁判所は、訴訟関係人が裁判長の尋問又は陳述の制限に違反したときは、過料に処すことができるとされ、これにより弁護人が懲戒される可能性があると言われると、弁護人は、法廷において、一つ一つの尋問や陳述に神経を使い、裁判長の言動

に常に神経を張り詰めなければならなくなる。これでは、弁護活動が萎縮し、被告人のための十分な尋問や陳述ができなくなる。それは、司法制度改革審議会意見書が目指す刑事裁判の充実化と矛盾する。また、裁判員制度の導入に伴い、従来から批判されてきた調書中心の裁判から、証人尋問中心の裁判への転換が必要となっている。ところが、このようなたたき台の案は、証人尋問の活性化を妨げるものであり、証人尋問中心主義あるいは、直接主義・口頭主義とも矛盾する。

2 刑事訴訟規則に矛盾する

現行刑事訴訟規則303条は、裁判所は、検察官又は弁護人が、訴訟手続に関する法律等に違反する等した場合には、検察官又は弁護人に対し、理由の説明を求めることができるとしている(1項)。そして、その場合において、裁判所は、特に必要があると認めるときは、弁護人については、弁護士会に通知し、適当の処置をとるべきことを請求しなければならないとしている(2項)。すなわち、裁判所は、検察官又は弁護人が、訴訟手続に関する法律等に違反する等した場合には、

まず、検察官又は弁護人に対し、任意的ではあるが、理由の説明を求める。

そのうえで、特に必要があると認めた場合に限り、弁護士会等に通知する。

ところが、今回の案は、この二つの要件をすべて外している。しかも、改悪した規制を、刑事訴訟規則から刑事訴訟法に格上げしようとしている。これは、あまりにも安易に、検察官や弁護人に対する処分のための処置請求を認めようとするものであり、重大な問題がある。また、現行刑事訴訟規則にも矛盾するものである。

3 当事者の異議申立権、訴訟指揮権で対応できる

現行刑事訴訟法において、裁判長は、訴訟関係人の尋問又は陳述を制限できることが規定されている(295条)。また、重複尋問等の問題があれば、当事者の異議申立てやこれに対する裁判所の訴訟指揮権も規定されている(刑事訴訟法309条)。現在の實務では、裁判長から、尋問や陳述を制限されれば、弁護人は、それに不満があったとしても、従わざるを得ないのが現状である。また、弁護人の尋問に重複等の問題があれば、検察官は、異議申立権を行使することができるのである。尋問や陳述に重複等の問題があれば、訴訟関係人の異議申立てや裁判長の訴訟指揮で解決すべきものである。そのような制度があるにもかかわらず、あえて、訴訟関係人に、過料の制裁を科す必要性はない。

4 重複尋問等は裁判遅延の原因ではない

現在の實務において、重複尋問や重複した意見陳述等が裁判の遅延の原因であることは、ほとんどないと言って良い。むしろ、裁判所の訴訟指揮権が強権化する傾向にあり、弁護人の尋問や意見陳述が十分に行えない事態が生じている。このような制裁を新設する必要性はない。

5 司法制度改革審議会の意見書と矛盾する

このような案が立法化されると、裁判長の訴訟指揮権が必要以上に強権化し、被告人の権利を守るための防御活動・弁護活動が萎縮し、それが後退するおそれがある。司法制度改革審議会意見書は、「被疑者・被告人の防御権の保障等憲法の人権保障の理念を踏まえ、適切な制度を構築していくことが必要である。」と述べており(41頁)、このような案は、この意見書とも矛盾する。

「たたき台」は、憲法、国際人権規約、弁護士の役割に関する基本原則等に違反し、許されないものと考えます。

(理由)

1 国連規約人権委員会の勧告

1948年国連総会は「すべての人民、すべての国とが達成すべき共通の基準として」世界人権宣言を採択した。これには「平等な保護を受ける権利」「憲法、法律によって与えられた権利を侵害する行為から、裁判所による効果的な救済を受ける権利」「自己の権利義務、刑事責任について、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等な権利」「無罪の推定を受ける権利」等々が保障されている。

我が国は、1952年連合国の平和条約において、あらゆる場合に国連憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的実現に努力することを約束し、1979年世界人権宣言に法的拘束力を持たせた市民的、政治的権利に関する国際規約（以下自由権規約と略称）等国際人権規約を批准した。政府は、規約に規定された人権を実現する義務、人権の実現状況について国連人権委員会に5年毎に定期報告書を提出し審査を受け、委員会の出す「最終見解」中の勧告等を尊重する義務を負っている。これは憲法上の義務でもある（98条2項）。

現在進行中の「司法改革」について、そこでなされようとしている制度変革が、憲法及び上記国際人権規約に適合していることが最低条件であることは、「改革」について賛否いずれの立場に立つとしても、承認されることであろう。我が国は第4回報告書までの委員会の「最終見解」により厳しい勧告を受けている。

これらを改善することは「国際社会において名誉ある地位を占める」ことを目的の一つとする「司法改革」の当然の要請だからである。（第5回政府報告書提出期限は昨年10月である）。

2 「裁判所の前の平等」

「司法改革」を憲法、国際人権規約の視点から検討するとき、最も中心となる規範は「公正な裁判を受ける権利」の保障（憲法31、32、37、38、76、82条、自由権規約14条）と「人身の自由」の保障（憲法33～36条、自由権規約7、9条）である。ここでは、人権規約の視点を中心に述べたい。

司法改革は、なによりも「公正な裁判を受ける権利」の保障を前進させるものでなければならない。自由権規約14条1項は冒頭「すべての者は、裁判所の前に平等とする」と規定する。自由権規約は2条で締約国に「いかなる差別もなしに規約に定める権利の実現」を義務づけ、さらに26条で、「いかなる差別なしに法律による平等かつ効果的保護」を定め、その上に屋上屋を重ねて「裁判所の前の平等」を保障している。この規定の意味は限りなく重い。人権の実現は第一次的には政府、立法府の義務であるが、最終的にこれを保障し実現するものは裁判所だからである。裁判所の前にあらわれる検察官と被告人には大きな格差がある。にもかかわらず「裁判所の前に平等」と言えるのは、この格差を埋めるための「立法措置その他の効果的措置」をとる義務を締約国に課しているからである。この内容が古典的な「武器対等の原則」を含みながら、それを一層実質化することを要請するものであることは明らかである。規約14条1項は続けて、刑事裁判について「法律で設置された、権限のある、独立の、公平な裁判所による、公正な、公開審理を受ける権利」を保障する。これらが総体として「公正な裁判を受ける権利」と呼ばれ、刑事裁判については2項以下にさらに詳細な具体的規定がおかれるが、1項の「公正な裁判を受ける権利」は、2項以下の総和以上のものである。

3 捜査段階からの保障

刑事裁判について特に重要なことは、「公正な裁判を受ける権利」の保障は、事件が裁判所に移ってから初めて生じる保障ではなく、嫌疑を受け捜査が開始されたときからの権利であるということである。捜査段階の圧倒的不平等を前提にいくら「公正な審理」を心掛けても、訴追側と、被訴追側は「裁判所の前に平等」にはならないからである。「司法改革」はまずなによりも、しばしば弁護人選任権を侵害し、家族との面接権を侵害し肉体的精神的に自白強要の温床となる「代用監獄」を廃止し、起訴前の早期保釈を認め、取調べに弁護人の立会を認めるなど可視化し、全面証拠開示を実現するものでなければならない。これだけのことをしても一個人が国家権力と「裁判所の前に平等」になれるわけではない。防御のための時間・便宜と自己の選任する弁護人が認められなければならない。それでも最終的に残る格差を埋めるものが黙秘権であり、無罪の推定である。これらのことは、規約そのものであるか、規約の解釈として人権委員会が公表している「一般的意見13・1984年採択」等に書かれていることであるか、日本政府第4回報告書に対する「最終見解」で勧告されている事柄である（いずれもインターネットで見ることができる）。

4 迅速化の問題点

- (1) 去る7月9日「第1審の訴訟手続を2年以内に」という「裁判迅速化法」が成立した。「迅速な裁判」は誰しも望むところであるが、「公正な裁判を受ける権利」が保障されていることが大前提である。最も重要なことは、審理期間は担当裁判官が事案を考慮し「良心に従って独立して職権を行使」(憲法76条3項)すべき分野だということである。最終審判決までを「合理的な期間内に」(ヨーロッパ人権条約6条)というのが法で定められる限度でなかろうか。刑事事件は、「不当に遅延することなく」というのが自由権規約(14条3項c)の要請である。憲法の「迅速な裁判」の要請も、被告人とされた者の権利を守るためにある。これを2年以内という数値まで法律で定め裁判官を「拘束」することは憲法に違反し、裁判所は事実と法に従い「いかなる制限もなく」裁判しなければならないと定める国連「司法の独立に関する基本原則」(Basic Principles on the Independence of the Judiciary、第7回犯罪防止と犯罪者処遇に関する国連会議・ミラノ・1985年)2条に反し、自由権規約の「独立の裁判所」の要請にも反する。

(2) 連日開廷の問題点

連日開廷にするか否かは、被告人・弁護人の意見を聞き、担当裁判官が事案を考慮し「良心に従って独立して職権を行使」(憲法76条3項)すべき事項であり、法律で連日開廷を一律に義務づければ、憲法、人権条約等に違反する。

- (3) 裁判が公正であるためには、自己の選任する弁護人の弁護を受ける権利が原則的に保障されねばならない。被告人側の事情で連日開廷が困難な場合、国選弁護人を押しつけば被告人に関する被告人の権利の保障に問題がないというものではない。

- (4) 被告人という地位におかれることによって職を失い、あるいは、従来の就労が困難になる場合が少なくない。理解ある雇い主でも連日開廷となると解雇せざるを得なくなる場合が出てくる。訴追側は生活費の心配は無いが、被告人側が家族と自己の生活を維持しながら公判活動が続けることは至難である。生活費のために、無罪を争う被告人が裁判を断念するとなると、訴追側、被訴追側の「裁判所の前の平等」は保障されないことになる。

これらが保障されるように開廷日は決められるべきで、一律連日開廷を法定することは違法である。

5 充実化は「公正な裁判を受ける権利」の充実でなければならない

- (1) 審理は公正な裁判を受ける権利が充実すべきものであって、単に集中して行われ第1回公判から判決までが短期間で行われたからという公正な裁判の契機と関係なく「充実」を論ずることは意味がない。

- (2) 「公正な裁判を受ける権利」の保障が欠けたまま、「迅速」のみが強調され、これが「裁判員」は長期間拘束できないという大義名分と結びついた場合、憲法、自由権規約違反のおそれは一層大きくなる。裁判員の拘束期間が仮に2週間だとすれば、弁護側は審理に入る以前にすべての準備を終えていなければならない。それが困難な場合にまで「重大事件の被告人」という地位により、従来の裁判官裁判が認められず、裁判員裁判が強制される、即ち、選択権がないとすれば、地位による平等権(憲法14条、自由権規約26条)を侵害する。

- (3) 公正な裁判を受ける権利を充実するには、先に述べたとおり捜査段階から充実すべきであり、それには被訴追者の早期の釈放と全面証拠開示、その上での弁護側の十分な準備期間(14条3項b)が不可欠である。

訴追側にとって無価値ないし不利益な証拠も弁護側には手がかりとなり、有益な証拠もあることは過去の冤罪事件が示すところである。被訴追側に訴追側のような捜査権がない以上、訴追側が集めた証拠が少なくとも全面開示されて辛うじて「裁判所の前の平等」に近づく(本来訴追側は、被疑者に有利な捜査もすべきであるが、そこまでは現状では期待できないので)。

2週間の審理期間で従来何年もかかる性質の事案の検察・弁護側の立証を尽くす

- ことは至難の業である。
- 6 非公開の準備手続は公開裁判を受ける権利を否定する
準備手続が非公開で行われれば、公衆の監視によって裁判の公正を保とうとする「公開審理を受ける権利」(憲法82条1項、自由権規約14条1項)の否定になる。
 - 7 争点の明示義務化
黙秘権を侵害し、「失権効」は、訴追側と被訴追側との証拠収集能力の差を無視するもので「裁判所の前の平等」に反し、「無罪の推定の原則」(14条2項)を否定する。
 - 8 「自ら選任する弁護人」の弁護を受ける権利の侵害
このような短期集中型の審理に対応できるのは特定の公設弁護人だけとなると「自ら選任する弁護人」(14条3項d)の弁護を受ける権利を侵害し、「事件の性質にふさわしい経験と能力を備えた弁護士」の弁護を受ける権利の保障(国連「弁護士の役割に関する基本原則」6条)に反する。
 - 9 「有罪の自白を強要されない権利」の侵害
なによりも「代用監獄」により取得された自白調書が排除されなければ「有罪の自白を強要されない権利」(14条3項g)が否定される。
 - 10 通訳を受ける権利の侵害
通訳の必要な外国人(14条3項a、f)は、2倍以上の時間を必要とするが、2年以内に判決しようとするとき実質審理は半分以下になり、平等条項に違反する。
 - 11 審理の充実化には、なによりも裁判に「理由」を
司法改革はなによりも、「公正な裁判を受ける権利」を前進させるものでなければならない。裁判が公正であると言えるためには、「武器平等の原則」以前に、当事者の攻撃防御方法が「武器」として正当に扱われなければならない。攻撃防御方法の2本の柱の一つは、憲法、人権規約以下の法律上の主張であり、他の一つは証拠に基づく事実上の主張である。これらが正当に判決に摘示され、これらに対する判断、即ち、「理由」が示されなければならない。判決の公正をなによりも担保するものは判決の理由である。理由の書けない判決は結果が誤った判決であり、公正な裁判を受ける権利の否定である。裁判の公開が公正な裁判を受ける権利の担保となりうるのは、公衆による審理過程の監視(動的公開)と判決理由の監視(静的公開)がある場合である。「憲法違反に当たらない」というのは結論であって、なぜ、当たらないかを書かなければ「理由」を書いたことにならない。
「正義はなされなければならないだけでなく、なされていることが見えなければならない」というのが公正な裁判の原則である。理由の見えない判決は「公正な公開裁判を受ける権利」の否定である。
裁判に時間がかかることの一つの大きな原因は、本来最大の武器である憲法、人権規約、刑事訴訟法等の法令(とりわけ当事者対等の原則、黙秘権、無罪の推定の原則等)が正当に武器として扱われないうちに、これを武器とする被訴追者側は圧倒的に優位な国家に対してそれ以外の方法での立証を余儀なくされ非常な苦勞をするからである。
我が国の憲法施行50周年の時点で、この間になされた最高裁の違憲判断は5件。これに対しドイツ連邦憲法裁判所は年間3万件の審査を行い、2%、約600件の違憲判断がなされると言う。ドイツ連邦憲法裁判所のキューリンク判事は「理由付けし過ぎるくらい丁寧に理由付けする」、米国連邦最高裁のスカリア判事も「文句を言われるくらい長々と書いている」と述べておられる(大阪弁護士会憲法50周年記念出版「主権を市民に」花伝社1998年・208頁)。50年間の彼我の蓄積の差は想像を超える。
 - 12 国連・弁護士の役割に関する基本原則(Basic Principles on the Role of Lawyers、第8回犯罪防止と犯罪者処遇に関する国連会議・1990年・ハバナ)
これは、加盟国政府の義務を定めるものであり、検討会が「たたき台」を作成するに際し、憲法、国際人権法、弁護士法と共に必ず準拠すべき原則である。検討会は同

原則を十分に参照せずに案を作成したと思われる点で手続的に、また、内容においても同原則に違反していると思われるので、違法であり、再度同原則との適合性を検討すべきである。

以下、重要と思われる条項に則して意見を述べる。

原則16項は、「政府は、弁護士が（a）脅迫、妨害、いやがらせ・不当な干渉を受けることなく、その職分のすべてを果たすことができ、（c）一般に承認された職業的義務、基準、倫理に従ってとつたいかなる行為についても、そのために訴追を受け、あるいは行政的・経済的またはその他の制裁を受け、あるいはその脅しを受けることのない状態を確保しなければならない。」と規定している。

原則20項は「弁護士が誠実に行った書面または口頭による陳述等に関し、弁護士は民事上刑事上の免責を受ける。」と規定している。

原則23項弁護士は、「他の市民同様、表現、信条、結社、集会の自由を有する。とりわけ、弁護士は、法に従った行動をしていること等を理由に、職業的制約を受けることなく、法律、司法の運営、人権の促進と保護に関する事項について公的な討議に参加する等の権利を有する。」と規定している。

たたき台は、弁護士の法廷での発言、被告人の権利擁護のための異議の申し立てを不当に制限する訴訟指揮に対する抗議に対し制裁を科し、不当に免責を認めない場合を作り出す（尋問・陳述の制限命令に従わない弁護人に対する過料の制裁、弁護士会への懲戒請求）。

また、開示された証拠についての表現の自由を不当に制限し、弁護士の役割としての表現の自由の重要性を否定するものでいずれも上記の原則に違反する。

締め切りまでの時間の制約上、たたき台が本原則に適合しているかの検討は部分的にしか行われていないが、問題点の所在を確認いただければ幸いである。

1 「第1 第1回公判期日前の新たな準備手続」について

（1）基本的考え方

準備手続の目的は、今回の「刑事裁判の充実・迅速化について（その1）」（以下「たたき台1」という。）にも記載があるとおり、事件の争点及び証拠を整理し、争点を中心とした充実ししかも迅速な公判審理を実現することにある。とりわけ、裁判員事件においては、裁判員に過度の負担をかけず、かつ、裁判員が審理内容を理解できるような分かりやすい公判審理を実現するため、争点を可能な限り絞り込み、立証も必要最小限のものとし、裁判員の選定段階で審理予定を示せるようにする必要があるから、準備手続の役割がより一層重要である。準備手続の仕組みを考えるに当たっては、このような目的が十分に達せられるようにすることを最重視すべきである。

もつとも、他方、準備手続というものは、あくまで公判審理の予定を立てる場であり、裁判の本体は公判手続であるということも忘れてはならない。準備手続を訴訟の帰趨を決しかねないような仕組みとすることは、公開原則、公判中心主義といった刑訴法の基本原理に抵触してくるおそれがあるし、裁判員や国民一般の納得も得られないと思われる。

このような観点から、以下、重要な論点に絞り、あるべき準備手続の姿を簡単に検討したい。なお、準備手続については、イメージのみの議論では、なかなか実感がわかないところもあるので、実際の確定事件をもとにシミュレーションを行うなどして、どのような仕組みとするのが相当かを検討することも重要ではないかと思われる。

（2）準備手続の主宰者について（「たたき台1」の第1の1(4)）

裁判員制度も含め、受訴裁判所の裁判官が主宰するとするA案が相当である。

充実ししかも迅速な公判審理を実現するという準備手続の目的からすると、公判審理を担当する裁判所の裁判官が公判の進行を見据えながら準備手続を行うことが、必須の条件である。これまでは、第一回公判期日前に受訴裁判所が事案の内容に踏み込んで争点整理を行うことにつき、予断排除の原則との関係で消極的

な見解が多かったが、この点は、司法制度改革審議会における議論や最近の学者の論稿にあるように、予断排除原則の主眼を、旧刑訴時代のような検察官からの記録・証拠の引継ぎという一方的・先行的な心証形成のおそれを除去することにあるととらえ、受訴裁判所が、争点整理に必要な限度で、しかも、両当事者が参加する場で、双方の主張を整理し、公判廷における具体的な審理計画を立てることは何ら予断排除原則に抵触しないと考えるのが相当である。

今回のたたき台1は、この主宰者の問題に関し、一般事件につき受訴裁判所とする一方、裁判員事件については、受訴裁判所を構成する裁判官（A案）と、これとは別の裁判官（B案）との両論併記になっているが、前記のとおり裁判員事件についてこそ準備手続がより重要であって、公判審理を担当する裁判官自らが主宰する必要性も高いのであるから、A案が相当である。B案は、受訴裁判所を構成する裁判官と裁判員の情報格差を問題にするものと思われるが、裁判官が公判審理の場に顕出されていない情報を評議に持ち込み、事実認定の材料に供しようとするなど、およそ考えられないことであるから、その心配は当たらない。B案の考え方を突き詰めれば、裁判官と裁判員の情報及び権限すべてを共通にする必要があることになるが、このような考え方は、裁判員に不必要かつ酷な負担を強いるだけであり、適当でない。

なお、検討会では、証拠の中身に直接触れるような場合に限って別の裁判官に担当させるべきとする見解も出ているようである。しかし、例えば証拠開示の裁定に当たって、他人のプライバシーに関する記載があるかどうかをインカメラで確認する行為は、まさにその場合に当たることになるが、裁判官がこの証拠と事件についての心証形成とを切り離すことは十分に可能であり、前述のとおり予断排除の原則を理解すれば、この原則との関係でも何ら問題はないと思われる。反対に、この部分の手続のみを特に取り出して、事件の内容やそれまでの準備手続の経過を知らない裁判官にゆだねるというやり方は、あまりに非効率的であって現実的でない。

(3) 準備手続の方法、出席者について（「たたき台1」の第1の2(1)、(2)）

基本的にたたき台1の内容を支持する。

準備の目的を十分に達成するためには、事案及び証拠の内容を把握している当事者が自主的かつ積極的に争点整理を進めていくことが重要であることは言うまでもないが、裁判所としても当事者任せにしておけばよいわけではなく、当事者の準備の状況を逐次把握するとともに、当事者に対して、不明な点につき釈明を求めたり、裁判所の方針や審理計画の試案等を当事者の側に示すなどして、それぞれの事案に応じた適切なやり方で、主体的、積極的に準備手続をリードしていくことが必要である。たたき台1は、当事者に対する釈明等の権限や書面の提出期限の設定権限（2(1)）などを明示的に盛り込むなどしており、基本的にこのような考え方に立っていると思われる。この点を高く評価したい。

また、書面の提出による準備手続を認める点（2(1)ア）や、準備期日を開く場合に被告人の出頭を任意的とする点（2(2)ア）についても、たたき台1に賛成である。被告人が当事者である以上、その出頭を禁ずるような制度は考えがたいが、これまでの事前打合せや準備手続の経験に照らすと、法律家同士が率直に意見を交換しあえる雰囲気のもとで行ってこそ、争点整理の効果をより発揮できる面があるし、裁判員裁判の準備手続について言えば、裁判員に負担をかけず、かつ、分かりやすい審理とは何かという、多分に専門的な見地から検討すべき点もあることからすると、これに常時被告人を加えることは、準備手続の運営を阻害することになりかねないと思われる。被告人が出頭しない場合の被告人の納得という点は、弁護人の適切な接見、説明によって図ることができると思われる。

なお、準備手続結果の顕出（2(4)）の必要性についても異論はないが、特に裁判員事件については、顕出方法につき、裁判員を混乱させないように配慮する必

要があろう。この点、たたき台は、結果のほか経過をも顕出するとしてあるが、これが、当事者の主張の変遷を含め、準備手続の経過を公判廷に逐一顕出し、裁判体の心証形成の材料に供しようという趣旨であるとすれば、賛成しがたい。そのような方法をとるとした場合には、ことさら裁判員を混乱させることになるし、当事者も率直な意見の開陳を手控えるようになり、準備手続本来の目的を遂げることが困難になるおそれが生じかねない。

(4) 争点整理の方法(主張事実陳述書、主張明示義務、主張制限、立証制限)について(「たたき台1」の第1の3(1)、4、8)

ア 主張事実陳述書について(「たたき台1」の第1の3(1))

争点整理の基本的な流れについては、たたき台1に賛成する。特に、主張事実陳述書は、審理の範囲の外枠を設定し、争点整理の出発点となるもので、重要である。検察官がこの主張事実陳述書を作成するに当たっては、立証対象を罪体と重要な量刑事実のみに絞り込むこと、従来一般的であった物語式にとられず、争点整理の円滑な実施という観点を含めて工夫した構成にすることの二点を強く求めたい。

イ 被告人に対する主張明示等の義務について(たたき台1の4(1))

被告人に対する主張明示等の義務については、これを課さないとするB案が相当である。

計画審理を徹底するという意味では、A案の考え方も理解できなくはないが、A案は、争う事実を明示させるとともに、争わない事実を明らかにさせるものであって、刑訴法上の黙秘権と正面から衝突することになるし、運用次第で準備手続を被告人の供述録取の場に変えさせかねない危険をはらみ、公開原則や公判中心主義との関係で疑義があるように思われる。また、被告人を義務主体にした場合には、準備手続への被告人の立ち会いを必要的にすべきということにつながりかねず、前述した法律家による柔軟な争点整理というメリットを失わせかねない。

他方、B案のように義務を課す対象を弁護人のみに限定したとしても、弁護人が被告人と十分にコミュニケーションをとるとともに、前述したように受訴裁判所が準備手続に主体的、積極的に関与していけば、十分な争点整理を行いうると思われる。これまで必ずしも十分に争点整理ができなかったのは、予断排除の問題があって、当事者の十分な協力が得られず、裁判所としても踏み込んだ争点整理を行いにくかったからであって、今回の制度改正に当たって、この点がクリアにされれば、現状から大きく変わることが期待できる。

もちろん、被告人が黙秘を続けるなどして、弁護人と被告人との間のコミュニケーションに支障があるような事件が問題として残ると思われる。しかし、実際問題としてそのような事件は極めてまれであるし、そのような場合には、仮にA案のように被告人に直接義務を課したとしても、それで十分な結果が得られることにはならず、準備手続の結果を固定化するためには、さらに主張制限をも設けなければならなくなるが、このような制度は、憲法上の自己負罪拒否特権との関係で問題が出てくるのではないか。

ウ 主張制限・証拠制限について(「たたき台1」の第1の8)

主張制限については、設けないとする案(B案)が相当である。

主張制限のA案は、要するに、被告人が被告人質問の場で述べ得る事項を準備手続段階で固定し、被告人がこれに違反した場合には、原則として裁判所が発言を禁止するという内容であり、強い違和感を覚える。また、裁判所としては、準備手続段階で主張されていなかった主張であっても、その主張が真実であり犯罪事実の成否に影響する可能性があると考えれば、職権でこれを取り上げていくことになるであろうから、実際問題として原則禁止という制度を作っておくことが、どれほど意味があるのかという気もする。それに、このような制限規定を設けると、準備手続段階において過剰な主張を招くという弊害を生

じさせるおそれも出てくると思われる。

一方、立証制限については、例外の余地を認めておく限りは、A案のような制度を採用することも、理論的にあり得ないわけではないと思われる。ただ、A案をとるにしても、主張制限の場合と同様、裁判所としては、実体的真実発見の見地から、例外として証拠調べすべきものはすることにならざるを得ず、他方、準備手続において証拠調べ請求をしなかった理由を説明しなければならないとするB案をとったとしても、不当な証拠調べ請求は排除できるであろうから、自ずと同様の結果になると思われる。そうだとすれば、A案のような固い制度にしなくても、B案で十分ではないか。

(5) 証拠開示について(「たたき台1」の第1の3(3)、7)

ア 取調べ請求証拠以外の証拠開示(「たたき台1」の第1の3(3))

基本的にB案が相当である。

第1回公判前の段階で弁護人に争点整理に積極的に協力してもらうためには、従来どおり検察官請求証拠さえ開示すれば良いというわけにはいかない。検察官が当初の段階で争点整理に必要な証拠をできる限り広く開示することによってこそ、弁護側の柔軟な態度を引き出し、争点整理を円滑に行うことができる土台を築きうるのである。この見地から、請求証拠以外の証拠の開示の余地を広く認めようとする今回のたたき台1を高く評価したい。

B案は、要件としてやや分かりづらい嫌いがあるものの、弁護人が反証方針を定めるに当たって必要な証拠は原則として幅広く開示されることになると思われるので、これを支持したい。対案とされているA案のリスト開示は、証拠漁りのおそれを伴うほか、不必要な証拠の開示を誘発し、迅速化を阻害する危険性もあるので、相当とは言いがたい。この案は、弁護人において証拠の存在及びその内容が分からないという点に配慮したものであると思われるが、この点は、B案をとっても、申立ての際の特定方法がある程度広範なもので足りると解することにより解決が図れるのではないか。

イ 証拠開示に関する裁定(「たたき台1」の第1の7)

基本的にたたき台1どおりで良い。なお、証拠の標目の弁護人に対する開示については、B案を支持する。標目を開示することによって、開示を命じない決定に対する弁護側の納得が得られる場合が少なくないと思われるし、弁護人に即時抗告を認める以上、その材料としても標目が基本的に必要になると考えられる。それに、弊害がない場合に限るのであれば、A案のように開示を全面否定するまでの必要はないであろう。

2 「第2 連日的開廷の確保等」及び「第3 訴訟指揮の実効性確保」について

「刑事裁判の充実・迅速化について(その2)」(以下「たたき台2」という。)の内容を基本的に支持する。

3 「第4 直接主義・口頭主義の実質化」について

裁判官としては、公判廷での証拠調べに関しては、供述調書の作成状況が争われた場合の立証方法の在り方の問題が最大の関心事である。これまでは、主に取調べ状況を巡る被告人の供述と取調官の供述の信用性を比較する方法により事実認定を行ってきたところであるが、よりどころとなる間接事実が乏しい場合が多く、裁判官にとっても、事実認定が容易でない場合が少なくなかった。とりわけ裁判員裁判が行われる場合には、裁判員がこの点につき的確な事実認定ができるかどうか不安が大きい。検察官においては、是非とも取調べ状況の録音・録画を含め、より直接的かつ客観的な証拠資料の活用を検討してもらいたい。事案の真相解明等の見地からの反対意見も理解できないわけではないが、任意性についての立証義務は検察官にあることを再確認の上、裁判員裁判が行われることの予想される事件についてだけでも積極的対応をしてもらいたい。

4 「第5 即決裁判手続」について

刑事司法に関与する人員を適正に配分すべく、軽微な事件の捜査・公判手続を合

理化・効率化することは、今後の裁判員制度の導入を考えると、非常に重要である。たたき台2の即決裁判手続の内容については、特に異論はない。この手続は、事前にスクリーンにかけることなどにより、これまであまり利用されてこなかった簡易公判手続を活用し、公判の合理化を図ろうとするものと思われる。また、このような手続に載せる事件について類型化が行われることになれば、無駄な捜査を省略するという意味で、捜査の合理化・効率化につながることも期待できるかもしれない。なお、たたき台2の手続案も「証拠の内容・量等にかんがみ」相当と思料される事件を対象としているとおり、この手続に載せる事件は、原則即決裁判できるような、有罪無罪の判定に問題がなく、かつ、事案の内容から量刑がほぼ定型的に定まる種類の事件に限られなければならない。したがって、この手続がうまく機能していくかどうかは、即決裁判手続に載せる事件を選択する検察官の側にかかってくることになると思われる。検察官・検察庁において、適切な事件の類型化が行われ、適切な事件がこの裁判手続に載せられるようになることを期待したい。

新たな準備手続における予断排除の原則のあり方に関する意見

1 基本的視点

準備手続のあり方を論じるにあたっては、対等な能力の当事者を前提とした民事訴訟と、一方は強制捜査権限を有し、もう一方はそれに対抗するために黙秘権が保障されている、異なる立場の当事者を前提とした刑事訴訟の特質の違いに十分配慮し、無罪推定原則に反しない形で制度設計することが重要である。これは、とりわけ被告人の争点や証拠の開示義務の範囲およびそれを果たさなかった場合の効果論を論じる際に問題になる。他方、予断排除の原則との関係では、準備手続の主宰者が公判に証拠として顕出されない資料から心証を得ることをどのように防止するかが、とりわけ重要になるだろう。極端な言い方ではあるが、準備手続が裁判官が自由に捜査記録を閲読するための場になってしまうのであれば、公判中心主義は後退してしまう。

2 準備手続の主宰者

たたき台は、準備手続の主宰者を基本的に受訴裁判所とし、裁判員制度対象事件においては、受訴裁判所を構成する裁判官に主宰させるか（A案）、あるいは、準備手続担当裁判官と裁判員との情報格差を生じさせないようにするため、受訴裁判所以外の裁判所が主宰すべき（B案）という、枠組みの整理を行っている。たたき台の説明によれば、A案は、準備手続において事件の争点整理や審理計画の策定を行った裁判官が、公判審理も担当することとするのが、公判審理を円滑で充実したものとするという観点から適当であるという考えによるものである。B案は、同じ受訴裁判所の中の裁判官と裁判員との間で、情報の格差が生じないように、裁判員制度対象事件については、受訴裁判所以外の裁判所が主宰すべきであるという考えによるものであるとされる（「刑事裁判の充実・迅速化について（その1）の説明」第1、1、（4））。すなわち、準備手続の主宰者は基本的に受訴裁判所であるが、裁判員制度対象事件においては、裁判員も含めた裁判所が準備手続を主宰するのは適切でないので、受訴裁判所を構成する裁判官に主宰させるか、あるいは、準備手続担当裁判官と裁判員との情報格差を生じさせないようにするため、受訴裁判所以外の裁判所が主宰すべきというのが、議論の基本的枠組みということになる。

予断排除の観点からは裁判体を分ける方が徹底するところ、なぜ事前の準備手続の主宰者を基本的に受訴裁判所としなければならないかにつき、準備手続は勾留に関する裁判とは異なり、本案に関する争点や証拠の整理が行われるため、公判審理を行う裁判所にゆだねた方が、例えば証拠能力の有無や必要な証拠調べの範囲に関する裁判官の考え方の違いから、事前準備手続が無駄になる事態が生じることがなくなり、より効率的であるということを示すことができる。この考え方からすれば、裁判所の構成員として裁判員が加わる場合は、受訴裁判所の裁判官を準備手続の主宰者とするA案がより妥当ということになる。

この場合、準備手続にしか顕出されなかった資料の分だけ、裁判官と裁判員との間

には情報格差が生じることは避けられない。情報格差の問題につき、検討会の議論では「裁判官と裁判員の情報格差については、事実認定と量刑を行う裁判員とこれら以外に訴訟手続上の判断等を行う裁判官とは役割が違うのだから、あって当然である。しかし、事実認定と量刑は、いずれも公判廷で取り調べた証拠に基づいて判断するのだから、そのような情報格差があっても、何ら不都合はない。情報の格差を敢えて埋めようとするのであれば、準備手続の経過と結果を詳細に公判期日で顕出して裁判員に伝えるとよい」との意見もみられる（参照、第一九回裁判員制度・刑事検討会議事概要）。しかし、裁判官と裁判員とは裁判所の構成員として平等でなければならず、実体判断に影響を及ぼす事情につき情報格差が生じることは、両者の対等性を失われる危険がある点で基本的には好ましくはないだろう。たとえ、準備手続の経過と結果を詳細に公判期日に顕出させることにしても、そこで出された資料のすべてを公判期日に顕出することはできないし、適切でもない場合もある。したがって、情報格差の問題は、最終的には評議のルールを工夫することにより解決するしかないように思われる。裁判官が評議に加わらない陪審制の国では、そもそも裁判官と陪審員間の情報格差は問題視されない。裁判員制度は、裁判官と裁判員とが評決において同等の権限を有することが前提となっているが、具体的な評議のし方（例えば、準備手続担当裁判官は評議において発言権を認めない等）については、なおも考慮の余地があるだろう。たたき台において、情報格差の問題に配慮する選択枝として前述のB案が提示されているのに、裁判員制度の評議ルールにつき、情報格差が評議に不当な影響を与えない方法の提案がないのは疑問である（評議のルールに言及するものとして、第七回裁判員制度・刑事検討会資料8の日弁連司法改革実現本部『裁判員制度』の具体的制度設計要綱）四八頁）。

3 準備手続の方法等

(1) 予断排除の視点

裁判所が準備手続の目的を果たすために、証拠として使用する予定のない資料に目を通す必要が生じることは避けられない。同様のことは現行法上の準備手続においても起こり得るが、新しい準備手続は公判開始前に行われるため、証拠調べに並行して行う準備手続に比べて予断が公判の進行に与える影響は大きくなる。また、証拠調べ手続に並行しないということは、裁判所が準備手続における訴訟法上の判断を行うために必要であるということで、これまで以上に大量の資料に目を通すことにならないかということも懸念される。

裁判所が証拠以外の資料に触れ得るケースとして、まず、使用予定外の証拠の開示が争いになり、裁判所が裁定を行う際にその中身を読まれる場合が考えられる。また、準備手続においては証拠調べ請求に対する決定が行われることになっているが、その際、裁判所が、関連性や証拠能力を判断するために、公判に顕出されない資料を取り調べることはあり得る。さらに、裁判所が事前に鑑定命令を行う必要がある場合に、その必要性を判断するために鑑定資料（ここには証拠にならないものも含まれる）に目を通すようなこともありうるだろう。

ここにあげた例は、いずれも準備手続において裁判所が証拠として顕出されない資料を読まないし取り調べるのが、理論的に可能に思われるケースである。そこで、もし事前の準備手続において大量の未開捜査記録の開示が争われ、裁判所がこれに対する裁定を行わなければならなくなった場合、「一方的な引継ぎ」でない点を除けば、一件記録に目を通して公判にのぞんでいた戦前と類似の事態も生じることにならないだろうか。そうした事態が生じないよう、新たな準備手続の導入に伴う予断排除の原則の見直しは、公判中心主義の後退にならない限度で認められるべきであり、準備手続を主宰する裁判所が大量の捜査記録に触れることなく準備手続を進められるような制度設計が必要であろう。

(2) 争点整理

たたき台は検察官の主張の明示につき、裁判所および被告人または弁護人に対して検察官が証拠により証明しようとする事実（検察官主張事実）を記載した書面

(検察官主張事実陳述書) を送付することを求めている (「 刑事裁判の充実・迅速化について (その 1) 」 第 1、3、(1)、アおよびイ)。この主張陳述書にどこまで記載できるか、あるいは証拠を添付・引用できるか等については特に言及されていない。

準備手続において実質的な証拠調べが行われる危険を防止するためには、裁判官が不必要に証拠の中身に触れることのないよう、主張陳述書への証拠の添付・引用は主張の明示に必要な範囲に制限されるべきである。

準備手続において一方当事者と裁判所との間で、証拠の中身についてまでやり取りが行われ、嫌疑が引き継がれる危険を防止するため、一方当事者のみが出席する形での準備手続は禁止されるべきである。また、事件につき不当な予断を抱かせる書面が裁判官にわたることを防止するため、準備手続において裁判所との間でやり取りする書面は、必ず相手当事者に写しを提供させるべきである。

後二点については、たたき台においても、準備手続を関係人の出頭の上で行う場合と、書面の提出ですませることができるところを想定しており、前者の場合は、検察官と弁護人の出席を義務付け、後者の場合は訴訟関係人に書面の提出を義務付ける提案がなされている (「 刑事裁判の充実・迅速化について (その 1) 」 第 1、2、(1) および (2))。

(3) 証拠開示の裁定

たたき台では、証拠開示に関する裁定は準備手続を主宰する裁判所が行うことになっている (「 刑事裁判の充実・迅速化について (その 1) 」 第 1、2、(3)、ウ)。そこで、不開示要件は、証拠開示の裁定のためには、裁判官が証拠の内容に立ち入らなくても判断できるよう構成すべきであろう。もし不開示理由が事件との関連性なしであれば、資料の種類や標題から、事件との関連性の可能性を判断して、可能性が認められれば開示する基準にすれば問題は生じないだろう。また、不開示理由が具体的弊害の存在であれば、検察官に具体的弊害を疎明させ、その確認に必要な範囲で資料を閲読するのであれば、不当な心証形成は防止できるだろう (参照、裁判員制度・刑事検討会 (第 9 回) 議事録)。しかし、不開示要件の判断のために具体的弊害と開示の必要性・重要性との比較考量が必要になることもあるだろう。そのとき、開示の必要性・重要性を対象資料の内容に立入らず判断できる基準を設けるべきである。準備手続における証拠開示の裁定は簡易な審査にとどめ、不服がある場合は、抗告裁判所が、資料の内容に立ち入って判断するというやり方も考えられる。

(4) 証拠能力の判定

連日的開廷を実現するためには、公判開始前に証拠調べの範囲を一応決めておく必要がある。証拠調べに要する時間が事前に見通せるのでなければ、審理計画を立てることは困難であることに異論はなかろう。その前提として、争点整理の段階で証拠能力の有無が争われた場合は、準備手続において証拠能力の判定を行うべきというのが、「たたき台」の提案である。証拠能力の判定は、証拠調べの範囲を整理する前提になるから、準備手続の内容に含めることには、一応の合理性が認められる。もっとも、準備手続における証拠調べ決定又は証拠調べ請求の却下を第一回公判期日前から行うためには、証拠能力の判定基準に修正を求める必要があるだろう。例えば、自白の任意性の判断につき、挙証責任を検察官が負うことを明確化しなければならない。任意性の立証のために、準備手続において取調べ経過につき詳細な被告人質問を行うことから始めることは不適切である。また、自白の変遷過程を明らかにするため被告人の供述調書をすべて提出させ内容を確認するということも準備手続で行うことも、事実上の証拠調べと区別がつかず不適切である。こうした事態を避けるために、証拠能力の立証が挙証責任のルールに従って忠実にいき、また、自白の証拠能力については、違法排除説を基礎にして任意性の判断基準を客観化すべきである。伝聞例外要件である信用性の情況的保障の立証についても同様のことがいえる。

なお、証拠能力の立証に関して検討会では、そもそも証拠能力の立証を公判廷で行うべき場合があるのではないかが議論されている（参照、裁判員制度・刑事検討会（第8回）議事録）。まず、証拠能力に影響する事実と証明力に影響する事実と重なる場合、証拠能力立証のために準備手続において証人尋問を行い、実体に関する証拠として再び公判で似た内容の証人尋問を行うことは、二度手間になるので、公判期日に一回で終わられるべきことが指摘されている。次に、例えば覚せい罪所持罪による現行犯逮捕の適法性が問題になった場合のように、捜査過程の立証が罪体そのものの立証と重なるような場合は、公判手続で行うことも考えられるのではないかという指摘もある。あるいは、証拠の採否の判断のために証人尋問が必要な場合は全部公判でやるべきであるという意見もある。

しかしこれに対しては、少なくとも裁判員が加わる法廷においては、裁判員の前で手続上の問題と実体の問題が渾然一体となったような証人尋問を行うことに問題、あるいは裁判員に証拠能力のない証拠に触れてしまうことの問題が指摘されている（参照、裁判員制度・刑事検討会（第8回）議事録）。そこで、やはり証拠能力に関する判断は準備手続で行うべきであるが、その場合であっても「予断排除の原則」からくる制約上、「自由な証明」の対象であるということを経由し、どのような資料を取り調べてもよいということにはならないだろう。準備手続で行う証拠能力の立証のためであっても、それが同時に実体形成に結び付く危険がある質問や調査は禁止すべきであり、もしそれでは明確に証拠能力を肯定できない場合は、一応証拠調べ決定を行った上で、公判における証拠調べの結果しだいで、証拠排除決定を行う方法をとるしかないのではなかろうか。

（5）鑑定命令

集中審理の実現のためには、準備に長時間を要する鑑定が必要であることが事前に判明している場合は、事前に鑑定命令を行えるようにする必要がある。当事者が事前に鑑定を準備しておく方法として、検察側は捜査手段としての鑑定の囑託を行うことができる。これに対して、弁護側も専門家に直接鑑定を依頼することはできるが、鑑定費用の面や裁判所の命令でなければ依頼を断られるケースもあるため、武器平等の観点からは、裁判所の鑑定命令を利用できるようにしておく必要がある。なお、現行制度上、証拠保全請求を利用して鑑定の命令を得ることも可能であるが、証拠保全は「証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情がある」ことが要件になっているので、必ず利用できるとは限らない。

弁護側が裁判所に鑑定請求を行う場合、それが検察側の提出予定の鑑定書に対する再鑑定の請求であれば、裁判所はその必要性を判断するために、検察側の提出予定の鑑定書および鑑定が依拠した資料を閲読することや、鑑定方法の信頼性につき鑑定を行った者を証人尋問することの是非が問題になる。従来であれば再鑑定は最初の鑑定の証拠調べを終えてその評価を下に行えたのであるが、事前の準備手続において再鑑定の必要性を判断するための調査という理由で、事実上、検察側の鑑定の証拠調べを行うことは、予断排除の原則の観点からは認めるべきではない。したがって、事前の鑑定命令については、再鑑定の請求の場合も含めて、請求者から鑑定の必要性につき一応の疎明がなされていれば、まったくの重複でない限りこれを認めるべきである。

3 準備手続に関するその他の論点

（1）準備手続の対象事件

現行規則194条1項は、裁判所が複雑な事件について必要と認めるときに、準備手続を行う、いわば裁量的準備手続に関する規定である。これに対して、「刑事裁判の充実・迅速化について」のたたき台は、裁判員制度対象事件における必要的準備手続を提案している。その理由として、「審議会意見の指摘するとおり、裁判員にとって審理を分かりやすいものとするため、公判は可能な限り連日、継続して開廷し、真の争点に集中した充実した審理が行われるようにすることが必要と考えられる。また、本来の職業等を有する裁判員が裁判に関与するに当たっては、審理

に要する、見込み期間が明らかになっていることが必須の前提と考えられる。そこで裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要とするものである。」「裁判員制度の対象事件に関し、公訴事実に対する被告人の認否による区別はもうけないこととしている審議会の意見を踏まえると、裁判員制度対象事件については、自白事件であっても、公訴事実に関しては争いがなく、審理・裁判の重点が量刑であることを確認し、どの程度の審理期間を要するかなどを明らかにするために、準備手続を必要なものとするのが適当と考えたものである」と説明されている（「刑事裁判の充実・迅速化について（その1）の説明」第1、1、（3））。また、検討会の審議でもたたき台を支持する意見が多く出されている。

しかし、たたき台では、準備手続の目的につき「裁判所は、公判の審理を迅速かつ継続的に行うことができるよう、準備手続において、事件の争点及び証拠を整理するものとする」と書かれており（第19回裁判員制度・刑事検討会資料1「刑事裁判の充実・迅速化について（その1）」第1、1、（2））、準備手続はそのために必要な場合にのみ開催すれば足りるように思われる。公訴事実に関して争いがあるか否かの確認、審理・裁判の重点が量刑であることの確認、どの程度の審理期間を要するかの確認のためだけであれば、裁判所と当事者間の進行に関する打合せで足りるように思われる。

たたき台の提案を支持する意見には、「準備手続において更生のための家庭環境の整備、被害者との示談交渉、身柄を受ける家族・雇い主等の情状証人の有無等の事実を事前に把握しておく必要がある」、「被害者の宥恕の意思等情状事実についての証拠開示もあり得るから、公訴事実に関し争いのない事件についても準備手続を行うことは、手続的なメリットがある」、「犯罪事実に関し争いのない事件については、裁判所書記官が訴訟進行管理事務として行ってきた事務であるが、裁判員制度対象事件は重大な犯罪なので、慎重を期して、そのような事務を裁判所が主宰する準備手続で行おうというのは意味がある」といった意見がみられる（第一九回裁判員制度・刑事検討会議事概要）。しかし、これらは進行協議や証拠開示の問題と、準備手続の要否の問題を混同した議論ではなからうか。

（2）無罪推定原則・黙秘権との関係

たたき台では、準備手続における被告人側の主張の開示および証拠調べ請求の枠組みの提案も行われている（「刑事裁判の充実・迅速化について（その1）」第1、4、（1））。弁護側に争点整理に協力する義務を負わせるとしても、義務を果たさなかったことへの制裁が、無罪推定原則や黙秘権と矛盾することは許されない。弁護側が公判で新たな主張や、主張の変更を行ったとしてもその原因は、弁護人が被告人側の事情を十分把握できていなかったり、検察側開示が不十分であったり、あるいは、証拠調べの結果、思いがけない事実が判明するなど様々であり、裁判所には柔軟な対応が求められる。公判審理の途中で新争点が生じた場合は基本的には公判期日の延期により対応すべきであろう。また、主張の変更自体を有罪の証拠とするような形での制裁は、黙秘権の保障に反すると言わざるを得ない。

（3）証拠調べ請求の時期的限界

事前に請求しなかった証拠につき、公判開始後、証拠調べ請求できるかが問題になる。たたき台では、準備手続終了後の証拠調べ請求につき、

A案

ア 検察官、被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって請求をすることができなかった場合を除き、準備手続の終了後に新たな証拠の取調べ請求をすることはできないものとする。

イ アは、裁判所が職権で証拠調べをすることを妨げるものではないものとする。

B案

検察官、被告人又は弁護人は、準備手続の終了後、準備手続においてしなかった証拠調べ請求をしようとする場合において、裁判所又は相手方の求めがあると

きは、準備手続において当該証拠調べ請求をしなかった理由を説明しなければならないものとする。裁判所は、その説明に相当な理由がないと認めるときは、当該証拠調べ請求を却下することができるものとする。

C案

(3)の制度は設けないものとする。

の三案が示されている(「刑事裁判の充実・迅速化について(その1)」第1、8、(3))。

現行法では、結審するまで証拠調べ請求は可能であるところ、A案のように準備手続終了後は、原則として証拠調べ請求できなくしてしまうことの妥当性は、慎重に検討する必要がある。いくら事前の証拠開示と準備手続を充実させようとしても、証拠調べを行う前に、取調べ請求すべき証拠の範囲および順序を完全に把握することが可能になるとは思われない。公判における証拠調べの結果しだいで、控えておいた証拠の取調べ請求が必要になる場合もあるだろうから、「やむを得ない事由」がある場合にのみ例外を認めるA案は疑問である。B案は、A案よりも緩やかな基準で公判における証拠調べ請求を認める趣旨であろうが、証拠調べの結果新たに取調べの必要性が生じた場合を「相当な理由」に含めるのでなければ、やはり疑問である。C案は、A、B案のような制約の制度をもうけると、制約をおそれ、準備手続の段階で、考えられる証拠調べ請求はなるべくしておくということになり、かえって証拠整理の目的を達することができなくなるおそれがあることなどを理由とするものと言える、と説明されている(「刑事裁判の充実・迅速化について(その1)の説明」第1、8、(3))。公判途中の証拠調べ請求が訴訟の遅延のみを目的とした濫用的なものであれば、却下は許されるだろうから、C案を採用しても不都合は生じないように思われる。

第2部 団体から寄せられた意見

以下の団体から意見が寄せられた。(五十音順に記載)

冤罪・誤判をなくすための証拠開示の公正なルール化を求める会
大阪弁護士会刑事弁護委員会有志
大阪弁護士会刑事法制委員会有志
大阪弁護士会有志
鹿児島県弁護士会
札幌弁護士会
狭山事件を考える坂出・綾歌住民の会
狭山事件を考える羽曳野・藤井寺・太子地区住民の会
司法改革大阪市民ネットワーク
自由法曹団
青年法律家協会弁護士学者合同部会
第一東京弁護士会
電子速記研究会
東京弁護士会司法改革推進センター
日本行政書士連合会
日本国民救援会
日本弁護士連合会
兵庫県弁護士会有志
福岡県弁護士会
部落解放大阪府企業連合会向野地区企業者要求組合

部落解放同盟愛知県連合会
部落解放同盟大阪府連合会向野支部
部落解放同盟香川県連合会
部落解放同盟香川県連合会大部支部
部落解放同盟香川県連合会上法軍寺支部
部落解放同盟香川県連合会川西支部
部落解放同盟香川県連合会観音寺支部
部落解放同盟香川県連合会草壁支部
部落解放同盟香川県連合会小海浜支部
部落解放同盟香川県連合会坂出市連絡協議会
部落解放同盟香川県連合会下高岡支部
部落解放同盟香川県連合会昭和支部
部落解放同盟香川県連合会新居支部
部落解放同盟香川県連合会高瀬町連絡協議会
部落解放同盟香川県連合会橘支部
部落解放同盟香川県連合会田村支部
部落解放同盟香川県連合会土器支部
部落解放同盟香川県連合会仁尾支部
部落解放同盟香川県連合会仁尾の上支部
部落解放同盟香川県連合会平木支部
部落解放同盟香川県連合会福岡支部
部落解放同盟香川県連合会湊崎支部
部落解放同盟香川県連合会北条支部
部落解放同盟香川県連合会豊明支部
部落解放同盟香川県連合会丸亀市連絡協議会
部落解放同盟香川県連合会南原支部
部落解放同盟香川県連合会本島支部
部落解放同盟香川県連合会由佐支部
部落解放同盟香川県連合会与北支部
部落解放同盟香川県連合会横内支部
部落解放同盟高知県連合会
部落解放同盟中央本部
部落解放羽曳野・藤井寺・太子市民共闘会議
向野食肉後継者の会
向野地域産業と歴史研究会

(冤罪・誤判をなくすための証拠開示の公正なルール化を求める会)

私たち、我が国の刑事裁判から冤罪・誤判をなくそうと志す有志は、このたびの司法改革にあたり、冤罪・誤判をなくすためには公正な証拠開示の確立が必要であることを強く確信し、上記の会を結成し、証拠開示の公正なルール化の実現を広く市民にアピールしてきました。

これまでの日本における死刑再審無罪事件をふくむ重大な冤罪事件のほとんどが、検察側の無罪証拠の隠匿によるものである事実を今回の司法改革に反映させることが、あるべき司法改革のために不可欠であるばかりか、裁判の迅速化のためにも不可欠の制度です。

免田事件、梅田事件では再審請求で証拠リストが弁護側に開示され、それによって重要な証拠の開示がなされた結果、事件の真相解明、誤判救済が実現したことを忘れてはなりません。松川事件における諏訪メモのように被告のアリバイを証明する証拠が検察官によって隠匿されていたという驚くべき事例もあります。こうした再審請求事件、冤罪事件の実態もふまえて、弁護側に有利な証拠が埋もれてしまう危険、無罪証拠が隠匿されるよう

な事態がおきないような証拠開示のルール化が必要であることを再度強調したいと思えます。

さる5月27日に、私たちは、別紙の「証拠開示法制要綱」案を貴本部に提出し、「証拠開示ルール化」の検討に際して、ぜひ、お取り入れいただきたく要請しました。その後、この法制要綱案を支持し、証拠リスト開示義務をもちこんだ公正なルール化を求める市民の声が私たちの会に寄せられています。いずれ、集まった署名は提出しますが、「たたき台」に対する意見として、以下のとおり提出し、改めて、私たち市民の求める「証拠開示法制要綱」を取り入れて、法制化に向けて公正な証拠開示ルールを作成して下さいようお願いいたします。

「刑事裁判の充実・迅速化について(その1)」(以下「たたき台その1」と略

第1-3-(2)及び(3)について

(2)ア について

「裁判所が」のあとに「被告人側の防御の準備に必要な十分な期間を保障して」と加入する。

(2)イ について

3行目のカッコ内を削除する。

「証言するものとする」は抽象的であるし、検察官の一方的な判断であり、これによって開示制限をすれば、真実発見と被告人の冤罪からの救済を妨げるおそれがある。

6行目の「開示することが相当でない」と認めるには」を削除する。

理由は同上。

(3)A案について

「開示により弊害が生じるおそれがあると認める場合」を除く。

証拠は公正な裁判のために収集したものであり、必要性がないものを除き開示されなければ、裁判所に誤った事件像を提示することになる。

「開示により弊害が生じるおそれ」がもしあるとしたら、プライバシー保護のためには違反者の民事刑事的サンクションを確実にし、脅迫等には刑事罰を確実にすること、さらに証人保護のために諸外国で取られている対策(必要により証言後の氏名、経歴を変えることまでを含め)によって対応するべきである。

(3)B案について

類型化に反対する。

この類型に含まれないものにも、(松川事件の諏訪メモのような)重要な証拠がある。

「開示の必要性、-----以下-----相当と認めるときは」を削除する。

理由は上記してきたとおり。

以上の点もふまえ、下記の証拠開示法制要綱を取り入れたルール化を検討されたい。

1 通常刑事手続における証拠開示のありかたについて

以下の骨子にもとづく証拠開示制度が導入されるべきである。

- (1) 司法警察員および司法警察職員は、起訴後直ちに、作成したすべての捜査記録・捜査関係書類と収集したすべての証拠を検察庁に送付しなければならない。
- (2) 検察官は、前項によって送付された捜査記録・捜査関係書類、証拠及び自ら収集し、並びに検察事務官に収集させたすべての証拠の目録(標目)及び内容(要旨)を記載した書面(証拠リスト)を作成し、起訴後直ちに、そのリストを弁護人、弁護人がないときは被告人に対し、交付しなければならない。
- (3) 弁護人又は被告人は、検察官に対し、起訴後、検察官が交付した前項のリストに記載されたすべての書類及び証拠の閲覧・謄写を請求することができる。
- (4) 検察官が、前項の証拠の閲覧・謄写の請求に応じないときは、弁護人又は被告人は、裁判所に対し、証拠開示命令を発するよう請求することができる。
- (5) 裁判所は、上記の請求があったとき、又は、職権で自ら、検察官に対し、証拠開示命令を発することができる。裁判所は開示請求を受けた証拠が被告人に有利な証拠であるときは開示命令をしなければならない。裁判所は、証拠開示命令を発すべ

きか否かについて疑問があるときは、検察官に対し、当該証拠その他関係証拠を提示させることができる。

裁判所は開示請求があったときは、弁護人の意見を聴き、すみやかに決定をしなければならない。なお、証拠開示の手続は、当該事件の公判担当裁判官以外の裁判官に担当させなければならない。

- (6) 弁護人又は被告人に開示されていない証拠のうち、検察官、検察事務官あるいは司法警察員、司法警察職員が所持していることが明らかになった証拠が有罪・無罪の判断に関連するものであるときには、裁判所は当該事件（訴因）につき、公訴棄却の判決をしなければならない。
- (7) 証拠開示命令を発するか否かの審理にさいしては、「証拠開示に伴う弊害（証人威迫、証拠隠滅のおそれ、関係者のプライバシーの侵害のおそれ）」を理由として、証拠開示を拒否してはならない。当事者は、開示された証拠を当該事件及び関連する民事事件以外で使用し、又は公開してはならず、違反に対しては、民事、刑事の手続によって厳正に対処するものとする。

2 刑事再審における証拠開示手続のありかたについて

以下の骨子にもとづく証拠開示制度が導入されるべきである。

- (1) 司法警察員および司法警察職員は、再審請求時に前記1の「通常手続における証拠開示手続」が未だなされていない事件において、再審請求があったときは直ちに、作成したすべての捜査記録・捜査関係書類と収集したすべての証拠を再審請求裁判所に対応する検察庁に送付しなければならない。
- (2) 検察官は、前項によって送付された捜査記録・捜査関係書類、証拠及び自ら収集し、並びに検察事務官に収集させたすべての証拠の目録（標目）及び内容（要旨）を記載した書面（証拠リスト）を作成し、再審請求後直ちに、そのリストを弁護人、弁護人がないときは請求人に対し、交付しなければならない。
- (3) 弁護人又は被告人は、検察官に対し、再審請求後、検察官が交付した前項のリストに記載されたすべての書類及び証拠の閲覧・謄写を請求することができる。
- (4) 検察官が、前項の証拠の閲覧・謄写の請求に応じないときは、弁護人又は被告人は、裁判所に対し、証拠開示命令を発するよう請求することができる。
- (5) 裁判所は、上記の請求があったとき、又は、職権で自ら、検察官に対し、証拠開示命令を発することができる。裁判所は開示請求を受けた証拠が、被告人に有利な証拠であるときは開示命令をしなければならない。裁判所は、証拠開示命令を発すべきか否かについて疑問があるときは、検察官に対し、当該証拠その他関係証拠を提示させることができる。

裁判所は、開示請求があったときは、弁護人の意見を聴き、すみやかに決定をしなければならない。なお、証拠開示の手続は、当該事件の再審手続の担当裁判官以外の裁判官に担当させなければならない。

- (6) 弁護人又は被告人に開示されていない証拠のうち、検察官あるいは司法警察員が所持していることが明らかになった証拠が有罪・無罪の判断に関連するものであるときには、裁判所は当該事件につき、再審開始決定をしなければならない。
- (7) 証拠開示命令を発するか否かの審理にさいしては、「証拠開示に伴う弊害（証人威迫、証拠隠滅のおそれ、関係者のプライバシーの侵害のおそれ）」を理由として、証拠開示を拒否してはならない。当事者は開示された証拠を当該事件及び関連する民事事件以外で使用し、又は公開してはならず、違反に対しては、民事、刑事の手続きによって厳正に対処するものとする。

（大阪弁護士会刑事弁護委員会有志）

第1 総論・基本的視点

わが国の刑事裁判は、「絶望的である」と評されて久しい。

刑事裁判は、形骸化している。また、極めて限られた事例とはいえ、一部に長期化したものがあることも事実であろう。この意味で、刑事裁判の充実・迅速化のための諸

制度の改革が必要とされていること自体に、異論はない。特に、今般の司法制度改革において導入される裁判員制度を前提とするとき、その改革の重要性は明らかである。

しかし、今回検討会事務局から「刑事裁判の充実・迅速化について」のパブリックコメントにおける資料として提示された「たたき台」(以下、単に「たたき台」という)には、根本的な疑問を呈さざるを得ない。

その第1の問題点は、「たたき台」には、わが国の刑事裁判を形骸化させ、時として長期化させていた根本原因に対する分析検討が全くなされず、極めて小手先の改革案が提示されているにすぎないことである(わずかに第4で、「直接主義・口頭主義」という項目があるが、実質的な内容は、何も含まれていない)。

わが国の刑事裁判を形骸化させ、あるいは長期化させていた根本原因は、間違いなく「調書」裁判である。捜査機関が、密室で長時間かかって「作文」した調書が、最重要証拠とされ、裁判の多くの時間が調書の証拠能力や信用性の審理に費やされる。裁判官は、公判での証言・供述より、裁判官室で読むこれら調書から心証を形成する。このような「調書」裁判を打破しなければ、いくら声高に刑事裁判の充実・迅速化を唱えても、真の充実した裁判など望むべくもなく、絵に描いた餅にすぎないことになる。その根本にメスを入れる必要がある。

第2に、「たたき台」は、「刑事裁判の充実・迅速化」の名のもとに、捜査権力と、何の権力も持たない被告人・弁護人の彼我の能力の違いや、刑事訴訟手続の動的な性格を無視ないし軽視している。さらに、弁護側の手足を縛るかのような義務化や規制強化の提案が随所になされている。

例えば、「たたき台」は、第1回公判期日前の準備手続で、受訴裁判所の関与を肯定するなど(第1、1(4)準備手続の主宰者)、裁判所の予断排除の原則を軽視しつつ、裁判所による職権的手続の強化を図っている(第3 訴訟指揮の実効性確保)。他方で、黙秘権の実質的侵害となりうる被告人主張の明示を義務づけるが(第1、4 被告人側による主張の明示)、検察官手持ち証拠の開示に関しては、弊害を強調し、開示の範囲を限定的に解する案も提示されている(第1、3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示。特に、同(3)B案)。確かに、一見現行制度より、証拠開示の制度が明確化され、開示の範囲を広げる内容とも読めるが、運用如何によっては、証拠開示というより、現行実務運用より後退した不開示制度の創設にさえつながりかねない危険性も否定できない。さらに、開示証拠の目的外使用を刑罰をもって禁止するなど(第1、9)、弁護側の活動に大きな足かせをはめようとしている。

言うまでもなく、強大な権力を有する捜査機関と、何らの権限も持たない被告人・弁護人との間では、証拠の収集能力に、圧倒的な差が存する。そうであるにもかかわらず、「たたき台」が提言するような形で、被告人・弁護人が、事実上唯一の武器と言える黙秘権を奪われた上、検察官と同時期に対等な主張を強要され、さらには事件に予断を抱いた裁判所による強権的訴訟指揮の下に裁かれることとなれば、圧倒的な権力の下に被告人・弁護人の防御権は、重大な危機に瀕することになる。また、公判手続は、準備手続の内容を形式的に確認する儀式の場となってしまうおそれすらある。実質的当事者主義が実現することによってこそ、裁判の充実・迅速が図られる。そのような認識に立って構想されなければならない。

以下、これらの点を基本的視点とした上で、刑事裁判の充実・迅速化についての意見を述べる。

第2 各論

1 「調書」裁判の打破のために

第1で述べたとおり、刑事裁判の充実・迅速化のために最重要なのは、調書裁判の打破である。特に、争いのある事件において、公判において裁判官ないし裁判員が直接耳にした証言・供述よりも、密室で採取され、裁判官ないし裁判員が公判外で読んだ「調書」が重視されるようなことがあってはならない。

そのためには、最低限以下のような制度改革が必要である。

(1) 取調べ全過程の可視化(録画ないし録音)

公判廷において、捜査段階における自白の任意性についての不毛な争いを避けるため、被害者取調べを可視化すべく、その全過程の録画・録音を義務化すべきである。取調べ全過程の録画・録音がなされれば、被疑者が捜査段階でどのような供述をしていたのかについて、争いの余地がなくなる。このことは、録音を義務づけたイングランド・ウェールズにおける経験からも明らかである。

なお、司法制度改革審議会意見書では、書面による記録化を義務づける限りでの提言がなされ、推進本部の議論もそれを前提としているようであるが、書面による記録化にとどまるのであれば、結局その記載の正確性、あるいは、記録上明らかでない事項をめぐって、争いが生じることは不可避である。これでは何の解決にもならない。裁判の充実・迅速にとって取調べの可視化が不可欠なことは明らかなのであるから、取調べ全過程の録画ないし録音制度を直ちに導入すべきである。

(2) 伝聞法則の徹底

不同意となった供述調書は、証拠として採用できないことを徹底すべきである。そもそも裁判員はもちろんのこと、裁判官が、取調べ官の作文にすぎない供述調書を、公判外で読むことによって、心証をとること自体が、直接主義、口頭主義、公判中心主義に反し許されるべきことではないが、この問題は、仮に、調書を公判廷で読み上げたとしても回避されるものではない。調書が取調べ官の作文にすぎないという実態に変わりはないからである。

結局、刑事裁判の充実、上記した取調べの可視化を全うさせるとともに、公判において伝聞法則を徹底させることに尽きる。

2 「たたき台」が提示した各論点に対する意見

(1) 「第1回公判期日前の新たな準備手続」(第1)

ア 準備手続の主宰者(第1、1(4))

「たたき台」のA案とB案の両案とも、受訴裁判所を主宰者としているが、第1回公判期日前に受訴裁判所に準備手続を主宰させることは、起訴状一本主義・予断排除の原則をないがしろにするものであって、裁判員制度対象事件であるか否かを問わず反対せざるを得ない。

この点、起訴状一本主義・予断排除の原則の意味が問題となりうるが、少なくとも、公判前に受訴裁判所が捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ事態が許されないという点では、まず異論はないはずである。今回新たに検討されている準備手続では、現在行われている準備手続に比して、証拠開示等をめぐって、将来証拠として採用されるか否かが不明の証拠をめぐり、かなり踏み込んだ実質的な争点整理が予想される所であり(「たたき台」第1、7の証拠開示の裁定等を参照)、準備手続を通じて、裁判所にこのような意味において予断が与えられる危険性、すなわち捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ危険性も格段に大きくなると考えられる。よって、準備手続における主宰者は、受訴裁判所以外とすべきである。

なお、A案は、説明資料においてB案が指摘するとおり、「同じ受訴裁判所の中の裁判官と裁判員との間で、情報の格差が生じ」ることとなり、ひいては予断を持った裁判官が、当該予断に基づき裁判員の議論を、誘導支配することとなりかねない。A案は、およそ認めがたいといわざるを得ない。

以上により、第1回公判期日前の準備手続は、受訴裁判所以外の裁判所が、主宰すべきである。もとより、上記のとおり、この問題は、準備手続の内容が捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ場にならないものとすべきこととの関係で決せられるべきものであるから、後述する準備手続の内容の設定とも関連する問題である。それゆえに仮に万が一、A案やB案が採用される場合であっても、少なくとも、受訴裁判所が証拠に触れる制度は絶対に許されないとの観点で構想されなければならない。

イ 準備手続の方法等（第 1、2）

a 準備手続の方法（第 1、2（1））

まず、イ後段の「裁判所は、被告人に対し、弁護人による主張、証拠調べ請求及び相手方の証拠調べ請求に対する意見について確認を求めることができるものとする」との規定は、被告人と弁護人の関係を全く理解しないものであって、削除すべきである。すなわち、「たたき台」の説明資料によれば、かかる手続は、「弁護人の主張等が被告人の意思に沿うものであるかを確認することが争点や証拠の整理に有益である場合もあるとの考えによるものである」とするが、これは裁判所が、被告人と弁護人との間に容喙することを認めるものであって、不当である。

そもそも被告人と弁護人間は、秘密交通権が保障されていることから明らかなとおり、裁判所といえども介入すべきものではない。実際、介入の仕方如何によっては、被告人と弁護人間の信頼関係そのものを破壊するおそれすらある。さらに言えば、かかる規定が定められれば、裁判官が、意に添わない弁護人の方針を排除する意図をもって、かかる介入をすることも可能となりかねないのである。裁判所が被告人と弁護人の間に容喙する制度を設けることなど、断じて許されてはならない。この規定の意味は「不適切な弁護」の存在を想定して、裁判所が被告人に対して後見的立場に立つ場面も必要という趣旨に重点があるのかも知れないが、そのような場合であっても、裁判所はあくまでも弁護人との間で問題を詰めるべき筋合いである。このような場合を想定しても、上述したところに差異は生じない。

また、「工裁判所は、弁護人が準備手続に提出する書面に被告人の連署を求めることができるものとする」とあるが、これも、削除すべきである。「たたき台」説明資料によれば、これも「イの後半と同様の趣旨で、弁護人が提出する書面において述べられている主張等が被告人の意思に沿うものであることを確認する手段として、被告人の連署を求めることができるものとするものである」というものであるが、裁判所が被告人と弁護人の間に容喙する制度が許されるべきではないことは、上記のとおりである。しかも、被告人に署名を求めることは、実質的に被告人の黙秘権を侵害するものであって、この観点からも上記規定は、絶対に許されない。

b 準備手続の内容（第 1、2（3））

「たたき台」準備手続の目的として、「キ 専ら証拠能力の判断のための事実の取調べ」や「ク 証拠調べ決定又は証拠調べ請求の却下」が挙げられている。特にキの趣旨は明確ではない。違法収集証拠における違法性判断や任意性に関する事実の取調べを、非公開かつ裁判員の関与しない準備手続で行うという趣旨を含むものなら、明らかに不当である。上記違法性や任意性の判断は、主に事実の存否が争点なのであって、当然に公開の法廷で、裁判員が関与するなかで行われるべきである。

実際、これらの論点は、任意性については信用性の問題と密接不可分といえ、違法収集証拠の問題も仮に違法排除の結論とならなくとも多くの場合情状事実足り得るともされているから「専ら証拠能力の判断」とはいえないはずである。第 1 回公判前に犯罪の嫌疑の実体に触れさせるべきでないとの要求に照らしても、キは極力限定されざるをえないはずである。

以上の観点から、キは極力限定すべきであり、かつ、そのプロセスの適正を保つ意味で、少なくともキやクについては公開を前提とすべきである。

ウ 検察官による事件に関する主張と証拠の提示について（第 1、3）

a 取調べ請求証拠の開示（第 1、3（2））

イ後段に、「これを開示することが相当でないとする場合には、供述要旨を記載した書面の閲覧をする機会を与えることによるものとする」との規定は削除すべきである。

ここで、「これを開示することが相当でない」と認める場合」がいかなる場合を指しているのかは明らかではなく、その判断権者も明らかではないが、かかる規定が設けられれば、当該証人の原始供述における矛盾変遷や不合理さなどが、隠蔽され、有効な反対尋問の機会を奪うおそれ大きい。かかる規定は、「弊害」の概念の曖昧さや、その判断を検察官にゆだねる運用を生みかねないことも相まって、証拠不開示制度の創設ともなりうる。削除すべきである。

b 取調べ請求証拠以外の証拠の開示（第1、3（3））

「たたき台」A案は、原則開示型を志向する型、B案は、限定開示型を志向する型と評価すべきものと思われるが、A案によるべきである。ただし、A案において、「開示により弊害が生じるおそれがあるとき」とは、曖昧かつ広きに失するものといわなければならない。たとえば「証拠の内容が、国家の保安上の秘密に密接に関わるなど、開示による影響が重大で避けられない場合」などのより厳格な限定が必要である。

なお、B案は、証拠の一覧表の交付すら認めないまま、被告人・弁護人に「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかに」する義務を課そうとするものである。しかし、被告人・弁護人にとっては、権力が収集した証拠として、いかなるものが存するかがわからないのが通常であって、このような義務を認めること自体が、弁護側に不可能を強いるものに等しい。証拠開示制度において、一覧表の開示は、必須である。この点に関連して、第1、7「証拠開示に関する裁定」（4）「証拠の標目の提出命令」イに関する「たたき台」説明には、「当該一覧表を開示すると、被告人側の証拠漁りの開示請求に用いられるおそれがあるなどの考えによる」との記載があるが、「証拠漁り」がいかなる意味かが明らかでない上、このようなことは、仮に何か弊害があるというのであれば、その裁定において処理すれば足る話であって、一覧表の開示自体を拒む理由にはならない。

そもそも、B案に基づいて裁定を繰り返す、さらに争点に関連する証拠開示でも裁定を繰り返すなどという手続自体、煩雑にすぎ、迅速な手続を阻害しかねない。A案による方が迅速・充実な運用に明らかに資するものと思われる。ちなみに、B案は、上述のごとくに開示請求に至る要件の如きものを限定して絞り込んだうえで、検察官が、「相当と認めるとき」に開示すれば足りるのであって、不開示の範囲が無限定に広がるおそれがある。さらに、B案でアないしキとして、列挙された証拠で十分とも思われぬ。たしかに、ここで列挙された証拠は、かなりの範囲に及んでいる。しかし、例えば、捜査報告書・復命書や取調べ経過に関する書類が含まれておらず、捜査の端緒をはじめとする捜査の経過や、取調べ経過などの証拠が開示されないとすれば、それは現行実務より後退するものにさえなりかねない。仮に捜査機関と重要証人との間に、捜査経過で取引がなされていたりすれば、捜査手続の違法性や証拠の信用性に重要な疑義が生じることになるが、捜査の経過についての捜査報告書がB案では、列挙されていないため、かかる経過が隠蔽されてしまう可能性も高いといわざるを得ない。結局、B案は不開示制度に墮す危険をぬぐえない。B案に、証拠不開示制度の創出となりかねない危険性がないといわれるのであれば、開示請求の要件の絞り込みを解除したうえで、最低限、捜査報告書（復命書）、被告人の身体拘束に関する記録、書面による取調べ記録は、これら類型に付加されなければならない。

ともあれ、充実・迅速の観点からA案が妥当であることは動かないというべきである。

エ 被告人側による主張の明示（第1、4）

刑事裁判の充実・迅速化を図る趣旨で、検察官だけでなく、被告人側にも主張

の明示を要求しようとする「たたき台」の考え方自体は、決して理解できないわけではない。

しかし、言うまでもなく被告人には、黙秘権が保障されなければならない。被告人側に主張明示を義務づけることは、この黙秘権の保障を実質的に侵害するおそれがある。また、絶大な捜査権限を有する捜査機関とは異なり、被告人・弁護人には何らの権力も存在しない。また、弁護側の証拠は、たとえば弁護側証人に捜査機関が接触することにより、容易に供述内容が後退したり、出廷そのものを拒まれたりすることから明らかとなっており、捜査機関が収集する証拠に比して、圧倒的に脆弱である。かかる被告人・弁護人に、検察官と同様の主張明示義務を課すことは、実質的に弁護側の防御権を奪いかねない。

また弁護側の主張や証拠は、必然的に検察官証拠の弾劾がその中心となるが、弁護側による弾劾内容や弾劾証拠の事前明示・開示は、弾劾の趣旨を無効ならしめる危険があることなどにも、十分な配慮が必要である。

被告人側の主張の明示や証拠開示については、かかる観点からの慎重な検討が必要である。

a 主張の明示等（第1、4（1））

「たたき台」アのA案は、被告人および弁護人に、無条件に主張の明示義務を認めるものであるが、上記のような被告人の黙秘権や弁護側証拠の脆弱性・弾劾としての性格に対する配慮を全く欠くものであって、不当である。「できる限り」との限定を付したB案が採用されなければならない。なお、説明資料は、「A案は、公判廷においてもするつもりのない主張は明らかにする必要はないとすることで被告人の黙秘権に配慮した上で、被告人にも、主張の明示義務を課すものである」とするが、趣旨不明である。黙秘権は、「公判廷においてもするつもりのない主張」であるか否かを問わず、被告人に保障されるべきものであって、その根本的な認識に誤りがあると言わなければならない。

弁護側証拠の事前開示に定めた同イのA案B案は、上記アのA案同様、被告人および被告人（A案）または被告人（B案）に、無条件に開示義務を認めるものであるが、いずれも前記のような弁護側証拠の脆弱性・弾劾としての性格を考慮しないものであって、不当である。また、被告人にも開示義務を認めたA案は、被告人の黙秘権を実質的に侵害するものであり、さらに不当である。

したがって、弁護側証拠の事前開示は、アと同様にB案について、「できる限り」との限定を付すべきである。なお、弾劾のための証拠については、事前開示が求められないことについては、民事訴訟規則102条の規定が参照されるべきである。

また、弁護側が事前に開示した証拠については、捜査機関による事後的な接触を禁止するなど、捜査機関側からの圧力を防止する規定を設けるべきである。

オ 争点に関連する証拠開示（第1、5）

被告人側主張に関連する検察官手持ち証拠の開示を定めたものであること自体は、積極的に評価できる。しかし、開示の要件として「被告人又は被告人から、開示を求める証拠の種類及びその範囲並びに当該証拠と被告人又は被告人の主張との関連性その他被告人の防御の準備のために開示が必要である理由を明らかに」することを要求した上、検察官が「開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度などを考慮して、相当と認めるとき」としているのは、余りに限定しすぎるものといわなければならない。特に、被告人側は、検察官手持ち証拠の内容を知り得ないのであるから、上記のような限定を課されれば、事実上証拠開示は不可能となる。被告人は、証拠の種類と当該証拠と主張事実との関連性を明らかにすれば足りるとすべきである。また、後者については、「罪証隠滅、証人威迫といった弊害の具体的かつ高度の蓋然性を主張立証しない限り開示しなければならない」との趣旨にすべきである。

カ 証拠開示に関する裁定（第 1、7）

a 証拠の提示命令（第 1、7（3））

いわゆるインカメラ手続を定めたものであるが、かかるインカメラにより、相手方当事者に開示されない証拠によって、裁判所が心証を形成しないための制度的な保障が必要である。かかる観点からも、準備手続は、受訴裁判所が行うべきではない（第 1、1（4）準備手続の主宰者参照）。少なくとも、この手続に受訴裁判所が関与することは絶対に許されない。

b 証拠の標目の提出命令（第 1、7（4））

「たたき台」は、同イで、裁判所は提出された証拠の標目の一覧表を被告人および弁護人に開示しないことを規定しようとしているが、インカメラ手続をとるとしても、証拠の標目の一覧表の開示まで、被告人および弁護人に拒否すべき理由はない。その意味で A 案、B 案いずれも不当である。端的に、「裁判所は、アにより提出された一覧表を、被告人及び弁護人に開示しなければならない」とすべきである。少なくとも B 案の「開示により弊害が生じるおそれがあると認められるとき」とあるのは、単なるおそれではなく、弊害についてのより高度で確実な蓋然性を要するとしなければならない。

キ 争点の確認等（第 1、8）

a 準備手続終了後の主張（第 1、8（2））

準備手続に失権効を認めるか否かであるが、刑事訴訟は、動的な手続であって、証人尋問等、証拠調べ手続の内容や進行如何によって、証拠構造や新たな論点が出てくることは避けられない。特に、証拠収集の権力を持たない被告人・弁護人側には、そのような事態は往々にして発生する。

また、準備手続に失権効を認めれば、被告人には、事実上事前に主張を明らかにする義務が課せられることになりかねず、実質的に黙秘権が侵害されることとなる。

さらに、被告人は、様々な利害関係から、無実であるにもかかわらず、手続の途中まで、虚偽の事実を自認したり、自白をすることも多いが（時として、それが捜査機関による虚偽約束によることもある）、失権効を認めれば、かかる虚偽供述を翻すことができなくなるおそれも大きい。

したがって、制約を設けない B 案が妥当である。

b 準備手続終了後の証拠調べ請求（第 1、8（3））

上記 a と同様の趣旨から、C 案が妥当である。

ク 開示された証拠の目的外使用の禁止等（第 1、9）

a 目的外使用の禁止（第 1、9（1））

「たたき台」として示されたア、イ、ウの各規定は、いずれも相当ではなく、削除されなければならない。

ここでいう開示証拠が、公開法廷で取調べられた証拠を含むのか否か定かではないが、仮に含むとするのであれば、公開されたものを限定して用いるべきというのであって、これは全くの誤りといわざるを得ない。

また、公判で取り調べられていないものについてであるとしても、刑事訴訟法 47 条は、「訴訟に関する書類は、公判開廷前には、これを公にしてはならない」と規定しているものの、但書で「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない」としており、公表できる場合を比較的広く認めている。同条にいう「訴訟に関する書類」には、裁判所保管のもののみならず、検察官・弁護人らの保管しているものも含むと解されているのであって（『註釈刑事訴訟法第 1 巻』199 頁参照）、ここからは開示証拠を審理の準備以外の目的に使用することを例外なく禁止し、しかも、過料、刑罰の制裁をもって、この禁止を法的に強制しなければならない法理などは、窺われない。また、今、これを創設すべき合理的な必要性を根拠づける立法事実は存在しないのではないか。開示証拠が審理以外の目的に使用されたために、

刑事裁判の審理が困難となったとか、被告人が不当に処罰を免れたとか等の具体的な弊害が生じているとは思われないのである。仮に名誉毀損や脅迫、恐喝などに使用されたというのであれば、それぞれの犯罪として対応し、処罰すれば足る。結局、『たたき台』のような提案は不要というべきである。

b 開示された証拠の管理（第1、9（2））

開示された証拠の管理について、弁護人に管理義務を認める「たたき台」案も相当ではない。

まず、「みだりに他人にその管理をゆだねてはならない」という「他人」に被告人が含まれるのであれば、強く削除を求めざるを得ない。けだし、開示された証拠の写しを弁護人が管理すべきとする実質的根拠は存在しないとする見解も有力だからである。開示された証拠については、被告人の自己情報支配権として被告人の管理権が認められるべきであり、弁護人には、被告人の自己情報管理権から独立して、開示証拠を管理する責任はないし、それを根拠づける実質的根拠は見いだせないとの見解がある。このとき、「弁護人は、みだりに他人にその管理をゆだねてはならないものとする」という規定の「他人」に被告人も含まれるとすれば、開示証拠に対する被告人の管理権を全面的に否定することになるが、その妥当性は甚だ疑問である。実際、被告人が、裁判途中や一審または控訴審終了後に他の弁護人に依頼するために当該弁護人に対し開示証拠の写しの引き渡しを求めるのは、正当な要求であり、これを弁護人が拒む理由はないであろう。

裁判終了後においても、被告人には再審を請求する権利があるし、えん罪を主張する被告人が裁判終了後も、開示証拠の写しを手許においてえん罪を晴らすために検討、研究したいとすることは正当な要求である。弁護人の開示記録管理責任は被告人のこのような正当な要求・活動を制限する結果となりものであって、認められない。結局、この「たたき台」案も不要である。

(2) 「訴訟指揮の実効性確保」について（第3）

開示された証拠の目的外使用についての罰則規定化の姿勢と同様であるが、これから裁判員制度を導入し、審理を充実させるための新たな制度を創設しようとする段階で、まず弁護人に対する信頼の不存在を前提とする規定を設けようとする姿勢自体、甚だ遺憾という外はない。如何なる制度も不信から出発して実りある制度創設が実現できるとも思われないのであって、かような発想自体、改められるべきである。このことを前提に、以下、若干、指摘する。

ア 国選弁護人の選任（第3の1）

このような規定を設けなければならないとする立法事実があるのだろうか。甚だ疑問である。少なくとも、「弁護人が……出頭しないおそれがあるとき」にまで拡張すべきでないし、「但し、被告人の防御権を不当に制限するものであってはならない。」との規定は必ず付加されるべきである。

イ 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等（第3の2）

いずれも不当であって、削除すべきである。特に、過料や損害賠償の決定は問題外である。処置請求は、現行刑訴規則303条で足りる。

このような不信に基づく立法化を前提にするならば、訴訟指揮そのものが不当で誤っているときの手当ても同時に規定しなければならない筋合いである。けだし、これらの規定は、不当な弁護活動を想定しているものと思われるが、そうすれば同時に不当な訴訟指揮というものもあり得るといわざるを得ないからである。そうだとすると、片や、訴訟関係人に過料まで科すということにしながら、他方は、現在の異議などで対抗する以外ない上に、そのような対抗に対する制裁の判断自体が、当の訴訟指揮をなす者によってなされるということになり、結局、決定的にアンバランスな制度の創設という外はない。不当な訴訟指揮が野放しになるという帰結を招くだけで、これは裁判の充実でも何でもない。

このような制度を設けなければならぬ立法事実自体、想定しがたいというべき

である。時に生じうる訴訟指揮と訴訟関係人の活動との間の紛糾の規律の仕方は、最低限の信頼関係を前提にまずなされるべきである。そして、それを越える場合は、現行制度によることで足るはずである。

(3) 直接主義・口頭主義の実体化(第4)

上述のとおり、まず何よりも取調べの可視化が不可欠である。これを欠くことは許されない。

(4) 即決裁判手続(第5)

「たたき台」の提案は中途半端な制度で意味があるとは思われない。裁判の充実・迅速の観点からはアレイメントの導入に踏み切るべきである。

(大阪弁護士会刑事法制委員会有志)

1 意見の趣旨

(1) 刑事裁判は、重大かつ真相解明が困難な特殊な事件以外は、ほとんど2年以内に判決を迎えている。重大かつ真相解明が困難な特殊な事件を形式的に、無理やり2年以内に終結させることを目的とすることは、合理的な疑いを容れない程度の証明によって刑罰を課す刑事裁判の自殺につながる行為である。

(2) たたき台における迅速促進案は、現実の刑事裁判における適切・迅速な刑事裁判の障害を実態的に明らかにし、それを正面から除去、対処するものとは言えず、かえって、刑事司法を一丁あがり式裁判に変質させるおそれがあり、基本的に賛成できない。

(3) 刑事裁判の現状から充実・迅速な裁判の障害を除去すると考えた場合

裁判官の途中交代の解消、対処
検察官手持ち証拠の全面開示
捜査段階における取調べの可視化

にこそ、その実現の道がある。

2 意見の理由

(総論)

(1) 充実・迅速化の論点の挙げ方について

裁判官の審理中交代対策は不要か

たたき台には、審理途中における裁判官の交代について一切の対策を講じる発想が見られない。

裁判官の途中交代による更新手続は、充実・迅速な裁判を著しく阻害するものである。実務では、更新手続が極めて簡略な方法で行われている。これは、直接主義、口頭主義を否定するものである。それが被告人の犠牲のもとで行われているといわざるを得ない。

裁判官不足の解消、転勤の抑制、などとともに、審理途中で仮に必要な転勤があるとしても、填補制度等の活用により、審理中交代の解消と対策の具体化は不可欠である。

供述調書の証拠能力問題の解決策は不要か

現行刑事裁判で最も時間がかからざるを得ないのは、捜査段階において録取された供述調書の証拠能力に関する証拠調べであるといって過言ではない。充実・迅速裁判という視点からは放置できない課題である。

直接主義の徹底を展望した刑事訴訟法の改正検討とともに、検察官の手持ち証拠全面開示の実施、供述調書の任意性を直接的に判断しうる方策としての捜査の可視化を正面から検討するべきである。

即日結審、即日判決は刑事裁判に期待される機能を果たしているか

迅速裁判を強調するあまり、即日結審、即日判決が時として被告人や弁護人の反発を抑制して行われる事態が現に行われている。

被告人の反省や更生の意欲を引き出すなど、仮に事実関係に争いがなくても刑事裁判には期待される機能がある。

刑事裁判が感銘力を失ってまで迅速を追及することは刑事裁判の自殺行為ともなりかねない。

確かに、事案軽微で争いが無い事件などについて短期間での処理を展望することは可能であり、その際、アレインメントの導入も検討に値するが、たたき台の即決判決手続は単に審理手続のみを短縮するものであり、妥当ではない。

(2) 審議会意見に拘束されている検討会の問題性について

裁判員制度の対象事件に自白事件を含めるうえに、必要的準備手続を重ねる異常検討会のたたき台は、法定合議事件で自白事件で事実関係に争いが無いとされる事件でも、裁判員制度において必要的にその対象とすることを前提として議論している。このことに対する疑問は強い。

そのため、審理としては被告人側の情状に関する取調べが中心となる事件まで、準備手続を必要的に行うという、法廷で行っても差し支えないものまで準備手続に回すこととなる。これは情状に関する被告人側の立証を事実上制限する以外に機能しないこととならざるを得ず、問題である。

かえって充実・迅速裁判の検討という視点から、改めて検討されるべきは、裁判員制度の対象事件について、争いのある事件や裁判員制度の審理を被告人が求める事件とするなどである。

公開裁判の保障を実質形骸化させる密室における争点整理を重視する異常

刑事裁判における公開裁判の保障は、戦前の暗黒裁判の復活をさせない制度的保障であるとともに、国民の批判の目にさらされてこそ、刑罰権の適正化が確保され、信頼が生まれるという原理である。

審理は、証拠調べだけでなく、争点や証拠開示の方法をどのように整理するかという手続を当然含むものである。これらの手続のうち、争点整理や証拠関係について非公開の手続で行うことは、公開原則に背を向けるものであって、公正で適切な刑事裁判とは言えない。

審理の進展によって争点も変化発展する動的な刑事裁判において、密室における争点整理に事実上拘束力を持たせることは、迅速裁判にも資さない。

争点整理や証拠整理について訴訟関係人の同意によって準備手続が行われることは迅速な審理にとって有益であり、その限度で賛成である。

(各論)

(1) 弁護権の独自性・独立性と、被告人の防御権について(その1、第1)

準備手続における主張に対する弁護人と被告人の意見の一致確認を求める問題

訴訟関係人の同意のない第1回公判期日前の準備手続で、被告人側の争点や証拠を整理することは、防御権、黙秘権の侵害となる可能性があり、慎重でなければならない。

また、弁護人が準備書面に提出する書面に被告人の連署を求めることは許されない。(同2(1)エ)

弁護人には被告人の代理人的立場と固有の弁護権があり、主張や証拠整理において被告人の利益のために弁護人が被告人の意思に拘束されず弁護活動上の方針を持つことがあるが、これを否定するものであるからである。

弁護活動、防御権による、対立証人との対決に活路を見出す可能性の否定

被告人側の証拠書類、証拠物の開示を準備手続で強制することは黙秘権の関係上許されず、検察側の立証を踏まえないと弁護方針を立てるわけには行かない流動性にまったく無理解な提案といわざるを得ない。

しかも、弁護側の申請予定の証人の供述要旨を事前に開示することを求めることは、敵性証人の申請を事実上封じることとなり、弁護権、被告の防御権の侵害にすらなりかねない。(同4、(2))

(2) 証拠開示をめぐる『被告人側の証拠あさりの恐れ』との見方について(同3、

(3) 関係)

捜査により得られた証拠の性質と、全面的証拠開示の必要性

検察官の取調べ請求証拠以外の証拠の開示について、保管証拠一覧表の開示（同A案）と、請求証拠の証明力判断のための類型化と範囲の特定による開示請求制度（同B案）とを対立的、選択的に提起されている。

両案を分離対立させる理由はまったくない。

裁判所において提出命令を検討されているが、その際、インカメラの前提として一覧表の提出が先行的に命ぜられるシステムが提案されている。理由のあることである。

一覧表の開示が先行することにより、弁護側も類型化と範囲の特定がなしうることを考えると、被告人側には一覧表を先行的に開示することなく類型化と範囲の特定を求めるB案には理由がない。

全面的事前開示がまず検討されるべきであるが、たたき台において提案されている両案は、同時に実現されることになんらの障害はないと考える。

「被告人側による証拠あさりのおそれ」という見方について

（その1の説明、第1、7、（4））

たたき台は、裁判の充実・迅速のために検察官の手持ち証拠の開示を検討しているが、そのこと自体は妥当である。

ただし、上記指摘の記述のように、「被告人側による証拠あさり」とはいかなる趣旨の指摘なのか、まったく理解できない。

国家の捜査権は、過去の犯罪事実の解明のために証拠を収集（表現を変えれば漁っているのである）のであって、それは本来、実態的真相発見のために国民に帰属し、検察側がその有利、不利によって被告人側の検討対象から除外するべきものではない。被告人側が、いかなる証拠があるのか検討することを、「証拠漁り」として非難的に指摘される見解は再検討されるべきである。

（3）公開裁判の保障と証拠の活用制限について

裁判の公開原則と国民の裁判批判権（同、9）

開示された証拠の目的外使用の禁止と処罰が提案されている。

捜査により収集された証拠は、起訴後においては検察官により取調べ請求するものと請求しないものに振り分けられる。

ここでいわれる開示証拠は、検察官においては請求する予定はないが開示手続により開示したものである。

その区別は当事者である検察官による振分けによる区別でしかない。

起訴後の公開裁判において取り調べられた証拠は当然のこととして国民の目にさらされるものである。検察官の振分け結果に国民の目を閉ざすべき効力を与える根拠はない。

たたき台では悪用されたケースが指摘されているが、抽象的で、処罰を持って利用制限をする立法事実があるとはいえない。利用方法が仮に犯罪を構成した場合はその処罰で足りるのである。

開示証拠の利用の制限、禁止は、裁判の公開に反するものといわざるを得ず、許されない。

制裁による国民の裁判批判封じ込めこそ、司法改革に反する

この制限を、過料、刑事罰を持ってなす案が提案されているが、論外である。この制度は、訴訟関係人以外において開示証拠を検討し、裁判批判、捜査批判に供することを制限するものである。

裁判は広く国民の目にさらされてこそ、その公正、適正が確保され、権威あるものとなるものであり、国民が審理において検討されている段階でその証拠を検討し、裁判批判に用いることを罰則で禁止する制度は妥当ではない。

（4）刑事裁判の感銘力と迅速裁判について（その2、第5）

刑事裁判の感銘力は重要な機能

いうまでもなく、刑事裁判においては、事実に争いがなく量刑事情のみを審理している場合が少なくない。

このような裁判は、よほど量刑事情についての審理を充実させないと、感銘力を被告人に与えることができず、刑罰による非難を受け、改めて社会の一員として復帰しようとする意欲を与えるような感銘力を与えることが困難となる。

迅速裁判という点からは、量刑事情の審理は決して障害ではないのであって、充実させる方向での検討が不可欠である。

捜査の改革とあわせたアレイメントの導入の検討を

事案軽微で、事実関係に争いがなく、被疑者・被告人、弁護人において同意が得られるような場合、早期に刑事手続を終えることが検討されてしかるべきである。この場合、現行の起訴前勾留制度の制限的適用や起訴前における保釈制度の新設など、早期処理ができるような制度化など、裁判手続だけを短縮することにこだわらない検討が必要であろう。

(5) 制裁による訴訟指揮権の実効性確保策の行き着くところについて

審理の判断者としての裁判官の訴訟指揮権(同、第3)

裁判官は刑事裁判において判断者の立場で訴訟指揮権を有している。

裁判官の訴訟指揮権による尋問制限や陳述制限は、重複や審理妨害となるような場合にのみ限定されるものである。

訴訟指揮権は、最終判断者の立場から、説得など、強制権限を背景におかない方策によって実効性を得るよう努力することが望ましい。

制裁による実効性確保の考えは当事者主義訴訟構造になじまない

訴訟当事者と対立を生むような立場に追い込むような権限を与えて訴訟指揮権の実効性を持たせることは、その最終判断の公正さや権威すら奪いかねないので、賛成できない。

(大阪弁護士会有志)

1 はじめに

刑事裁判は、国家刑罰権の有無及びその範囲を決定する手続である。国家刑罰権の行使は、処罰を受ける者の人権に対する重大な制限を生ずる。もし、国家刑罰権の行使を誤れば、極めて深刻な人権侵害をもたらすこととなる。四つの死刑冤罪事件をはじめとして、数々の冤罪事件は、間違った国家刑罰権の発動が、どのように深刻な人権侵害を招来したかを教えている。憲法は、国家刑罰権の行使を誤ることによる深刻な人権侵害を避けるため、刑事訴訟における基本的なルールを定め、刑事訴訟法がそれを具体的に規定した。

刑事訴訟における基本的なルールとは、次のようなものである。

刑事被告人は、「公開」の「裁判を受ける権利」を有する。これは、密室裁判による人権侵害を防止し、適正かつ公正な裁判を実現するため、市民が監視する中で刑事裁判を行わなければならないという、基本的な原則である。

刑事被告人は、黙秘権を有する。これは、自白を重視してきたことが、拷問による自白強要をもたらし、深刻な人権侵害をもたらしてきたことに対する歴史的反省から、被告人に自白を強要されない権利を認めたものである。

被告人は無罪の推定を受け、有罪の立証責任は検察官が負う。これは、警察・検察が強大な国家権力を用いて捜査を行うのに対し、被告人・弁護人側には十分な調査を行うことも困難であるという、警察・検察が圧倒的に優位な状況を踏まえ、被告人が有罪であることを立証する責任は検察側にあり、被告人側には、無罪を立証する責任はないことを明確にした原則である。

さらに、無罪推定原則を手続的に保障するために、裁判所の予断を排除する起訴状一本主義が採られている。すなわち、公判期日において弁護人が意見を述べるまでは、裁判所には一切の証拠は提出されず、裁判所は、全く白紙の状態に臨むものとされているのである。

ところが、今回示されたたたき台案は、これら刑事裁判の大原則を根底から覆そうとするものである。私たちは、刑事裁判に真剣に取り組む弁護士として、このたたき

台案を看過することはできない。貴検討会におかれては、刑事裁判の大原則を尊重すべきであり、これら大原則を蹂躪することは、到底許されないことを銘記すべきである。

さらに、たたき台案は「充実・迅速化」と標題にしているが、実際には、充実の視点も、また適正・公正の視点も、見出しがたい。

先に述べたように、憲法で「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」が被告人に保障されている意味は重要である。しかるに、たたき台案の内容は、被告人の権利の保障の観点が見られず、主には被告人・弁護人に対する強権的な訴訟指揮権行使による「迅速化」の発想が強く見受けられる。これでは、人権を保障するための迅速な裁判ではなく、単に「迅速な処罰」をもたらす危険が現実のものになってしまう。「適正・公正」と「迅速」は単純に同価値ではなく、適正・公正が確保されてこそ「迅速」な裁判の意味がある。現在の刑事訴訟では、捜査資料の弁護側に対する開示が不十分にしかなされず、取調過程の可視化もされていない。「人質司法」と言われるように否認事件ではなかなか保釈が認められない。鑑定手続等に時間を要する。証拠収集能力・権限において被告人・弁護人側と警察・検察側とでは圧倒的な力の差がある。被告人側の立証に対して偽証罪等を振りかざして妨害するなどの事例も現実としてある。適正・公正で迅速な刑事裁判を実現するには、これらの問題の解決が必要不可欠である。ところが、たたき台案には、それらの視点が欠如していると言わなければならない。

2 準備手続の問題点 - 公開裁判を受ける権利の無視

たたき台案 1 によれば、準備手続は訴訟関係人が集まるだけで、一般には公開されないことが前提とされている。しかし、非公開の準備手続には、以下のように重大な問題がある。

たたき台案 1 によれば、準備手続で行われるのは、訴因・罰条の明確化、争点の整理、証拠開示に関する裁定、立証趣旨を明らかにさせること、証拠能力の判断のための事実の取調べ、証拠決定、証拠調べの順序・方法の決定等である。

これらの手続は、現在は公開の公判期日に行われている。検討会では、その点の認識が十分ではないようであるが、これらの手続は、刑事裁判を進行する上で、非常に重要な手続である。訴因が不明確なままでは、被告人・弁護人が弾劾活動を行う対象が定まらず、充実した適正・迅速な裁判は実現できない。弁護側が求める証拠開示が実現するか否かは、訴訟の帰趨において決定的に重要である。証拠能力の判断のための証拠調べは、現在の刑事裁判では、審理の中心を占めている。どのような証拠が採用されるかは、これも裁判の帰趨を決する極めて重要な手続である。

これらの手続はいずれも、市民が監視する公開法廷で行われることによって、その適正さの保障が確保され、刑事裁判に対する市民の信頼の重大な基礎となっているのである。これら重要な手続を非公開手続で行うとの発想は、市民が監視する公開裁判の意義が、検討会の委員に十分理解されていないことを如実に示すものと言わなければならない。

したがって、準備手続の中の重要な手続は、公開法廷で行われなければならない。

3 準備手続の問題点 - 予断排除の原則の無視

裁判所の予断を排除して、適正な手続を経て採用された証拠のみに基づいて刑事裁判が行われることは、憲法が定める適正手続保障の観点から、極めて重要である。刑事裁判は、民事裁判とは異なって、裁判所に提出できる証拠が、刑事訴訟法によって制限されている。つまり、不適正な証拠は裁判所の目に触れないようにして、適正・公正な裁判を保障するものである。

ところが、たたき台案 1 は、公判前の段階で、公判を担当する裁判官が証拠能力の審査を経ていない証拠を見ることができるとされている。しかし、これは、裁判所の予断排除の原則を全く無視し、法が証拠能力の制限を規定した趣旨を没却するものであり、許されないものである。

したがって、第 1 回公判前に準備手続を行うとしても、その手続を担当する裁判官

は、公判には関与しない別の裁判官が行うべきである。

4 準備手続の問題点 - 黙秘権保障と無罪推定原則への無理解

たたき台案1によると、被告人・弁護人は、準備手続において主張を明示しなければならず、準備手続を終了すれば主張が制限されるとの考え方がA案として示されている。この考え方は、被告人・弁護人側は、主張をしなければならないとの考え方が基本となっている。

しかし、被告人には黙秘権が保障されており、被告人は、終始黙っていることができるのである。被告人・弁護人側に主張義務を課するとの考え方は、黙秘権を否定するものである。

また、刑事訴訟では、検察官が主張・立証責任を負う。検察官が合理的疑いを越える程度にまで有罪を立証できない限り、被告人は無罪なのである。被告人・弁護人側の活動は、検察官の有罪立証に対する弾劾活動である。したがって、被告人・弁護人側の主張は、検察官がどのようにまたどの程度有罪を立証できているのかによって異なってくる。被告人・弁護人の主張は、検察官の立証状況と無関係になし得るものではない。したがって、公判での検察官の立証状況に対応して、被告人・弁護人が主張する機会を保障しなければならない。準備手続終了後の主張制限は、検察官が主張・立証責任を負うという刑事訴訟の大原則を忘れた議論である。

5 準備手続の問題点 - 証拠採否の重要性と流動性への無理解

たたき台案1は、非公開の準備手続において取り調べる証拠を全て決定し、準備手続終了後の証拠申請を制限するとの考え方をA案として示している。しかし、この考え方は、証拠採否の重要性と流動性を無視し、検察官が主張・立証責任を負うことを忘れた議論である。

まず、どの証拠が採用され、どの証拠が採用されないかは、刑事裁判の帰趨を制する極めて重要な問題である。したがって、前述のように、証拠採否の適正・公正を確保し、市民の裁判に対する信頼を確保するために、証拠採否は公開法廷で行われなければならない。非公開の準備手続で行われてはならない。

また、刑事裁判では、検察官が主張・立証責任を負い、検察官の立証状況に応じて被告人・弁護人側の主張や立証方法が変化する可能性がある。弁護側の主張・立証は、検察官の立証状況に応じて流動的である。たたき台案1のように、第一回公判期日前の準備手続において、全ての証拠の採否を決定し、その後の証拠申請を許さないとするのは、被告人・弁護人側に無罪の立証責任を課することとなり、刑事訴訟法の大原則に反することとなるのである。

6 準備手続の問題点 - 裁判官裁判と裁判員裁判の混同

最初に述べたように、たたき台案1において、準備手続で行うこととされている手続は、現在の裁判官裁判では、公判期日に公開法廷で行われている手続である。裁判員裁判においては、裁判員が参加して以降の手続は、できる限り集中して行う必要があるため、事前の準備が必要となる。しかし、裁判官裁判では、たたき台案1が準備手続で行うとしている手続は、なにも準備手続で行う必要はなく、公判期日に行えば良い。裁判官裁判で、準備手続を行う必要は、基本的にはないのである。また、裁判員裁判では、準備手続が必要となることは否定できないが、それを非公開で、予断排除の原則を否定して、被告人の黙秘権を侵害して、無罪推定の原則を否定して、被告人・弁護人側に主張・立証責任を課して、行うことは間違いである。

検討会におかれては、今一度、歴史的経験を踏まえて確立された刑事訴訟の大原則を、しっかり認識されたい。

7 証拠開示の重要性

たたき台案1は、証拠開示の重要性に対しても、認識が不十分である。

証拠開示の意義・絶対的必要性について

冤罪を防止し、裁判員制度を有効・適切に機能させるためには、刑事訴訟手続自体を根底的に見直す必要があるが、全面的な証拠開示の制度の創設は、その見直すべき制度の優先順位のなかでもっとも優先性が高く、絶対に欠くことができないもので

ある。なぜなら、たたき台案の述べる「充実した争点整理」のためには、そして、それを経たうえでなされる、連日的開廷による集中審理を充実させるためには、全面的な証拠開示は絶対の前提というべきだからである。審理過程で、開示されていなかった新たな証拠の提出や開示の問題などが生起するようでは、到底充実した集中審理などは望むべくもない。

具体的な制度構想案

- (ア) 起訴後直ちに、検察官は、必ず捜査一件記録の標目(全リスト)を開示のうえ、これと同時に、原則として、その証拠全部を開示する。検察官は具体的弊害を主張・疎明することによってのみ、例外分を設け、とりあえず開示しない扱いにすることができるが、この分については、次に述べる(イ)の手続に付すこととする。なお、具体的弊害の要件は、開示によって、特定された証人に対して威迫行為がなされる具体的蓋然性がある場合や保護の必要性の高度なプライバシーが訴訟関係人以外の第三者の眼に触れる具体的蓋然性がある場合に限定されるべきであり、この観点から、その要件を具体的に絞り込まねばならない。
- (イ) 上記不開示可否如何の判断は、公判裁判体とは別の裁判体が行う。上述のとおり、これは検察官の申立によって、手続が開始されるものである。被告人又は弁護人は、格別の手続を要しない。もとより、被告・弁護側に直ちに手続の開始が告知され、その答弁を経て、判断されることになる。その判断にあっては、インカメラの制度が導入されるべきである。
- (ウ) 捜査記録の標目(全リスト)作成は、捜査段階において、時系列でのリアルタイムの作成を義務付けるべきである(捜査過程の可視化の一環)。その内容は、現在の証拠金品総目録・書証目録と同様のものがイメージされるが、さらに、その証拠の趣旨・概要についても記載するものとする。これによって、起訴後直ちに全リストを開示することが可能となる。
- (エ) そして、上記義務付けを担保するため、以下の措置を講ずべきである。
 - () リストに存在しないものは、検察官は、これを使用することができない。
 - () 証拠がリストにリアルタイムで記載されなかったときも、検察官は、当該証拠を使用することができない。
 - () リストの不正(虚偽)・記入懈怠は、公訴棄却事由となる。

リアルタイムのリスト作成のための制度提案

リアルタイムのリスト作成を担保するためには、日々これを客観的機関によって公証していくシステムを構築する必要がある。

新たな機関を設けることが困難なのであれば、たとえば、検察庁に捜査には全く関与しない特別の部署を設け、ここに毎日リストをファックス送信させ、これを保管しておくということが考えられよう。これが全うされることによって、「起訴後直ちに」リストを開示するということが現実化する。起訴段階で改めてリストを作成するというのであれば、その開示が大幅に遅れることも懸念される。かかる制度であれば、あくまでも捜査機関内部のファックス送信であり、弁護人・被告人へのリスト開示は起訴後の開示であるため、いわゆる捜査密行の原則なるもの(但し、現行法196条は、かかる原則を明示してはいない)に抵触するということもありえない。捜査機関・訴追機関側にこれを拒む理由は何もないというべきである。

8 開示された証拠の使用制限は行うべきではない

たたき台案1は、弁護側に開示された証拠は、審理の準備以外の目的で使用してはならないとする。しかし、このような証拠の使用制限は、なされるべきではない。ところで、裁判所に証拠採用され、証拠調べを終了した証拠は、公開法廷で本来は読み上げられて傍聴人がそれを聞くことが前提となっているものであるから、それを使用制限することは、公開裁判の原則を没却するものと言わなければならない。弁護側に開示されたが証拠採用には至らなかった証拠については、公開法廷で取り調べられたわけではないが、もし、法廷外での証拠の使用が、プライバシーを侵害したり、恐喝の資料として使われたりなど、違法な使用方法であれば、それは、それ自体が犯罪を構成するものとし

て規制される。したがって、それとは別に証拠の使用制限を規定する必要はない。

そもそも、税金を用いて捜査機関が収集した証拠は、国民全体の財産である。その資料を用いて国民が証拠を異なった観点から検討したり、捜査や裁判を批判したりすることは、主権者である国民には当然許されるべきである。

9 連日的開廷の確保等について

たたき台案2は、連日的開廷の原則を法定するとしているが、刑事裁判では、各事件ごとに個別に判断すべき事情があり、一律に連日的開廷の原則を法定することにはなじまない。

10 訴訟指揮の実効性確保について

そもそも、被告人の「公正な裁判を受ける権利」、無罪推定の原則、これまでの深刻な冤罪事件の教訓、並びに被告人の権利を擁護すべき弁護人の使命等を尊重することが、まず重要である。憲法が、被疑者・被告人の権利を保障するために、適正手続の条文を何箇条にもわたって掲げている由縁である。訴訟指揮権を有する裁判長の立場はそれ自体として極めて強力である。裁判官が無謬でない以上、そのような強大な権限を有する立場に対して、他からのチェックを及ぼすことの必要性こそが、歴史的教訓である。しかるに、たたき台2は、この歴史的教訓に逆行して、裁判所の訴訟指揮権をあたかも神聖不可侵のようなものに強化しようとしている。被告人は「公正な裁判を受ける権利の主体」ではなく、訴訟指揮権に服する客体として位置づけられているし、弁護人が被告人の権利を擁護して弁護権を行使する使命を有していることへの理解も、非常に希薄である。

11 国選弁護人の選任について

たたき台案2は、弁護人が出頭しない場合の手当として、国選弁護人の選任をあげているが、これには反対である。適正な弁護活動は、被告人と弁護人との信頼関係を基礎として可能となる。弁護人が出頭しないからといって裁判所が国選弁護人を選任するというのでは、被告人と弁護人とが信頼関係を構築する上で、極めて問題である。また、「出頭しないおそれがあるとき」、「在席しなくなったとき」まで含めることは、弁護人が被告人の権利擁護のために、時には裁判所の不当な訴訟指揮に抗議しなければならない場面がありうる（過去にもそのような事例がある）にもかかわらず、一方的に職権で弁護人を付する措置をとられかねないとの危惧から、弁護人が弁護権の行使をまっとうできない事態を招来しかねない。さらに、本件たたき台のような形で国選弁護人を一方的に選任することは、新たに選任された国選弁護人が適正な弁護活動を行なおうとすれば、一からの準備が必要となるので、かえって日時を要することになり、迅速な裁判の要求に反することになりかねない。もし仮に、選任された国選弁護人に直ちに「迅速な」処理をせよというのであれば、十分な準備や被告人との意志疎通もできないままの弁護活動を強要することになりかねない。それでは、被告人の裁判を受ける権利の保障も弁護権の重要性も、全く没却されることになってしまうのである。

12 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等について

たたき台案2は、命令の不遵守に対する制裁を定めるが、これには反対である。

不出頭に対する制裁に関しては、このような制裁を科す権限を裁判長が持つことは、強権的な訴訟指揮を容易に行なえる事態を招来しかねない。被告人の裁判を受ける権利の保障も、そのような被告人の権利を実現すべき弁護権の重要性も、没却されかねない。また、裁判長による尋問又は陳述の制限は、被告人・弁護人の権利を制限することになる場面がありうる。訴訟指揮権を有する裁判長の立場はそれ自体として極めて強力であり、そのような強大な権限を有する立場に対しての他からのチェックこそが重要である。しかるに、このような制裁を課す権限まで与えることは、全く逆行するものである。

処置請求についても反対である。

基本的な視点は、述べたとおりである。まして、必要的な処置請求とし、かつ処置請求を受けた者に処置を採ることを義務づけるということは、過料という行政罰のみならず、時には資格剥奪まで含めた威圧によって、弁護人に対し、被告人の権利を

擁護することが不可能ないし困難な状態に陥れる恐れが高い。かつては、裁判所の不当な訴訟指揮に対して抗議した弁護人に対する処置請求に対し、弁護士会が弁護人を擁護した事実もあるが、このたたき台案2では、自治権を有するはずの日弁連・弁護士会が、弁護権の十全な行使を擁護する者ではなく、弁護権を侵害する立場に貶められかねないおそれがある。

13 直接主義・口頭主義の実質化について

裁判員裁判だけではなく、裁判官裁判についても、直接主義・口頭主義の実質化が必要であることは、全く変わりはない。以下、そのための方策を述べる。

直接主義・口頭主義の徹底（伝聞法則の厳格化）

現在の刑事裁判は、捜査段階における供述調書が安易に証拠として採用され、それに基づいて裁判官が心証を取り、詳しい判決書が作成されるという慣行になっている。しかし、市民が参加する裁判員制度の下では、膨大な供述調書を裁判員が読み込んで心証を形成し、判決書を作成することは現実的にも不可能なことである。裁判員の主体的・実質的な参加・関与という裁判員制度の趣旨を実現するためには、この慣行を根本的に改革し、「法廷のみが審理の場である」という、直接主義・口頭主義の徹底が図られる必要がある。審議会意見書も、その旨を明確に述べている。具体的には以下の諸点の改革・制度化が必要である。

「供述証拠に対する証拠調べ請求は、原則として人証によらなければならない」旨の規定の創設。

刑事訴訟法321条1項2号、3号（国外にいる場合以外の供述不能の場合を除く）、322条1項を廃止するなどの伝聞法則の厳格化等刑事訴訟法の改正による伝聞法則の厳格化

裁判官と裁判員の評議・評決は、審理終了後直ちに行わなければならない。

評議において訴訟記録を参照するのは確認の範囲に留めるべきである。

公判手続の更新は認めない。この点は、後に改めて述べる。

捜査の可視化

裁判員裁判、裁判官裁判を問わず、取調べの可視化は必要不可欠

裁判員制度は、充実した直接主義・口頭主義による集中審理なくしては、その生命を保ちえないものであるところ、充実した集中審理を果たすためには、捜査過程（とりわけ、被疑者取調べの過程）が透明化されることが、その前提としての不可欠の要請となる。そして、その必要性は、裁判官裁判においても変わりはない。捜査過程が不透明なままでは、審理過程で捜査上の問題点が新たに浮かび上がるなどといった状況が生じ、かような審理上の紆余曲折が避けられないことともなり、結局は、充実した集中審理が頓挫するということになりかねない。これは、現在の刑事裁判の実務から経験的に確認しうることである。さらに、より具体的に、「被疑者取調べの可視化」が裁判員制度にとって必要不可欠である所以は、後記でも言及するとおりである。

裁判員制度における「被疑者取調べ可視化」の意義・必要性

前述のとおり、口頭主義・直接主義を徹底化・実質化するためには、法322条1項の廃止が不可欠である。特に争いのある事件で322条1項によって自白調書が証拠として採用される場合を想定すると、裁判員は、大量の調書を緻密に読んで自白の変遷等を検討し判断せざるをえないものと考えられ、明らかに相当でない。実際、旧刑訴に322条1項の如き規定のなかったことも想定しなければならない。それでは、自白調書が不同意となった場合（おおむね捜査段階で自白し、公判で否認した場合と想定される）、捜査段階で作成された自白調書は、どのように扱われるべきであろうか。まず、第1に、捜査段階の自白を弾劾証拠として用いること自体を否定することはできまい。しかし、その用い方は訊問の際の引用使用にとどめるべきであって、調書そのものは法廷に顕出されるべきではない。それを許容すると、既に述べたところから明らかなように、裁判員制度自体が機能しなくなるおそれがある。ところで、この場合の審理にあっては、上述したとおりの用い方で

あるとしても、自白調書の内容を被告人の公判廷供述に対する弾劾証拠として用いることは常態化していくこととなろう。しかし、自白調書の内容を弾劾証拠として引用使用すること自体は、不可避であっても、任意性に疑いがあるのであれば、これを用いることは明らかに相当ではなく、この引用使用についても、取調べ全過程の可視化（最低限テープ録音化）を「任意性」（引用使用）の要件とすべきである。これを欠いたときは、直ちに「任意になされたものでない疑い」が生じ弾劾証拠としての引用としても用いえないものとしなければならない。また、その調書記載が被告人の捜査段階供述をどこまで正確に録取したものであるかのチェックは、いずれにしても、不可欠となる。そして、ここまで考えを進めていくと、弾劾として用いるものは、自白調書であるべき必然性は何もなく、むしろ録音・録画されたテープの内容そのものを用いることが端的だと考えられることになる。この場合、弾劾使用の方法として訊問の際の引用にとどまらず、テープそのものを法廷に顕出すべきかどうかは、後述するとおり、議論の余地はあるが、いずれにしても、自白調書を用いる余地はなくなることに帰するというべきである。そうだとすると、自白調書の同意によって自白調書を証拠調べる手法自体、裁判員制度上決して適当といえるものではないのであるから、結局、自白調書を作成するという法制を全廃し、全てテープ録音・ビデオ録画とする法制に改革されるべきとの結論となろう。次に第2に、上述の如き法制のもとでは、（さしあたり、テープをそのまま法廷に顕出しないのであれば）捜査段階の自白を法廷に顕出する方法は、取調べを担当した警察官・検察官を証人として申請し、取調べの証言によることとなろう。このとき、被告人・弁護側は、これを弾劾するため「可視化」による資料を用いる必要性が極めて高い。

いずれにしても、上記2つの場面において、テープ録音等による「取調べの可視化」が果たされていることは、充実した審理・直接主義・口頭主義の観点からも必要不可欠というべきである。取調べ状況・過程・内容について、取調べの証言と被告人の公判廷供述の水掛論を繰り返すことは、裁判員制度にとって一層の消耗でしかない。このような二次的な資料によって判断するのではなく、まさに端的な一級資料である録音テープ・録画ビデオによって、その正確性が判断されるべきである。なお、取調べの証言を経由せずテープそのものを実質証拠として（あるいは、上述のとおり、弾劾証拠として）顕出する法制も想定されえないではない。この場合、取調べへの弁護人立会権が保障されておれば、当該テープそのものを法廷に顕出することに何ら問題はないと思われるし、むしろ、必ずそうすべきこととなろう。取調べに弁護人の立会がない場合については、弁護人依頼権が具体的・現実的に行使されていない場での取調べによる供述についての録音等の証拠上の意味合いをどう考えるかにつき、この点、なお検討を要するところもあるが、いずれにしても、裁判員にもっとも判り易い審理をするためには、可視化された取調べ状況を審理の資料ないし対象とすることが端的であり、これによって、審理の充実がもたらされるであろう。

「取調べの可視化」のレベルなどについて

審議会意見書は、テープ録音・ビデオ録画の導入を将来的課題とし、書面による記録化を先行させるとしているが、このとき、まさに必要最低限の措置として、取調べ過程を記録した書面の虚偽記入・記入懈怠は、当該捜査段階供述の証拠能力を全面的に失わしめることとしなければならない。それなくして、審議会意見書の志向する取調べの適正化は、およそ果たされないというべきである。そして、書面による記録化は、当然リアルタイムでなされなければならない。その場合、記録すべき事項の細目をどう詰めていくかは、極めて重要な問題である。現在の「被疑者取調べ日誌」においても、既に「日にち」「取調べ場所」「取調べ官」「補助者」「被疑者」「取調べ前のチェック～心身の異常の有無（問診した結果）」「取調べ前の供述拒否権の告知」「取調べ時間等」「取調べ事項及び被疑者の態度等」「取調べ後のチェック」「作成者」が記載事項となっているが、これらをさらに細目化したうえで供述内容の中身

自体も記載させることとなろう。また、身体拘束の過程・状況を併せ記録化する記載項目も必要となろう。

いずれにしても、その記載に虚偽や懈怠のあることは許されない。これを担保するために、1日ごとに記録を公証するシステムにすべきである。「証拠開示」のところで述べたように、検察庁に特別の部署を設け、記録を毎日ファックス送信してここに保管しておくといった方法が考えられよう。裁判員制度のもとで、かようなペナルティを課したうえで取調べ過程の透明化を担保することが、充実した集中審理の要請からは、まさに最低限の必然的要請というべきである。しかし、以上論じたところからすると、意見書によって将来的検討課題とされた取調べ全過程の録音・録画こそは、裁判員制度実現の際の緊切の課題というべきである。そして、さらに取調べへの弁護人立会権を保障することが取調べの全過程を完全に透明化させることとなり、これが充実した集中審理に資するものであることは明らかである。

14 即決裁判手続について

裁判官が証拠も読みもせずにもその場で判決をするという制度では、裁判が全くのベルトコンベア式になり、刑事裁判の意義・感銘力を希薄化するもので、被告人の更生の観点からも問題がある。しかも、刑事裁判全体の「拙速化」を加速することにもなりかねない。

また、被疑者の段階での問題点としては、行政罰のような感覚で被疑者が取調べや調書作成に応じ、或いは即決裁判手続の処理に応じるということも予測され、更生の観点からの問題と誤判誘引の危惧もある。

15 上訴について

A案には反対である。被告人の権利保護の観点から、控訴理由を制限するのは相当ではない。

16 集中審理・連日的開廷を可能ならしめるためのその他の制度改革

審議会意見書では、刑事司法の改革において、「公判は原則として連日的に開廷するものとし、その実効性を確保するため必要な措置を講じるべきである」としている。裁判員制度の場合は、裁判員の負担を軽減するためには集中審理・連日的開廷の要請は一層強く、それを可能ならしめるためには、以下に挙げる制度改革が実施される必要がある。

裁判官の交代による裁判遅延の防止と適正・公正な裁判の保障

たたき台案は何も言及していないが、迅速な裁判を阻害する最大のものとして、裁判官の転勤による裁判官の交代が挙げられる。現在の裁判所行政では、最高裁事務総局の一方的な判断によって、裁判官は、およそ3年ごとに全国単位で転勤させられる。そのため、審理の途中で裁判官が交代するケースが多数ある。ひどい場合には、証人尋問が全て終了してから裁判官が交代し、証人尋問を全く聞いていない裁判官が判決を書くという例もある。法律上は更新手続が設けられており、できるだけ直接主義・口頭主義に近い審理を実現するような工夫がなされているのであるが、しかし、実際には、単に従前の手続を更新するという確認だけで進行する場合がほとんどであり、直接主義・口頭主義は形骸化している。この裁判官の交代が、迅速な裁判を妨害している。さらには、証人尋問を全く聞かずに尋問調書だけを読んで判決することから、適正・公正な裁判の実現の障害となっているのである。これを改革・改善するためには、裁判官の転勤制度を根本から改革する必要がある。すなわち、裁判官の転勤を廃止し、ドイツのように、裁判官のポストが空いた場合にそのポストを希望する裁判官が応募していく応募制を採用すべきである。直ちにそのような改革が困難であれば、裁判官の転勤の範囲を高裁単位内に制限し、事件の途中で転勤になった場合でも、担当裁判官が、所属の裁判所から、事件が継続している裁判所に出張して、事件の担当を継続することができるようにして、担当裁判官の交代を防止すべきである。なお、その前提として、裁判官の大幅な増員が必要であることは、言うまでもない。

保釈（起訴前・後）の原則化等勾留制度の改善について

集中審理・連日的開廷を実現するには、弁護人と被告人のコミュニケーションが十分に図れるようにする必要があり、身体拘束に関する本来の原則に戻り、被告人の身体解放の原則化を図る必要がある。そのためには、保釈制度の改革と共に保釈の前提をなす勾留制度の見直しが不可欠である。具体的には、勾留要件の見直し・制度改革、勾留理由開示制度の実質化、勾留取消・執行停止制度の活用についての制度改革が必要となる。

以下、具体的に述べる。

(ア) 勾留要件の見直しについて

現行刑法上、勾留が許されるのは、被疑者・被告人が、定まつた住居を有しないとき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときのいずれかであるが、特に被疑者・被告人が犯罪事実を否認している場合には、安易に要件該当性が認められ、人質司法と呼ばれる現状を引き起こしている。

旧刑法は、罪証隠滅の「虞」と規定していたが、かような「虞」を権利保釈の除外事由にすべきではないとの判断から、現行刑法は「疑うに足りる相当な理由」と規定した。ところが、実務の実際は、抽象的な危険性があれば「疑うに足りる相当な理由」があるとされ、旧刑法の「虞」と同様に運用されており、これが「人質司法」と呼ばれる現実をもたらしている。したがって、「疑う」を「推定する」に改め、単なる可能性では足りず蓋然性が存在する必要があることを明らかにする、「相当な理由」を「十分な理由」に改め、憲法34条の「正当な理由 (adequate cause)」に見合ったものとする、「具体的な証拠によって認められるとき」と付加することによって、現状の具体的な裏付けのない「虞」の認定を根絶する等の勾留要件の見直しを行い、勾留制度の改革を行うべきである。また、罪証隠滅については、「罪証」を「有罪証拠」と改めることによって、情状証拠を含まないことを明らかにするよう見直しを行うべきである。

(イ) 勾留理由開示の実質化

勾留要件の制度改革を行うとともに、勾留理由開示の実質化を行い、勾留が適切に運用されているかチェックをすることができるようすべきである。勾留理由開示制度は、その後の勾留取消と結合して違法不当な勾留から救済する非常に重要な制度であるが、現行では、単に、勾留状発付当時における理由しか告知せず、しかも、被疑事実と60条1項各号に定められた事項しか開示しないという運用がなされており、問題が多い。身体解放を原則化し、集中審理・連日開廷を可能ならしめるためには、勾留理由開示制度の実質化も不可欠である。勾留要件の見直しを前記(ア)のように改めるのと並行して、現在1勾留1回と制限されている勾留理由開示を、最初の勾留、延長後の勾留及び起訴後勾留(起訴後勾留については、2ヶ月の更新毎に)のそれぞれにつき各1回ずつ、勾留理由の開示を求めることができる制度に改める必要がある。また、勾留状発付時点のものだけではなく、開示当時の理由も含め、理由の告知もその事由を具体的に述べるほか、その存在を証明する証拠を示すよう制度改革を行うべきである。本来、現行の刑事訴訟法でもこのような運用を行うのが法の趣旨のはずであるが、これが歪曲されて運用されているという現状がある以上、制度改革が必須であると考えられる。

(ウ) 勾留取消、執行停止の活用

勾留要件の見直しを行い、勾留理由開示制度を実質化することによって、勾留取消の活用が図られることになる。本来の現行の刑事訴訟法の原点に立ち返るといってよい。また、執行停止に権利性を付与すべき点、及び、その要件については、「防御権の行使に必要である場合その他適当と認めるとき」という要件に関しては、例えば、多人数の弁護団との打ち合わせが必要な場合等の具体例を挙げておく必要がある。

接見交通権の保障について

身体解放が原則とされたとしても、身体拘束のまま裁判員制度による裁判に臨まざ

るを得ないケースが存在することは避けがたく、身体拘束を受けた状態での被告人の防御権の保障について配慮する必要がある。そこで、接見交通権の実質的保障のために、以下の改革が必要である。

- (ア) 刑事訴訟法 39 条 3 項を削除すべきである。
- (イ) 刑事訴訟法 81 条を削除するか、あるいは少なくとも同条が規定する弁護人以外の一般人との接見等禁止決定の運用を改善して、被告人と弁護人以外の者との自由な接見交通権を保障すべきである。
- (ウ) 接見等禁止決定が付されていると否とにかかわらず、弁護人が、立会人なく時間の制限なしに、共犯者その他の身体拘束された関係者と接見できるようにすべきである。
- (エ) 拘置所における執務時間外接見および休日接見の完全自由化を図るべきである。
- (オ) 裁判所構内接見設備（仮監）の大幅拡充とそこでの接見の自由化を図るべきである。
- (カ) 弁護人と被告人が接見しえる設備を、裁判員制度に利用する法廷に設置すべきである。

国費による弁護人に対する十分な費用保障について

集中審理に対応するためには、弁護士は審理期間中、他の事件に対応することが困難となるため、弁護人の報酬制度の充実が裁判員制度を機能させていく上で不可欠な要請である。具体的基準として、RCC の報酬基準（タイムチャージにより 1 時間 2 万円、移動時間 1 万円）が一つの目安として考えられる。

弁護士への調査権限の付与について

短期間の集中審理を可能にするためには、以上の諸制度の保障以外にも被告人への何らかの調査権限の付与が必要である。例えば、以下のような制度が考えられる。

- (ア) 刑事訴訟法を改正し、アメリカにおけるサピーナ（罰則付召喚令状）の制度を創設する。
- (イ) 刑事訴訟法を改正し、「第 4 章 弁護及び補佐」に、「弁護人は、被疑者・被告人のために、証拠の収集及び関係者からの事情聴取等、事件に関し必要な調査をなすことができる」との規定を加える。
- (ウ) 国費による弁護制度の費用制度を改め、弁護士事務所所属の調査員による調査費用あるいは外部に委託してなした調査員による調査費用を、実費として支払う制度とすべきである。

（鹿児島県弁護士会）

日本の刑事裁判は、捜査段階で作成された調書が証拠の中で大きな比重を占めている。裁判官は、その調書を読みこむことによって心証をとるという意味で、「調書裁判」「精密司法」と言われている。また、捜査段階の取調べで自白をとることが重視される結果、ときに無理な取調べが行われたり、作成された調書の任意性や信用性をめぐってしばしば公判で長期間の争いが続き、裁判遅延の大きな原因となっている。「調書裁判」の弊を改め、公判中心の直接主義・口頭主義を徹底するとともに、取調過程を録音・録画（可視化）する制度を導入する必要がある。また、被告人の防御権を保障しつつ迅速な裁判を実現するためには、検察官手持ち証拠の原則全面開示を実現するとともに、被告人の身体拘束制度を抜本的に改革する必要がある。

今回、戦後半世紀以上経過して初めて実現される国民の司法参加制度である裁判員制度が導入されるとともに刑事司法手続が見直されるが、上記のような視点での改革が必要不可欠である。

当会は、このような視点から、司法制度改革推進本部事務局が提示した『刑事裁判の充実・迅速化』についてのたたき台（その 1、2）」に対する意見を以下のとおり申し述べる。

1 十分な準備期間などを保障する充実した準備手続

連日的開廷を行うために第 1 回公判期日前の準備手続は必要であるが、例えば、十分

な準備期間を保障するなど充実した準備手続となるよう諸規定を設けるべきである。なお、被告人の黙秘権の保障という観点やかえって無用な主張立証がなされることになるという観点等から、準備手続で主張せず、あるいは証拠調べ請求しなかった主張や証拠調べ請求を準備手続終了後行えないとすべきではない。但し、検察官については、捜査を遂げた上で起訴したのであるから、準備手続終了後は行えないとすべきである。

2 検察官手持ち証拠の原則全面開示

連日的開廷を行うためにも、また、被告人の防禦権を実質的に保障するというためにも、全面開示を前提とした十分な証拠開示が必要不可欠である。十分な証拠開示を行うためには、検察官手持ち証拠の一覧表開示や一定の類型に属する証拠の全面開示は特に重要であり、それを前提とした法整備がなされる必要がある。また、開示を拒否できる弊害要件は非常に厳格なものとするべきである。

なお、開示された証拠について、被告人の防禦活動など正当な目的による使用を禁止すべきではなく、また、目的外使用について罰則や過料等の制裁規定は設けるべきではない。

3 連日的開廷の確保のための諸条件の整備

連日的開廷の原則を法律において規定するだけでなく、それを実質的に可能にするためには、少なくとも、検察官手持ち証拠の全面開示、十分な公判待ち期間の保障、被疑者・被告人の身体拘束からの解放(原則保釈等)、刑事訴訟法39条3項の削除をはじめとした接見交通権の実質的保障、有効な弁護の保障(公的弁護制度、弁護人の権限拡充)、公判の速記録または録音テープの即時交付などについて必要な法整備を併せて行うべきである。

4 当事者の信頼関係を基本とした訴訟指揮の実施

訴訟手続の主宰者が裁判所であり、訴訟指揮の最終決定権が裁判所にあることは当然であるが、その訴訟指揮権の行使は当事者の信頼関係を基本として行われなければならない。当事者(弁護人含む)の出頭や尋問あるいは尋問に関して深刻な対立が継続し、そのために訴訟が遅延したという具体的事例は近年ほとんど見られない。不出頭や尋問あるいは陳述制限違反に対する過料等の新たな制裁規定は絶対に設けるべきではない。

5 直接主義・口頭主義の徹底

公判廷において見て聞いて分かる裁判とするために、「調書裁判」の弊を改めて直接主義・口頭主義を徹底することは、裁判員裁判のみならず一般の刑事裁判においても妥当する要請である。具体的には、供述調書の採用をできる限り制限して伝聞法則を厳格化すること、取調べの適正化に加え、公判中心の分かりやすい証拠調べという観点からも取調べの可視化(取調べ全過程の録音・録画)を実現することなどの改革が必要である。

6 即決裁判手続について

即決裁判手続の申立をした場合に、弁護人がついていない場合には速やかに弁護人を選任すべきである。量刑に罰金・執行猶予・懲役3年以下など短期の実刑等科刑制限を設けるべきである。

(札幌弁護士会)

今般、裁判員制度の導入に伴ってわが国刑事司法手続が見直されようとしており、このことは積極的意義があるものと考えらる。

しかしながら、わが国の刑事裁判は、「人質司法」「調書裁判」という言葉に象徴されるように構造的ともいえるべき問題点を抱えており、裁判員制度の導入如何にかかわらず、例えば、被告人の身体拘束制度の抜本的改革、取調べ過程の録音・録画(可視化)、検察官手持ち証拠の原則全面開示、公判中心の直接主義・口頭主義の徹底など、抜本的改革を必要としている。

今回の「たたき台」にしても、このような構造的な問題点を改革、改善することに資するものでなければならない。改革が不徹底なものに止まったり、あるいは改革・改善ではなく、現状より後退させるようなものであれば、わが国刑事司法手続を後退させかねない。

なお、裁判の迅速化を押し進めるあまり、被告人の裁判を受ける権利や弁護権が害されることがあってはならず、裁判の迅速化のために、その充実が阻害されないように注意しなければならない。「裁判の迅速化に関する法律」が成立したが、これまでも、審理期間が2年以上に亘る第一審の未済事件は例外的であり、しかも、それ相当の理由がある場合がほとんどであるから、迅速化を過度に強調する必要はない。

検討会における慎重な審議、検討を期待し、以下、「たたき台」の項目に沿って意見を述べる。

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

1 準備手続の目的等

準備手続の決定

裁判の充実化・迅速化のためには、事前の準備手続を十分に行うことが有効であることは言うまでもない。予断排除の原則との関係を別にすれば、かかる観点から、第1回公判期日前に準備手続を行うこと自体は、公判期日において争点中心の審理を進める上でも有効であり、異論はない。

しかしながら、現状に鑑みれば、国選弁護人の選任や検察官からの証拠開示が遅れ、それがために準備手続期日までに弁護側の準備が整わないことも懸念される。準備手続を充実させる前提として、十分な準備期間が保障されるようにすべきである。

準備手続の目的

被告人の利益からすると、むしろ重視すべきは裁判の迅速化よりも審理の充実である。従って、目的として「審理の充実」も挙げるべきである。ただし、事前準備に協力する義務を被告人に課することは被告人の黙秘権を害するおそれがあるため、被告人を含む「訴訟関係人」にかかる義務を課することは相当でない。また、そもそもかかる義務を訴訟関係人に課すること自体が糾問的であり、当事者主義的訴訟構造を採用する現行刑事訴訟法の立場と矛盾する。従って、イは削除すべきである。

裁判員制度対象事件における必要的準備手続

特に異論はない。

ただし、迅速な裁判やそのための充実した攻撃防御活動は、まず、被告人のためにあるのであって、裁判員のためにのみにあるのではないことに留意すべきである。

主宰者

予断排除の原則に照らして、すべての事件について受訴裁判所以外の裁判官が準備手続を行うとすべきである。仮に、準備手続が訴訟指揮権の一環であること、実体判断に関わるものでないことなどを理由に、受訴裁判所の裁判官がこれを行うことも止むを得ないとの立場を採用するとしても、裁判員制度対象事件の場合には、裁判官と裁判員の情報格差をなくすべきで、B案が妥当である。

2 準備手続の方法等

準備手続の方法

アについては、出頭した上で行うことを原則とすべきである。書面によることは訴訟関係人の同意を前提として例外的なものとすべきである。

イについては、被告人に黙秘権が保障されていることから、被告人に対する黙秘権の告知および被告人に応答義務がないことを明らかにすべきである。

ウには異論がない。

エは、イと同様の理由から、削除すべきである。

準備手続の出席者

特に異論はない。

準備手続の内容

キないしケについては証拠調べそのものなので除外するか、準備手続で行うとしても公開の法廷で行うことにすべきである。

準備手続結果の顕出

準備手続の結果および経過の公判への顕出は、証拠としてではなく、あくまでも手続としてなされるべきであるから、裁判所による「結果」の報告のみで足り、その方法を「調書及び当事者の提出した書面の朗読又はその要旨の告知」に限るべきでない。

準備手続の充実

「できる限り早期に終結させるように努めなければならない」とされているが、裁判の迅速化を図るあまり、被告人の適正な裁判を受ける権利がないがしろにされないようにしなければならないから、これは削除すべきである。

3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示

検察官主張事実の開示

特に異論はない。

取調請求証拠の開示

アに異論はない。

イについては、検察官が徒に証拠開示を拒むことのないよう配慮すべきである。

「証人の供述調書を開示することが相当でないと認める場合」を削除するか、要件を厳格化すべきである。

なお、謄写を弁護人に限定しているが、被告人にも、その防御権を保障するために、謄写を認めるべきである。

検察官取調請求証拠以外の証拠の開示

A案が妥当である。

当事者主義的訴訟構造を採用するわが国の刑事裁判においては、検察官と被告人が対等な立場であることが前提とされているが、実際は、犯罪事実に関する証拠収集能力は検察官が圧倒的に勝っている状況である。特に、捜査段階において弁護人が選任されていない場合、たとえ被告人自身の供述録取書であっても、被告人自身何通作成されたかさえ記憶していない場合がある。このような事情を考慮すると、検察官の手持ち証拠の標目を全て明らかにさせた上で、弁護人がその必要に応じて証拠開示を求めたとき、原則として開示させるようにすることが望ましい。

なお、「開示により弊害が生じるおそれがあると認めるときを除き」という要件を削除するか、少なくともこれをより厳格化すべきである。

4 被告人側における主張の明示

主張の明示等

ア B案が妥当である。

被告人に黙秘権が保障されていること、被告人には刑事裁判の主張・立証に協力する義務があるとは言えないことから、被告人が主張の明示義務を果たさなかったことを理由にその後の主張を制限すべきではない。

訴訟の単なる引延しや明らかに根拠のない主張については、現行の訴訟指揮権で十分に対応可能である。

イ B案の「準備手続において」の前に「できる限り」を挿入すべきである。

開示の方法

特に異論はない。

5 争点に関連する証拠開示

開示制限理由は、例えば、「開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずることが具体的証拠によって十分に認められるときを除き」とするなど、より厳格にすべきである。

6 更なる争点整理と証拠開示

特に異論はない。

7 証拠開示に関する裁定

開示方法の指定

特に異論はないが、開示の制限は、厳格な要件の下で、できる限り避けるべきで

ある。

開示命令

4 で述べたとおり、被告人には刑事裁判における主張立証に協力する義務があるとは言えないのであるから、「被告人」を削除すべきである。

証拠の提示命令

特に異論はない。

証拠の標目の提出命令

ア 少なくともア程度はこれを実現すべきであるが、恣意的除外を防ぐため、「証拠の標目を記載した一覧表」は、書類目録や証拠金品総目録のように捜査過程で逐次作成されたものとすべきである。

イ いずれにも反対である。

一覧表の開示には弊害など考えられず、開示すべきである。

8 争点等の確認等

争点の確認

特に異論はない。

準備手続終了後の主張

B案が妥当である。

理由は次項記載のとおりである。

準備手続終了後の証拠調べ請求

C案が妥当である。

そもそも刑事裁判においては、立証責任は検察官にあり、被告人には黙秘権の保障もあるのであるから、被告人がこのようなペナルティーを課されるべきではない。加えて、刑事裁判では、被告人が公判開始直前に否認に転じたり、方針を変更することもしばしばあるし、また、被害弁償など、公判直前あるいは公判開始後になってようやく証拠を提出できるようになることも珍しくない。

A案においても、「やむを得ない事由によって請求をすることができなかった場合」には、準備手続において確認した争点と異なる主張をすることができるとされているが、かかる規定を明文で定めることが弁護活動を制約することになるのではないかと危惧する。

9 開示された証拠の目的外使用の禁止等

目的外使用の禁止

アにおいて、「開示された証拠の写し」のみならず「その内容」さえ、「当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならない」というのはあまりに狭く、それでは被告人の防御活動や弁護人の弁護活動が不当に制限されるおそれがある。「開示された証拠」を「被告人の防御活動又は弁護活動、その他の正当な目的以外で使用してはならない」という程度にすべきである。

イ、ウは削除すべきである。

開示された証拠の管理

弁護活動はあくまでも被告人の防御のためのものであり、証拠についても、被告人の防御権を十分に確保する必要から、被告人自身がこれを直接入手する必要がある場合がある。

少なくとも「他人」に被告人を含まないことを明示すべきである。

第2 連日的開廷の確保等

1 連日的開廷の原則の法定

かかる規定を設けること自体には異論がない。

ただし、連日的開廷の原則の下で充実した審理を行うためには、弁護側に十分な準備期間（ウェイティング・トライアル）が与えられるべきことをはじめ、証拠開示の拡充、被疑者・被告人の身柄拘束からの解放（保釈等）、接見交通権の拡充、有効な弁護の保障（公的弁護制度、弁護人の権限拡充など）、公判の速記録または録音テープの即時交付などが必要不可欠である。かかる諸制度の整備なくして連日的開廷だけ

を法定化することは避けるべきである。

第3 訴訟指揮の実効性確保

1 国選弁護人の選任

「正当な理由なく出頭しないとき、若しくは出頭しないおそれがあるとき」とすべきである。ただし、「裁判長は、弁護人の不出頭について正当な理由がある場合であっても、職権による弁護人選任に対する被告人の同意を得て、弁護人を選任することができる」という規定を設ける。

不出頭に正当な理由がある場合にも、裁判の迅速化のためだけに国選弁護人の選任が許され、公判直前に選任された弁護人が弁護を行うということになれば、十分な弁護が行われることは稀であり、充実した刑事裁判の実現は困難になる。したがって、そのような場合には新たに国選弁護人を選任して裁判を行うことを認めるべきではなく、期日の変更などで対応すべきである。

もっとも、国選弁護人を選任することに被告人が積極的に同意するときは、被告人の裁判を受ける権利を侵害することなく、裁判の迅速化にも資することになるので、弁護人の不出頭に正当な理由があった場合であって、例外的に国選弁護人の選任を認めてよいと思われる。ただし、被告人の同意が真意に出たものでなければならぬことから慎重な運用が望まれることは言うまでもない。

2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

かかる制裁規定は設けるべきではない。

訴訟手続の主宰者は裁判所であり、裁判所が訴訟指揮権を有することは当然のことである。しかしながら、不当な訴訟指揮権の行使に対する救済は、異議あるいは上訴によるしか方法がなく、一旦強権的に訴訟指揮権の行使がなされると、被告人、弁護人の防御権が侵害され、これを回復するには多大な労力を要し、しかも訴訟手続の過程で時機を失することなく実効的に回復することは事実上困難だと言わなければならない。

もともと訴訟指揮権は訴訟当事者の信頼関係によって担保されるべきであって、制裁などの強権の発動によって担保されるべきものでない。加えて、訴訟指揮権の行使に問題が生じた事例の中にはその行使の妥当性に問題なしとしないものも少なくない現状において、訴訟指揮権に現行以上の強権を与えることは、被告人の防御権を侵害し、裁判の充実化に反し、不当である。また、裁判所による措置請求については、それが弁護士会に処置をとるべき義務まで定めたものであるなら、明らかに弁護士自治に反するものであるし、そこまで定めるものではなく、弁護士会に弁護士法31条に基づく指導、監督を求めるに止まるものだとしても、弁護士会と裁判所、検察庁との間にはさまざまな協議の機会が設けられており、そのような場での解決が可能であるにもかかわらず、このような規定を敢えて新設することは、殊更に、裁判所と弁護士、弁護士会との関係に対立的にするおそれがあり、相当でない。

第4 直接主義、口頭主義の実質化

裁判員制度対象事件とそれ以外の事件とで異なる考慮をすべきではない。刑事裁判手続においては、直接主義、口頭主義が本来の姿である。供述調書をはじめ書面を偏重する現行の「調書裁判」が捜査段階における自白強要などの違法捜査を招いている側面があることは否定できず、職業裁判官による裁判においても、刑事裁判本来の姿に立ち戻ることが適正手続確保のためにも重要である。

第5 即決裁判手続

かかる規定は設けるべきではない。

現行において、簡易裁判手続が規定されているが、それに加えて即決裁判手続を設ける利益があるか疑問である。

むしろ、かかる手続の新設により自白偏重の傾向に一層の拍車がかかるおそれがある。被告人の刑事手続からの早期解放の実現については、裁判の迅速化によって対応すべきであるし、被告人の早期の身柄解放については、起訴前保釈制度を導入したり、現行の保釈制度の運用を変更して権利保釈を原則とすることで対応すべきであ

る。

(「狭山事件」を考える坂出・綾歌住民の会ほか)

私たちは、狭山事件の再審を支援する坂出市民です。狭山事件について仲間と学習し、冤罪をなくし、市民の権利を守るために運動をしています。冤罪をなくし、誤判をすみやかに救済する観点から、公正・公平な証拠開示のルール化が必要です。

「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」については、「たたき台」のA案をもとに、「公正な証拠開示を求める会」の出した「証拠開示法制要綱案」をとりいれたルールをつくるべきです。国連・自由権規約委員会の勧告、過去の誤判事例や冤罪事件の弁護団の要望もふまえて、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することを義務化すべきです。また、新証拠発見を要件とする再審請求でも、証拠リストを開示し、弁護側が検察官手持ちの未提出証拠にアクセスできるよう保障すべきです。

(狭山事件を考える羽曳野・藤井寺・太子地区住民の会)

私たちは、狭山事件の再審を支援する一市民です。狭山事件について仲間と学習し、えん罪をなくし、市民の権利を守るために運動をしています。えん罪をなくし、誤判を速やかに救済する観点から、公正・公平な証拠開示のルール化が必要です。

「取り調べ請求証拠以外の証拠の開示」については、「たたき台」のA案をもとに、「公正な証拠開示を求める会」の出した「証拠開示法制要綱案」を取り入れたルールをつくるべきです。国連・自由権規約委員会の勧告、過去の誤判事例やえん罪事件の弁護団の要望も踏まえて、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することを義務化すべきです。また、新証拠発見を要件とする再審請求でも、証拠リストを開示し、弁護側が検察官手持ちの未提出証拠にアクセスできるよう保障すべきです。

(同文の意見が以下の各団体から寄せられた。部落解放同盟大阪府連合会向野支部、部落解放大阪府企業連合会向野地区企業者要求組合、部落解放羽曳野・藤井寺・太子市民共闘会議、向野地域産業と歴史研究会、向野食肉後継者の会)

(司法改革大阪市民ネットワーク)

1 「公平な裁判所」の観点の欠如

憲法が定める刑事手続上の基本的人権の保障において、最も重要な理念は「公平な裁判所」による裁判である。そのため、刑事訴訟法は当事者主義、弾劾主義を採用し、裁判所の第三者性を保持するような訴訟構造を定め、あるいは裁判所に事件について予断を抱かせないようにいわゆる起訴状一本主義を採用していることも、まさに憲法が要請する公平な裁判所を確保しようとする趣旨に基づくものである。刑罰は、人の自由、あるいは死刑制度が存在する我が国においては生命に対する重大な侵害であることに鑑み、それを科す手続については最大限の慎重かつ公明さが求められる。

ところが当事者主義の中には、当事者の武器対等の原則が妥当するところ、強大な権力を有する国家となんらの権力も持たない被告人との間では、圧倒的な力の差が厳然として存在する。そのために、憲法及び刑事訴訟法は、刑罰権の発動を求める検察官に立証責任を課し、また被告人には黙秘権を保障しているのである。

ところが、今回の充実・迅速化案には、その観点を没却し、あるいはその視点を欠如したものが散見されるものであり、極めて問題が多いものといわざるをえない。

2 準備手続について

まず充実・迅速化案では、第一回公判期日前の準備手続を、受訴裁判所にさせることとなっている。そして、準備手続の内容について、単なる争点整理にとどまらず、証拠開示に関する裁定、証拠能力の判断のための事実取調や、証拠調べ決定・証拠調べ請求の却下まで行うことを予定している。

しかし、このことはまさにいわゆる起訴状一本主義の原則をないがしろにし、公平な裁判所による裁判を困難とさせるものであり、許されない。仮に準備手続を導入するとしても、その手続は受訴裁判所以外の裁判所・裁判官が行うべきである。

また、準備手続で予定されている内容が、いずれも裁判の帰趨を決するともいえる重要な手続であることから、それを非公開手続で行うことは、明らかに裁判の公開に反するもので、今回の制度改革の理念にも反するものである。

さらに、被告人・弁護人側に、準備手続の結果によって主張制限や請求制限を加えることは、検察官に比して証拠収集能力に圧倒的な差がある被告人にとっては極めて過酷であり、これも当事者の武器対等の原則に反するものであるといえる。

3 証拠開示について

公平な裁判所による裁判を保障し、当事者対等の原則を実現するためには、取調べ請求証拠以外の証拠についての事前の全面証拠開示が必要である。その点、充実・迅速化案の提案はいずれの案についても不十分であるといわざるをえない。また、開示された証拠については、その裁判を監視し、えん罪をなくすための国民的な運動に使う目的での記録の活用が、刑事裁判の民主化のためには必要不可欠であり、その使用制限は不当である。

とりわけ今回の案が、目的外使用に対して刑罰をもって禁止しようとするのは、まさに「暗黒裁判への逆行」と評されても致し方ないもので、断固反対である。

4 訴訟指揮の実効性の確保について

充実・迅速化案では、公判期日に弁護人が出頭しないとき、あるいはそのおそれがあるときに、職権で国選弁護人を付すことができるものとする。また、出頭命令を受けた訴訟関係人の公判期日への不出頭や、尋問又は陳述の制限の命令に対する違反について過料による制裁等を提案する。しかし、これらの訴訟指揮権限の強化には反対である。

そもそも裁判所には、最終的な判断権者であるという立場から、その訴訟指揮権の権威には絶大なものがある。このような条項を設けることは、弁護人による裁判所の訴訟指揮への異議を困難とし、ひいては被告人の権利擁護に重大な支障をきたしかねない。

5 結論

以上述べたとおり、今回の充実・迅速化案は、極めて重大な問題を多く含んでいる。したがって、検討会においては、この充実・迅速化案を一旦撤回し、これらの根本的な諸問題を早急に再討議すべきである。

(自由法曹団)

1 連日的開廷の原則の法定化(たたき台第2の1)について

(意見)

連日的開廷を可能とするためには、被告人・弁護人側の十全な活動を保障する(たとえば夜間の接見など)制度の整備が前提条件となる。この制度的な保障のないままの法定化には反対である。

2 訴訟指揮の実効性確保

(意見)

たたき台第3の1ないし3については、いずれも反対である。訴訟の進行をめぐる関係者間の意見の対立はあくまで道理ある対話と説得によって解決すべきである。裁判所にたたき台のような強権を付与することはかえって信頼関係をつくる障害となり、裁判を混乱させ、適正・迅速な裁判を実現することが困難となる。

3 直接主義、口頭主義の実質化(たたき台第4)について

(意見)

裁判員対象事件以外でも同じく、直接主義・口頭主義の実質化を図るべきである

(青年法律家教会弁護士学者合同部会)

全般についての意見

被告人の「裁判を受ける権利」を保障し、適正な刑事裁判を実現するためには、予断排除の原則のもとに、黙秘権をはじめとする防御権や弁護権を十分に保障する適正かつ充実した審理が何よりも必要である。

そして、迅速な審理は、こうした充実した審理の結果として達成されるべきものであ

り、そのためにはなによりも、審理の長期化の原因として従来より指摘されている身柄拘束と保釈の不当な運用、検察官手持ち証拠の事前全面開示の否定、伝聞法則の形骸化現象など、人質司法、調書裁判といわれて久しい現行刑事裁判の抜本的な改善、改革が必要である。

しかるに今回の試案は、現在の刑事実務の問題点に対する無反省と形式的な当事者主義に立脚し、先に述べた刑事裁判の現状の抜本的な改善、改革については何ら提示しないばかりか、逆に「迅速」のみを強調するという被告人の立場を無視した拙速主義により、被告人の黙秘権や弁護人選任権等を侵害し、被告人の防御権の行使と適正手続の保障を侵害する内容になっている。

このような試案の提示する刑事手続においては、被告人に対する人権侵害と冤罪が多発する事態が強く憂慮されるのであり、容認することはできない。

個別論点についての意見

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

試案の提示する第1回公判期日前の新たな準備手続は、予断排除の原則に抵触するおそれがあり、また黙秘権をはじめとする被告人の防御権、弁護権を侵害するものであり、この内容では到底賛成することはできない。

この準備手続を導入する場合には、予断排除の原則、黙秘権をはじめとする被告人の防御権や適正手続を保障する観点から、この準備手続を行うには弁護人の同意を必要とし、事前の全面的な証拠開示のもとで、争点整理を行うもの、被告側に争点明示義務は課さず、準備手続における被告側の証拠調べ請求は任意的なものにとどめるものとすべきである。

1 準備手続の目的等

この準備手続は、弁護人の同意を不要とし、弁護人が反対する場合にも実施されることに加え、証拠開示制度について事前の全面的開示が否定されたことから、全面的な事前の証拠検討ができないまま準備手続が強行される。しかも、弁護側に争点明示義務が課され、かつ準備手続終了後において終了時に確認された争点と異なる主張をすることが禁止ないし制限されることになれば(試案の8の(2)のA案)、被告人、弁護人側の防御権行使は、著しく困難になる。

したがって、弁護人の同意なく、このような内容の第1回公判期日前の準備手続を導入することは到底容認することができない。

(準備手続の主宰者について)

試案は、準備手続の主宰者についてA案とB案を併記する。

A案は、第1回公判期日前の準備手続は受訴裁判所が主宰し、裁判員制度対象事件については受訴裁判所を構成する裁判官がその権限を有するものとする。この場合、受訴裁判所の裁判官が準備手続に関与することにより、起訴状一本主義、予断排除原則との衝突が生じる。第1回公判前の争点整理制度を採用するとしても、誤判の防止のために案出され、遵守されてきた予断排除原則、起訴状一本主義は、「公平な裁判所」(憲法37条1項)の要請として、なお守るべき原則である。したがって、受訴裁判所の裁判官が関与することを認めることはできない。

また、A案のもとでは、裁判員の在廷しないところで、裁判官のみの関与によって争点整理等の重要な手続の一端が先行して開始されることになるが、これでは裁判員と裁判官の間に情報の格差を生じ、結果として裁判員が当該手続の中で、補助的・二次的な存在であるという位置づけをもたらす、かつ裁判員の意識においても同様の認識を生み、裁判員の対等かつ主体的な関与を妨げることになる。この点でも極めて重大な疑問がある。

B案は、第1回公判期日前の準備手続は受訴裁判所が主宰し、裁判員制度対象事件については受訴裁判所以外の裁判所が主宰するものとする。裁判員制度対象事件については予断排除の原則に配慮しているものの、対象外事件については上記A案におけるのと同様の問題があり、妥当ではない。

2 準備手続の方法等

(証拠能力の判断について)

試案は、「専ら証拠能力の判断のための事実の取調べ」を準備手続で行うものとする。これによれば、違法収集証拠性の有無や自白の任意性の有無という事実認定と密接に関連し、有罪無罪に直結する判断が、非公開の場で行われることになり、極めて不当である。

しかも、裁判員制度対象事件においては、裁判員の関与を排除して行われることになるが、市民感覚を最も発揮しうるこれらの判断に裁判員を関与させないことは、裁判員を補助的・二次的な存在と位置づけるものであり、この点からも到底容認できない。

3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示

(検察官手持ち証拠の事前の全面開示の否定)

試案は、検察官手持ち証拠の事前の全面開示を否定したが、これは極めて不当である。

そもそも国家機関である捜査側と一私人に過ぎない被告人側の権限・力量の隔絶という実態に鑑みれば、実質的な当事者主義を実現し、十分な防御権の行使を保障するためには、事前の全面的証拠開示が不可欠である。「死刑台からの生還」と言われた四つの死刑再審無罪事件をはじめとするえん罪事件のほとんどは、検察官手持ち証拠の全面開示がなされなかったことに誤判の原因が存在しているのであり、えん罪の防止のためには事前の全面開示が不可欠である。

また、試案の提示する争点明示義務との関連においては、訴追される側である被告人にとっては、検察官の事前の証拠開示なしに争点を提示することは不可能であるから、被告人の防御権の保障のためには、全面的開示が不可欠なはずである。しかるに、争点明示義務を認める一方で事前の全面開示を否定することは、被告人の防御権を無視する極めて不当な提案である。

(取調べ請求証拠以外の開示)

A 案は、検察官保管証拠の標目を記載した一覧表を開示し、弁護人側からその標目により証拠を特定して開示の請求があった場合、開示により弊害が生じるおそれがあると認めるときを除き、当該証拠を開示しなければならないとする。

しかし、このシステムが現行の運用の改善たりうるかについては大きな疑問がある。まず、争いのある事件においては、通常弁護人は全ての証拠の開示を求めるはずであり、一覧表記載の標目により証拠を特定し開示請求をするというのは、実益に乏しい。他方で何よりも、検察官が「開示により弊害が生じるおそれがある」と認めたときには開示を拒否できるとする制度は、結局被告人にとって必要・有利な証拠が開示されない結果をもたらす。この A 案のような方式は、結局のところ現行の運用の改善とは評価することができない。

B 案は、弁護人側の証拠開示請求について、その理由を明らかにさせ、検察官がその必要性を検討して開示の是非を判断するなど、対立的関係にある当事者間の関係を無視した構想であり、およそ検討に値しないものである。ことに、「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するためにその証拠を検討することが重要であること」を開示請求の要件にすること自体、証拠開示の意義を理解しないものであるし、「開示の必要性」の他に「弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは開示しなければならない」としている点は、A 案に述べたのと同様、結局被告人にとって必要・有利な証拠が開示されない結果をもたらす。

4 被告人側による主張の明示

(弁護側の争点明示義務について)

争点明示義務に関する A 案と B 案とで若干の違いがあるものの、争点明示義務を弁護側に課すことは、訴追される側に過ぎない被告人にとって、防御権の行使について不可能を強いるものとなりかねない。また、裁判は流動的なものであって、公判期日における様々な手続の中で、やっと防御の方法を見だし、取調べ請求すべき証拠を見出すことも珍しくない。ことに前項の検察官側の証拠開示が全面的なものとなら

ない場合には、著しく被告人の防御権行使を困難にする。そもそも、刑事裁判においては無罪推定の原則に基づき、挙証責任は検察官が負っているところ、このような争点明示義務を課すことは、この原則に反するばかりか、被告人の黙秘権を侵害するものといえる。ことに後記6の準備手続後の主張や証拠調べ請求を禁止ないし制限すれば、その侵害の程度は著しい。

5 争点の確認等

(準備手続終了後の主張及び証拠調べ請求の制限について)

試案は、準備手続終了に争点の確認をすることとしたうえで、準備手続終了後にこの確認争点と異なる主張をすることができるかについて、これを制限ないし禁止するA案と制限しないB案を併記している。

さらに、準備手続終了後の証拠調べ請求について、これを制限ないし禁止するA案、B案と制限しないC案を併記する。

しかしながら、このような準備手続終了後の新たな主張や証拠調べ請求を制限ないし禁止する見解は極めて不当である。被告人は、事案によっては、検察側の主張と立証を経ない限り、争点を認識することも証拠調べ請求をすることもできないことがあり得る。一般に刑事裁判は「動いてゆく」ものであり、準備手続の段階でその後の主張と証拠調べの方向を決めることは、少なくとも被告人の側にとっては著しく困難である。公判期日における証言などを経る中で、やっと防御の方法を見だし、取調べ請求すべき証拠を見いだすことも珍しくないのである。このような実情の中で、準備手続終了後の新たな主張や証拠調べ請求を制限ないし禁止する提案は、被告人側の防御権行使を著しく困難にする。

6 開示された証拠の目的外使用の禁止等

試案は、被告人及び弁護人は、開示された証拠を審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする。この規定は、「審理の準備以外の目的」という極めて抽象的な縛りで、その「目的外」使用を禁止し、かつその違反に懲役・罰金刑を科している。しかしながら、これでは無実を主張する被告人や弁護人、さらには裁判支援の人たちによる社会的な訴えかけ、報道機関に対する情報提供などについてまで規制が及ぶおそれがあり、広義の弁護活動と報道活動を規制する危険性が極めて大きい。

このような規制の背景には、一旦嫌疑を受け、あるいは起訴された被告人が、無実を晴らすためには極めて多くの困難があり、無罪の獲得には様々な訴えかけや法廷外での活動が必要不可欠であるという実態に対する無理解があるものと言わざるを得ない。

第2 連日的開廷の確保等

1 連日的開廷の原則の法定

刑事裁判では、事件により訴訟進行をめぐる事情が異なるのであるから、各事件ごとに個別に判断すべきものであり、一律に連日的開廷の原則を法定化することはなじまない。

連日的開廷に基づく充実した迅速な審理を実現するためには、その前提として連日的開廷の阻害要因となっている現行制度とその運用の改善をなすことが不可欠である。このことは裁判員制度対象事件において、より強く要請されるものである。具体的に掲げれば、検察官手持ち証拠の事前の全面開示、ウエイティングトライアル(公判待ち期間)の十分な保障、被疑者・被告人の身柄拘束からの解放、伝聞証拠の排除法則の徹底、自白の任意性をめぐる争いの解消のための取調べの録音、録画化等の改善が必要不可欠である。

ことに、被告人が具体的拘束から解放された状況の下に、検察官手持ち証拠の全ての開示をうけ、これら証拠の十分な検討、証人や関係人との打合せ、弁護方針の検討等の準備を行う期間が十分に保障されなければならない。

試案は、連日的開廷の阻害要因を除去するための改善策を何ら提示することなく、合理的な制度的裏付のないまま、連日的開廷の原則を法定化し、訴訟指揮権の強化により強引に連日的開廷を実現しようとするものであり、被告人の防御権や適正手続の

保障を侵害し、審理の拙速化をもたらす。

第3 訴訟指揮権の実効性確保

1 国選弁護人の選任

このような制度は導入すべきではない。そもそも必要的弁護の制度は、基本的に被告人の防御権を確保するためのものであり、裁判の迅速のために「訴訟指揮の実効性確保」を目的として、職権による弁護人選任を制度化することは、本末転倒である。

試案は、弁護人が不出頭等の場合の対応として職権によって国選弁護人を選任し、その弁護人が公判に立ち会っていれば弁護権は保障されていると考えているようであるが、新たに選任される弁護人としても、事実関係及び公判手続の全体を把握し、そのうえで被告人と接見を重ねて被告人との間で信頼関係を築く必要がある。したがって、新たに国選弁護人を選任しても、相当の期間を経なければ公判は開けないのであり、この制度はかえって訴訟の遅延をもたらすことになりかねない。

弁護人が出頭しない場合に、職権により弁護人の選任を認めるのは妥当ではない。裁判所による期日の指定によっては、弁護人の出頭が困難な場合もあり、あるいは準備が難しいにもかかわらず期日を指定される場合もありうるものであり、このような場合に、一方的に職権による弁護人の選任権を与えることは、強権的な訴訟指揮を容易に行いうるものとする事になり、不当である。

弁護人が公判期日に出頭しないときにとどまらず、「出頭しないおそれがあるとき」や「在席しなくなったとき」にまで適用を拡大することは、なおさら、弊害が大きい。例えば、「裁判所による期日指定に到底対応できないことを理由に抗議することがあり得るが、抗議したこと自体をもって指定された公判期日に「出頭しないおそれがあるとき」とみなしうることになる。これでは抗議行動自体とそれに引き続く協議の下における期日指定そのものを封鎖することになり、弁護権、防御権を侵害するばかりか三者の協議による訴訟進行システムをないがしろにする。また、例えば、審理終了時刻を大幅に超過し、弁護人が異議を述べているにもかかわらず尋問の続行を命ずるなど極めて問題のある訴訟指揮に対して退席するということもあり得るのであり、こうした場合には「在席しなくなったとき」に該当することになってしまうなど、極めて不当である。

職権による国選弁護人の選任を、公判期日にとどまらず準備期日にまで拡大することは、同様に不当である。これは、試案で提案されている「第1回公判期日前の新たな準備手続」を強く意識した規定と思われる。しかし、同手続は、弁護人の同意なく行われ、かつ被告側に争点明示義務を課すなど極めて問題が多く、こうした問題の多い手続の中における裁判所の問題のある訴訟指揮に対する抗議行動が封じられることは、極めて不当である。

私選弁護人が選任されている場合に、本規定を適用して職権で国選弁護人を選任することは、厳しい弁護活動を行う私選弁護人を事実上排除して、裁判所の訴訟指揮に「従順な」国選弁護人のもとで審理を促進することを可能とするが、このこと自体、被告人の防御権を著しく侵害するものである。被告人の裁判を受ける権利より訴訟促進を優先させることは不当である。

2 訴訟指揮権に基づく命令不遵守に対する制裁等

このような制裁は、検察寄りの訴訟指揮が恒常化している現状の下で、「迅速化」に反する弁護活動を権力的に抑制しようというものであり、被告側の防御権、弁護権を著しく侵害する。

「出頭しないとき」の過料制裁は、公判期日が弁護人の都合を無視して決定され、そのために弁護人が出頭できない場合までも、罰則の威嚇の下に裁判所の意向に従った形での審理促進を優先させることを認めるというものであり、極めて問題が大きい。

尋問制限違反に対する過料制裁は、現状においても職権による尋問制限や介入尋問が多発している現状の下で、反対尋問という極めて重要な弁護側の弁護活動をさらに規制するものであり、防御権を著しく侵害する。

第4 直接主義、口頭主義の実質化

直接主義、口頭主義の実質化のためには、裁判員制度対象事件か否かにかかわらず、伝聞証拠の排除法則が徹底した公判手続が実現されなければならない。

第5 即決裁判手続

この手続の導入には反対である。

人質司法といわれる現状の抜本的な改善のないまま、この手続を導入することは、捜査段階における自白の強要と誤判をさらに増加させる。

試案が挙げるような、争いのない、即決裁判が可能とされるような事案は、現行制度においても長期間を要することなく審理が可能とされるはずである。そして、その上でさらに被告人の身柄拘束による不利益を軽減しようという趣旨ならば、権利保釈制度の運用改善で実現できるはずであり、上訴権の制限等を含む、刑事手続の簡略化、適正手続の後退を進めるべきではない。

(第一東京弁護士会)

はじめに

刑事裁判の連日開廷を実現するために証拠開示を中心に据えた充実した準備手続を行うとのたたき台の考え方には賛成であるが、これを実現する上で、いくつかの問題について慎重な検討をする必要がある。

まず、現行の刑事訴訟法では、法廷外供述の証拠能力について、取調経過等に関する事実の判断とその評価を必要とする抽象的な要件が定められているにとどまっている。しかも、この点に関する判断が、有罪無罪の判断に直結している。そのために、当会は、先に提出した「裁判員制度について」のたたき台に対する意見書において、裁判員は証拠能力の判断にも関与すべきであるという意見を述べた。しかしながら、この意見は、現行の制度及び運用を前提としたものである。翻って考えてみると、現行制度の下における法廷外供述の証拠能力の存否の審理には、膨大な時間がかけており、裁判員裁判を行う場合、この負担は裁判員にとって時間的に過大なものとなるおそれがある。これを解決するには、現行の抽象的な要件に代えて、取調過程の可視化、自白の採取過程に関する具体的な要件を定めておくことが考えられる。もし、そうした仕組みが実現されたならば、法廷外供述に関するものも含め、証拠能力に関する判断も準備手続において行うことが可能となる。

また、準備手続においては、これを担当する裁判官が一定の心証を固め、あるいは、一定の心証に傾く結果になるような程度にまで立ち入った検討がなされることが考えられる。したがって、裁判員制度対象事件の準備手続については、これを係属部以外の裁判所の裁判官に行わせることが必要であろう。なお、準備手続への被告人の出席は、準備手続でのやり取りの内容が相当突っ込んだものとなる可能性があることから、これを主宰する裁判官が、被告人の発言態度などから一定の心証を抱いてしまうおそれもある。したがって、裁判員制度対象事件の準備手続についても、係属部裁判官にこれを主宰させるものとする場合には、被告人の出席は任意としなければならない。

そして、充実した準備手続を背景とした集中審理を行うとしても、そのためのインフラの整備が重要である。連日開廷して集中的に審理を行うための予定を取ることが困難であるという事情から、公判期日が先延ばしにされたり、あるいは、そうした事情を理由として公判の日数が決められてしまうという本末転倒の現象が生じないようにしなければならない。加えて、証人尋問の弁護人による録音を可能とし、あるいは、証人尋問の速記録を翌日の証人尋問に利用できるような態勢作りも必要であろう。

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

1 準備手続の目的等

(1) 準備手続の決定

[意見] 賛成。

(2) 準備手続の目的

[意見] アについては、公判審理の迅速性かつ継続性のみならず、審理の充実をも規

定すべきである。

イについては、訓示規定であるならば、敢えて反対ではない。

(3) 裁判員制度対象事件における必要的準備手続

[意見] 賛成。

(4) 準備手続の主宰者

[意見] B案に賛成。

予断排除の原則からは、そもそも受託裁判所以外の裁判所が準備手続を主宰すべきであるが、もし、それが不可能であればB案によるべきである。

2 準備手続の方法等

(1) 準備手続の方法

[意見] ア 賛成。

イ 賛成。ただし、被告人に対し事前に黙秘権を告知すべきである。

ウ 賛成。ただし、事前に訴訟関係人の意見を求めるべきである。

エ 反対。連署を求める根拠が明確でない。

(2) 準備手続の出席者

[意見] ア 賛成。

イ 賛成。

(3) 準備手続の内容

[意見] アないし力について賛成。

キないしケは公開の法廷において行うべきである。

(4) 準備手続結果の顕出

[意見] 賛成。

(5) 準備手続の充実

[意見] 十分な準備が行われるようにすることは当然であるが、「できる限り早期に終結させるように努める」との要請は訓示規定であることを明示すべきである。

3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示

(1) 検察官主張事実の提示

[意見] ア 基本的に賛成であるが、本来検察官主張事実陳述書提出時に証拠開示すべきである。

イ 賛成。

ウ 賛成。

(2) 取調べ請求証拠の開示

[意見] ア 賛成であるが、そもそも検察官主張事実陳述書提出と同時に証拠開示すべきである。

イ 賛成。但し、第2文中「開示することが相当でないと認める場合」は、広範に過ぎ且つ明確性を欠き適当でない。したがって削除すべきである。

(3) 取調べ請求根拠以外の証拠の開示

[意見] A案に賛成。ただし、「開示により弊害が生じるおそれがあると認めるときを除き」を削除すべきである。審理の充実、迅速のためには全面的な開示が必要である。

4 被告人側による主張の明示

(1) 主張の明示等

[意見] ア B案に賛成。黙秘権を有する被告人に義務を課すことは無意味であるし、そもそも準備手続の段階で主張の義務化を明定する必要はなく、事実上困難である。

イ B案に賛成。被告人に義務を負わせるべきではない。

(2) 開示の方法

[意見] 賛成。

5 争点に関連する証拠開示

[意見] 賛成。但し、「開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度などを考慮して、相当と認めるときには、」を削除するか、厳格化、客観化した表現にすべきである。

6 更なる争点整理と証拠開示

[意見] 賛成。

7 証拠開示に関する裁定

(1) 開示方法の指定

[意見] ア 賛成。ただし、「開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度」については、前項5のとおり。

イ 賛成。

(2) 開示命令

[意見] ア 被告人を除き賛成。被告人に不利益証拠の開示義務を認めるべきではない。

イ 賛成。

(3) 証拠の提示命令

[意見] 賛成。

(4) 証拠の標目の提出命令

[意見] ア 賛成。

イ 開示すべきである。仮にB案によるとしても、「開示により弊害が生じるおそれがあると認めるとき」の解釈は、厳格且つ客観的に行われるべきである。

8 争点の確認等

(1) 争点の確認

[意見] 賛成。

(2) 準備手続終了後の主張

[意見] B案に賛成。被告人に憲法上黙秘権があることを軽視すべきではない。

「やむを得ない事由」が現行法上裁判所によって予測可能な経過に明確な判断がなされているとは言えない現状において、A案は取り難い。

(3) 準備手続終了後の証拠調べ請求

[意見] C案に賛成。前項(2)と同様の理由による。

9 開示された証拠の目的外使用の禁止等

(1) 目的外使用の禁止

[意見] ア 基本的に賛成。しかし、禁止は検察官に及ぶべきである。また、「当該被告事件の審理の準備」の範囲を明確にすべきである。

イ 反対。過料、刑罰の対象にまでする必要はない。

ウ 反対。

(2) 開示された証拠の管理

[意見] 弁護人のみならず、裁判所(官)、検察官を含む訴訟関係者一般についての証拠の取扱いに関する義務規定とすべきである。また、被告人に対して開示された証拠の写しの扱いにつき、弁護人に回収義務を課すものであってはならない。

第2 連日的開廷の確保等

1 連日的開廷の原則の法定

[意見] 賛成。ただし、連日的開廷を可能にする条件整備が先決である。

第3 訴訟指揮の実効性確保

1 国選弁護人の選任

[意見] 賛成。

2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する裁判等

[意見](1) 命令の不遵守に対する制裁

ア 反対。敢えて過料を課さなければならない事情は見あたらない。

イ 反対。同上理由による。

(2) 裁判所による処置請求

ア 反対。このような規定をもうけなければならない理由を見出し難い。

イ 反対。同上。

第4 直接主義・口頭主義の実質化

[意見] 裁判員制度対象事件以外の事件について、直接主義・口頭主義の実質化に関し、裁判員制度による裁判と異なる考慮をなす必要はない。直接主義・口頭主義は、裁判員制度によるか否かを問わず、適用されるべきであり、別異に解する必要はない。

第5 即決裁判手続

[意見] 1 即決裁判手続の申立て

(1) 賛成。ただし、取調べ過程の可視化が規定されることが前提となる。

(2) 賛成。

(3) 賛成。

2 即決裁判手続の決定

(1) 即決裁判に限り、国選弁護人をできる限り速やかに選任する理由は見出し難く、全て事件と同様に取り扱うべきである。

(2) 賛成。ただし、即決裁判に限らず、起訴時点で検察官は証拠開示できるようにすべきである。

(3) 賛成。

(4) 賛成。

(5) 賛成。

3 即決裁判手続による裁判

(1) 賛成。

(2) 賛成。

(3) 賛成。

(4) 反対。改めて同意の有無を確認し、同意がない場合は証拠排除するべきである。

4 上訴

B案に賛成。

(電子速記研究会)

電子速記研究会は、1998年に設立され、リアルタイム速記システム「はやとくん」の研究、開発、サポートを行ってきました。「はやとくん」開発者の元裁判所速記官の遠藤基資氏を会長に、ユーザー会員376名(主に現役の裁判所速記官)と、ファンクラブ会員164名(主に弁護士)がいます。

裁判の迅速・充実のために、「はやとくん」と米国製デジタル速記タイプ(商品名ステンチュラ)を法廷に正式に導入し、最高裁がリアルタイム速記技術を持った速記官の養成を再開することを、提言いたします。

裁判員制度を導入するとなれば、連日的開廷を可能にすることが必要です。現在、最高裁がすすめている録音テープの外部委託では、特急を使っても調書作成に2週間を要しますが、速記官なら即日、翌日の調書提出が可能です。また、公判の場や、裁判員と裁判官が共同して行う評議の場でも、速記官なら問題の箇所を速やかに検索して読み上げることが可能です。

陪審制を採っている米国の裁判所でも、陪審員が合議する際には、公判調書を読み直して臨んでいると聞きます。裁判には素人の市民の方の記憶や理解を助けるために、今後ますます公判調書の重要性が増すと考えます。

また、裁判員制度が導入されれば、聴覚障害者が裁判員に選出されることもあると考えます。速記官なら、その場で裁判のやりとりを字幕表示して、聴覚障害者の裁判参加を助けることが可能です。

最高裁総務局は、速記官のリアルタイム速記技術は、音声入力技術があるから不必要と言っています。しかし、複数話者の自然言語を音声入力で処理することはいまだ不可能ですし、いつ実用化するかのめども立っていません。法廷は、言語不明瞭な詐欺師や、意味不明の言葉を発する精神病患者、早口の覚せい剤常用者、巻き舌の暴力団組員、質問にうなずいたり泣くことでしか答えられない強姦被害者などが、日常的に登場する場です。音声入力の実用化は、テレビ局や国会などと比べて非常に困難だと言わざるを得ません。

裁判は、大体正確であるという調書では済みません。ことは人権にかかわることで、誤った調書に基づき、誤った判決が出されるおそれを考慮すれば、国会の記録並に正確であることが必要です。

もし、音声入力を使用するにしても、現在の録音機と同様に、速記官がより正確に記録を作るためや、長時間立会するための補助器具として使用することが、現実的で安心です。

現在、最高裁は「はやとくん」もステンチュラも導入しようとしませんが、速記官の8割以上が自費でパソコンやステンチュラを購入し、迅速な速記録作成に日々努めております。(1台約40万円のステンチュラも約200台、全国の法廷で活躍中です。)

和歌山のカレー事件や、百日裁判(今年8月にも札幌地裁で係属しています)や、そのほか迅速な速記録作成が求められる裁判では、即日、翌日に速記録を提出して、裁判の迅速化に貢献しています。

どうぞ裁判の迅速・充実に、リアルタイム速記技術の活用を御検討ください。

(東京弁護士会司法改革推進センター)

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

1 準備手続の目的等

(1) 準備手続の決定

[結論] 条件付きで賛成する。

[理由] たたき台の趣旨には賛成するが、第1回公判期日前準備手続期日に先立ち、予め検察官による検察、警察における手持ち証拠の全面的開示が実行されることが必要条件である。

(2) 準備手続の目的

[結論] 賛成するが、以下の点に留意すべきである。

[理由] 刑事手続においては、検察官に実質的挙証責任があり、被告人は無罪の推定のもとに手続は進められる。したがって、検察官の挙証が先行し、被告人弁護人の立証は、反証の必要がある場合において行われるものである。また、反証を求められても、立証の程度は、検察官の挙証に対して合理的な疑いを生じさせれば良いという程度(立証の負担)に止まる。

このような性質を踏まえて考えると、争点整理、証拠整理の段階で検察官の挙証がどの程度に及ぶかは把握できない動的な側面があることは否定できない。よって、以下2点の制度保障が必要となる。

(イ) 第1回公判期日前準備手続期日に先立ち、被告人及び弁護人に対し、予め検察官による検察、警察における手持ち証拠の全面的開示が実行されることが必要条件である。

(ロ) 裁判官は、争点整理、証拠整理の準備手続中は、証拠の現物に触れてはならない。起訴状が朗読され公判が開始されるまでの間に、検察官提出の証拠により、裁判官が不当な予断を受けることを防止する必要がある。インカメラ方式をとっても、開示された証拠中提出されない証拠も当然あるのであるから、提出されない証拠を見た裁判官が公判に臨むのは避けなければならない。

よって、準備手続裁判体と公判裁判体を分けるべきであることは既に提言しているとおりである。このことは、裁判員を入れない公判であると裁判員

を入れた公判であるとおいて差異がない。

(3) 裁判員制度対象事件における必要的準備手続

[結論] 賛成する。

[理由] 裁判員制度対象事件において、連日的開廷を可能ならしめるためには、争点整理が不可欠であることから、準備手続は必要的なものとするべきである。ただし、準備手続の構成、内容については、後述のようなものとするべきである。

(4) 準備手続の主宰者

【当会の意見】裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要的なものとする。準備手続は、受訴裁判所以外の裁判所が主催し、準備手続に参与した裁判官は当該事件の公訴裁判官を兼務することはできない。検察官、担当警察署の手持ち証拠の事前全面開示の下、争点整理及び立証方法の選別を行い、審理に要する見込み時間（日数）を明らかにするものとする。

[結論] B案に賛成するが上記のとおり修正する。

[理由] 当会は、新たに設けられる争点整理手続については、以下のとおり、制度設計すべきものとする。

素人の裁判員が参与する場合には、特に予断等を極力避けなければ公正な決断に至らないと考えられるため、起訴状一本主義を厳格に貫く必要があると考える。

それには、公判を主催する裁判官自身が予断排除を実践するものでなければならないし、その実体が裁判官自身の身に備わったものでなければならない。証拠能力の判断においては、準備手続においてどうしても証拠にふれるので、提出されない証拠を見た裁判官が公判に臨むことは避けなければならない。

この考え方に基づけば、() 裁判員制度対象事件においては、受訴裁判所以外の裁判所が主催し、裁判員によって実施される公判の事実審理と、この争点・証拠整理手続を明確に区別すること、() 「公判手続裁判官」とは異なる「準備手続裁判官」の主宰の下で、証拠開示や証拠能力に関する争いの有無の選別等の法律判断は基本的に準備手続の中で行う、() その後、別の裁判官と裁判員との協働による公判における事実審理において、純粹に事件の実体を形成していく、との考えに則り制度設計すべきと考える。

争点整理の結果は、文書で引き継ぎ、嫌疑を引き継ぐような余事記載を禁止する。

2 準備手続の方法等

(1) 準備手続の方法等

ア [結論] 賛成する。

イ [結論] 前段は賛成し、後段は削除すべきである。

[理由] 後段は、「被告人に対し、弁護人による主張、証拠調べ請求及び相手方の証拠調べ請求に対する意見について確認を求めることができるものとする」点において、準備手続としては、深入りしすぎるものであると考える。そもそも、公判前（起訴状も朗読されず、冒頭手続もない。）の準備手続では、被告人に対する黙秘権も告知されない段階で、事実上の被告人尋問に至るおそれなしとしない。直接主義、口頭主義を公判中心で行うべき裁判員制度においては、なおその弊害ははなはだしいものがあると思料される。

ウ 【当会の意見】

1 以下の事項を含む準備手続における期限の設定は、弁護人の意見を聞いて決めなければならない。

(1) 当該事件の準備

検察側の証拠開示を受けてからこれを吟味、精査する時間および被告弁護側の証拠収集に必要な期間

- (2) 当該弁護人の他の担当事件との関係で可能な公判日程の確保
- (3) 被告側証拠の顕出可能な時期
- (4) 被告側証人の出廷可能な時期
- (5) 被告側証拠の提出可能な時期

2 前項の期間には、鑑定書の作成依頼から入手、物証の取寄せ期間等を含むものとする。

3 検察、裁判所の都合による延長

被告人側の求める前2項の期間保障を越えて、検察、裁判所からその都合による延長が申し出られた場合には、被告人側はこれを拒絶することができる。

[結論] 上記のとおり修正すべきである。

[理由] 問題は、この書面の提出期間があまりにも短いときは、被告人の防御権を損なうことになるので、防御権、弁護権に十分配慮の上定める必要がある。この準備期間は、捜査期間を十分取り、満を持して起訴に及んだ検察側に比し、やっと弁護人にめぐり合い弁護を委任した被告人および弁護を受任して間がない弁護人共に事件に対する情報量には格段の差があり、準備期間は、弁護活動と実質的準備期間と重なるのであるから、被告人、弁護人の現場調査や反証のための諸活動に費やされるであろう。その諸活動の結果を反映して主張立証の準備をするという期間である。ひとたび、公判が始まれば、連日的開廷が求められるというのであれば、この準備期間こそ、裁判員制度の迅速化を図る要であると同時に、被告人弁護人の防御権を図り審理を充実させるための重要期間であると言える。また、準備期間中は、裁判員は、いまだ選任されてないのであるから、拙速な準備期間の実施は禁物であり、迅速、充実の両面から期間を十分取って後顧の憂いのないように配慮しなければならない。

この準備期間に先だって、検察官、警察署の手持証拠の準備期間に先立つ全面証拠開示こそ迅速、充実の両面において重要であり、その実現を切望するものである。

開示された証拠が只の一部である場合、他の未開示証拠部分を加えれば、がらりと事件の様相が変わる可能性が当然あるのであるから、未開示証拠を未検討のままでは、弁護人は危なくて争点(主張立証)を真の意味で構成することができないことは勿論、弁護過誤の危険を負担しきれものではなく、進退両難の立場に置かれる。裁判所においても同様であろう。未開示の証拠が残っている限り、弁護人が反証の主張立証計画を立てたととしても、それは不十分なうわべだけのものであることは、弁護人のみか裁判所も分っているのであるから、準備手続不十分のもとで誤判の恐怖に晒されながらの手続進行にならざるを得ず、不徹底である。我々は、ここで、確定死刑判決から再審、無罪に至った4件の事件の尊い教訓に学ばなければならない。

これら事件においては鑑定の杜撰さ(証拠偽造によるもの、偏見又は未熟で誤ったもの、権威に盲従した裁判官の判断によるもの)が指摘され、社会問題にもなった。鑑定資料などの開示は特に綿密に全面開示がなされなければならないし、松山事件においては、未開示の捜査段階の司法警察員面前調書(否認調書)が、元捜査官の供述から偶然発見されて無罪に繋がった。全面証拠開示の実施されない不徹底な状況が、恐ろしい事態を招来する具体的危険が常にあるという現実を踏まえて、立法にあたらなければならない。

エ [結論] 反対であり、削除すべきである。

[理由] 弁護人は、被告人の保護者であるが、弁護人として刑事訴訟法上の固有

権を持っている。これは、被告人が法律に十分知識をもたないこともあり、何よりも被告人としての地位にあるということによる立場から、官憲に迎合して事実を曲げたり、十分な主張立証ができない恐れがあるからである。刑事訴訟法の求める弁護人の地位と責任はそこにある。よって、弁護人は、被告人とは一線を隔する立場にある。例えば身代わり犯人の場合等のように、被告人が自白しているときでも弁護人としての事実認定に基づき、被告人の正当な権利を主張し被告人とは違った主張、立証活動をすることもある。また、個々の証拠の評価、事実認定の微妙な違いなどにおいて被告人と意見が違ふことはしばしば経験するところである。

このような場合において、弁護人が準備手続に提出する書面に被告人の連署を求め、弁護人が単独で提出することを妨げる立法は、弁護権の侵害にもなりかねず、被告人と弁護人の間に要らざる亀裂を招くものであって、百害あって一利なしとしない。

(2) 準備手続の出席者

ア [結論] 賛成する。

イ [結論] 反対であり、削除すべきである。

[理由] 公判手続ではないのに、準備手続の名において被告人の出席を裁判所が求める「必要があるときは」とは如何なる場合かが判然としない。

起訴状朗読による公判の開始前に、黙秘権の告知もなく発言を求めることは無理であり、争点の確認も公訴事実の認否も尋ねることもできないし、実質的被告人質問をするに至ることはなお問題である。証拠の同意、不同意を求めることも、準備手続の段階で行うことには問題がある。準備手続はあくまで準備であり、公判そのものではないことは当然であり、弁護人に任せれば、十分である。前述の手続が行われるとすれば、既に準備手続の公判化との誹りを免れないであろう。

(3) 準備手続の内容

ア [結論] 賛成する。

イ [結論] 賛成するが、以下の点に留意すべきである。

[理由] 被告人、弁護人の防御権を侵害するような準備手続期日の設定や進行の仕方は、避けなければならない。

前述のとおり、捜査期間を通じて捜査に専念し、時間を十分取り、満を持して起訴に及んだ検察側に比して、やっと、弁護人にめぐり合い、弁護委任した被告人と弁護を受任して間がない弁護人共に事件に対する情報量には格段の差がある。被告人、弁護人としては現場調査や反証のための諸活動にこの期間を並行して費やさなければならないのである。準備期間は、弁護そのものの準備期間とも重なるのであるから、その諸活動の結果を反映して主張立証の準備をするということになる。

複雑多岐にわたる証拠を分析し、未開示証拠の提出が全面的に認められなければ、争点整理状況はなお深刻となる。未開示証拠による未知の部分を考えれば、争点整理を確定することは極めて困難になる。

全面開示であれば分かってくるべき部分があるのに全面開示でないために分からない重要部分があるかもしれないという不徹底な制度からくる不透明な部分を抱え、やむなく妥協を強いられ、争点整理に臨み、これに合意するか否か、良心の呵責にさいなまれそうである。事件は、納得できない被告人により何処までも争われ、後日、重要証拠が発見されて異なった結論が導かれた場合、裁判と裁判関係者は、批判され、被告人は長い間苦しめぬくことになりかねない。われわれは、このような悲惨な事態を招かないようにすること自体を立法事実と捉えて今こそ改革への努力をしなければならない。

ウ [結論] 賛成するが、訴訟関係人の訴訟準備を不当に制限するものであってはな

らない。

[理由] 前項で述べた内容がここでも妥当する。

エ [結論] 賛成する。

[理由] 公判中心主義を遵守し、証拠調べ請求までにとどめるべきである。裁判員を入れて、証拠を積み上げ実体形成することは公判において行うべきである。連日的開廷を可能にする準備は、あくまで準備であって、公判で行うべきことを先取りしてまで行う必要はない、証拠調べの請求はさせても、具体的取調べをすることはしない。当事者は、争点整理と証拠の整理に基いて、公判で同意不同意の意見を受け、証拠調べすれば十分である。このようにして、裁判官と裁判員が共通の地盤で情報を共有し、実体形成して行くことになる。

オ [結論] 賛成する。

ただし、尋問事項のみかその関連事項の尋問を不当に妨げることがないよう幅を持たせた内容にすることが必要である。

カ [結論] 条件付きで賛成である。

[理由] 証拠調べ請求に対する同意・不同意は、公判において行われるべきものであって、公判準備の段階では、同意・不同意を確定することまではせず、その予定を聞くという趣旨であれば賛成する。しかしながら、この段階で同意・不同意についての確定的な意見を求めるというのであれば、それは公判手続において行われるべきものであるから、反対である。

キ [結論] 反対であり、削除すべきである。

[理由] 証拠開示や証拠能力に関する争いの有無の選別等の法律判断は、基本的にこの中で行われ、その後公判において裁判員制度の事実審理において、純粋に形成された争点部分について裁判員を交えて審理をするという考え方に則って制度設計すべきと考える。

また、公判手続裁判官と準備手続裁判官とを峻別するため、例えば争点整理手続で、証拠の開示の問題の他、証拠能力の判断等も行われることが予想されているが、争点整理手続が訴訟当事者（弁護士、検察官）の主戦場となり、後の事実審理における裁判員の実事認定の意味を失わせるのではないかと、との問題点がある。

つまり、証拠能力の判断については、原則的には、準備手続段階にて問題となるものであり、この段階でスクリーニング（選別）することとなる。裁判員は、有罪・無罪および量刑判断のみに専属的に関与すべきであるから、原則として裁判員は証拠能力の問題に関与しない。しかし、公判中に尾を引いて証拠能力の判断が求められることも考えられ、この場合、いかに対応すべきかが更に検討されなければならない。例えば、自白や証言の調書の証拠能力、違法収集証拠は、本来、公判準備段階で排除されるべきであるが、公判中に尾を引いて違法性が問題となった場合、違法性の有無の判断のために証人尋問、被告人質問、関係書証、物証の取調べが不可欠となる。このような場合においては、公判裁判所において証拠能力を判断しなければならないこととなる。

つまり、公判において重大な違法性や違法抑止の要件が検討されることとなるのであり、この問題は、裁判員の実事認定に馴染む問題であると考えられ、したがって、この問題の判断に敢えて裁判員を排除すべきではなく、むしろ裁判員に関与させるべき要請が高いと考える。

ク [結論] 反対であり、削除すべきである。

[理由] 証拠能力に争いがある場合においても、争いがない場合においても、証拠調べの方法を定めるのは良いが、この段階では裁判官は証拠を見ることはできないのであるから、決定は、裁判員が加わった別の裁判体である公判裁判所が行うべきである。証拠能力に争いがあるときは、前述（キ）の

意見によるべきである。

インカメラ方式を用いた場合には、準備手続裁判官が公判裁判所に関与してはならないとすることが最低限妥協できる一線ではなかろうか。

ケ【当会の意見】

ケ 証拠調べの順序及び方法の予定

[結論] 上記のように修正すべきである。

[理由] 証拠調べの順序及び方法を具体的に予定するのは良いが、それを決定する事自体は、裁判員がいる公判裁判所にて行うべきである。

コ [結論] 賛成する。

(4) 準備手続結果の顕出

[結論] 賛成する。

[理由] 証拠決定等、決定を要するものについては、公判裁判所において、裁判員が書面の朗読、要旨の告知を聴いてから、決定するとすべきである。

(5) 準備手続の充実

【当会の意見】

(1) 準備手続は、争点中心の円滑で充実した審理が行われるよう、十分な準備が行われるように努めなければならない。

(2) 被告人側が要求した準備期間が被告人側の異議申立てにもかかわらず短縮決定されたときは、絶対的控訴理由となるものとし、控訴裁判所は、事件を原審に差し戻し、被告人が要求する準備を保障し、審理をやり直すことを決定できるとすべきである。ただし、これにより、被告人の審理のやり直しが被告人の利益を著しく害する場合には、公訴棄却の判決をすることができるものとするべきである。

(3) 検察官または裁判所の都合により準備期間が著しく長期に及んだときは、控訴裁判所は、当該事件の公訴を棄却できるものとする。

[結論] 上記のように修正する。

[理由] 後段の「できる限り早期に終結させるよう努めなければならない。」は、不要である。ウエイティングトライアルとして「できる限り時間を取り充実させる必要がある。」からで、これを欠いた場合は、公正な裁判が行われなかったことになる。被告人側が要求した準備期間が被告人側の異議申立てにもかかわらず短縮決定されたときは、絶対的控訴理由とされるべきである。但し、これにより、被告人の審理のやり直しが被告人の利益を著しく害する場合には、公訴棄却の判決をすることができるものとするべきである。

逆に、検察、裁判所の都合により準備期間が著しく長期に及んだときは、公判裁判所は、当該事件の公訴を棄却できるものとするべきである。

たたき台2(1)ウの理由も合わせ参照されたい。

3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示

(1) 検察官主張事実の提示

ア [結論] 開示の範囲については反対し、その余については賛成する。

[理由] 検察官が開示する証拠は、検察官が証拠により証明しようとする事実を立証しようとするものに限られない。開示すべき証拠は、「警察、検察が有する全ての証拠である」と明記する必要がある。

イ [結論] 賛成する。

ウ [結論] 賛成する。

(2) 取調べ請求証拠の開示

ア [結論] 賛成するが、以下の点に留意すべきである。

[理由] 検察官から開示されるべき証拠は、「検察官主張事実の証明に用いる証拠」だけでは不十分である。「主張事実の証明に用いる証拠」は、検察官の判断により全証拠の中からその主観により選別された一部に過ぎないからである。証拠開示すべき証拠の範囲は、証明に用いるものの外にも、

多数存在するのであるから、それらの証拠は、被告人や弁護人には全面開示とするべきである。

これら全面開示証拠を当事者として検討して初めて、検察官の主観が有罪とするべき客観（これとて神のみぞ知る絶対客観を示すものではないが）に合致するかを判断することができ、被告人、弁護人としての主張を構成し、準備手続に臨むことが可能となるのである。

このため、警察は、事件を送致するときは、作成した全ての捜査記録、捜査関係書類と収集した証拠の一切を検察庁に送付する必要がある。

イ [結論] 賛成する。

[理由] 賛成であるが、「開示することが相当でないと認める場合」とは、如何なる場合か、誰が判断するのか、については問題が残る。開示段階では、これに接するのは、弁護人、被告人であり、裁判所も一般国民もこれに触れることはない。少なくとも守秘義務を負う弁護人には、全て開示するべきである。

(3) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示

【当会の意見】

(1) 検察官は、(2)による証拠の開示の際に、その保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする。

(2) 検察官は、被告人又は弁護人から、上記一覧表記載の標目により証拠を特定して、開示請求があった場合、開示によって罪障隠滅、証人威迫等の弊害を生ずると推定する十分な理由があることが具体的な証拠によって認められる場合を除き、当該証拠を開示しなければならない。

(3) 検察官が証拠を開示しなかったときは、不開示の事実が判明した時期を分けて以下の規定による。

公判開始前に判明したとき

その開示があった後、弁護側の準備に必要な期間として弁護側が要求する期間は、公判を開くことができない。

公判開始後、判決前に判明したとき

イ 無罪証拠の開示の場合

その証拠が有罪無罪の判断に影響を及ぼす虞れがあるものであるときは、裁判所は、当該訴因につき公訴棄却判決をしなければならない。

ロ 量刑証拠の開示の場合

その証拠等が被告人に有利な方向で量刑に影響を及ぼす虞れがあるときは、裁判所は、量刑のため公判手続を再開しなければならない。

第1審判決後に判明したとき

イ 無罪証拠の開示の場合

その証拠が有罪無罪の判断に影響を及ぼす虞れがあるものであるときは、絶対的上訴事由、再審事由となり、上訴審、再審裁判所は、当該訴因につき公訴棄却を言い渡さなければならない。

ロ 量刑証拠の開示の場合

その証拠等が被告人に有利な方向で影響を及ぼす虞れがあるときは、絶対的上訴事由、再審裁判所は、原判決または確定判決を破棄してより軽い刑を言い渡さなければならない。

[結論] A案に概ね賛成であるが、証拠の標目は規則に定める等して以下の理由中に指摘するとおりにし、上記のとおり修正するべきである。

[理由] A案による場合、「証拠の標目を記載した一覧表」には、検察官自ら作成したもの及び警察からの送致を受けた捜査記録、捜査関係記録、全証拠の証拠内容の要旨、特に作成日、作成者の住所、氏名、採取日、自白調書、否認調書の別、鑑定結果、証人の氏名、住所等、を記載し、弁護側が証拠調べる便宜を考慮して詳細を明らかにするべきである。

「開示に弊害が生じるおそれ」については、弊害の具体的な内容を明らかにしなければならない。すなわち、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害を生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められる場合を除き、当該証拠を開示しなければならないものとするべきである。

なお、検察官が証拠を開示しないときは、英国等で科されている例に倣って実行性ある開示制度実現のため制裁を科し、合理的担保としなくてはならない。

4 被告人側による主張の明示

(1) 主張の明示等

ア [結論] 基本的にはB案に賛成する。

[理由] 被告人の刑事訴訟法上の地位からみて、被告人には無罪の推定が働き、検察官に実質的挙証責任がある。このような地位にある被告人に争点整理義務や証拠開示義務を課すことはできない。

イ [結論] A、B案ともに反対である。

[理由] 黙秘権が認められ、無罪の推定が働き、検察官に実質的挙証責任がある被告人の刑事訴訟法の地位からみて、被告人に争点整理義務や証拠開示義務を課すことはできない。

検察官に比較し、防御活動が後発の弁護側としては、準備手続中は、事案につき調査中（例えば、弁護人としての現場調査、独自の鑑定依頼、証人の発見努力等）の場合が多いであろうし、被告人の黙秘権との関係からもこの段階で取調請求が可能か否か未確定の場合もあろうから、開示を義務的にすることには、反対である。ただし、B案に賛成する意見も見られた。

(2) 開示の方法

【当会の意見】

(1) (1)の開示の方法は、証拠書類及び証拠物については閲覧及び謄写をする機会を与えること、証人についてはその氏名及び住所を知る機会を与え、その供述書、供述聴取書又は供述要旨（被告人又は弁護人において、その証人が公判廷において証言するものと考えられる事実が記載されたものに限る。）の閲覧及び謄写をする機会を与えることによるものとする。

(2) 検察官、警察官その他の公務員、事件の被害者、これらの者の代理人、その他の如何なる者も弁護人の立合いなしに弁護人が予定する証人に当該事件に関して面接したり又は電話、文書その他のあらゆる方法による連絡をしたりしてはならない。もし、この制限に違反した場合は、違反者に対しては、懲役 年の刑または金 円の罰金に処する。

(3) 前項に違反した場合、検察官は、当該証人に対する反対尋問権を喪失する。

[結論] 賛成するが、上記のとおり、(2)、(3)項を追加すべきである。

[理由] 文中「被告人又は弁護人において、その証人が公判廷において証明するものと考えられる事実が記載されたものに限る。」の部分は、供述要旨の内容が判然としないが、証人の場合直接証言で証言内容を顕出することが原則であり、要旨を弁護人が書いて出すと言うのであれば「立証趣旨」を明らかにすることで十分ではないかと考えられる。

なお、検察官、警察官その他の公務員、事件の被害者、これらの者の代理人、その他如何なる者も弁護人の立合いなしに弁護人が予定する証人に当該事件に関して面接したり又は電話、文書その他あらゆる方法による連絡をしたりしてはならない、こととしなくてはならない。

もしこの制限に違反した場合は、違反者に対しては、刑事罰による制裁がなされなければならないし、当該証人に対する検察側の反対尋問権の喪失を

以って違反を防止しなければならない。

5 争点に関連する証拠開示

【当会の意見】

検察官は、3により開示された証拠以外の証拠であって、4(1)により明らかにされた事件に関する主張に関連するものについて、被告人又は弁護人から開示を求める証拠の種類及びその範囲並びに当該証拠と被告人又は弁護人の主張との関連性その他被告人の防御の準備のために開示が必要である理由を明らかにして、開示の請求があった場合には、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害を生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるときを除き、当該証拠を開示しなければならないものとする。

[結論] 上記のとおり修正すべきである。

[理由] 争点に関連する証拠については、全面開示を原則とし、一定の弊害がある場合に、例外的に拒否できるものとして構成すべきである。検察官に、相当性という形での裁量権を認めるべきではない。

例外となるべき場合があることについては否定しないが、具体性のない抽象的、一般的な弊害のおそれによって開示が拒否されることを防止するため、上記のように、開示を拒否しうる場合を限定すべきである。

弊害にプライバシー侵害を含ませるべきではない。証拠は、プライバシーの固まりともいえるのであって、弊害にプライバシー侵害を含めるとすれば、ほとんどの場合、それを理由に開示が拒否される事態ともなりかねない。そこで、プライバシー侵害は含まれないことを明らかにする趣旨で、「罪証隠滅、証人威迫等」との限定をすべきである。

6 更なる争点整理と証拠開示

[結論] 賛成する。

[理由] このような段階的手法を踏まずとも、検察官は、立証に使うもの、使わないが重大な関連があるもの、基礎資料等を整然と整理し、当初から全面開示ができるよう努めなければならない。

7 証拠開示に関する裁定

(1) 開示方法の指定

【当会の意見】

ア 裁判所は、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度、開示の必要性その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、検察官、被告人及び弁護人の請求により、3(2)又は4により開示すべき証拠について、特定の開示の時期、方法を指定することができるものとする。

但し、その決定内容は、訴訟関係人が準備手続期間内に開示証拠を検討し、準備手続に反映できるだけの余裕あるものにしなければならない、公判準備を不当に制限するものであってはならない。

イ アの請求に関する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

[結論] アについては、上記のとおり修正すべきであり、イについては賛成する。

[理由] たたき台のままでは、開示の時期を主尋問終了後に指定したり、開示の方法を閲覧のみとし、謄写を認めないなどの運用となることが危惧される。

主尋問終了後の開示では、連日的開廷が不可能となり、裁判員制度が機能しなくなるし、争点整理すら十分になしえないことになる。また、謄写を認めないなどの運用では、弊害の防止にはつながらず、公判準備に支障を来すばかりで、嫌がらせという結果にしかならない。

そこで、上記のとおり、但し書きを付加することを提案する。

(2) 開示命令

【当会の意見】

ア 裁判所は、検察官又は弁護人が3、4又は5により開示すべき証拠の開示をしていないと認めるときは、相手方の請求により、開示を命じなければならないものとする。

この場合において、裁判所は、特定の開示時期、方法を指定することができるものとする。但し、その指定は、訴訟関係人の公判準備を不当に制限するものであってはならない。

イ アの請求に関する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

[結論] 上記のとおり修正すべきである。

[理由] 先に述べたとおり、被告人に争点明示義務や証拠の開示義務を課すべきではない。

証拠開示義務がない以上、被告人に対する開示命令の余地はない。

(3) 証拠の提示命令

【当会の意見】 裁判所は、(1)ア又は(2)アの請求に関して決定をするに当たり、必要があると認めるときは、証拠の提示を命じることができるものとする。

この場合、裁判所は提示された証拠を相手方に開示しないものとする。

[結論] 上記のとおり修正すべきである。

[理由] 証拠の提示については、命令として構成すべきである。

たたき台は、インカメラ手続での証拠開示手続を構想しているものと考えられるが、そうになると、裁判所が証拠そのものに触れることとなり、予断排除の原則に抵触することになる。

したがって、裁判所が証拠の提出を命ずるまでもなく、証拠開示について判断し得る場合には、準備手続を主催し、実体審理を担当する裁判所が判断してもやむをえないが、証拠開示について判断するため、裁判所が証拠の提出を命じる場合には、少なくともこの段階から別の裁判体に審理を委ねることとすべきである。当会は、全て準備手続と公判手続は別の裁判体とすべきであるとの意見であるが、少なくとも上記の場合、同一裁判体で行うことが著しく不公正な制度であることが浮き彫りになってくる。

(4) 証拠の標目の提出命令

ア【当会の意見】

裁判所は、(2)アの請求に関して決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官が保管する証拠であって、裁判所の指定する類型及び範囲に該当する証拠の書類目録、証拠金品総目録及び書類目録記載の書類の要旨書の提出を命じることができるものとする。

[結論] 上記のとおり付加すべきである。

[理由] 証拠の一覧表は、特定の証拠の存否につき争いがある場合に、裁判所がこれに裁定を加える際に有用であるし、また、証拠の関連性につき裁定する場合に、提示命令によって直接証拠に触れることなく、関連性を確かめる手段として有用である。

の目的からすれば、一覧表は、現在の書類目録や証拠金品総目録のように、捜査段階において逐次作成されたものでなければならない。証拠開示が争点になった後に作成された一覧表では、当該証拠が除外される可能性があり、役に立たない。

他方、の目的からすれば、書類に関する限り、その内容が明らかでなければ役に立たない。だからといって、捜査段階から書類目録に、その要旨の記載を義務づけるのは、煩雑にすぎ、現実性がない。

そこで、一覧表については、基本的に現在の書類目録及び証拠金品総目録を用いることし、裁判所は、これらの目録の提出を命ずると

もに、書類目録記載の書類についての要旨を記載した書面（現在の証拠関係カードの立証趣旨欄記載の内容程度のもので足りると思われ、これで不足な場合には、証拠そのものの提出を命ずることが考えられる）の提出を命ずることができるものとするを提案するものである。

イ【当会の意見】

(1) アにより提出された一覧表、書類目録、証拠金品総目録及び書類目録記載の書類の要旨書を被告人及び弁護人に開示するものとする。

(2) 裁判所は、開示により罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるときは、アにより提出された前項の一覧表等の書類全部又は一部を被告人及び弁護人に開示しないことができる。

[結論] B案を基本とし、上記のように修正すべきである。

[理由] 上記のように、書類目録及び証拠金品総目録は特定の証拠の存否に争いがある場合に、書類目録記載の書類の要旨書は関連性につき争いがある場合に、それぞれ裁判所が裁定をなすための資料になる。かような資料は、裁判所がなした裁定の合理性を担保するものであって、即時抗告の資料ともなるものであって、被告人及び弁護人にも開示するのが原則でなければならない。したがって、被告人及び弁護人に一切開示しないものとするA案には反対である。

要旨書の記載の程度にもよるが、その内容が現在の証拠関係カードの立証趣旨程度のものであれば、これらの書類を開示することによって弊害が生ずることは希有のこととしか考えられない。但し、証拠そのものの開示についてそのような弊害を生ずることを前提とする限り、これらの書類の開示による弊害が皆無とまで断定することができない。

そこで、これらの書類の開示を原則としつつ、証拠の開示における同様の要件で、例外的に不開示とすることができることとするを提案するものである。

8 争点の確認等

(1) 争点の確認

[結論] 賛成である。

(2) 準備手続終了後の主張

[結論] A案に賛成である。

[理由] 訴因の変更（交換的、予備的、追加的）に付いても同様であろう。

(3) 準備手続終了後の証拠調べ請求

[結論] B案に賛成する。

[理由] 死刑、無期懲役などの重罪が予想される事件を取り扱うのであるから、あまり硬直な規定はいざというときに当事者も裁判所も窮屈で困惑することが予想される。なるべく柔軟な規定にしておいたほうが良い。ただし、A案とすべきであるとの意見も有力であった。

9 開示された証拠の目的外使用の禁止等

(1) 目的外使用禁止

ア【当会の意見】被告人及び弁護人は、開示された証拠の写し又はその内容を当該被告事件の審理の準備及び公判における審理並びに当該被告事件に関連するまたは関連しない他の司法的権利行使を行う場合以外の目的で使用してはならないものとするべきである。

[結論] 上記のように修正すべきである。

[理由] 「当該被告事件の準備以外の目的に使用してはならない。」とし、公判で証拠調べ請求することもできないとすることは、背理であろう。

証拠開示の目的は、検察官の主張に対する被告人の防御のための反論の主張を構成するだけでなく、具体的手段として反証できるときには開示証拠を被告人側において証拠調請求をするために外ならない。これを審理の準備のためにしか使えないとすることはないのである。

また、平行して進むであろう民事事件において、控訴審において、再審手続において、刑事補償手続において、または他の司法的救済を求める場面において使用できるようにすれば、法の支配を徹底することにつながるものである。他の法益を侵害するような形態で使用した場合だけを関係法規に照らして規制すれば十分と考える。

イ [結論] 反対である。

[理由] 9(1)アの理由と同様で、このような規定は不要である。

ウ [結論] 反対である。

[理由] 9(1)アの理由と同様で、このような規定は不要である。

(2) 開示された証拠の管理

[結論] 賛成である。

(日本国民救援会)

現在の司法制度改革論議に警告する

- 刑事司法を中心とした日本国民救援会の意見と提言 -

1 はじめに - 司法改革の契機とあるべき改革の基本

無実の人が誤った捜査、裁判によって犯人とされ、時には死刑に処せられる - その人たちは、人間としての自由と尊厳を奪われ、時として命さえも絶たれてしまうことがあります。人生においても社会においても、これほどの悲劇はありません。このようなえん罪・誤判を根絶する国民的要求が、司法改革の根本的な契機のひとつとなりました。

刑事、民事・労働・行政事件を問わず、「国民の期待に応える。人間味のある優れた法曹が国民の身近に存在する。国民が参加し、国民によって支えられる」司法（「司法制度改革の三つの柱」司法制度改革推進本部・顧問会議アピール）、とりわけその中核となる、国民が司法へ参加する制度の新たな導入にむけた改革を民主的に遂行するためには、日本国憲法と国際人権諸規定に照らして、これまでの司法の誤りを歴史的に検証したうえで、具体的には、次の点を基本とするべきです。

裁判の当事者たる国民（個人）の人権保障を貫いて、充実した審理を行うことにより、裁判所が名実ともに「人権の砦」となるものであること。

訴訟手続そのものに直接国民が参加する制度の導入は、国民参加の実質をとともなう、合理的で実効性が確保されるものであること。

法廷外にある国民の司法参加（裁判の公開＝傍聴・裁判資料公開など、請願・要請・裁判批判運動）を厚く保障し、絶えずその機会の拡充をはかるものであること。

そして、日本国民救援会は、このような立場から、これまでも、あるべき司法改革について、要求や意見・見解を発表してきました。

2 「裁判迅速化法」の成立と「裁判員制度・刑事検討会」での議論の基調

(1) 司法改革論議の現況

いま、内閣に設置された司法制度改革推進本部は、上記3本柱の方針の下で、10の法律案立案検討会と知的財産訴訟検討会により、立法化作業を急ピッチで進めています。すでに改革全体に共通する「裁判迅速化法」が7月9日に成立し、個別の法案も引き続き逐次上程されていく予定です。

ところが、その立法化準備は、全体として、主権者国民の期待に反するものです。種々の問題点があったものの一定の民主主義的要求を反映していた「司法制度改革審議会意見書」（2001年6月、「最終意見書」）からも後退しています。いずれの検討会も、共通して、形式的な「迅速裁判」を議論の第一義におき、財界や政府が進める「規制緩和」「構造改革」という、「弱肉強食」の論理がまかりとおる方向がいつそう強められていると言わざるを得ません。

(2) 刑事司法改革の現況

刑事司法の分野を担当する「裁判員制度・刑事検討会」(以下、刑事検討会)では、第13回会議(2003年3月)において「裁判員制度について」と題する資料、第19回会議(2003年5月)には「刑事裁判の充実・迅速化について(その1)」と題する資料が、配布されました。いずれも、「今後の具体的な制度設計に向けた議論のたたき台とするために作成した」とされるものです。これらの「たたき台」が、刑事司法改革の制度設計における事実上の基礎となって、2004年中の法制化に向けた立法化のための論議が進んでいます。

しかし、「たたき台」とこれにもとづく論議には、重大な問題を指摘しなければなりません。それは、「迅速裁判」の基調とあいまって、治安の強化ばかりが強調され、刑事訴訟の目的である、被疑者・被告人の基本的な人権を適正・厳格にまもって事案の真相を明らかにし、誤判は絶対に防ぐという課題を置きざりにしているからです。とくに、法廷外における裁判批判を認めない法案の検討が行われていることは、司法の民主主義的改革全体に背を向けるものとなり、日本国民救援会はこれに反対し、強く撤回を求めます。

3 えん罪・誤判防止の根本問題(捜査手続、証拠開示)を放置、歪曲

(1) 代用監獄制度に典型的なえん罪の温床である捜査手続の民主的改革を放置

えん罪事件の捜査では、捜査機関が、いったん「見込み」によって嫌疑をかけた者に対して、その自白を得ることそのものを最優先し、時には拷問など暴力を行使する事例すら珍しくありません。また、被疑者の無実の訴えを意図的としか言いよのない手法で無視ないし抹殺してしまうことで共通しています。アリバイの主張や証言に対して、長期間放置することにより、その記憶が混濁して事実上意味をなさない供述に陥るような取調べを行い、さらには積極的なアリバイ潰しや証拠の捏造すら特異なことではありません。刑事司法において、人権の保障についてもっとも遅れた、そして、もっとも野蛮な分野が、代用監獄から刑務所にいたる拘禁施設の法制度とその運用実態であり、その恥ずべき事態の改善こそ刑事司法改革の急務でした。

これは、国内のみならず、国際的にも人権侵害の重大問題とされて、その緊急かつ抜本改革の必要性は、いまや世界の常識として広がってまいるのです。一例を挙げると、捜査手続適正化について、1998年11月に出された、国連規約人権委員会の「最終見解」は、その25項で、「委員会は、刑事裁判における多数の有罪判決が自白に基づくものであるという事実深く懸念を有する。自白が強要により引き出される可能性を排除するために、委員会は、警察留置場すなわち代用監獄における被疑者への取調べが厳格に監視され、電気的手段により記録されるべきことを勧告する。」とし、その他の項でも多くの懸念と勧告を行っています。

ところが、司法制度改革審議会の「最終意見書」も、刑事検討会における論議も、まったくこれらを無視しているのです。これで、どうして、刑事司法の改革などといえるのでしょうか。

(2) 証拠開示を争点整理目的に矮小化し刑事裁判の根本理念を歪曲

検察は、えん罪事件において、多くの捜査・公判を通じて、警察の従属物として立ち現れ、警察による捜査の追認者として行動しています。適正手続と人権保障の要請から離れて、国家の刑罰権行使のために、ひたすら有罪獲得をめざして走っていると断言しても過言ではありません。公判において、保有する証拠の全体像を明らかにしないばかりか、具体的に特定した要請を受けてもしばしばその開示を拒み、ときには積極的な隠匿までも及ぶことが、その典型事例です。松川事件は、証拠開示の問題が、証拠隠しの問題であったことを教えました。

検察の所持する証拠とは、ほんらい、公務として、事件の真実を明らかにすること、ひいてはえん罪・誤判をつくらぬ裁判を行うために収集したものであり、主権者国民の共有財産です。それ故、公判手続においては、被告人にとって有利・不利を問わず、また、歪められたり改竄されることなく、ありのままの姿ですべてが

提出されなければなりません。この原理が、警察段階で収集して検察に送付しなかった証拠についても貫徹されなければならないことは当然です。このようにして、初めて「被告人の基本的な人権を適正・厳格にまもって事案の真相を明らかにし、誤判は絶対に防ぐ」という近代刑事裁判の目的が果たされるのであり、捜査機関による全面証拠開示問題は、刑事裁判の本質を規定するものと言って差しつかえありません。

先に挙げた国連規約人権委員会の「最終見解」でも、「委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する。」(26項)としていました。

ところが、刑事検討会の論議では、証拠開示の問題が、「迅速な裁判」をめざして、「連日開廷(による集中審理)確保のため」(19回会議で出された「たたき台」等)の、効果的に「争点整理」を行う上での手段に歪曲されてしまっています。一般に、被告人・弁護人は、起訴されて初めて「公訴事実」についての反論・反証の準備を開始するのであり、その時点で捜査機関が収集した証拠の全体像など知り得るべくもありません。そして、第1回公判期日までに「争点整理」が行われ、明確になった争点にしたがって集中審理が進み、整理された争点から外れた問題についての新たな証拠開示要求は許さないとするのです。仮にそれを幾分緩和するとしても、証拠の特定の問題や、「関係者のプライバシー保護」を理由とした理不尽な抵抗を排除する論議は何もなされていません。これは、証拠開示の本質を矮小化し、刑事裁判について、その根本理念を歪曲してしまって、単に効率的な審理による早期の刑罰適用と執行をめざすだけのものへと、意図的に改変するものです。

4 刑事司法改革論議における国民参加の形骸化

刑事司法改革の目玉として登場した「裁判員制度」の導入は、もともと、職業裁判官が行う事実認定の誤りが裁判所の構造的な問題に由来しており、これの根本的解決のためには、健全な常識の眼をもった一般の主権者国民によって事実認定を行うこと(すなわち陪審制度の導入)しかない、という認識と要求から出発したものでした。ところが、刑事検討会における論議の基調は、こうした出発点から大きく離れているばかりか、「最終意見書」からも後退し、逆に反動的改革への道を色濃く打ち出しています。

(1) 司法への国民参加に関する「最終意見書」の内容

「最終意見書」は、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」としていました。この指摘の限りでは積極的に評価できるものです。そして、「最終意見書」は、刑事重大事件に限って、裁判員制度を導入することを提起したのでした。

(2) 改革の前提となる「刑事裁判の鉄則」を無視

刑事裁判の鉄則は、「疑わしきは被告人の利益に」という大原則を貫徹することにあります。これまでの刑事裁判が、この原則を貫くことができなかった構造的要因とは、「自白偏重」と「予断と偏見」による裁判の常態化です。刑事司法改革のためには、裁判員制度を導入するかどうかという問題以前に、この問題の抜本的改革が前提となるはずでした。しかし、刑事検討会の論議には、これについての対策論議はまったくありません。憲法と国際人権諸規定を重視する姿勢をもち、刑事司法の根本問題に眼をやるとうしない改革論議など、改革の名には値しないというべきです。

(3) 裁判官主導の司法に固執し国民参加を形骸化

具体的な論議では、従来どおりの「調書裁判」(直接主義・口頭主義の形骸化)の温存をはかる傾向が強く、国民参加と言いながら、裁判官主導の司法に対する変更・

改革を容認しない態度が大勢を占めています。これは、人生に一回限りで選ばれることになっている法律の素人である裁判員に対して、事実認定のみでなく量刑まで判断させること、すなわち法律判断にも関与させる制度を前提にしているからです。これでは、裁判員が「国民の健全な社会常識がより反映されるようになる」裁判のために役割を果たすことは困難・不十分であり、「司法への国民参加」は形骸化せざるを得ません。

(4) 治安強化を第一義とした拙速裁判になる現実的可能性

さらに許しがたいのは、日常は別の仕事についている一般国民が訴訟手続に関与するからとの理由で、裁判員制度の導入を「迅速裁判」の根拠付けにしていることです。ほんらい「迅速裁判」は被告人の利益のためというのが憲法の要請であり、検討会の議論はこの原理を逆立ちさせています。これでは、人権を保障した手続のもとの「真相の発見」という刑事裁判の目的をないがしろにしたままで、事件処理の効率性のみを追及することになり、治安強化を第一義とした拙速裁判になる現実的可能性がいっそう大きなものになるでしょう。

5 裁判員制度導入を梃子に国民の裁判批判を封殺

刑事司法改革の論議でもっとも重大な問題は、この「裁判員制度」の導入を梃子にして、法廷外にある国民の裁判批判を抑圧しようとしていることです。

(1) 国民による裁判批判の意義

国民による事実と道理にもとづく裁判批判は、憲法上の要請です。批判の内容は、裁判中であるか裁判確定後であるかを問わず、裁判所や裁判官に対する訴訟指揮、事実認定、法の適用・解釈の是非はもとより、当事者の訴訟活動に対するものを含めた全般にわたります。その形態も、法廷傍聴にはじまり、学習・討論・宣伝・報道・意見表明・説得・要請・抗議・激励などについて、文書による場合やインターネット・面接行動など多様です。司法の根本目的である人権の救済と憲法との適合性を実現させて、裁判所として法の統一解釈をはかることの民主的保障は、このような裁判に対する国民の監視と批判によってこそ保たれてきました。日本国民救援会は、こうした裁判批判を国民運動化することに大きな力を注いできた歴史と実績をもっています。刑事裁判において、裁判員制度が導入された場合でも、この、国民による裁判に対する批判と監視の意義が失われることなどあり得ず、「国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」ことをめざして、いっそう闊達に行われなければなりません。

(2) 裁判員に対する「意見表明」等を犯罪視

ところが、刑事検討会では、「事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対しその担当事件に関する意見を述べ又はその担当事件に関する情報を提供した者」を、懲役ないし罰金刑に処するという法律条項案を検討しています。別の条項案では、「面談、文書の送付、電話その他のいかなる方法によるかを問わず、その担当事件に関して、威迫の行為をした者」を懲役に処するともしており、節度ある要請なども「威迫」と解釈される余地があります。一般国民から選ばれたといえども、裁判員は裁判所を構成する裁判体の一員です。従来、裁判所や裁判官に対する意見表明等が認められ、受け入れられてきたものを、同じ裁判体を構成する裁判員のみについて除外する合理性などありません。無実を訴える事件を想定すれば、このことは明らかです。これは、裁判員制度の導入を理由として国民の裁判批判を封殺することにほかならず、しかも「違反者」に対しては厳罰で臨むというのです。明確な憲法違反の法案であり、強く撤回を求めます。

(3) 裁判員に対する「接触」等を被告人の身柄に対する不利益扱いの根拠に

そればかりではありません。「裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足る相当な理由があることを被告人の保釈不許可事由及び接見禁止事由」とし、また、現に「接触したことを被告人の保釈取消事由とする」というのです。ここでは、「文書の送付」も「接触」に含めており、たとえば要請署名にも適用されるおそれがあります。これは、現在の刑事司法において直ち

に改めるべき課題である「人質司法」を、国民の裁判批判の重要な要素を占めている自発的な裁判支援運動の圧殺のためにも活用しようというものであり、断じて容認できません。

(4) 検察官開示証拠の、審理の準備以外の「目的外使用」を犯罪視

さらには、第1回公判期日前の準備手続を新設することが検討されるなかで、検察官より開示された証拠について、被告人・弁護人に対し、「証拠の写し又はその内容を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならない」とし、これに反した場合も懲役罰金刑に処するという法律条項案まで検討を始めています。

6 日本国民救援会は現在の司法改革論議に警告する

(1) 現在の刑事検討会の議論の方向は「改悪」であり反対する

以上にみたとおり、刑事司法の改革論議は、迅速な審理を理由とした治安強化のためのものであり、「改悪」と言わざるを得ません。救援会は、このような刑事司法の方向に反対します。

(2) その他の分野での改革論議にも問題

その他の検討会における論議でも、根本的な問題点を指摘しなければなりません。そもそも、司法改革において最初に、そして徹底的な改革をめざして着手すべき課題は、何よりも、最高裁による官僚的統制をやめて、裁判所と裁判官を改革することこそが第一義的課題のはずでした。しかし、この分野を担当する「法曹制度検討会」では、これにほとんど手がつけられないままに、弁護士自治の弱体化ばかりが突出して進められています。

また、「国民にとって利用しやすい司法」を掲げる「司法アクセス検討会」では、「弁護士費用敗訴者負担」制度の導入に熱意を注いでおり、唄い文句とは正反対の、国民を司法による救済制度から締め出すねらいが明らかです。

(3) 司法改革論議における全体的傾向の危険性

こうして、現在進められている司法改革は、ほんらい、国民の実質的な平等を確保するために生み出されたはずの、国民生活全分野における「規制」を「緩和」し、それによって「事前抑制」が解除され、かつ治安体制が強化された下で、多国籍化した大企業の「自由競争」推進により生み出される被害の事後処理という役割を、司法に負わせることをめざしているものと言えます。これは、主権者である国民を、司法による救済手続から締め出し、日本型「ルールなき資本主義」に司法を奉仕させることにほかなりません。「まさに『この国のかたち』の再構築に関わる一連の諸改革の「最後のかなめ」として位置付けられる」(最終意見書)ものをいっそう反民主的な形で具体化するものです。

7 救援会の司法制度改革要求と運動

日本国民救援会は、このような現在の司法改革における全体的傾向の危険性に改めて警告を呈し、第51回全国大会で決定した司法制度改革要求の実現をめざし、当面の運動の柱を明らかにして、今後いっそう司法制度の民主的改革を求めて奮闘するものです。

(1) 本来あるべき司法改革の姿 - 日本国民救援会の司法制度改革要求(第45回中央委員会決定)

最高裁による官僚的統制をやめ、法曹一元の実現を

主権者国民の司法参加、陪審制度の実現を。裁判員制度は、社会経験を積んだ国民の常識が事件の真実解明に生かされるよう陪審制度の基本的枠組みをとり入れること

国民の裁判批判、知る権利を抑圧する制度は導入しないこと

国際的にも批判の強い代用監獄制度の廃止を

被疑者・被告人などの取調べにあたっては、弁護士の立会いを保障し、ビデオなどに記録して可視化したものを裁判の証拠として使用できるようにすること

検察官手持ち証拠の全面事前開示を

無罪判決に対する検察官上訴を禁止すること

速記官制度の維持・拡大をはかること、当面速記官の養成再開を国民の裁判を受ける権利をいっそう狭める「弁護士費用の敗訴者負担」は絶対反対

弁護士活動に対する国家統制や、不当な規制を行わない

(2) 日本国民救援会の司法制度改革要求 - 当面の運動の柱

刑事裁判の理念を歪める、捜査機関が収集した証拠に対する開示制限を止め、第1回公判前の全面・無条件開示制度の実現を要求する。

主権者国民による、裁判に対する批判と監視を犯罪視して封殺する制度の導入に反対し、法廷外にある国民の司法参加(裁判の公開=傍聴・裁判資料公開など、請願・要請・裁判批判運動)を厚く保障し、絶えずその機会の拡充をはかる制度の充実に要求する。

民事裁判における「弁護士費用敗訴者負担」制度の導入に反対し、その断念を要求する。

(日本行政書士会連合会)

裁判の迅速化は社会の要請ですが、法定手続の保障が厳格に適用されなければならない刑事裁判においては、慎重のうえにも慎重でなければなりません。

以上の点は十分意識された上、法曹関係者を中心として議論が重ねられていることと思えますので、その議論を尊重したいと思えます。また、手続の見直しや法曹関係者の陣容充実により、時間的な短縮が可能になる側面もあるものと考えます。

十二分に人権に配慮しつつ、より良き制度設計がなされるよう期待するとともに要望いたします。

(日本弁護士連合会)

はじめに

裁判員制度は、戦後初めて国民の本格的な司法参加を実現する制度であり、画期的な意義を持つものであるが、あわせて、裁判員制度の導入を機に、刑事司法手続を抜本的に改革することが極めて重要である。今般司法制度改革推進本部事務局から、「裁判員制度」に続いて「刑事裁判の充実・迅速化」についての「たたき台」(その1)、(その2)が提示され、現在意見募集が行われている。

日本の刑事裁判は、捜査段階で作成された調書が証拠の中で大きな比重を占めており、その調書を読み込むことによって心証を取るという意味で「調書裁判」「精密司法」であると言われている。また、捜査段階の取調べで自白を取ることが重視される結果、ときに無理な取調べが行われたり、作成された調書の任意性、信用性をめぐってしばしば公判で長期間の争いが続き、裁判遅延の大きな原因となっている。「調書裁判」の弊を改め、公判中心の直接主義・口頭主義を徹底するとともに、取調過程を録画・録音(可視化)する制度を導入し、取調過程を透明化しなければならない。また、被告人の防御権を保障しつつ迅速な裁判を実現するためには、検察官手持ち証拠の原則全面開示を実現するとともに、と被告人の身体拘束制度を抜本的に改革する必要がある。

当連合会は、本年6月21日アメリカ、ドイツ、イタリア、フランスから学者、裁判官、検察官を招聘し、日本の学者も参加して、司法シンポジウム「国際会議 国際水準からみた裁判員制度」を開催した。その結果、若干の司法制度の違いはあっても、どの国でも調書に依存せず直接主義・口頭主義が貫かれていること、身体拘束された被疑者の取調べの弁護人立会権の保障は最低の国際水準であり、録画・録音を採用する国も広がりつつあること、原則全面証拠開示は当然のこととされていること等が確認され、我が国の刑事司法手続の後進性と改革の必要性が明らかとなった。また、近時有力な元裁判官等からも、「戦後初めてと言ってよい大改革をこの機会に実現を図るべきである。裁判官のみの裁判にも波及することが望まれる」として、公判や証拠開示の改革、捜査の録音・録画の導入等に関する積極的な論説が公表されている。さらに参議院法務委員会も本年7月8日、裁判の迅速化に関する法律案に対する附帯決議において、証人尋問中心の公判手続の

実施、証拠開示の拡充、取調べ状況の可視化等を含めた制度・運用について検討を進めることを決議した。

当連合会は、「『裁判員制度』の具体的制度設計にあたっての日弁連の基本方針」を採択し、「『裁判員制度』の具体的制度設計要綱」を会内外の討議資料として活用してきたが、さらに本年7月14日に「『取調べの可視化』についての意見書」を採択して、刑事司法手続の改革の必要性を訴えてきた。

司法制度改革推進本部の意見募集にあたり、これらの基本方針、意見書等を前提としつつ、前記シンポジウム等の成果も踏まえて、「たたき台」に対する意見を述べることとする。

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

1 準備手続の目的等

(1) 準備手続の決定

【意見】準備手続開始前及び準備手続の期間中、準備手続終了後公判手続開始までのいずれにおいても、必要かつ十分な準備期間（ウェイティング・トライアル）を保障することを条件として法律に明示すべきである。

【理由】検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて準備手続実施を決定するとの点に異論はない。

ただ、これまで準備手続は第1回公判期日前には行うことができないものとされ（刑事訴訟規則（以下、「規則」という。）第194条第1項但書）事実上の準備ないし打合せとしてのみ行われていた（同第178条の2以下）のと比べると、新設される第1回公判期日前の準備手続は公判審理の青写真を描く重要な意味を有する手続であるから、準備手続自体に対しても当事者の十分な準備が保障される必要がある。

公判手続開始までの期間のみならず（規則第178条の4）準備手続開始前及び準備手続の期間中についても必要かつ十分な準備期間を求めるのはそのような趣旨である。

(2) 準備手続の目的

【意見】 アについて、「公判の審理を充実させ、迅速かつ継続的に行うことができるよう」とすべきである。

イについては削除すべきである。

【理由】1 アについては、規則第194条第2項に類似の規定があるが、同条項が「準備手続は、公判の審理を迅速且つ継続的に行うため、事件の争点及び証拠を整理することを目的とする。」のに対し、たたき台アの規定は「準備手続において、事件の争点及び証拠を整理するものとする。」との文言であり、表現を異にしている。すなわち、現行規則が準備手続を行う場合の目的を定めたものにすぎないのに対し、たたき台は、争点及び証拠の整理は準備手続自体において行うものとしているのである。

上記表現の違いは、新たな準備手続が、従前の手続と比較して、より重要なものとなることを意識したものと思われ、そうだとすると目的等の総論的規定についても、より慎重に定めることが必要である。

裁判の迅速化に関する法律（以下、「裁判迅速化法」という。）第6条が、「受訴裁判所・・・は、充実した手続を実施することにより、・・・裁判の迅速化にかかる・・・目標を実現するよう努める」と規定し、迅速化は充実した手続の実施によって実現されるということを示していることに鑑みれば、準備手続の目的についても上記意見のとおり「公判の審理を充実させ」との文言を付加するのが相当である。

2 イについても、現行規則に同様の規定があるが（規則第194条第3項）新たな準備手続において、当然に同じ規定を設けるべきだということには直ちにならない。

むしろ、刑罰権という国家権力の発動に対し、防御を行う主体として黙秘権等を保障されている被告人に、刑罰権実現のための争点整理や証拠整理への協力義

務を規定することは原理的に問題と言わねばならない。被告人も含め、当事者は一般的に訴訟指揮には従わねばならないのだから、それ以上に「進んで協力」というような規定は必要ない。また、裁判迅速化法第7条において、当事者等の正当な権利行使を保障しつつ、当事者等の迅速化に対する責務が規定されていることもあるから、イは削除すべきである。

なお、イを削除しても、後述する「被告人側による主張の明示」の部分において、弁護人は、準備段階においてできる限り争点を明らかにしなければならないとされることになる。

(3) 裁判員制度対象事件における必要的準備手続

【意見】特に異論はない。

【理由】本来、迅速な裁判や、そのための充実した攻撃防御活動は、被告人のためのものであって、裁判員のためにあるのではない。今回の司法改革が裁判員裁判を導入することによって刑事司法のあり方を変えようとするものであることは事実であるが、その意味は裁判員裁判にも対応できるように刑事司法全体を改めるということではなければならない。

裁判員という新しい制度に対応した規定を設けることの必要性は理解するが、裁判員対象事件についてだけ異なる取扱いを定めることが、裁判員裁判だからという理由で被告人の権利が制限されるような事態につながらないように規定の仕方に注意し、運用上も十分留意していく必要がある。

(4) 準備手続の主宰者

【意見】受訴裁判所以外の裁判所が準備手続を主宰するものとすべきである。

仮に、受訴裁判所が主宰することとする場合には、B案が相当である。

【理由】現行規則が、予断排除の関係から、第1回公判期日前には準備手続を行うことができないと規定していること(規則第194条第1項但書) 司法制度改革審議会意見書が「制度の具体的な在り方を検討するに当たっては、予断排除の原則との関係にも配慮」する必要があると指摘している(43頁) ことからすれば、準備手続は受訴裁判所以外の裁判所が行うものとすべきである。

仮に、受訴裁判所が行うとする場合でも、裁判員制度対象事件の場合には、裁判員との情報格差をなくし評議での対等を実現する観点から、B案の方が適当である。

さらに、仮にA案を採用するとしても、裁判員制度対象事件の場合には、証拠決定のために証人尋問を必要とするときは尋問と証拠決定を公判開始後に行うとか、準備手続段階で裁判官が証拠の内容に触れることになる場合は、別の裁判官が担当するようにする、といった措置がとられるべきである。

すなわち、たとえば後者の場合、例外的に裁判所が証拠提出を命じ、イン・カメラ手続で証拠の実質的内容を吟味する必要がある場合には、予断排除原則に抵触し、また、裁判員と情報格差を生じることになるから、別の裁判所が、その段階から証拠開示手続を行うこととすべきである。なお、この証拠開示に関する裁定は、審理計画の策定ではなく、弊害の有無や関連性の有無であるから、受訴裁判所でなくても判断できると考える。

2 準備手続の方法等

(1) 準備手続の方法

【意見】 アについて、「準備手続は、訴訟関係人が出頭した上で行う。ただし、訴訟関係人の同意があるときは、書面を差し出させて行うことができる。」とすべきである。

イについては、被告人に対しては黙秘権告知を前提とし、また、被告人に応答義務がないものとすべきである。

ウは異論がないが、エの規定は削除すべきである。

【理由】 1 規則第194条の2は、「準備手続は、検察官、被告人及び弁護人を出頭させてしなければならない。」(第1項) 「裁判所は、準備手続をするについて必要と認めるときは、前項の方法に代え又はこれを補うため、検察官、被告人又は弁護人に対

し、一定の期間を定めて、書面を差し出させることができる。」(第2項)と規定し、訴訟関係人の出頭が原則的方法、書面は補充的方法としている。

まして、新たな準備手続は、前述したとおり、公判審理の青写真を描く重要な意味を有する手続であるから、出頭を希望する訴訟関係人にはその機会を確保すべきである。

2 黙秘権を有する被告人に対し、イのように「確認を求めることができるものとする」との規定を設けて、被告人に確認に応ずる義務を負わせるがごときは疑問である。基本的に、被告人の意思確認は弁護人の責務である。そこで、イのような規定を置くためには、黙秘権告知を前提とする必要があるとともに、被告人には応答義務がないものとするべきである。

3 被告人に主張や証拠に関する書面への署名義務を負わせる工の規定は不当である。弁護人が被告人の意思を確認して諸々の活動を行うべきことは当然である。

(2) 準備手続の出席者

【意見】特に異論はない。

(3) 準備手続の内容

【意見】 キないしケについては、公開の法廷において行うものとするべきである。

キがいかなる場合を指すのか、もっと明確な規定にすべきである。

【理由】 1 キないしケについては、本来的に証拠調手続としての性質を持つものであるから、準備手続において行うものとしても、裁判の公開の要請が強く働く場面というべきである。

2 キは「専ら」とあることから、証拠能力の判断とあわせて証明力ないし信用性に関わるような場合は含まない趣旨と理解されるが、いかなる場合を指すのが今一つ明確でない。準備手続でなし得ることとして法律に規定する以上、もう少しわかりやすい規定とすべきである。

(4) 準備手続結果の顕出

【意見】「準備手続の結果は、訴訟関係人が既に公判期日において明らかにしたものを除き、裁判所が公判廷において、これを明らかにするものとする。」との規定にすべきである。

【理由】現行法では、第1回公判期日前には行うことのできない本来の公判準備(刑事訴訟法(以下、「法」とする。)第2編第3章第1節、及び規則第194条以下)について、準備結果の取扱いに関する法第303条、規則第194条の7の規定が設けられているが、第1回公判前に行われる事実上の準備や打合せ(規則第178条の2以下)については、そうした規定はない。

新たな準備手続は、これまでは本来の公判準備として規定されていたものを第1回公判期日前にも行えるようにするものであるが、その経過及び結果が事実認定の証拠となるのであれば、公判に向けた準備としての範囲を超え、まさに裁判の前倒しとなってしまふ。公判への顕出は、証拠としてではなく、あくまで手続としてなされるべきものであるから、準備手続の「結果」のみの報告で足りその方法が「調書及び当事者の提出した書面の朗読又はその要旨の告知により」と限定される必要もない。

具体的には、公判段階においては、基本的に、両当事者が、準備手続の結果を踏まえた陳述をなすはずであって、(3)のアないしケのうち、ア、イ、エ、オ、カについては、これと別に公判廷への顕出をする必要はない。ウ、キ、ク、ケについては、公判廷において、裁判所が適当な方法で明らかにすれば足り、この裁判所の裁定等に至る経過につき異議があれば、両当事者が述べることとするべきである。

(5) 準備手続の充実

【意見】「準備手続は、争点中心の円滑で充実した審理が行われるよう、必要かつ十分に行うものとする。」と規定すべきである。

【理由】この規定が誰に義務を負わせるものかわかりにくい、「準備手続の充実」というなら前半部分だけでよい。後半の「できる限り早期に終結させるように」との部分は削除すべきである。

準備手続を不必要に長く行う必要がないことはいうまでもないが、前述のとおり、必要十分な準備期間（ウェイティング・トライアル）こそが迅速な裁判の前提条件であるし、「必要かつ十分に行う」ことを規定すれば、それ以上に「できる限り早期に」などという文言は有害無益である。

3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示

(1) 検察官主張事実の提示

【意見】たたき台の案に賛成するが、準備手続の決定や書面提出及び証拠開示の期限の決定は早期に行うとともに、決定日から書面提出及び証拠開示の期限までの期間も短期間とすべきである。

【理由】第1回公判期日前の準備が迅速に行われるためには、弁護側の準備の前提となる検察官側の書面提出等は早期になされるべきである。

なお、検察官主張事実陳述書の内容について、証拠の構造を立体的に理解できるものとすべきことや、特に裁判員制度対象事件について、裁判員に予断を与える可能性のある前科前歴等を記載することを許してよいか等、さらに検討が必要である。

(2) 取調べ請求証拠の開示

【意見】アは異論がない。

イの「証人の供述調書を開示することが相当でないと認める場合」は削除するか、要件を厳格化（たとえば、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることを具体的な証拠によって認められる場合に限り認めるなど）すべきである。

また、証人予定者の供述調書の開示については、証人が公判廷において証言するものと考えられる事実が記載されたものに限る必要はない。

【理由】1 「検察官において、その証人が公判廷において証言するものとする事実が記載された」証人予定者の供述調書の開示が相当でない場合は基本的には考えにくい。また、その証人が公判廷において証言するものとする事実が記載された部分を正しく理解するためには、供述調書における当該記載部分の前後関係の認識が必要である。そのことは、主尋問直後に行われるべき反対尋問の準備のためにも必要である。それ故、証人予定者の供述調書そのものを開示することが相当でないと認める場合を削除するか、少なくとも、上記のように要件を厳格化すべきである。

まず、イの文言では、検察官が、開示を相当でないと認める場合に開示しないこととされているが、検察官に開示の相当性に関する裁量を認めているようにも読める。しかし、この点に関する検察官の裁量は認めべきではない。

さらに、開示制限事由となる「弊害」にプライバシー侵害を含めるべきではない。証拠は、プライバシーそのものともいえるのであって、「弊害」にプライバシー侵害を含めるとすれば、ほとんどの場合、それを理由に開示が拒否される事態ともなりかねない。そこで、「弊害」にプライバシー侵害は含まれないことを明らかにする趣旨で、「弊害」の内容をより具体的に規定し、「罪証湮滅、証人威迫等」として限定すべきである。プライバシー侵害の問題については、必要が生じれば、証拠開示後の公表を制限する等の方法で対応可能である。

仮に、供述調書全部を開示することが相当でないことがありうるとしても、供述要旨を記載した書面の閲覧とするのではなく、当該供述調書の不相当部分以外を開示（部分的開示）するという方法（裁判所による証拠開示方法の指定による前にも）考えられうる。また、不開示の場合は、同時に（後日の証拠開示の裁定を巡る議論の前に）、その理由を明らかにすべきである。

なお、検察官が証人請求予定の者の供述調書については、検察官において、その証人が公判廷において証言するものとする事実が記載され

たものに限らず、すべて開示すべきことが重要である。

- 2 弁護人の謄写権は非常に重要である。それに加えて謄写権を被告人自身に認めるべきかどうかという問題があるが、開示されるすべての証拠について弁護人に謄写権が認められ、その写しを被告人に交付することができるのであれば、あえて明記する必要もないことになる。ただ、たとえば、弁護人の選任されていない事件で被告人の謄写を認めなければ防禦権が保障されないことになる。また、被告人が憲法上有する反対尋問権の実質的保障のために、被告人に謄写権を認めることも考えられなくはない。そこで、この点については今後の検討課題としたい。

(3) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示

【意見】A案が相当である。ただし、「開示により弊害が生じるおそれがあると認めるときを除き」という要件を削除するか、あるいは厳格化すべきである。

なお、以下のような制度も検討すべきである。

C案 1 検察官は(2)による証拠開示の際に、(2)で開示される証拠以外の証拠であって、次のアないしケの種類のいずれかに該当するものについては、被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする。

ただし、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるものについてはこの限りでない。

ア 証拠物

イ 鑑定書

ウ 検証調書、実況見分調書その他これに準ずる証拠

エ 写真、ビデオテープ、録音テープ

オ 検察官が証人請求予定の者の供述調書

カ 検察官主張事実と直接関係する参考人の供述調書

キ 捜査報告書

ク 法令により作成することが義務付けられている書類

ケ 被告人の供述調書

- 2 検察官は、前項による証拠開示の際に、その保管する証拠の標目を記載した一覧表(書類目録、証拠金品総目録及びこれに準ずる検察官収集証拠目録)を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする。

検察官は、被告人又は被告人から、上記一覧表の中から証拠を特定して、開示の請求があった場合、開示によって罪証湮滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるときを除き、当該証拠を開示しなければならないものとする。

【理由】1 証拠開示の意義と必要性

- (1) 証拠の全面的開示(すべての証拠の一括開示でなく、上記一覧表の開示でも可とする趣旨である)は、今回の刑事手続改革の中で最も重要な事項のひとつである。

これまで証拠開示は法文上明定されていないことを理由に、証拠開示命令を求めることは、被告人の権利ではなく、裁判所の職権発動をうながす申立てにすぎないものとされてきた。

しかし、アメリカ、イギリス等の法制度を見るまでもなく(これらの国における証拠開示制度については島伸一「証拠開示で使える外国法 アメリカ」季刊刑事弁護第19号108頁以下(現代人文社、1999)、三島聡「証拠開示で使える外国法 イングランド・ウェールズ」季刊刑事弁護第19号115頁以下(現代人文社、1999) 鯉越溢弘編『陪審裁判をめぐる諸問題』(現代人文社、1997)など参照) 証拠開示請求権は被告人の有する基本的な権利である。公益の代表者たる検察官が強制力をも行使して、公費で収集した証拠を開示することは

刑事手続の「公正さ」(fairness)の観点から当然であり、被告人は自らが訴追を受けている事件の証拠がどのような構造を有しているのか検討する権利があると考えられる(証拠開示の権利性について、国際人権(自由権)規約委員会は、1998年11月5日に、第4回日本政府報告書に対して「委員会は、刑事法において、検察側には、その捜査の過程で収集した証拠を、公判に提出する予定があるもの以外開示する義務がないこと、及び弁護側には手続のいかなる段階においてもそのような証拠資料の開示を求める一般的な権利がないことに懸念を持っている。委員会は、規約一四条三項の保障に従い、弁護を受ける権利が阻害されないために、日本が法律と実務において弁護側が関連のあらゆる証拠資料にアクセスできることを確保するよう勧告する」(CCPR/C/79/Add.102、para.26、申訳「市民的及び政治的権利に関する国際規約 - 第四回日本政府報告審査における委員会の最終所見(訳)」法学セミナー530号48頁~49頁、(1999)という見解を述べている。)

- (2) 証拠開示を論じると、しばしば「被告人側の証拠漁りは許されない」という主張がなされる。刑事手続における当事者主義のもとでは、対立当事者が努力して収集した証拠を覗きこみ、そのアラを探すことは不当である、という考え方によるものである。

しかし、前述のとおり、検察官は公益の代表者であり、「公判手続において『裁判所に法の正当な適用を請求』すべき立場にある(検察庁法第4条)ので、その訴訟活動は、単に被告人の有罪を求めることを指向するものではなく、実体的真実の究明を目指した公正なものであることが要請される(検察官の客観義務)。このことから、検察官は、被告人に不利な証拠だけでなく、被告人に有利な証拠も法廷に顕出する職責を負うとされている。規則第193条第1項は、『検察官は、まず、事件の審判に必要と認めるすべての証拠の取調を請求しなければならない』と規定しているところ、この『すべての証拠』の中には、当然、被告人に有利な証拠も含まれると解される」(吉丸真「刑事訴訟における証拠開示(上) - 被告人に有利な証拠の開示 - 」法曹時報第54巻第3号692頁(2002))。しかし、検察官は、証拠価値が低い、あるいは信用性に乏しいと判断した証拠は取調請求をしないことが考えられるが、その除外された証拠には検察官とは異なる弁護人の視点から検討すれば被告人の防禦にとって重要な証拠又は情報が含まれる場合がある。

したがって、弁護側に対し、これらの証拠の検討の機会を与える必要が制度として保障されるべきなのである。(なお、裁判員制度についての「たたき台」についての意見募集に、現職裁判官が証拠開示について広範な開示を認めるべきとする意見を寄せられていると聞くので参照されたい。)

また、警察又は検察庁が強大な組織と捜査権限を付与され、公費によって証拠を収集することができるのは、まさに検察官が上記のような公益の代表者として職責を果たすことに基くものであり、証拠は被告人に有利・不利を問わず、当事者共通の財産であるというべきである。

こうして収集された証拠について、捜査側のような権限もなく、事柄の性質上捜査の後手にまわらざるをえず、事件関係者の協力も得にくい弁護側に対して、既に検察官が収集している証拠があれば、これを開示させ、弁護側に必要な防禦の機会を与えることは、被告人の防禦権を実質的に保障するものである(吉丸・前掲690頁)。

なお、証拠開示に関し「否認事件、なかんずく俗にいう、際どい事件についてだけ、『ワークプロダクト』の理論や、形式的な当事者主義の理論を前面に押し出すのは、検察官の公的な立場としてはタクティカルであり過ぎる感じもします」(萩原太郎「法壇の下からの寸感」司法研修所論集第87号12頁(1992))という元裁判官の意見があり、当を得たものと考えられる。

- (3) とりわけ、一覧表の開示は、検察官手持ち証拠の存在の客観的担保や証拠開示

の裁定の容易さ等の観点から重要である。また、その作成も、警察から検察に送致される際の証拠金品目録等を前提とすれば足りるであろうからそれほど困難なものではなからう。

2 C案の提示について

起訴後速やかに、検察官において、取調請求証拠の全部を開示し、その余の手持ち証拠の一覧表を示すことは被告人の防禦権を保障するとともに、「裁判員制度『たたき台』に対する意見」21頁で指摘したとおり、準備手続の円滑な進行のために必要であることはいうまでもない。

また、弁護側が上記一覧表に基づいて、必要だと考える証拠につき、その必要性を示して開示請求すれば検察官はこれに応じるとする制度であるA案は有意義であると思われる。その中でも、特に一定の種類の証拠については、証拠開示請求をまたずして開示すべきである。

その場合の一定の種類であるが、B案に列挙されているア～キの種類は通常開示の必要性があり、かつ開示に伴う弊害も少ないものと考えられるが、それだけでなく、捜査報告書や法令により作成が義務付けられている書類（現行犯人逮捕手続書、留置人出入簿など）も含めるべきであろう。この点、B案は、本来関連性、必要性の高いものとして類型化しているのに、当然開示ではなく、開示請求がなされることを要件としており、かつ、その要件も過重で、検察官が恣意的な判断で開示を拒否するおそれ大きい。準備手続の早い段階でこうした争いが起きることは、制度の趣旨にそむくことになりかねない。もとより、B案では一覧表の開示がなされない点も問題である。

なお、このC案では、一定の種類以外の証拠についても、一覧表に基づき特定して請求があった場合には開示の対象としている。仮に、この段階での開示が困難であるとしても、「争点に関連する証拠開示」を行う前提としての一覧表の開示は重要である。

3 証拠開示に伴う弊害のおそれについて

弁護側から証拠開示の請求があった場合、一定の要件のもとに開示を拒否しないし開示時期を制限することを認めるかについては慎重な議論が必要である。

第三者のプライバシー保護を証拠開示の拒否制限等で行うのが妥当かは前述のとおり（「3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示（2）取調べ請求証拠の開示」に関する【意見】【理由】（本意見書8、9頁）参照）疑問があるが、実務上最も問題となると思われるのは罪証隠滅のおそれを制限等の理由とすることである。

日弁連としては、基本的に罪証隠滅のおそれは開示拒否等の理由とすべきではないと考えるが、仮に何らかの制限を設けるとしても、少なくとも以下のような点が検討されなければならない。

罪証隠滅のおそれあるいは罪証を隠滅すると疑うに足る合理的な理由は、勾留や保釈不許可事由との関連であまりにも安易に認められることが批判を浴びてきた。

本来、勾留・保釈不許可に関しても要件の厳格な解釈がなされるべきであるが、今回の証拠開示において現行の勾留等における運用がそのまま踏襲されるとすれば、証拠開示は被告人にとって実効のない制度に堕してしまうおそれがある。

すなわち、現在の勾留等の実務のように、たとえば事実について否認しているとか、共犯者がいるという理由だけで、ほとんどの場合勾留が認められたり、保釈が不許可となったりするような事情がそのまま証拠開示の際にも移行すれば、証拠開示が必要な否認事件、共犯事件等では被告人が防禦権を行使するに足る証拠はほとんど開示されないおそれがある。

検討会では、そのようなおそれは「杞憂である」という意見が見られたが、運用に委ねるのではなく、たとえば前述のような「具体的で明白なおそれ」といった一定の要件を法文化すべきである（もちろん、そのことは勾留等の要件としての罪証隠滅のおそれ等が現在の運用でよいということではない。）

なお、罪証隠滅や証人威迫等の弊害の有無は厳格に判断されるべきであ

るが、たとえば、証人威迫については、証人の生命・身体に差し迫った危険が及ぶ場合とするなど要件自体をより厳しくすることも検討されるべきである。

4 被告人側による主張の明示

(1) 主張の明示等

ア【意見】B案が相当である。

【理由】準備手続における争点の明確化の意義は首肯できるが、刑事裁判の主張・立証責任は検察官にあること、被告人側にはこれに協力する義務はないこと、被告人は公判開始前であろうと後であろうと黙秘権があり、その行使によっていかなる不利益も受けるべきではないこと、被告人と弁護人の信頼関係が常に十分であるとは限らないことなどの理由から、明示「義務」とするのは相当でない。

すなわち、明示義務を果たさなかったこと自体はその後の主張、立証制限の根拠とすべきではない。

単なる引延ばしと評価されたり、明らかに根拠のない主張、証拠申出などが認められない場合があるのは現行法の運用でも同じであるから、「義務」規定を置く必要はないと考える。

イ【意見】B案に「準備手続において」の前に「できる限り」と挿入すべきである。

【理由】基本的にB案を妥当とする理由は、弁護人の選任されていない事件を考慮せざるをえず、選任された事件であっても、被告人に対し、仮に努力目標にせよ、義務を負わせることは相当でないと考えるからである。

(2) 開示の方法

【意見】特に異論はない。

5 争点に関連する証拠開示

【意見】3についてA案あるいはC案が採用されるべきであるが、仮に、争点に関連する証拠開示とするにしても、本文5行目「開示の請求があった場合には、」以下を、たとえば「開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるときを除き当該証拠を開示しなければならない」とすべきである。

【理由】証拠開示制限事由を厳格にすべきことは、「3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示 (2)取調べ請求証拠の開示」(本意見書8、9頁)に述べたとおりである。

6 更なる争点整理と証拠開示

【意見】特に異論はない。

7 証拠開示に関する裁定

(1) 開示方法の指定

【意見】アに、次の但し書きを付加すべきである。「但し、その決定は、訴訟関係人の公判準備を不当に制限するものであってはならない。」

開示による弊害のおそれの要件については厳格なものとすべきことは前述のとおりである。

【理由】「たたき台」のままでは、開示の時期を主尋問終了後に指定したり、開示の方法を閲覧のみとし、謄写を認めないなどの運用となることが危惧される。

主尋問終了後の開示では、連日的開廷が不可能となり、裁判員制度が機能しなくなるし、争点整理すら十分になしえないことになる。また、謄写を認めないなどの運用では、弊害の防止にはつながらず、公判準備に支障を来すばかりである。

そこで、上記のとおり、但し書きを付加すべきである。

(2) 開示命令

【意見】被告人は削除すべきである。

【理由】理由は4(1)イで述べたとおりである。

なお、当然であるが、被告人側が開示を求められるのは「取調べを請求する証拠があるとき」であって、検察官のような無条件かつ第一義的に開示すべき証拠は、被告人に不利益な証拠も含めて開示の義務はない。

(3) 証拠の提示命令

【意見】証拠の提示を「求める」ではなく、「命じる」とすべきである。

【理由】証拠の提示については、命令として構成すべきである。

(4) 証拠の標目の提出命令

ア【意見】「証拠の標目を記載した一覧表」を「書類目録、証拠金品総目録及びこれに準ずる検察官収集証拠目録並びに書類に関する目録記載の書類の要旨書」とすべきである。

【理由】証拠の一覧表は、特定の証拠の存否につき争いがある場合に、裁判所がこれに裁定を加える際に有用であるし、また、証拠の関連性につき裁定する場合に、提示命令によって直接証拠に触れることなく、関連性を確かめる手段として有用である。

の目的からすれば、一覧表は、現在の書類目録や証拠金品総目録のように、捜査段階において、逐次作成されたものでなければならない。証拠開示が争点となった後に作成された一覧表では、当該証拠が除外される可能性があり、それでは役立たないからである。

他方、の目的からすれば、書類に関する限り、その内容が明らかでなければ役に立たない。かといって、捜査段階から書類目録に、その要旨の記載を義務づけるのは煩雑にすぎ、現実性がないと思われる。

そこで、一覧表については、書類目録、証拠金品総目録及びこれに準ずる検察官収集証拠目録を用いることとし、裁判所は、これらの目録の提出を命ずるとともに、書類に関する目録記載の書類についての要旨を記載した書面（現在の証拠等関係カードの立証趣旨欄記載の内容程度のもので足ると思われ、これで不足な場合には、証拠そのものの提出を命ずることが考えられる）の提出を命ずることができるものとすべきである。

イ【意見】A・B案に反対。一覧表は開示すべきである。

【理由】一覧表については開示を拒む理由はない。即時抗告をする場合に不都合が生じるおそれがある。仮に、非開示とすることが認められるとしても、せいぜいが、書類の要旨の部分にとどまり、標目自体を非開示とすべきではない。また、書類の要旨部分を非開示とするにしても、その要件を厳格化すべき（たとえば、「開示により罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるとき」）である。

【たたき台に付加すべき事項】

【意見】開示を怠った場合の制裁規定を設けるべきである。

【理由】このたたき台には開示を怠った場合のペナルティに関する規定がない。

公判期日前に重要な証拠について不開示が明らかになった場合には公判期日の延期、公判開始後であれば公訴棄却、一審判決後であれば絶対的控訴事由とするなどきめ細かなペナルティを定めなければならない。

また、警察において収集した証拠を特段の事情がない限り、すべて検察官に送致する義務を法定すべきである。

これまでの冤罪事件において、検察官が開示しなかったり、警察から検察官へ送致されなかった証拠が再審等の開始や無罪判決に至る重要な証拠となった例が少なくないことに鑑みての提案である。

8 争点の確認等

(1) 争点の確認

【意見】争点の確認をすること自体は問題がない。その方法が記載されていないが、準備手続調書にそのまとめを記載すべきである。

(2) 準備手続終了後の主張

【意見】B案が相当である。

【理由】準備手続を設けて争点整理をする以上はA案のような効果を与えなければ、実りある争点手続にならないとの考えは理解できる。

したがって、原則として準備手続において主張のすべてを行うとの確認をすることはあってよい。しかし、被告人又は弁護人に対してこれに対するペナルティーを課すことには賛成できない。

まず、刑事訴訟における立証責任は検察官にあり、被告人・弁護人は、基本的には、その検察官の立証が不十分であることを追及する立場にある。このように、検察官と被告人・弁護人との立証責任の違いを考慮すれば、A案のように検察官と被告人又は弁護人をまったく同様に扱っていることには疑問がある。何らかのペナルティーを課すとなれば、検察官にのみ適用されるとするののも一つの方法である。

また、被告人には憲法上黙秘権があり（憲法第38条）終始沈黙することができるし、一方で、任意に供述する場合にはいつでも供述できる（法第311条第2項）地位にあることを考慮しなければならない。

「やむを得ない事由」の解釈は多義的で、狭く解釈されると新たな主張が著しく制限されることになる。たとえば、法第382条の2に「やむを得ない事由」との用語があるが、弁護人の実務感覚からすると極めて限定的な運用がなされ、証拠調べが行われない場合が圧倒的である。また、逆に、勾留期間の延長を規定した法第208条は「やむを得ない事由」があるときのみ勾留延長を認めた規定であるが、実際には、全く機能しておらず、検察官の請求がほとんどそのまま認容されている。

さらに、事実を認めていた被告人が公判の途中から無罪を主張して争い、最終的には裁判所において無罪となった事例が現実に幾つか存するが、そのような事例の場合も、この条項により、それらの主張自体が封じられる結果を生むことにもなりかねない（検討会での議論経過において、その危惧が感じられた。）

証拠開示等が不十分な場合は、弁護人・被告人からすれば、主張の追加や変更も当然に「やむを得ない事由」になると思われるが、その点に関する判断は結局、裁判所に委ねられることになるのであるから、運用を誤ると被告人の防御を著しく困難にしかねないとの懸念がある。

（3）準備手続終了後の証拠調べ請求

【意見】C案が相当である。

【理由】主張制限の場合と同様に準備手続に一定の効果を持たせる必要性は理解できるから、原則として証拠請求は準備手続において行うものとするとの規定を置くこと自体はあってよい。しかし、主張制限と同様ペナルティーを課すことには賛同できない。

まず、主張制限の場合と同様、検察官と被告人・弁護人とは立場が異なる（立証責任、手持証拠の有無、被告人の黙秘権）ものであるから、これらを一律に規定することには疑問がある。むしろ、弁護人の実務感覚からすると検察官に対する立証制限は検討されるべきである。

被告人の防御の観点からするとA案は制約が強すぎるのではないと思われる。また、A案だと証拠制限が強くなるので、被告人・弁護人としては準備手続の段階で予備的主張を多数せざるをえないことになってしまう。

B案とC案とは一般的な制約原理で制約できるか、準備手続の過程で請求しなかったことだけを理由に却下できるかの差ということになる。いずれにせよ、その判断は裁判所に委ねられることになるが、運用次第では余り差異がないことにもなるとと思われる。

ただし、前記主張制限との関係でパラレルに考えるとC案が妥当である。

9 開示された証拠の目的外使用の禁止等

（1）目的外使用の禁止

【意見】アは、次のとおり変更すべきである。

「被告人及び弁護人は、開示された証拠を被告人の防禦活動又は弁護活動その他の正当な目的以外で使用してはならない。」

イとウについて、過料と刑罰の制裁規定を置くことには強く反対する。

【理由】アのような目的外使用の禁止を謳うこと自体はあってもよいと思われる。

しかし、「当該被告事件の審理の準備」との文言は実務的な経験からすると狭きに失し、きわめて問題である。また、「その内容」というのは要件が極めて曖昧であり、被告人の防禦や弁護活動に不当な制限をもたらす虞がある。

すなわち、被告人や弁護人が、開示された証拠の問題を広く社会に明らかにし、無実を訴えていく場合、その証拠の問題を著作物で指摘したり、批判する等の活動が必要な場合がある。このような被告人・弁護人の活動は、被告人の無実を明らかにするためのものであって、正当な防御活動であり、弁護活動である。それらは、名誉毀損等に反しない限り、制限されるべきものではない。被告人の防禦又は弁護のために、関連事件の弁護人が証拠を検討しつつ協議すること(弁護団会議)もしばしば行われているが、「当該被告事件の審理の準備」という制約の下ではこれもきわめて困難になる。

また、法第47条は、「訴訟に関する書類は、公判開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」と規定して、公判の前後での取扱いを異にしているのものであって、公判廷での取調がなされた証拠であるかそうでないかによっても、開示を受けた証拠の写しの使用方法は異なるはずであり、一律に「当該被告事件の審理の準備」に限定する必要はない。

なお、このような規定を置くとするのであれば、国家公務員法第100条による禁止規定があるからという理由だけで検察官に対する禁止規定を回避するのではなく、被告人と弁護人に対するのと同様の目的外使用を禁ずる規定をおくべきである。

目的外使用をしたか否かに関して裁判所が判断し、当該被告人・弁護人に対して不利益処分を課すとか、あるいは刑事罰として規定し、その職権発動を検察官に委ねるのは、「当該被告事件の審理の準備」との概念があいまいであるだけに、当該被告事件の被告人の防禦活動、弁護人の弁護活動に直接かつ甚大で不当な影響をもたらす虞がある。

「当該被告事件の審理の準備」に該当するか否か、「正当な目的の範囲」か「被告人の防禦活動又は弁護活動のため」に含まれるかどうかは、弁護人の弁護活動の限界を画する極めて判断が微妙な領域であつて、これに関しては弁護士会の判断に委ね、場合によっては弁護士会による懲戒に委ねるとしたほうがよい。

また、被告人の場合も同様であつて、刑罰でこれを禁ずることには疑問がある。刑法第104条証拠隠滅罪は「他人の刑事事件に関する証拠」と規定して本人を除外しているが、これは訴追を受けた当事者に対する期待可能性がなく典型的に不可罰であることを理由としているはずである。

仮に、開示証拠の目的外使用によって、罪証隠滅、証人威迫、関係者の名誉・プライバシー侵害等の弊害が生じた場合には、これらを処罰する既存の規定で対応することが可能である。

(2) 開示された証拠の管理

【意見】「開示された証拠の写しについて、弁護人は、その取扱いには十分注意しなければならない」又は「・・・弁護人は、慎重に取り扱わねばならない」との文言に変更すべきである。

【理由】開示記録の管理・保管については、弁護士間で相当な議論があり、この程度の規定の仕方であれば、「たたき台」に一般論としては首肯しうとの考えもある。

しかし、この規定が弁護人に開示記録の回収義務を課しているのものであると解するならば、これには賛同できない。

記録は公のものであつて誰でも利用可能であるのではないが等々そもそも記録は誰の物かという根本的議論がある上、審理の準備等のために被告人に記録の写しを交付することが必要であることを前提としつつ(このことは検討会でも確認されている)記録を回収する責任まですべて弁護人に負わせるのは事実上不可能を強いるものであり、余りにも過大な負担を強いることにもなりかねない。

これに関しては、身体拘束を受けている被告人との関係では拘置所（代用監獄）による開示記録の差入れ・宅下げに関する制限規定の新設や国家による被告人への記録交付（貸与）制度の創設等々、弁護人の責任に負わせない制度改革によることも一つの方法である。

本件に関するたたき台原案には、裁判所による制裁や罰則の規定はないが、弁護活動の限界にかかわる問題であるから、目的外使用と同様に弁護士会内部の倫理規定等の整備を図る必要はあると思われる。

第2 連日的開廷の確保等

1 連日的開廷の原則の法定

【意見】連日的開廷の原則を法律において規定すること自体に異論はない。

ただし、連日的開廷を可能にするために不可欠な次の各制度を保障するべく、必要な法整備を合わせて行うべきである。

証拠開示の拡充

十分な準備期間（ウェイティング・トライアル）の保障

被疑者・被告人の身体拘束からの解放（保釈等）

接見交通権の拡充

有効な弁護の保障（公的弁護制度、弁護人の権限拡充）

公判の速記録又は録音テープの即時交付

【理由】検討会における論点（検討項目）は、「連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備」なのであるから、連日的開廷の原則を法律に書くというだけでは到底十分な答えではない。そもそも審議会意見書では「連日的開廷を可能にするための関連諸制度の整備を行うべきである」とされていたのである。それが検討会の検討項目では「連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備」と改められ、さらにたたき台では「連日的開廷の原則の法定」とされてしまったのである。法律によって連日的開廷を強制しようとするのではなく、審議会意見書が意図したところをふまえ、力によらずとも連日的開廷が可能となるような条件整備をこそ法律で規定するように工夫すべきである。以下、具体的に述べる。

証拠開示の拡充

連日的開廷となる公判が開始されるまでに、被告人・弁護人が十分証拠を検討して争点を把握したり、立証計画を立てたり、証人尋問等の準備を行うためには、公判前の証拠開示が拡充される必要がある。詳細は、準備手続における証拠開示に関して意見を述べたとおりである。

十分な準備期間（ウェイティング・トライアル）の保障

公判が開始された後は連日的開廷によって早いペースで訴訟が進行する以上、事前準備の期間は被告人の防御に必要な十分だけ保障されなければならない。

必要十分な期間は、検察官の開示証拠の吟味・精査に必要な期間、弁護側証人の出廷可能な時期、鑑定や物証の収集等が行われ提出可能となる時期、弁護人における連日的公判日程の確保が可能となる時期などを考慮して判断されなければならない。

被疑者・被告人の身体拘束からの解放（保釈等）

連日的開廷に向けて充実した事前準備を行うため、また公判期間中も連日的開廷が続く中で弁護人と十分な打合せ等を行うためには、被疑者・被告人が身体拘束から解放されていることが原則とされなければならない。

具体的には、起訴前保釈制度を導入し、権利保釈の除外事由を真にやむを得ない場合に限定し、保証人の保証書や被疑者・被告人の誓約書のみによっても保釈が可能となる保釈保証金以外の保障の新設、勾留理由開示公判を身体拘束からの解放等のための実質的審理手続に改めることなどが必要である。

接見交通権の拡充（夜間、休日、裁判所構内など）

被疑者・被告人と弁護人との打合せ等の充実をはかるには、被告人の身体拘束からの解放が原則とされるべきことと合わせて、接見交通権が十分に保障・拡大されることが必要である。

具体的には、接見指定に関する刑事訴訟法第39条第3項を削除するほか、夜間及び

休日の接見を完全に保障し、公判当日にも接見ができるよう裁判所構内の接見設備を拡充し、さらに電話による弁護人との交通権を保障するなどの制度整備が求められる。

有効な弁護の保障（公的弁護制度、弁護人の権限拡充）

連日的開廷を支える制度として公的弁護制度が必要となることは当然であるが、単に弁護人が選任される体制を作るだけでは意味がないのであり、「有効な」弁護の保障こそが必要である。

有効な弁護を保障するためには、必要な人数の弁護人が選任されることや十分な弁護報酬が支払われることが必要である。

また、弁護人に取調べや搜索、差押、検証、実況見分への立会権を保障すること、弁護人の証人喚問請求を原則的に認めること、弁護人に一定の調査権限を付与すること、弁護人と証人予定者との事前打合せを保障することなど権限の拡充が必要である。証拠保全についても、現行法は検証等を公判において行うことを原則として予定し、「あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるとき」に限って第1回公判期日以前に行うことを認めるものとしているが（法第179条第1項）連日的開廷を行うのであれば同条の要件を緩和し、必要があるときは証拠保全を請求できるように改正すべきである。

公判の速記録又は録音テープの即時交付

連日的開廷を可能とするためには、翌日等の公判の準備のため、公判の速記録又は録音テープが当日の公判終了後即時に交付される必要がある。ことに証言内容を逐語的に把握しうる速記録の交付は重要であり、技術的にも可能となっている。また、録音テープによる場合、当事者に録音を認めるか、若しくは裁判所が録音してダビングテープを交付することが考えられる。

第3 訴訟指揮の実効性確保

1 国選弁護人の選任

【意見】「たたき台」に下線のような文言及び条項を加えるべきである。

ア 裁判長は、弁護人がなければできない準備手続又は弁護人がなければ開廷することのできない公判期日に、弁護人が、正当な理由なく出頭しないとき、若しくは出頭しないおそれがあるとき、又は当該準備手続若しくは公判期日に在席しなかったときは、職権で弁護人を附することができるものとする。

ただし、裁判長は、弁護人の不出頭等について正当な理由がある場合であっても、職権による弁護人選任に対する被告人の同意を得て、弁護人を選任することができる。

イ 裁判長は、職権で選任された弁護人に対し、準備手続又は公判の準備が十分になされるよう、期日等につき配慮しなければならない。

【理由】1 法第289条第2項は、原則として弁護人の不出頭等について正当な理由がない場合に適用されているが、正当な理由がある場合であっても、被告人が同項による国選弁護人の選任に異議がなければ選任をなすという見解があり、実際そのような選任がなされた例も古くには見受けられる。

弁護人の不出頭等について正当な理由があり、かつ被告人が同意しない場合には、いかに迅速裁判の要請があっても、国選弁護人を選任する根拠はないというべきである。

したがって、この点を明らかにする意味でただし書きを加えた。被告人が国選弁護人の選任に異議がない場合には選任を認めるという表現にしなかったのは、被告人が同項による国選弁護人の選任の意義を理解できず、その結果異議を申し立てることができなかったのではないと思われる例が散見されるので、裁判長は積極的に被告人の同意をとるべきものとした。

2 法第289条第2項は公判期日の当日又は直前の国選弁護人選任も予定した規定であると解されているが、そのような措置により被告人の弁護権が不当に侵害されるときは許されない（「注釈刑事訴訟法新版第4巻」141頁、香城敬磨執筆部分（立花書房、1997））。過去の事例の中には、

公判期日の当日に新たに選任された国選弁護人が記録精読の十分な時間がなかったとしても弁護人が異議なく審理に応じたときは弁護権の不当な制限とはならない（最判昭和23年8月5日、最高裁判所刑事判例集第2巻第9号1139頁、ただし旧法関係）。

被告人の弁護人不選任の理由を確かめず、たまたま在廷している他の弁護士を国選弁護人に選任して審理を終結しても、簡単な事件だから防禦権行使の妨げにならない（広島高判昭和25年2月8日、高等裁判所刑事判決特報第6号20頁、ただし規則第179条第2項、第3項の規定がない時代のもの）。

国選弁護人が突然欠席したため、当日召喚により出頭した証人3名の取調等するため、在廷していた弁護士を国選弁護人として選任して審理を進めたとしても防禦権の行使を妨げたり、利益を害するおそれがあった（東京高判昭和30年5月14日、高等裁判所刑事裁判特報第2巻10号472頁）など、現在の被告人の防禦権尊重の考え方からすれば、首をかしげざるをえないものがある。

さらに、今回の刑事手続改革では新たに準備手続が導入され、そこでは争点の整理、証拠開示に関する裁定、証拠調べ請求や意見の聴取、証拠能力判断のための事実取調べなど重要な手続が行われる。

また、公判は連続的集中的に行われることとされ、証人尋問等が一括して集中的に行われることが予測される、とすれば、たとえ被告人が事実について争わない場合であっても、準備手続当日又は直前に選任された弁護人が十分な弁護ができることは稀であろう。

公判手続の場合も特段の事情がない限り、当日又は直前に選任された弁護人が十分な弁護活動ができるとは考えにくい。

そこでイのような規定を置き、弁護人が準備手続や公判のための十分な準備期間を確保できるよう、場合によっては既に決定されている期日の変更等の適切な配慮をすることを求めた。

- 3 弁護人の不出頭等に正当な理由があり、被告人が職権による弁護人の選任に同意しない場合は、本項による弁護人の選任はできず、期日変更等の手続をとったうえ、規則第179条の5、同条の6の手続によることになる（ただし、同条項の「公判期日」とある部分に準備手続を加える必要がある。）。

2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

【意見】(1)及び(2)について、過料の制裁ないし損害賠償及び裁判所による処置請求に関する規定を置くことには強く反対する。

【理由】1 訴訟指揮権について

- (1) 訴訟指揮権とは訴訟の審理に一定の秩序を与え、判決に到達するための裁判の合目的的活動であるとされ、本来の公判期日の指定（法第273条第1項）、訴訟関係人の尋問、陳述等の制限（法第295条第1項）は、これに含まれると考えられている。

「たたき台」は、訴訟関係人の公判期日への不出頭等と尋問・陳述などの制限違反とに対し、一定の制裁を科そうとするものである。

- (2) 刑事裁判、ことに裁判員裁判にあつては、迅速な裁判が求められ、そのため適切な訴訟指揮がなされるべきは当然である。

しかし、もともと訴訟指揮権は、当事者の信頼関係によって担保されるべきであつて、制裁等の強権の発動によって担保されるべきものではない。

すなわち、「訴訟指揮のあり方いかんが文字で書かれた判決以上に重要な意味を持つことも少なくない。たとえば、不満の残る判決であっても、自分の言い分をこれ以上に聞いてくれる裁判所はないだろうと被告人が判断して控訴を断念することもあれば、客観的に妥当な判決でも、あのような訴訟指揮をする裁判所の判断はどんなものでも納得できないと控訴することもある。まさに『裁判は、判決の結果ばかりが重要なのではない。被告人の心服をえるか、国民に信頼されるかは、法廷に

おける裁判官の手續の動かしがたにかかっている』(岸盛一・事実審理と訴訟指揮 296頁)のである」(佐藤博史「訴訟指揮[弁護]」三井誠他・編『刑事手續(下)』549頁、(筑摩書房、1988))

- (3) 公判期日の指定や尋問等の制限は、いわゆる形式的訴訟指揮であり、訴因変更勸告義務の有無や、職権による証拠調べ、当事者の尋問への介入権等について問題となるいわゆる実体的訴訟指揮権と異なり、当事者主義と矛盾しないとされ、積極的にこれを行っても問題がないとされている。

しかし、「公判期日の指定(法第273条第1項)も、一見すると全く訴訟の実体面に関係ないことのように思われるが、裁判所には事務的な訴訟進行のみが念頭にあって、被告人の防禦権は忘れられているのではないかと危惧される事態も過去幾度かあった。」「さらに、形式的訴訟指揮のようにみえても、実体判断が必要な場合もあり、(中略)尋問者が尋問の意図を秘匿したまま周辺部分から尋問を始めたり、あえて重複した質問をする場合があるから、反対尋問に対する裁判長の介入には忍耐が要求される場面のあることも指摘」されている(佐藤・前掲551、553頁)。

すなわち、形式的訴訟行為であっても、その相当性が問題となりうることは明らかである。

- (4) もちろん、訴訟手續の主宰者が裁判所であり、訴訟指揮権の行使についても、最終決定権が裁判所にあることは当然である。違法・不当な訴訟指揮権の行使が行われた場合には、弁護人は、その違法・不当性を指摘し、物理的な抵抗ではなくねばり強い主張と説得によってその誤りを是正させる職責がある(「弁護士自治の問題に関する答申書(日本弁護士連合会昭和53年11月25日)自由と正義第29巻第2号61頁(1978))。

しかし、不当な訴訟指揮権の行使に対する救済は、後述するように、たとえば異議や上訴に対する判断などに限られ、不充分であって、被告人の防禦権侵害は回復するのに多大な労力を要する。

また、訴訟指揮権行使の違法性は裁判官の忌避理由ともならないとされている。

すなわち、いったん訴訟指揮権行使が強権的になされてしまうと、被告人・弁護人にはこれを争うことは困難で、被告人の防禦権が侵害されたままの状態が進行するおそれがある。

- (5) 訴訟指揮権の行使について問題が生じた事例を検討すると、訴訟指揮権の行使の妥当性に疑問があるものも少なくなく(弁護人の不出頭問題等については後述する)当初深刻な対立が生じたものの、最終的には弁護士会及び担当弁護士などとの協議により、正常な訴訟手續が再開されるに至っているのである(「必要的弁護事件に関する刑事訴訟法一部改正案要綱に対する意見書(日本弁護士連合会昭和53年1月)」、「刑事訴訟法一部改正案要綱(必要的弁護事件の例外規定新設)に対する意見書(東京弁護士会昭和53年1月)」、法律時報第50巻第3号54~63頁(1978))。

- (6) 司法制度改革審議会意見書も「必要な場合に、適切かつ実効性のある形で訴訟指揮を行いうるようすることは重要であり、それを担保するための具体的措置の在り方を検討すべきである」(44頁)とするが「充実しかつ円滑な審理の実現のためには、裁判所と訴訟当事者(検察官、弁護人)が、それぞれ訴訟運営能力、訴訟活動の質の向上を図りながら、基本的な信頼関係の下に、互いに協力し支え合っていく姿勢を持つ必要がある」(同頁)とし、信頼関係が前提であるとするのであり、制裁を科すことによって手續を強行するのは却って信頼関係を破壊するおそれがある。

- (7) 以上のような点を考慮するならば、訴訟指揮権の行使に関する不遵守を行政罰であるとはいえ、制裁を持ってこれを担保することは妥当でないというべきである。

2 弁護人の不出頭等に関する制裁について

- (1) 「たたき台」(1)アの規定は、法第150条の証人の出頭義務違反に対する過料及

び費用賠償に関する規定を訴訟関係人に拡張しようとするものである。

しかし、同条の趣旨は、証人が重要な証拠方法であるから、勾引することと並んで、正当な理由なく出頭しない証人に対して、過料及び費用の賠償を命ずることにより、その出頭を間接的に担保する手段を定めたものとされている（「注釈刑事訴訟法新版第2巻」345頁、293頁、亀山継夫執筆部分（立花書房、1997）参照）

これに対して、弁護人や被告人は刑事裁判の当事者及び代理人であり、証人等に対する出頭強制と同列に論じるべきではない。

- (2) 具体的に弁護人の公判等への不出頭、退廷等が深刻な問題を生じた例としては、昭和40～50年代東大裁判や連合赤軍事件、連続企業爆破事件などの事件がある。

日弁連はこれらの事件について調査を行い(杉野修平「必要的弁護事件における弁護人の不出頭、退廷、辞任・解任の事例の紹介と検討」自由と正義1978年2月号61頁以下)、弁護人の職業活動の実情に対する配慮を欠く期日指定を行った事例、弁護人らが被告人との打ち合わせのため行った休廷の申立てを認めず、10分程度法廷外の廊下で打合せしたのち入廷しようとするのを禁止した事例、被告人が失神しているにもかかわらず、弁護人の延期申請を無視して判決言い渡しをした事例や、裁判長の弁護人・被告人に対する発言や訴訟指揮が、いささか性急であり、感情的であったとみられる事例、公判の進行について弁護人と被告人との信頼関係が破綻したことによる辞任・解任等に至った事例等について、原因は裁判所の適切とは思われない期日指定にもあること、裁判官自ら発言や訴訟指揮に妥当を欠く点があったと認めているもの、上級審で訴訟指揮・期日指定が相当でなかったと指摘されている事例も複数あることを述べている。

- (3) いずれにしても、「ほとんどの場合、弁護人の不在廷は一時的なものであり、裁判官・弁護人ら関係者のその後の冷静な対応で解決されており、」なによりも強調しなければならないのは、事件の実情に即した相互理解をもとの訴訟関係者が協議することによって、とくに裁判官が当初のかたくなな態度を改めることによって、あるいは弁護士会及び裁判所のあっせん・調整等の努力によって、事態は解決され、現在円滑に審理が行われているということである」(東京弁護士会意見書・前掲法律時報59頁)

これらの事件後に、弁護人の不出頭等が裁判所と深刻な対立を生じた例はほとんどなく、少なくとも現在では、「たたき台」のような規定を置くべき立法事実はない。

3 尋問・陳述の制限について

- (1) 「たたき台」の規定は、弁護活動に対する不当な制限となり、被告人の防禦権に対する重大な侵害となるおそれが強く、一層強く反対せざるを得ない。

- (2) とところで、尋問等の制限は、尋問等が重複であったり、事件との関連性のない事項にわたる場合等になされるものであるが、重複であるのか否か、関連性の有無は極めて主観的、価値的なものである。また重複尋問は、時には確認の意味で、あるいは反対尋問の対象を明確にするため、既に行った証言を翻させないため等、さまざまな理由から行われ、裁判官自身からもなされることもあり、必要な重複尋問があることは否定できない。

関連性についても同様で、とくに証人の証言の信憑性を攻撃する場合などには、事件とは一見関連のなさそうな事項から尋問を始めることもあるし、関連性の有無についても裁判所と評価が異なることもある。

こうした訴訟活動の評価にかかわる微妙な問題について、裁判所に過大な権限を与えることは妥当ではない。

また、前記の日弁連の調査報告にもあるように、裁判官も事例によっては興奮のあまり、妥当性を欠く訴訟指揮に走ることもないとは言えず、制裁付の強権が与えられれば、とくに尋問制限等について裁判所の制限命令の濫用を助長するおそれが

ある。

そして、「たたき台」のような強力な権限が裁判所に与えられた場合、弁護人はその程度によっては制裁が科されるかもしれないと思いながら、尋問を続けることは容易ではない。しかも、その制裁が処置請求にまでつながる、ということになれば尋問が及び腰になるのは避けられない。

こうした事態は前記司法制度改革審議会意見書が目指す「当事者が活発に主張・立証を行い、それに基づいて裁判官（及び裁判員の参加する訴訟手続においては裁判員）が心証を得ていくという」「本来の公判の姿」（４４頁）とは異なったものと化してしまうおそれがある。

- (3) 1でも述べたが、尋問制限等については相当でないことを理由とする異議も認められているものの、その判断を当該裁判所がすることとなるため、実効性に乏しい。

しかも、尋問制限は、弁護人が防禦のため重要だと考える事項についてなされる場合、深刻な立証制限となるおそれがある。とくに裁判員裁判では証人尋問が立証の中心となるから、証人尋問が十分にできないことは被告人にとって致命的なものとなり、尋問制限がもたらした弁護活動の不十分さは、判決に対する上訴によるしか不服申立ての方法がない。

- (4) なお、一部の事件で、弁護人の反対尋問が訴訟遅延の原因であるかのように批判されることがある。しかし、たとえば、証人の捜査段階での供述調書の任意性、信用性が問題となり、刑事訴訟法第321条第1項第2号後段が存在し、その実務上の運用によって容易に証拠として採用されるという現実のために、問題点をすべて尋問せざるをえない実情がある（いわゆるリクルート事件では、14年間の審理の大半がこうした尋問に費やされた。）

また、被告人と意思の疎通が十分できない事件においても、弁護人が考えうる論点について網羅的に尋問を行わざるをえないこともある。

近年は、現行の制裁のない規定であっても、そのほとんどは適切な訴訟指揮がなされることによって、訴訟はスムーズに進行しているのであって、少なくとも現段階では、制裁規定を置くべき立法事実はない。

以上のとおり、尋問制限等の違反を理由とする制裁規定の新設はなされるべきでない。

4 裁判所による処置請求は極めて重大な問題をはらんでいる。

- (1) 裁判所による処置請求は規則第303条に規定があるが、「たたき台」とは次の点で異なっている。

同条では、「訴訟手続に関する法律又は裁判所規則に違反し、審理の迅速な進行を妨げた場合」とされている要件が、「たたき台」では正当な理由のない不出頭等及び尋問等の制限命令違反によって制裁を科したとき」となっている。

同条では、裁判所が「特に必要と認めるとき」に処置請求をすることができる」とされているが、「たたき台」では上記制裁を科した場合は必要的に行うものとなっている。

同条では、裁判所は、検察官又は弁護人が訴訟遅延行為を行った場合には、まず、検察官又は弁護人に対し、理由の説明を求めることができるとしているが、「たたき台」では、理由の説明を求める手続が規定されていない。

同条では、弁護人の場合は所属弁護士会又は日本弁護士連合会に「通知し、適当の処置をとるべきことを請求」し、弁護士会は「そのとった処置を裁判所に通知しなければならない」とされているが、「たたき台」では弁護士会は「速やかに適当と認める処置を採り、その採った処置を裁判所に通知しなければならない」となっている。

- (2) 当会としては「たたき台」のような制裁そのものに反対であるが、これを措くとしても、制裁を科したことを処置請求の要件とすることに反対である。

これらの制裁は訴訟上の勢いから 裁判所が感情的となって発動されることも十分考えられるからである。

たとえば、これまでの同条に基づく処置請求ないし弁護士会・日弁連への「通知」「善処方要望」という形式の処置請求類似事案（日弁連で把握しているのは 11 件である）に関する日弁連の調査結果によれば、裁判所に対し処置をしないと回答したものがあり、中には対象となった事件の裁判官の転出により自然消滅となった事例や、裁判官が感情的となったことがうかがえたり、職務発動に行き過ぎがあると思われるものや妥当性が疑わしい事例もある。

すなわち、裁判官によっては感情的になるなどして、ただ一回の行為で訴訟遅延の程度も小さな事案であっても、制裁権を発動する可能性は低いとはいえないのである。

以下のことから、正当な理由のない不出頭・尋問制限違反を処置請求の対象とすることは、その濫用のおそれを考慮すると、これを認めることはできない。

ただし、それが明らかに「審理の迅速な進行を妨げた」という要件に該当すれば、同条によることは可能である。

すなわち、わざわざ独立の処置請求の要件を置く理由はない。

(3) 制裁と処置請求との連動はさらに問題がある。

これまで同条による処置請求・処置請求類似案件は前述のとおり、件数もさして多くなく、しかもその多くが昭和 50 年代以前のものである。

処置請求等の事例が少ないのは、同条第 2 項の要件が「裁判所は特に必要があると認めるときは」とされていることによるとと思われる。

すなわち正当な理由のない不出頭があっても偶発的であったり、訴訟遅延の程度が著しくない場合とか、法廷で弁護人と裁判官が尋問・陳述をめぐる激しく応酬し、時には尋問等の制限がなされても、当該裁判所が冷静になり特に処置請求をするほどの必要はないと判断する場合などが多いと考えられる。

ところが、「たたき台」では、処置請求については、そのような裁量の余地はなく、正当な理由のない不出頭等について制裁が科されれば機械的に処置請求がなされることになる。しかも、処置請求をなすにあたり、当事者に説明をなす機会が与えられていない。

こうした規定の新設は、弁護士・弁護士会と裁判所の関係を徒に対立的にするおそれがある。

(4) 現在単位弁護士会と裁判所・検察庁の間には第一審強化方策地方協議会や法曹協議会、あるいは刑事手続協議会等の協議機関があり、個別案件そのものではなくとも、事実上関連する問題の解決をめざした制度的な意見交換の場が存在する。

これまで同条による処置請求・処置請求類似案件は、前述のとおり、件数もさることながら、刑事裁判の迅速化等をめぐる議論がそうした場で継続してなされることにより、弁護士・弁護士会と裁判所や検察庁との信頼関係は醸成されるのであり、ドラスティックな処置請求等の方法はむしろ逆効果となろう。

(5) 以上の他、制裁や処置請求をめぐるは次のような問題もある。

同条第 2 項、第 3 項の規定の「適当な処置」の異議は必ずしも明確ではないが、これまでなされた処置請求の内容から見ると、多くは弁護士会による指導・監督を求めるものである。同条項は弁護士会等に適当の処置をとるべき義務を認めたものではなく、処置しないという回答も可能であると解釈され、上記の処置請求の実例でも「処置しない」旨の回答もいくつか存在する。しかし「たたき台」の文言は処置をとるべき義務を定めているようにも見え、また「たたき台」の説明にもそう取れる部分がある。「たたき台」の趣旨が弁護士会に処置をとるべき義務を定めるものであるならば、弁護士に対する資格審査、懲戒処分等は弁護士会自らが行うものとする弁護士自治の原則に真向から衝突するものであり、絶対に容認できないものである。

とくに懲戒処分が適当な処置に含まれるかは定かでないが、含むという解釈

に立てば、その違法性は看過できない。

）正当な理由のない不出頭等については、日弁連はこれらが弁護士倫理に反することを明文化した「刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程」（1979年）を規定している。

事案によっては、特定の事件における弁護活動の当否を直接対象とするだけに、弁護権の独立との関係で慎重な検討が必要であるが、いずれにしても、これらの問題は基本的に弁護士自治の原則のもとで解決されるべきであり、裁判所に強権を与えることによって解決すべきではない。

第4 直接主義・口頭主義の実質化

【意見】直接主義・口頭主義を実質化するために裁判員制度による裁判で実施される公判手続は、裁判員制度対象事件以外の事件についても当然に採用されるべきであり、異なる考慮をすべきではない。

【理由】「裁判員制度について」と題するたたき台においては、直接主義・口頭主義に忠実な審理と判決を行なうことを目的として、更新手続、冒頭陳述及び証拠調べ等に関して、多くの提言を行なっている。

このような直接主義・口頭主義に忠実な審理と判決は、刑事裁判の本来の姿であり、裁判員制度を採用するか否かには関係なく、現行の職業裁判官制の下でも実施されるべきであった。ところが、現在の刑事裁判の実態は、直接主義・口頭主義の精神から大きく乖離し、捜査段階から公判、判決に至るまで、供述調書を始めとする書面に大きく依存しているのは周知の事実である。「調書裁判」、「精密司法」と呼ばれるこうした現状は、裁判員制度の導入を契機として、根本的に改められる必要がある。

現実問題としても、裁判員制度が適用される事件とそれ以外の事件とで捜査の手法や調書の作成方法を変えるのは困難であるし、意味がない。

また、公判手続に関しても、裁判員制度による重罪事件で直接主義・口頭主義による集中審理が実現されたのに、それ以外の事件で従来のような調書を中心とした審理・判決をするのは不自然であり、これも意味がない。たとえば、供述調書の任意性・信用性の立証を録音・録画によって行なう方法は、職業裁判官制の下であっても有効であり、そのためには、事件の種類にかかわらず、取調の録音・録画が必要である。

このように、裁判員制度とともに実施される上記更新手続、冒頭陳述、証拠調べ等は、わが国の刑事裁判一般の方式となるべきである。

第5 即決裁判手続

【意見】 即決裁判手続は「たたき台」の提案のままでは賛成できない。

即決裁判手続の問題点を克服するには、公的弁護体制の充実等に鑑みつつ、アレインメントの導入を検討すべきである。

【理由】 1 捜査の改革が提案されておらず中途半端である

即決裁判手続が実施された場合、審理期間に次のような変化が生ずる。

即日判決であるから、結審後判決期日までの期間が短縮される。

国選弁護人のすみやかな選任と証拠開示により第1回公判期日を早めに開催することにより第1回公判期日までの期間が短縮される。

このようにある程度の審理の短縮は実現はできる。

しかし、「捜査の結果」が現行の運用と相違のない20日間の勾留を前提とするかぎりは、捜査の手法に何の変化を生じさせずに、結局、上記程度の審理の短縮が実現するという中途半端な改革となる。

2 少なくとも以下の諸点が改革されるべきである

(1) 「捜査の結果」の部分の一定の短期間（短時間）に設定すること（たとえば、逮捕後72時間）が必要である。

(理由) 本件即決裁判手続は前記に見るとおり、審理の期間が若干短縮されるほかは、結果として現行の運用と大差がないものとなる可能性がある。何よりも捜査の改革が図られないかぎり、刑事手続の抜本的な改革とはならない。そこで、即決裁判手続申立てまでの期間（時間）を一定の短期間（短時間）に区切

るとの制度設計をすることは、捜査の軽減（必要最小限度の証拠収集、膨大な調書作成の不要）につながり、公判の在り方をも変革する。その結果「争いのある事件とない事件とを区別し、捜査・公判の合理化を図る」ことを是とする司法制度改革審議会の意見書の趣旨を実現することになるはずである。

(2) 即決裁判手続の申立てをした場合に、弁護人がついていない場合には速やかに弁護人を選任すべきである（必要的とすべきである。）

(理由) 簡易化された捜査公判手続の選択は、一種の処分権を被疑者・被告人に付与する手続であるから、資格のある弁護人の援助の必要性が高まる。ことに、事実に関する上訴を制限するか否かにつき、上訴を制限する制度を構想した場合にはなおさらである。

(3) 量刑において、罰金・執行猶予・懲役3年以下など短期の実刑等科刑制限を設けるべきである。

(理由) 被告人・弁護人が即決裁判手続の申立てに対する同意をする場合に、ある程度の先の見通しが必要であり、被告人・弁護人の立場から即決裁判手続を利用する動機付けが必要である。ただ、その範囲を余りにも狭くする必要はない。要は見通しとの関連であり、検察官と弁護人との折衝がルール化されるようになれば、その範囲は拡大することがあってよい。

3 事実に関する上訴制限は設けるべきでなく、B案を支持する。

(理由) 事実誤認を理由とした上訴を認めるとすれば、短期間（短時間）での即決裁判手続申立てが十全に機能せずに結果として捜査の改革に繋がらないことになるので、上訴制限をすることによって本構想がよりよく機能することになるという意見もある。しかし、そのためには、弁護人の選任が必要的とされるべきであり、すみやかな全面的証拠開示が必要となるが、そのような制度整備が進むとは限らない。また、仮に上訴制限を設けなくとも、事実を認めている被告人を前提とする場合には、事実誤認を理由とする上訴はあまり考えられないから、上訴制限を設けた場合と比較して上訴件数に大きな差は生じない。このようなことを考慮すれば、上訴制限は設けるべきではない。

4 即決裁判手続の問題点を克服するには、公的弁護体制の充実等の状況を鑑みつつ、アレインメントの導入を検討すべきである。

(理由) 審理にメリハリをつけ、争わない事件は量刑に、争う事件はその事実の存否に関する審理に集中できる。そのことは、捜査の合理化や裁判の充実・迅速化に資する。

被疑者・被告人の迅速な裁判を受ける権利の保障に繋がる。

被告人に処分権を付与することによって、裁判に関わる被告人の主体性が高まり、その意思確認手続の厳格性が保障できる。

早期に弁護人の援助を受ける権利の必然性、捜査の透明性、証拠開示等の必然性が導かれる。

本件即決裁判手続との対比で決定的に異なるのは事実に関する証拠調べ手続の存否であり、現在の通常公判との対比で、即決裁判手続よりも抜本的な改革となる。

(兵庫県弁護士会有志)

第1 はじめに

上記試案は、刑事裁判の迅速化を基本的要請として、裁判員制度の導入に伴う裁判員に負担をかけない公判審理の実現と必要性という要因が働いて立案されたものと考えられる。確かに、こうした要請等を否定するものではないが、他方、刑事訴訟手続における本質的な要請である無罪の推定、予断排除の原則、伝聞及び自白法則等の証拠法則その他の基本原則が歪められるものであってはならないのである。もし、そのようなことがあるとすれば、それは刑事裁判の迅速化や裁判制度の採用に名を借りた、刑事訴訟制度の「改悪」と言わざるを得ない。

また、現在司法制度改革において、えん罪を抑止するための不可欠の制度改革として、取調べの全過程の録音等捜査の可視化の実現に向けて制度的検討がなされているが、この捜査の可視化という理念も本課題の検討においても考慮されるべきである。

そこで、試案に対する各論的検討の前に、以上の刑事訴訟法上の諸理念に基づいて、準備手続の制度化の前提として確保されるべき最低限の条件を明らかにする。

1 適正且つ十分な準備手続期間の保証

言うまでもなく、捜査機関は人的資源や強制力を裏付けにして捜査を行うものであり、その情報収集能力は弁護側を遙かにしのぐものである。したがって、公判手続開始時点において、検察官が保有する情報量と弁護側のそれとは大きな差がある。この実態を直視する限り、準備手続が実質的な平等の実現という目的に従って運営されるべきであり、弁護側が、公判期日の指定に先立ち、弁護人が情報量において検察官と対等の立場を確保でき、且つ公判廷において十分に被告人が防御権を行使しうるに足りる、適正且つ十分な準備手続期間が、保障されなければならないと考える。

2 準備手続を経たことによる弁護人側の主張、立証に対する失権効の排除

無罪推定の原則からすれば、弁護人及び被告人は検察官提出に係る主張及び証拠を弾劾し有罪立証を減殺或いは覆しさえすれば良いはずである。したがって、弁護人側の主張立証は検察官による主張、立証に応じて多様で柔軟な対応が要請される。さらに訴訟は動態的なものであり時々刻々変化し、あらかじめこれを予想し効果的で的確な反論或いは反証を準備することは不可能である。したがって、準備手続の終了により弁護人側に上記のごとき失権効を認めることは刑事訴訟の理念からしても背理であると言わなければならない。前項で指摘した実質的平等の実現の観点からしても、失権効の排除は強く求められるものである。

3 検察官による全面的且つ無条件の証拠開示

検察官が有罪立証と矛盾する証拠を収集しながら非開示記録として公判廷に提出されない例はしばしば認められ、それが事案の真実解明を阻害し引いてはえん罪を生み出す要因となったことからすれば検察官はこうした開示の責務を負うと考えるべきである。また、捜査の可視化の実現は現在の司法改革においても具体的な検討課題になっており、この趣旨の実現からしても、捜査機関が捜査段階で収集した全資料を開示されなければならない。さらに、無罪の推定を受ける被告人が、十分な防御権を尽くすという観点からも強く求められる。

以上の前提条件を踏まえて、以下の試案について各論的検討を行う。

第2 各論

1 「刑事裁判の充実・迅速化について(その1)」について

(1) 第1回公判期日前の準備手続の目的決定等

第1回公判期日前の準備手続の決定

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第1回公判期日前の準備手続をすることができるものとする。

ただし、被告人もしくは弁護人が準備手続を拒否するときは、この限りでない。

準備手続の目的

裁判所は、公判の審理を迅速かつ円滑に行うことができるよう、準備手続において、事件の争点及び証拠の整理に努めるものとする。

第1回公判期日前の準備手続の主宰者

第1回公判期日前の準備手続は、受訴裁判所以外の裁判所が主宰するものとする。

(2) 第1回公判期日前の準備手続の方法等

準備手続の方法

第1回公判期日前の準備手続は訴訟関係人が出頭して行うものとする。

準備手続の出席者

準備手続には、検察官、被告人及び弁護人が出席するものとする。

準備手続の内容

以下の諸点が確保されるべきである。

- a 検察官による手持ち証拠の全部の証拠開示の確認
- b 検察官に対し、証拠調べの請求をさせ、さらに、被告人又は弁護人から希望があれば、証拠調べの請求をさせること
- c 証拠能力に関する事実調べは準備手続でなく、第1回公判期日以後に行うものとする。
- d 被告人に対する黙秘権告知を要する。
ただし、通常、第1回公判期日において黙秘権の告知がなされているが、第1回公判期日前に準備手続をなすとすれば、準備手続においても、まず、第一に黙秘権の告知がなされなければならないからである。

(3) 検察官による事件に関する主張と証拠の開示

取調べ請求証拠以外の証拠の開示

検察官は、裁判所に取調べを請求する証拠以外の証拠についても、検察官が保管する証拠（いわゆる検察官手持ち証拠。警察などの捜査機関が保管するものももちろんこれに含まれる。）の標目を記載した一覧表を添えて、これら一切を被告人又は弁護人に対し開示しなければならないものとする。したがって、試案のA案、B案のいずれについても反対。

(4) 被告人側による主張の明示

主張の明示等

ア B案を基本としつつ、文末を「～を述べることにつとめるものとする。」に訂正する。また、準備手続においても被告人に黙秘権があることを確認し、被告人が主張等を強要されることがないことを併せて宣言するべきである。つまり、通常、第1回公判期日において黙秘権の告知がなされているが、第1回公判期日前に準備手続をなすとすれば、準備手続においても、まず、黙秘権の告知がなされなければならない。

イ B案を基本としつつ、文末を「～できる限り、その取調べを請求し、かつこれを開示することにつとめるものとする。」に訂正する。「ただし、弁護人は、被告人の防御上の利益を考慮して、証拠調べの請求や開示をなす時期については、必ずしも準備手続に制限されない」ことが、確認されなければならない。

開示の方法

試案の3行目～5行目を削除。

試案の前2行（「～知る機会を与え」）に続けて、「～るものとする」に改める。

(5) 争点に関連する証拠開示

「検察官は、被告人又は弁護人が前記4(1)3により主張ないし証拠調べを請求したことにより、形成された争点に関して、前記3により未だ開示していない手持ち証拠を有するときは、被告人又は弁護人からの請求により、速やかにこれら手持ち証拠の一切を被告人又は弁護人に対し開示しなければならないものとする。」

前記のとおり、3において検察官の手持ち証拠の全面的証拠開示を行わせる関係で、本5項は不要になるとも解される。ただし、例えば次のような場合には、本項はなお必要と解される。

すなわち、4において被告人ないし弁護人が検察官が全く想定していなかった違法性阻却事由や責任阻却事由に関する主張をなし、これらの存否が争点になるとすると、さらに、検察官からこれらに関する手持ち証拠の一切を開示させる必要がある。

よって、このような場合に備えて、本項は前記のとおり必要と考えた。

(6) 更なる争点整理と証拠開示

検察官、被告人又は弁護人にさらなる主張があり、検察官において、さらに開示

すべき手持ち証拠があるときは、以上と同様の手続を繰り返すものとする。なお裁判所は、検察官においてその手持ち証拠を速やかに被告人又は弁護人に開示したことを確認することにつとめ、前記手続が迅速に終了することに努めるものとする。

(7) 証拠開示に関する裁定

開示方法の指定に関する部分はいずれも反対

開示命令

裁判所は、検察官が開示すべき証拠の開示をしていないと認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示すべき期限を通知し、検察官が当該期日までに証拠の開示に応じなければ、当該証拠に関する争点については被告人又は弁護人の主張を事実として認定することになる旨の制裁措置を検察官に対し告知できるものとする。

証拠の提示命令に関する部分は反対

証拠の標目の提出命令に関する部分は反対

(8) 争点の確認等

準備手続終了後の主張

第1回公判期日前の準備手続の終了後の主張の可否については、被告人及び弁護人については、制限をもうけないものとする(試案のB案に同じ)。検察官は、やむを得ない事由によってすることができなかった場合や証拠調べの結果相当な理由がある場合を除いては、準備手続の終了後に(1)により確認された争点と異なる主張をなすことはできないものとする(試案のA案に同じ)。(つまり、検察官に対しては試案のA案のようにやむを得ない場合もしくは証拠調べの結果相当な理由がある場合を除いては、準備手続の終了後に新たな主張の提起をすることは原則として否定されるものとするが、他方、被告人、弁護人に対しては、事後の主張について一切制限を設けない試案のB案が相当である。)

準備手続終了後の証拠調べ請求

第1回公判期日前の準備手続の終了した後において、当事者が準備手続で請求しなかった証拠についての証拠調べを請求することができるかどうかについては、被告人及び弁護人については制限をもうけないものとする(試案のC案に同じ)。検察官については、やむを得ない事由によって請求することができなかった場合を除き、準備手続の終了後に新たな証拠の取調べを請求することはできないものとする。

なお「やむを得ない事由によって請求することができなかった場合」とは、準備手続の終了後において新たに発見された証拠など、準備手続においては請求することができなかった証拠に限定されるべきである。

(つまり、検察官については試案のA案のAを基本的に採用する。ただし、試案のA案のイとして、裁判所が職権で証拠調べをなし得る余地を認めている点については、採用しない。)

(9) 開示された証拠の目的外使用の禁止等

目的外使用の禁止

ア 試案のとおり。

ただし、主体として、「被告人及び弁護人」の前に「検察官」も挿入する。

イ 試案のうち、弁護人を除いて、そのままとする。

ウ 試案を削除。

開示された証拠の管理

試案のとおり。

2 「刑事裁判の充実・迅速化について(その2)」について

(1) 連日的開廷の確保等

連日的開廷の原則の法定

刑事裁判において、そもそも連日的開廷が必要か否かについて議論を深めるべきである。迅速な審理そのものは否定するものではないが、被告人の防御権や適正手続の保障を蔑ろにした上で達成されるべき課題ではない。

また、拙速な準備手続の後に引き続いて連日的開廷を行うのであれば、検察官と弁護人の調査能力における大きな差異を前提とすると、弁護人に弁護活動を行わせないと同様の結果を招くことになる。

よって、連日的開廷の必要性が十分に論証されることを前提に、連日的開廷の法定は、充実した準備手続を経ることを踏まえて行うべきである。

(2) 訴訟指揮の実効性確保

国選弁護人の選任

たたき台の主眼は「弁護人が出頭しないおそれがあるときにおける国選弁護人の選任」にあるが、どのような場合に「出頭しないおそれがある」と判断すべきか明確でない。弁護人選任権は被告人に認められた憲法上の権利であり、被告人が自らの意思で弁護人を選任したにもかかわらず、裁判所が被告人の意思を無視して「出頭しないおそれ」という明確性を欠く要件に基づいて弁護人を付するならば、被告人の弁護活動を行う弁護人が2系統併存することとなり、その後の弁護人による弁護活動に混乱を来しかねない。これは寧ろ刑事裁判の迅速化に逆行する可能性が高い。よって「出頭しないおそれ」という裁判所の恣意を入れる余地のある文言において裁判所に国選弁護人の選任を認める案には反対である。

訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

a 命令の不遵守に対する制裁

公判期日の指定が弁護人の都合を無視して行われることを前提とするならば、弁護人に無理を強いて従わなければ過料を科すことになり、到底容認できるものではない。仮にそのような趣旨でないとしても、公判期日等への出頭を過料によって間接強制することが相当であるとは考えられない。

弁護人の弁護活動として、検察側証人の証人尋問の結果についてその趣旨や信用性を確認するために、同趣旨の尋問を繰り返すことが必要となる場合があり、これに対し過料をもって応じるのであれば、弁護人は過料を避けるため萎縮した弁護活動を行わざるを得ず、その結果、正当・相当な弁護活動ができないこととなり、到底容認できない。

b 裁判所による処置請求

たたき台の考えは、実質的に裁判所が弁護士を懲戒するのと同じであり、これは弁護士自治の考えを大きく逸脱するものである。弁護人は国家権力から独立することによって自由に弁護活動が行えるのであるから、裁判所が懲戒権限を持つに等しい同制度は到底容認できない。

(3) 直接主義・口頭主義の実質化

直接主義・口頭主義の実質化については、裁判員対象事件であっても同事件以外であっても、特に異なる考慮をすべき点はない。但し、たたき台が指摘するペーパーに記載されている事項は、直接主義・口頭主義とは直接の関係性は薄く、裁判員が心証を形成する上での便宜的・政策的事項が多数含まれていると思われる。

(4) 即決裁判手続

たたき台では、争いのない事件について簡易な手続によって審理し、原則として即日判決を言い渡す手続として即決裁判手続を設ける案を提示している。しかし、公訴事実争いのない事件であっても、情状面の立証は個別に行われるべきものであり、全く同じ犯罪を犯した場合であっても、量刑に差異が生じることもあってしかるべきである。

ところが、証拠調べ手続も簡略化され、証拠書類・証拠物を一切具体的に検討することなく即日判決を言い渡すのであれば、量刑は必然的に犯罪事実のみによって結果的に決定されるものと言わざるを得ず、当該被告人にとって適正妥当な判決が言い渡されるとは限らない。

その一方で、被告人にとっては無為な裁判が長期化することによる弊害も無視し得ないから、即決裁判手続を全ての犯罪類型において一律に創設するのではなく、一定の犯罪類型のみに限局して採用すべきである。また、即決裁判により予想をはるかに超えた量刑の判決が言い渡されることの弊害も無視できないから、被告人において量刑が予想できるものでなければならず、そのため、刑事訴訟法の改正にとどまらず、量刑を明確化するための立法が併せて必要になると思われる。

また、即決裁判手続は手続の合理化・効率化のために本来の手続よりも簡易な手続で刑事裁判を行うものであるから、これを原則的な扱いとするのではなく、厳格な要件を定めた上での例外的措置として認めるべきである。

以下は、即決裁判手続による必要性が認められる案件を前提に検討するものである。

即決裁判手続の申立

概ねこれでよい。

即決裁判手続の決定

被疑者が即決裁判手続によることについて異議がない場合においても、供述の任意性が問題となるような事案においては、なお弁護人において供述調書の証拠能力について検討する必要がある。とすれば「できる限り速やかに即決裁判手続によることについて異議がないかどうか確かめる」のは、弁護人において検察官提出予定証拠を十分に検討した後でなければならない。検察官による取調予定証拠の開示も、裁判所の弁護人に対する即決裁判手続によることの異議の確認は、いずれもその時期について「できる限り速やかに」と同様の文言が用いられるのみであるが、これが同時期を示すものであれば当然容認できない。

即決裁判手続は例外的に認められる手続であると考えべきであるから、裁判所が公判期日において即決裁判手続によって審判する旨の決定をする場合においても、「被告人及び弁護人が公判手続に先立ち、同手続によることに異議を述べず、かつ、冒頭手続において有罪である旨の陳述をした場合」に限定すべきである。

即決裁判手続による裁判

即決裁判手続によるべき場合を犯罪類型及び被告人・弁護人の陳述によって限定した場合、即決裁判手続によることの決定が取り消される場合が出てこない。仮に、たたき台のとおり、裁判所が即決裁判手続を不相当と判断し決定を取り消した場合は、正式手続に戻ることになるのであるから、即決裁判手続を決定と判断した裁判所の判断によって被告人に不利益を科すことは到底認められず、証拠に対する意見を改めて聴取するべきである。

(5) 上訴

たたき台においても、即決裁判手続において後に有罪の陳述を撤回する余地を認めている。とすれば、上訴審においても有罪の陳述を撤回する余地を認めるべきであり、認定された罪となるべき事実には誤りがあることを理由とする上訴の機会を奪うことは到底許されない。上訴の制限を設けないことが妥当である。

(福岡県弁護士会)

第1 刑事裁判の迅速化を考える際の基本的視点について

- 1 刑事裁判の充実・迅速のためには、現行制度の運用の改善とともに、制度の改革が必要不可欠である。憲法37条1項は、「すべての刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」と定める。このように、刑事事件における迅速な裁判の要請は、基本的に被告人の権利とされていることに留意されるべきである。もとより、刑事裁判が行為者の刑事責任という社会的責任の有無及びその内容を決するものであることから、その裁判が迅速かつ適正に行われることは、社会的関心事であり、社会性を有するものであるといえる。しかしながら、前記のとおり、迅速な裁判の要請が、基本的には被告人の権利として憲法上保障されてい

る上、我が国の憲法において、法定手続の保障（憲法 31 条）をはじめとして、刑事手続について詳細な規定を設けているのも（憲法 33 条以下）、過去の歴史の中で、刑事手続、刑事裁判の名において、多くのえん罪、誤判、人権侵害を生んだということに対する反省に基づくものであることを銘記すべきである。

刑事手続がなされることによって社会的感銘力が発揮されるという観点でも、また、証拠散逸を防ぐという手続的な観点からも、迅速な裁判が求められるということは理解できるものの、迅速な裁判を形式的に希求することは、刑罰の拙速な実行に陥る危険を有しているものであって、まずは、適正かつ充実した裁判がなされるための運用や制度が構築されることが肝要である。

- 2 我が国の刑事手続は、第二次世界大戦後の刑事訴訟法の制定に際し、いわゆる当事者主義的構造を多く採り入れている。当事者主義は、被疑者、被告人について、これを訴訟の客体としてではなく、訴訟の当事者として、訴追者である検察官と対等の地位を与えることを基本とするものであり、それによって、被疑者、被告人の権利を保障するとともに、双方当事者が、それぞれの立場で主張立証を尽くすことにより、事実が明確になり、実体的な真実発見にも資することになり、適正な裁判が実現するという考え方に基づくものである。この制度は、検察官と被疑者、被告人とが、実質的にも対等であってはじめて実効性を有するものであり、弁護士制度も、訴訟の場では圧倒的に劣後的立場にある被疑者、被告人を援助するものとして存在する。

しかしながら、我が国の刑事裁判の実情は、警察官及び検察官が捜査段階において収集した証拠、殊に、被疑者が身体拘束を受けた状態で長時間の取調を受け、そこで作成された供述調書といった書証による証拠調を中心として進行している。したがって、裁判において、争いになった刑事事件の多くは、捜査段階で収集された証拠に対する検討、吟味が手続の中核をなしているといっても過言ではなく、自白調書の任意性、信用性判断のための証拠調手続に多くの時間を費やしているといった状況にある。

- 3 また、検察官の手持ち証拠については、原則として、検察官が取調請求予定の証拠について開示がなされ、被告人はもとより弁護士としては、他にいかなる証拠が存在するか判らないまま、訴訟が進行し、事案によっては、その進行状況によって、五月雨式に証拠が開示されている。しかも、検察庁からの取調請求予定の証拠についても、その開示は第一回公判期日の 2 週間ないし 10 日程度前になってなされており、立証趣旨を明記した証拠調請求書（実務では証拠等関係カードをもって代えることが多い）については、公判期日前日になって交付されず、公判期日当日、法廷で交付されているのがほとんどである（なお、この点は福岡地方裁判所第一審強化方策協議会において何度も改善要求を議題として提案しているが、残念ながら改善される気配はなく、また裁判所も改善について積極でないのが実態である）。

裁判の充実、迅速化の方策として、準備手続の活用、争点整理の明確化等が挙げられているが、そのためには、必要かつ十分な準備期間が保障されることが必要最低限の条件である。

- 4 以上のことから、刑事裁判における充実、迅速化のためには以下の点についての根本的な改革が必要不可欠な条件である。

全面的な証拠開示

録音録画による取調の全過程の可視化

保釈制度の改革等身体拘束制度の改革をすることによって、弁護士との実効的な準備の確保を可能にすること

刑事訴訟法 39 条 3 項を廃止する等の接見交通権の実質的な保障をすることによって、弁護士との実効的な準備を可能にすること

充実かつ迅速な裁判は上記の点の実現されるか否かで左右されるといえるほど重要であり、連日開廷や準備手続を整備しても、上記の点が改革できなければ単に形式的に手続を制度化するだけになり、却って、本来の目的である充実した審理や適正な裁判実現を阻害することとなる。

以下「たたき台」について必要な限りで意見を述べる。

第2 その1についての意見

1 準備手続の目的等

(1) 準備手続の決定

同規定案自体に特に異存はないが、早期の証拠開示等によって、十分な準備期間が保障されることが必要である。

(2) 準備手続の目的

アについては、「公判の審理を充実させ、迅速かつ継続的に行うことができるよう」とすべきであり、イについては削除すべきである。

(3) 裁判員制度対象事件における必要的準備手続

特に異存はない

(4) 準備手続の主宰者

B案に賛成する。

2 準備手続の方法等

(1) 準備手続の方法

アについて、出頭と書面の提出を並列的に規定しているが、書面の提出は補充的なものにすべきである。

イについて、被告人に対しては黙秘権告知を行い、応答義務がないことを明定すべきである。

ウについては、特に異存はない。

エについては、削除すべきである。

被告人に主張や証拠に関する署名義務を認めるのは相当でない。

(2) 準備手続の出席者

規定案については、特に異存はないが、被告人の出席について、被告人が希望すれば準備手続に出席できる旨の規定を設けるべきである。

当事者である被告人の出席権が保障されるべきだからである。

(3) 準備手続の内容

証拠能力の判断のための事実取調べ、証拠調べに対する決定については準備手続で行うのではなく公開の法廷での公判手続において行うべきである。規定案では、「専ら」証拠能力の判断のための取調べとするが、証拠能力に関する取調べ及び判断については、それが実体に対する判断とは、理論上は区別されるものの、当該証拠の内容を完全に除外した証拠能力に対する取調べや判断というのは現実には想定できず、準備手続において決されるべきではない。

(4) 準備手続の結果の顕出

準備手続において、被告人が発言、応答等をした場合、これは証拠とされることがないことを明記すべきである。

(5) 準備手続の充実

「できる限り早期に終結させるように努めなければならないものとする」という規程は削除すべきである。

裁判の充実、迅速の目的のための準備手続に、上記条項が加わると準備手続の拙速を促していると解さざるを得ない。

3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示

全面的な証拠の開示をすべきである。

(1) 検察官主張事実の提示

全部の公判事件について行うことを明記すべきである。

なお、現在、検察官は裁判所が証拠を開示すべき期間について何度申入れをしても遵守せず、弁護人としては準備ができなくて困っている状態が続いている。この問題は古くて新しい問題であるが、この問題が解決できれば裁判の充実迅速にとって大きな前進である。

なお、検察官が期間の遵守をしなかった場合、一定のペナルティーを課すべきで

- ある。
- (2) 取調べ請求証拠の開示
 - アについては異存はない。
 - イについて、「検察官が開示することが相当でないとする場合」との規定は削除されるか、さらに要件が具体化、厳格化されるべきである。
 - (3) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示
 - 全面的な証拠の開示をすべきである。したがって、A案、B案いずれも不十分である。
 - 4 被告人側による主張の明示
 - (1) 主張の明示等
 - アについては、B案に賛成する。なお、検察官からの完全な証拠開示を前提とすべきである。
 - イについて、B案に「できる限り」という条項を入れるべきである。
 - (2) 開示の方法
 - 特に異存はない。
 - 5 争点に関連する証拠開示
 - 前記のとおり、全面的な開示がなされるべきであるが、仮に、かかる規定を設けるとしても、開示による弊害は明白かつ差し迫った危険がある場合に限定すべきである。
 - 6 更なる争点整理と証拠開示
 - 前同様特に異存はない。
 - 7 証拠開示に関する裁定
 - (1) 開示方法の指定
 - 特に異存はない。
 - (2) 開示命令
 - 被告人は除外されるべきである。他は特に異存はない。
 - (3) 証拠の提示命令
 - 特に異存はない。
 - (4) 証拠の標目と提出命令
 - アについては、特に異存はない。
 - イについては、A案、B案とも反対である。
 - 一覧表は開示されるべきである。
 - 8 争点の確認等
 - (1) 争点の確認
 - 特に異存はない。
 - (2) 準備手続終了後の主張
 - B案に賛成する。
 - 準備手続において争点整理をする以上、A案の考え方も理解できないものではないが、無辜の者を処罰してはならないという大原則がある刑事裁判において、また、検察官が立証責任を負う刑事裁判において、被告人・弁護人について、争点につき失権効を設けるのは相当でない。
 - (3) 準備手続終了後の証拠調べの請求
 - C案に賛成する。
 - 主張と同様に、刑事裁判の原則に照らし、証拠請求についても準備手続において行う旨の規定は肯定できても、失権効を設けるべきではない。
 - 9 開示された証拠の目的外使用の禁止等
 - (1) 目的外使用の禁止
 - 条項の新設は反対であり、削除すべきである。
 - 解説では記録の暴力団関係者への流出が問題になったために新設をするとのことであるが、当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用することを一般的に禁止す

る規定を新設する根拠とはならない。

本規程が新設されれば、記録を当該被告人の民事事件で使用することも禁止され、被告人の共犯者の事件で使用することも禁止されることになり不合理であり、現状と著しく相違している。

また、社会に対して問題を指摘する場合、学術研究の対象となる場合などもあり、一般的に限定されるべきではない。まして、罰則を設けて禁止する等論外である。ところで、刑事手続に付随する措置に関する法律第3条は、犯罪被害者に公判調書等の謄写権を認める。その際、被害者には名誉もしくは生活の平穩を害しないことという注意規程はあるが、目的外使用の禁止の規程はない。そのため民事の裁判は勿論、その他の目的にも自由に使用できるのであり、完全に均衡を失っている。

(2) 開示された証拠の管理

条項の新設は反対である。

前記開示された証拠の管理責任者は弁護人なのかについては議論が分かれている。それにもかかわらず、弁護人に対して証拠の管理義務を強制できるような制度の復活は困難である。

10 証拠開示に関して証拠開示に応じなかった場合または開示すべき証拠を提出しなかった場合の制裁規定が欠落している。

公訴棄却、あるいは、絶対的控訴理由とするなどの措置が講じられるべきである。証拠の開示についていかに立派な制度を制定しても捜査機関がそもそも開示の対象から外した場合、重要な証拠が闇に葬り去られることになる。

第3 その2についての意見

1 連日開廷の確保等について

連日開廷の原則の法定

明記することには反対ではないが、連日開廷を可能にするための条件が確保されているかは大いに疑問がある。裁判の迅速化に関する法律4条に明記されるよう、連日開廷を可能にするための人的物的設備を整備するための十分な財政的措置を採ることが最低限の条件であるが、現在の裁判所の体制では人的、物的条件が整備されておらず、ひとつの事件で連日開廷をした場合、他の事件を犠牲にしなければならないのが実情である。この点の制度改革をどのようにするのか、たたき台は曖昧である。また、前記のとおり、全面的証拠開示、十分な準備期間、被告人の身体拘束からの解放等が保障されるべきである。

2 訴訟指揮の実効性の確保

(1) 国選弁護人の選任

裁判長は弁護人がいなければできない準備手続又は弁護人がなければ開廷することができない場合で、公判期日に職権で弁護人を付する場合は弁護人が正当な理由なく出頭しないとき又は準備手続若しくは公判手続に在席しなかったときに限定すべきである。

正当な理由がある場合にも別の弁護人を選任することは行き過ぎである。

(2) また、裁判長は職権で選任された弁護人に対しては、当該弁護人の準備が十分になされるよう準備手続又は公判期日に十分に配慮しなければならない旨の条項を追加すべきである。

3 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する裁判等

(1) 過料の制裁ないし損害賠償に関する規定を新設することには絶対に反対である。

そもそも、訴訟指揮権は当事者の信頼の上に成り立つものであり、罰則や制裁規定で訴訟指揮の遵守を求めること自体極めて問題である。また、訴訟指揮が遵守されない事例が散見されたという事実もないのであり、それにもかかわらず弁護権の侵害と直結する重大な問題について、安易に処罰規定を設けるべきではない。

(2) 裁判所による処置請求

絶対に反対である。

本件の規定はすべて裁判所が正しい訴訟指揮をすることを前提にしているが、実際の事件ではことは単純ではない。それにもかかわらず裁判所が一方的に処罰をし弁護士会等に対して処置請求をするという規定は言語道断である。

4 直接主義、口頭主義の実質化

直接主義、口頭主義の実質化をして調書裁判を排除すべきである。

このために、捜査の可視化は最低限必要な条件である。

以上の直接主義、口頭主義の実質化は裁判員制度対象事件の場合当然に導入すべきであるが、直接主義、口頭主義の実質化は裁判員制度対象事件以外の事件にも必要不可欠な制度である。

5 即決裁判手続

たたき台の構想は公的弁護制度が完全に実施され、弁護人の援助を受けることが必要な条件である。この点についての制度化がない場合当然反対である。また、裁判手続についてだけを改めても、現状とどの程度違うのかそもそも実効性に疑問がある。

（部落解放同盟愛知県連合会）

えん罪をなくすためには公正公平な証拠開示のルール化が必要です。A案をもとに「公正な証拠開示を求める会」の出した「証拠開示法制要綱案」を取り入れたルールを作るべきであると考えます。国連・自由権規約委員会の勧告、過去の誤審裁判やえん罪事件の要望も踏まえて、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することを義務化すべきです。また、新証拠発見を要件とする再審請求でも、証拠リストを弁護側に開示し、弁護側が検察官手持ちの未提出証拠にアクセスできるよう保障すべきです。

（部落解放同盟香川県連合会）

国際人権自由権規約委員会の勧告や諸外国の経験、法制度に学び、「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」については、「たたき台」のA案をもとに、検察官手持証拠の標目と要旨を記載したリストをまず弁護側に明らかにし、原則開示する義務を明記したルールを作るべきです。

（同文の意見が、以下の各団体から寄せられた。部落解放同盟香川県連合会観音寺支部、部落解放同盟香川県連合会仁尾支部、部落解放同盟香川県連合会仁尾の上支部、部落解放同盟香川県連合会高瀬町連絡協議会、部落解放同盟香川県連合会丸亀市連絡協議会、部落解放同盟香川県連合会坂出市連絡協議会、部落解放同盟香川県連合会福岡支部、部落解放同盟香川県連合会川西支部、部落解放同盟香川県連合会土器支部、部落解放同盟香川県連合会本島支部、部落解放同盟香川県連合会与北支部、部落解放同盟香川県連合会豊明支部、部落解放同盟香川県連合会上法軍寺支部、部落解放同盟香川県連合会南原支部、部落解放同盟香川県連合会新居支部、部落解放同盟香川県連合会田村支部、部落解放同盟香川県連合会由佐支部、部落解放同盟香川県連合会下高岡支部、部落解放同盟香川県連合会平木支部、部落解放同盟香川県連合会昭和支部、部落解放同盟香川県連合会横内支部、部落解放同盟香川県連合会大部支部、部落解放同盟香川県連合会湊崎支部、部落解放同盟香川県連合会北条支部、部落解放同盟香川県連合会橘支部、部落解放同盟香川県連合会草壁支部、部落解放同盟香川県連合会小海浜支部）

（部落解放同盟高知県連合会）

私たちは証拠未開示によっていかに無辜の人間が作りだされ、誤判・えん罪事件を生み、被告人とされて長期の人権侵害に苦しみ、傷心の痛手を引きずってきた多くの事例を知っています。とりわけ、狭山事件においても事件発生以来40年、その裁判過程では二審判決後28年以上も事実調べは行われず、検察も認めている大量の未開示証拠や証拠リストについても14年以上、今もって開示されていないのが現状です。国連・国際人権自由権委員会も日本政府に「すべての弁護側が利用・入手できるよう法律および実務を改めるよう」に勧告しています。

そこで、今回出された標記の件につきまして、とくに証拠開示のあり方について意見・

要望を申し述べます。総論として

- 1 検討会の論議を誤判の防止、誤判の救済、被告・弁護側の防御権の充実に重点を置いていただきたい。
- 2 弁護側が検察官の手持ちの公判未提出証拠の開示を求めて事件が長期化している現状と、えん罪事件・誤判事件の実態に目を向けて、あるべき刑事司法改革の案を検討していただきたい。

各論として

- 1 証拠標目一覧（証拠リスト）の開示をルール化するべきである観点から「たたき台」A案を基本的に支持します。
- 2 「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」については「たたき台」A案をもとに、「公正な証拠開示を求める会」の出した「証拠開示法制要綱案」をとりいれたルールをつくるべきです。
- 3 国連・自由権規約委員会の勧告や過去の誤判事件・えん罪事件の弁護団に開示する要望も踏まえて、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することを義務化すべきです。
- 4 新証拠発見を要件とする再審請求でも証拠リストを開示し、弁護側が検察官手持ちの未提出証拠にアクセスできるように保障すべきです。

（部落解放同盟中央本部）

私たちは、部落差別をはじめとしたあらゆる差別をなくし、人権が確立された社会をめざして幅広い運動を地域においてすすめています。わたしたちも、国際的な人権基準に学び、市民の人権と正義を守るために、いまこそ司法の民主的改革が必要であると考え、これまでも意見を述べてきました。「裁判員制度・刑事検討会」での熱心な議論・作業に敬意を表するとともに、「刑事裁判の充実・迅速化に関する意見募集」にたいして、以下のとおり意見、要望を述べさせていただきたいと思えます。

- 1 証拠開示問題の検討のありかたについて

わたしたちは、いわゆる狭山事件で40年以上にわたって無実を叫び、現在再審請求をおこなっている石川一雄さんの裁判を支援してきました。また、公平・公正な裁判を求めて、ほかのえん罪事件や再審請求事件とも交流、連帯してきました。そして、えん罪を防止し、誤判からの無辜の迅速な救済をはかる司法改革が必要であることを実感してきました。そのような立場から、誤判の防止・救済という視点にたって、公平で公正な裁判を実現するために、刑事手続の改革において、捜査・取調べの可視化と証拠開示の公正なルール化が最大の課題だと考えています。そこで、「たたき台」のうち、とくに、証拠開示のありかたについて意見、要望を述べます。

まず総論として、検討会における証拠開示問題の議論がもっぱら争点整理との関係で論じられているようであり、誤判の防止、誤判の救済、被告・弁護側の防御権の充実という観点から、ぜひ十分に議論をしていただきたいと考えます。過去に、現に誤判があったこと、その原因の一つが証拠開示が十分でなかったことであること、無罪証拠が隠されていたという事例もあること、現在も、長期にわたってえん罪を争う事件、再審請求事件が存在すること、それらの事件で弁護側が検察官手持ちの公判未提出証拠の開示を求めて長期化していること等をふまえるべきです。

カナダやイギリスでは、そうした誤判事件の教訓をもとに、証拠開示のルール化がおこなわれています。

ぜひ、えん罪事件、誤判事件の実態に目をむけて、あるべき刑事司法改革の案を検討してください。

- 2 「たたき台」第1の3の(3)「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」について

- (1) 証拠標目一覧（証拠リスト）の開示をルール化するべきである

「たたき台」のA案を基本的に支持します。B案では誤判防止・救済という観点から証拠開示のルールとして決定的に不十分であり、反対です。A案では、捜査機関が収集し保管されている証拠の一覧が弁護側に明らかにされることで、弁護側には証拠

の存在じたいは明らかになります。実質的な当事者主義という観点からも、審理をスムーズに進めるためにも、少なくとも、まず証拠標目一覧を弁護側に交付するべきです。「たたき台」の説明に書かれているように、「十分に争点整理を行うには、その前提として、検察官手持ち証拠はできるだけ幅広く開示されるようにする必要があります。原則開示・例外不開示という考えにたつべきです。

(2) A案にくわえてさらに留意すべきこと

さらに、A案をもとに、つぎの点を証拠開示のルールにもりこむべきです。

弁護側の開示請求権を明記し、検察官の不開示裁量権は認めるが、弁護側はそれにたいして開示命令の申立てができるようにするべきである。

証拠標目一覧には証拠の内容要旨を記載したものにし、弁護側が開示請求できるようにする。

開示・不開示の判断は当該事件の裁判所ではない第3者の裁判所がすみやかに判断するものとする。

「開示による弊害」は検察官が一方的に判断するのではなく、弁護側の意見も聴き、公平に第3者が判断するようにする。

再審請求があった場合や現に再審請求がなされている場合にも、弁護側の請求におうじて証拠リストを交付し、この開示手続を適用する規定をつくる。

捜査機関が収集した証拠、捜査記録のすべて（証拠化されていない捜査メモ、日誌などもふくめて）がリスト化されるよう証拠収集過程の透明化、客観化をはかる。

捜査機関が有罪・無罪にかかわるような重大な証拠を開示していなかったり、証拠リストにいれていないことが判明した場合は裁判所は公訴棄却や再審開始を決定する。

これらの点も考慮にいれた「公正な証拠開示を求める会」の「証拠開示法制要綱案」をとりいれることを要望します。

(3) 国際人権自由権規約委員会の勧告をふまえるべきです

国際連合の国際人権自由権規約委員会は、1998年に「法律および実務において弁護側が検察官手持ち証拠にアクセスできるよう保障する」ことを日本政府に勧告しています。同様の勧告は1993年の委員会でもなされています。弁護側が検察官手持ち証拠にアクセスできることを保障するためには、少なくともA案のような証拠リスト開示をルール化し、弁護側に手持ち証拠の存在を明らかにすべきです。

A案型の2段階開示の手続をとっているイギリスでも、証拠がリストからもれないようにすべきという指摘がされているといわれます。また、B案型の定型化された証拠の開示が義務化されているアメリカでは、被告側に有利な証拠の開示が判例上義務化されていることに留意しなければなりません。さらに、証拠一覧の作成や全証拠の送付が義務化されていないことの問題が指摘されているといわれます。

世界的な証拠開示の流れも、証拠標目一覧を弁護側に開示して証拠隠しがおきないようなルールを確立しようとしているということに注目すべきです。

1998年の勧告を受けて日本政府は自由権規約にもとづく第5回報告を国連に提出しなければなりません。（すでに2002年10月という提出予定を半年以上も過ぎています）国際人権自由権規約委員会の勧告を十分ふまえて、諸外国の証拠開示法制も参考にしながら証拠開示の公正・公平なルール化を検討してください。

(4) B案の問題点

一方、B案では、検察官請求証拠以外の証拠についても、一定の類型のものは弁護側の開示請求があった場合、事前に開示するという点で、いまよりも証拠開示が拡充されるように見えますが、つぎのような問題があります。

ひとつは「被告人又は弁護人から、開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして開示の請求があった場合」とされている点です。

弁護側にこのような重い条件を課することはきわめて不公平な事態を生じさせます。いったい被告・弁護側はどうやって「開示を求める証拠の種類及び範囲を特定」すればいいのでしょうか。検討会でも、「開示を求める種類及び範囲を特定する」ためにも証拠標目一覧を弁護側に開示しなければならないのではないかという意見が出されているようですが、少なくとも証拠標目の開示が必要といわねばなりません。

1998年の国際人権規約委員会の日本政府第4回報告書の審査において、クレツマー委員は、「捜査の段階で収集された情報で、弁護側に有利なものについては、弁護側はどのようにしてアクセスすることができるのか。弁護士がこの情報が存在するという知識があってはじめて、(開示)命令を裁判所からとりつけることが可能になる」と指摘していることに、このB案では答えることができないというべきではないでしょうか。

現状として、弁護側が検察官手持ち証拠の存在、内容を知ることが出来ないことが著しい不公平、不合理を生じていることは明らかです。そのためにも、証拠リストの開示をルール化することが必要です。

(5) B案の問題点

さらに、B案は、「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならない」としています。開示すべき証拠をいくら類型化しても、「検察官が相当と認めるとき」に開示するというルールでは現状を改善することにならないことは明らかです。被告側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった場合のペナルティを課するという規定を設けるならば別ですが、あくまで検察官が開示の必要性を判断するというのであれば、無罪証拠が埋もれてしまう危険性があります。B案では、これまでの誤判事例を教訓にして弁護側に証拠開示を保障するルールにはなりませんし、国連の勧告に答えるものとはならないと考えます。

(6) 証拠隠しを許さない公正・公平な証拠開示ルールを

「公正な証拠開示を求める会」が5月27日に司法制度改革推進本部宛に提出した「証拠開示法制要綱案」を支持し、法律化を求める声がわたしたちのもとにも多数寄せられています。不当な証拠隠しを許さず、公正・公平な証拠開示ルール、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することを義務化すべきとする声は非常に大きいということをお伝えするとともに、以上の意見も十分にとりいれていただけるよう要請いたします。